

# 発注関係事務の運用に関する指針 (解説資料)

平成 27 年 1 月 30 日

公共工事の品質確保の促進に関する  
関係省庁連絡会議 事務局  
(国土交通省)

# 目 次

運用指針の概要及び策定経緯	1
Ⅰ. 品確法改正について	3
(1) 品確法改正の概要	4
(2) 品確法における運用指針に関する規定	9
Ⅱ. 運用指針の概要について	11
(1) 運用指針の全体構成	12
(2) 運用指針の主なポイント	13
Ⅲ. 運用指針の策定経緯について	17
(1) 意見聴取及び調整の経緯	18
(2) 意見提出のあった団体数、意見数	19
(3) 頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等）	20

<b>運用指針の解説</b> .....	<b>29</b>
<b>I. 本指針の位置付けについて</b> .....	<b>33</b>
<b>II. 発注関係事務の適切な実施について</b> .....	<b>41</b>
<b>1. 発注関係事務の適切な実施</b> .....	<b>42</b>
(1) 調査及び設計段階.....	42
(2) 工事発注準備段階.....	62
(3) 入札契約段階.....	74
(4) 工事施工段階.....	122
(5) 完成後.....	150
(6) その他.....	154
<b>2. 発注体制の強化等</b> .....	<b>156</b>
(1) 発注体制の整備等.....	156
(2) 発注者間の連携強化.....	172
<b>III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について</b> .....	<b>175</b>
<b>1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点</b> .....	<b>176</b>
(1) 契約方式の選択.....	176
(2) 競争参加者の設定方法の選択.....	190
(3) 落札者の選定方法の選択.....	196
(4) 支払い方式の選択.....	204
<b>2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保             に資する入札契約方式の活用の例</b> .....	<b>210</b>
(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式.....	210
(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式.....	214
(3) 維持管理の技術的課題に対応した方式.....	218
(4) 発注者を支援する方式.....	220
<b>IV. その他配慮すべき事項</b> .....	<b>225</b>

<b>巻末資料</b> .....	<b>229</b>
<b>I. 関係法令</b> .....	<b>231</b>
公共工事の品質確保の促進に関する法律 （平成 17 年法律第 18 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正）.....	232
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 （平成 17 年 8 月 26 日閣議決定；平成 26 年 9 月 30 日最終変更）.....	240
発注関係事務の運用に関する指針 （平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ） .....	252
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成 12 年法律第 127 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正）.....	268
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 （平成 13 年 3 月 9 日閣議決定；平成 26 年 9 月 30 日最終変更）.....	274
<b>II. 参考資料一覧</b> .....	<b>291</b>

# 運用指針の概要及び策定経緯



# **Ⅰ. 品確法改正について**

## (1) 品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月に公布、同年 4 月 1 日より施行された。

建設産業においては、近年の建設投資の急激な減少や受注競争の激化により、いわゆるダンピング受注などが生じている。そのため、建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、さらには、建設生産を支える技術・技能が継承されないという深刻な問題が発生している。このような状況の下、今後、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に大きな懸念が生じている。既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

また、公共工事の発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部の発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのではないかとの懸念も生じている。

さらに、現在の入札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずしも十分な対応ができていない等の課題が存在する。

これらを踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、密接に関連する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等が改正されるとともに、平成 26 年 6 月 4 日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）が公布、施行された（衆議院・参議院ともに全会一致で成立）。

品確法の主な改正のポイントは以下のとおりである。

(i) 目的の追加 (第1条関係)

- 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進と、現在のみならず将来の公共工事の品質確保の促進を図る旨を追加。

(ii) 基本理念の追加 (第3条関係)

- 公共工事の品質は、工事の性格や地域の実情等に応じて多様な入札契約方法から適切な方法が選択されることや、地域において災害時の対応など社会資本の維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえ地域の公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保に配慮がなされること等により将来にわたり確保されなければならないことを追加。
- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること等により受注者として適格性を有しない建設業者が排除されること等入札契約の適正化を図られるよう配慮されなければならないことを追加。
- 公共工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、公正な契約を適正な額で締結し、速やかな代金支払い等により誠実に履行するとともに、公共工事に従事す

(品確法と建設業法、入札契約適正化法等の一体的改正について)

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

**品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正**

<目的> **公共工事の品質確保の促進**

→ そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

- **基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等**

基本理念を実現するため

- **発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化**

(例) 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

- **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正**

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定  
<建設業法等の一部を改正する法律>

**入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正**

<目的> **公共工事の入札契約の適正化**

→ 公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ **ダンピング対策の強化**

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ **契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保**

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

**建設業法の改正**

<目的> **建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達**

→ 建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ **建設工事の担い手の育成・確保**

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■ **適正な施工体制確保の徹底**

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

る者の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないことを追加。

- 公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力の適切な評価、活用等による調査及び設計の品質確保等に配慮されなければならないことを追加。

(iii) 国及び地方公共団体の相互の連携及び協力の追加（第6条関係）

- 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たり、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないことを追加。

(iv) 発注者責務の明確化（第7条関係）

- 発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を以下により適切に実施しなければならないことを追加。
  - ・ 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、施工実態等を的確に反映した積算を行うことによる予定価格の適正な設定
  - ・ 入札不調、不落の場合等における見積書の徴収等による予定価格の適正な設定
  - ・ ダンピング防止のための低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等

（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要）

<b>&lt;背景&gt;</b>	○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争    ○現場の担い手不足、若年入職者減少 ○発注者のマンパワー不足    ○地域の維持管理体制への懸念    ○受発注者の負担増大	>H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致) >H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致) >H26.6.4 公布・施行
<b>&lt;目的&gt;インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保</b>		
☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加		
○目的に、以下を追加 ・現在及び将来の公共工事の品質確保    ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進		
○基本理念として、以下を追加 ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保    ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施 ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮    ・ダンピング受注の防止 ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善 ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保    等		
☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化		
○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定		
○不調、不落の場合等における見積り徴収		
○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定		
○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更    ○発注者間の連携の推進    等		
各発注者が基本理念ののっとり発注を実施		
効果		
☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用		
○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約		
○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減		
○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） →地元にも明るい中小業者等による安定受注		
○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価		

法改正の理念を現場で実現するために、  
 ○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力  
 ○国等が講じる基本的な施策を明示（基本方針を改正）  
 ○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

- ・ 計画的な発注、適切な工期設定
  - ・ 適切な設計変更の実施
  - ・ 必要に応じて完成後の一定期間経過後の施工状況の確認、評価の実施
- 発注者は、施工状況の評価の標準化やデータベース整備等の措置を講ずること、他の発注者との情報交換等により連携を図ることを追加。
- (v) 多様な入札契約制度の導入・活用（第 12 条～第 20 条関係）
- 競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（第 13 条関係）
- 発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の若年技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の工事体制の確保状況等を適切に審査又は評価するよう努めなければならない旨を追加。
- 多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法の選択
- 発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、次の方法その他の多様な入札契約方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができることを追加。
- ・ 総合評価方式における事務負担の軽減への配慮：技術提案を求めるに当たっては、競争参加者の負担に配慮すること。（第 15 条関係）
  - ・ 段階的選抜方式：発注者は、競争参加者数が多数と見込まれる場合等において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定できる。（第 16 条関係）
  - ・ 技術提案・交渉方式：発注者は、公共工事の性格等により工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査結果を踏まえ選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約できる。その際、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ予定価格を定める。技術提案の審査に当たっては、中立・公正な判断ができる学識経験者の意見を聴き、審査過程等の概要を公表しなければならない。（第 18 条関係）
  - ・ 地域における社会資本の維持管理に資する方式：発注者は、地域の社会資本の維持管理の効率的かつ持続的実施のため必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、複数年度契約、複数工事一括発注、組合その他の事業者が競争に参加できる方式（共同受注方式）等を活用するものとする。（第 20 条関係）
- (vi) 発注者の支援等（第 21 条～第 24 条関係）
- 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識技術を必要とする発注関係事務を適切に実施できる者の活用の促進、適切な評価や発注者間の連携体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めることを追加。（第 21 条 4 項関係）
- 国は、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る運用指針を

定めることを追加。(第 22 条関係)

- 国は、地方公共団体が行う担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないことを追加。(第 23 条関係)
- 公共工事に関する調査及び設計の発注者は、公共工事に準じ、競争参加者の技術的能力に関する事項の審査や業務の性格、地域の実情等に応じた入札契約方法の選択等により、その品質を確保するよう努めるとともに、業務状況の評価の標準化並びに調査及び設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存等に必要な措置を講ずるよう努めることを追加。(第 24 条 1 項、2 項関係)
- 国は、調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、それらの者が十分に活用されるため、資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを追加。(第 24 条 3 項関係)

## (2) 品確法における運用指針に関する規定

品確法第 22 条において、国は、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）を定めることが規定された。

### 【品確法第 22 条における運用指針の規定】

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

また、品確法に基づき、政府が作成する公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）についても一部変更（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）され、国が、運用指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについての定期的な調査を実施し、その結果を公表することが規定された。

### 【基本方針に規定される定期的な調査の実施】

第 2 10 施策の進め方

国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」



## **II. 運用指針の概要について**

## (1) 運用指針の全体構成

運用指針の関係資料は、「指針本文」、「解説資料」及び「その他要領」により構成される。

「指針本文」は、品確法第22条の規定に基づき各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、国により作成されるものである。また、国は基本方針に基づき、各発注者における発注関係事務の実施状況について、定期的に調査を行うこととされている。

「解説資料」は、指針本文の理解・活用の促進とともに、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局（国土交通省）が作成するものであり、機動的に見直しを行うものである。

「その他要領」は、「解説資料」と同様に、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、必要に応じて各省庁により作成されるものであり、機動的に見直しが行われるものである。

### (運用指針の全体構成について)

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
① 指針本文	国 〔関係省庁 申合せ〕	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	・発注者の支援 〔 ・発注関係事務の実施状況について、 定期的に調査(結果はとりまとめ公表)〕	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
② 解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「① 指針本文」に 位置付け 〔各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力〕	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 ・取組事項について実務面での参考となる事項
③ その他要領	各省庁 〔必要に応じて 適宜策定〕	「① 指針本文」に 位置付け 〔各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力〕	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項

## (2) 運用指針の主なポイント

運用指針の内容は発注関係事務全般について多岐にわたるものであるが、主なポイントを、①「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」、②「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」、③発注関係事務を取り巻く「課題（現場の声）」に対し運用指針により「期待される効果」に整理すると以下のとおりである。

### ① 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」

必ず実施すべき事項	実施に努める事項
<p><b>予定価格の適正な設定</b></p> <p>予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。</p>	<p><b>工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用</b></p> <p>各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用する。</p>
<p><b>歩切りの根拠</b></p> <p>歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。</p>	<p><b>発注や施工時期の平準化</b></p> <p>債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。</p>
<p><b>低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</b></p> <p>ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。</p>	<p><b>見積りの活用</b></p> <p>入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。</p>
<p><b>適切な設計変更</b></p> <p>施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。</p>	<p><b>受注者との情報共有、協議の迅速化</b></p> <p>各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。</p>
<p><b>発注者間の連携体制の構築</b></p> <p>地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。</p>	<p><b>完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価</b></p> <p>必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。</p>

### ② 「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」

担い手の育成・確保のための取組	発注者の体制整備等に向けた取組
<p><b>予定価格の適正な設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する</li> <li>適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない（品確法第7条に違反）</li> </ul>	<p><b>本指針の理解・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>ダンピング受注の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底（これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。）</li> </ul>	<p><b>職員の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む</li> </ul>
<p><b>発注・施工時期の平準化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の請負契約の原則（当事者の対等な合意）を踏まえた適正な工期の設定</li> <li>債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定</li> <li>発注見通しの統合・公表等による計画的な発注</li> </ul>	<p><b>外部の支援体制の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用</li> <li>国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進</li> </ul>
<p><b>適切な設計変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等</li> </ul>	<p><b>発注者間の連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進</li> <li>地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進</li> </ul>
<p><b>現場の担い手の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮</li> <li>企業の地域精通度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価</li> <li>賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携</li> </ul>	<p><b>多様な入札契約方式の選択・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用</li> <li>一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用</li> </ul>

➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

③ 発注関係事務を取り巻く「課題（現場の声）」に対し運用指針により「期待される効果」

課題（現場の声）	運用指針における記載【 <b>具体の施策例</b> 】	期待される効果
<p>予価の適正な設定</p> <p>「予価が施工の実態と合っていない」</p> <p>「市場価格が急激に変動している、適切な単価が設定されない」</p> <p>「発注者が歩切りをしている」</p>	<p>○予価の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。</p> <p>○最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。 【<b>小規模工事における間接工事費等の設定の見直し、維持修繕工事3工種の歩掛の追加等の実施(H26.4)</b>】</p> <p>○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。</p> <p>○入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予価を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。【<b>當積算方式の普及・促進(H26.9から)</b>】</p> <p>・入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法 など</p> <p>○適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予価とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。 【<b>定義及び違法性を明らかにした上で実態を調査中(H26.12から)</b>】</p>	<p>・市場価格を反映した適正な予価が設定されます。</p> <p>・見積りの活用により速やかな契約締結が推進され、事業の円滑な推進が図られます。</p> <p>・歩切りがなくなります。</p>
<p>ダンピング受注の防止</p> <p>「品質を考慮せずに、ただ安くすれば良いという考えの発注がみられる」</p> <p>「積算もせずに、赤字覚悟で入札する業者がみられる」</p>	<p>○ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。</p> <p>○入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率(予価に対する契約価格の割合をいう。)と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直す。</p> <p>○低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。【<b>入札金額の内訳書の提出を義務付け(H27.4から)</b>】</p>	<p>・ダンピング受注の防止が図られます。</p>
<p>発注・施工時期の平準化</p> <p>「工期の設定が短いため、資材や労務の調達コストが増える」</p> <p>「年度末等に工事が集中する一方、年度当初の工事量は少ない」</p>	<p>○建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提とする。</p> <p>○債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。 【<b>国土交通省国債工事において、国債債務負担行為の一層の活用等により平準化の取組を開始(H27.4から)</b>】 【<b>都道府県における平準化の取組状況を調査中(H26.12から)</b>】</p> <p>○地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見直しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。 【<b>全国の各ブロックで発注見直しの統合・公表を実施(H26.8から)</b>】</p>	<p>・適切な工期が設定されます。</p> <p>・発注・施工時期の平準化が図られます。</p>
<p>適切な設計変更</p> <p>「設計変更及びこれに伴う請負代金額や工期の変更を発注者が認められない」</p>	<p>○設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金額や工期の適切な変更を行う。【<b>設計変更ガイドラインの策定【設計変更審査会の開催促進】</b>】</p> <p>○労務、資材等の価格変動を注視し、資金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。</p>	<p>・設計変更が円滑に行われます。</p> <p>・物価等の変動に応じて必要な費用が支払われます。</p>
<p>現場の担い手の育成・確保</p> <p>「次世代を担う若者達がいらない、育たない」</p> <p>「他産業より労働環境が悪いので改善してほしい」</p>	<p>○必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して施工実績の要件を緩和することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。</p> <p>○必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。</p> <p>○必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精進度や技能労働者の技能(登録基幹技能者等の資格の保有など)等を評価項目に設定する。 【<b>国土交通省直轄工事において女性・若手技術者の登用等を支援するモデル工事の試行(H26夏から)</b>】</p> <p>○労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、資金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。</p> <p>○元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。【<b>全ての工事について施工体制台帳の作成・提出を義務付け、加入状況を確認(H27.4から)</b>】</p>	<p>・現場の担い手の育成・確保が促進されます。</p>
<p>多様な入札契約方式の選択・活用</p> <p>「地域を守る仕事が地域の企業で受注できるようにしたい」</p>	<p>○各発注者は、工事の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえて、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせるよう努める。【<b>平成26年度中に入札契約方式の適用に関するガイドラインを作成予定)</b>】</p> <p>○防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増えている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。</p> <p>・複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式(地域維持型契約方式)を活用 【<b>多様な入札契約方式モデル事業により地方公共団体への支援を実施中(H26.10から)</b>】 【<b>地域維持型契約方式の活用、複数年契約、複数工種での発注</b>】</p>	<p>・多様な入札契約方式の選択・活用により、地域における社会資本を支える企業(地域の担い手)の確保や発注者の能力・体制の補完が図られます。</p>

課題（現場の声）	運用指針における記載【具体の施策例】	期待される効果
<p>職員の育成</p> <p>「発注関係事務を適切に実施できる職員が不足している」</p>	<p>○各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国及び都道府県の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。</p> <p>○国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。【地方公共団体における体制及び必要とされる支援策についてのアンケートを実施(H26.10)】</p>	<p>・発注担当職員の実務能力が向上します。</p>
<p>外部の支援体制の活用</p> <p>「発注量の一時的な増加や技術的難易度の高い工事に対応できない」</p>	<p>○各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。</p> <p>○国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成、活用の促進に努める。</p> <p>【一部の地方ブロックにおいて公共工事の発注者支援機関の認定制度を検討】</p>	<p>・必要なインフラの整備に、現行の発注体制のままでもより確実に対応できます。</p>
<p>発注者間の連携強化</p> <p>「膨大な事務量や複雑な手順のため、職員の負担が重く円滑に発注できない」</p> <p>「入札契約に関する制度の変更や運用上の課題に、実際にどう対応すればよいかわからない」</p>	<p>○技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。</p> <p>○最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。</p> <p>○各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。</p> <p>【国土交通省の一部直轄工事において地方公共団体発注工事の工事成績評定を活用】</p> <p>○地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。</p> <p>○地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者（地域発注者協議会等）を通じて、国や都道府県の支援を求める。</p> <p>【地域発注者協議会等の活用の一層の促進(随時)】</p>	<p>・他の発注者のノウハウの活用により、事務負担が軽減されます。</p> <p>・他の発注者との情報交換・共有を通じて、手続き上のミスの未然防止が図られ、より効率的かつ円滑な事務の運用が可能になります。</p>



### **III. 運用指針の策定経緯について**

## (1) 意見聴取及び調整の経緯

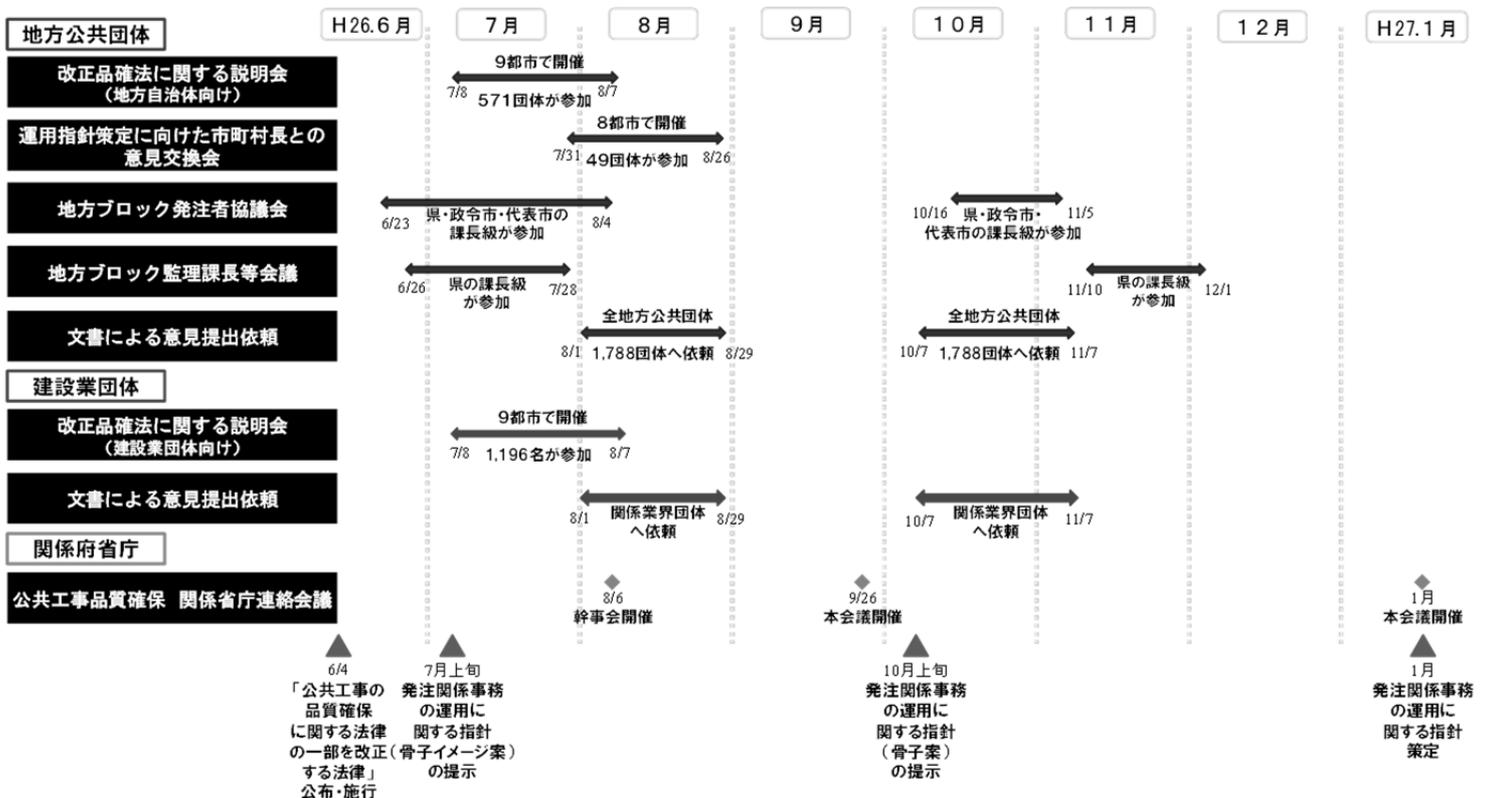
運用指針は、品確法第22条において、「国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする」と規定されている。

このため、その策定に当たり、地方公共団体及び建設業団体等に対して説明会や意見交換会などさまざまな機会を通して意見を聴くとともに、地方整備局等を通じての文書による意見提出を依頼し、地方公共団体及び建設業団体等からそれぞれ延べ約1,800件、約2,400件の意見が提出された。

また、学識経験者に対しては、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）や「中央建設業審議会」（会長：石原邦夫東京海上日動火災保険株式会社相談役）において、意見を聴いた。

関係者からの意見聴取と並行して、関係省庁間の調整を進め、平成26年9月29日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、運用指針の策定に向けた取組や検討の状況を確認し、平成27年1月30日に開催された同会議において、運用指針を申し合わせた。

### (運用指針策定に向けた意見聴取及び調整の実施状況)



## (2) 意見提出のあった団体数、意見数

### 第1回（骨子イメージ案について）の意見提出

#### ■ スケジュール

平成26年8月1日：依頼文書発出      8月29日：提出期限

#### ■ 意見提出のあった団体数

##### <地方公共団体>

・都道府県	45 団体	}	計 247 団体
・政令指定都市	16 団体		
・市区町村	186 団体		

##### <建設業団体等>

・建設業団体等	138 団体
---------	--------

#### ■ 意見数

##### <地方公共団体>

・都道府県	384 件	}	計 1,042 件
・政令指定都市	116 件		
・市区町村	542 件		

##### <建設業団体等>

・建設業団体等	1,340 件
---------	---------

### 第2回（骨子案について）の意見提出

#### ■ スケジュール

平成26年10月7日：依頼文書発出      11月7日：提出期限

#### ■ 意見提出のあった団体数

##### <地方公共団体>

・都道府県	37 団体	}	計 176 団体
・政令指定都市	17 団体		
・市区町村	122 団体		

##### <建設業団体等>

・建設業団体等	88 団体
---------	-------

#### ■ 意見数

##### <地方公共団体>

・都道府県	319 件	}	計 753 件
・政令指定都市	76 件		
・市区町村	358 件		

##### <建設業団体等>

・建設業団体等	1,042 件
---------	---------

### (3) 頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等）

#### ＜地方公共団体＞

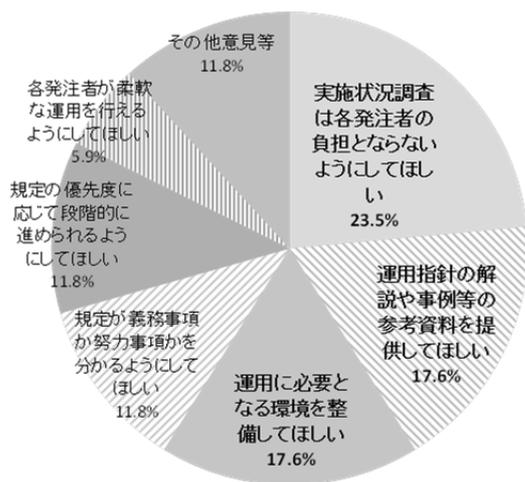
第2回（骨子案について）の意見提出の際に地方公共団体から提出された主な意見は以下のとおりである。

#### 0. 本指針の位置づけについて

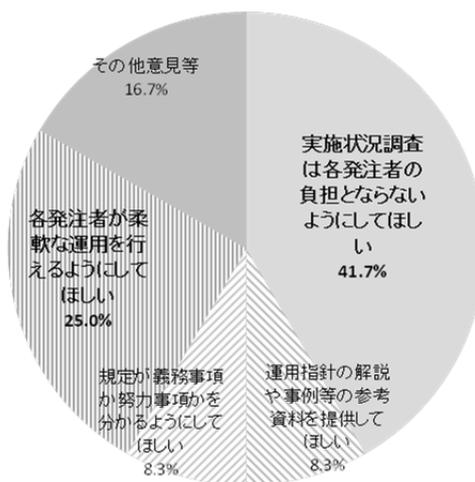
（対象：平成26年11月7日までに地方公共団体から提出された意見）

##### 【主な意見】

- 実施状況調査は各発注者の負担とならないようにしてほしい
- 運用指針の解説や事例等の参考資料を提供してほしい
- 運用に必要な環境を整備してほしい
- 各発注者が柔軟な運用を行えるようにしてほしい



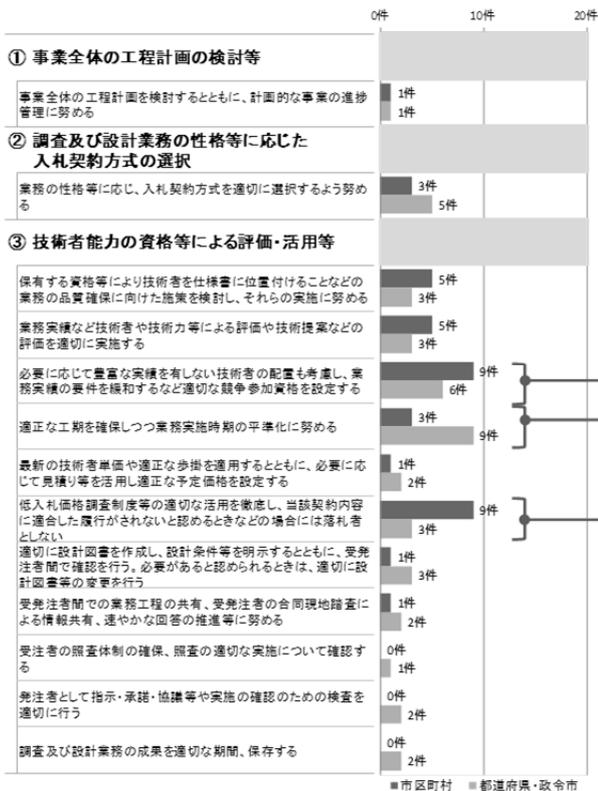
【都道府県・政令市】  
(意見数 17件)



【市区町村】  
(意見数 12件)

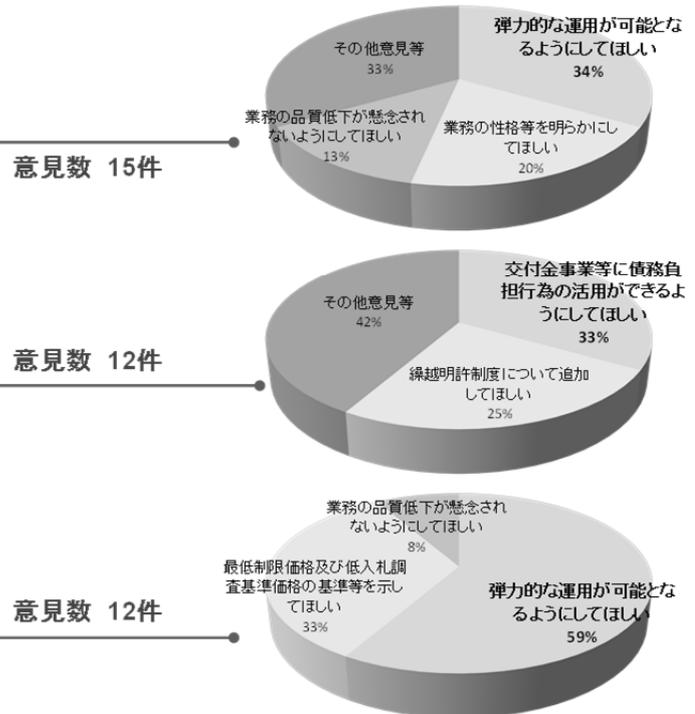
# I. 1 発注関係事務の適切な実施

## (1) 「調査・設計段階」に関する意見

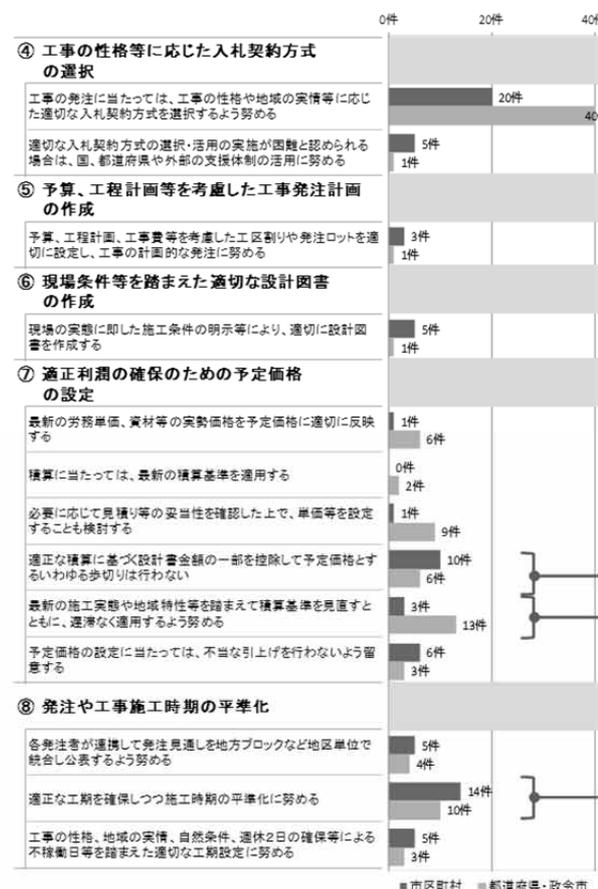


### 【主な意見】

- (豊富な実績を有しない技術者の配置も考慮した競争参加資格の設定について) 弾力的な運用が可能となるようにしてほしい
- (低入札価格調査制度等について) 弾力的な運用が可能となるようにしてほしい

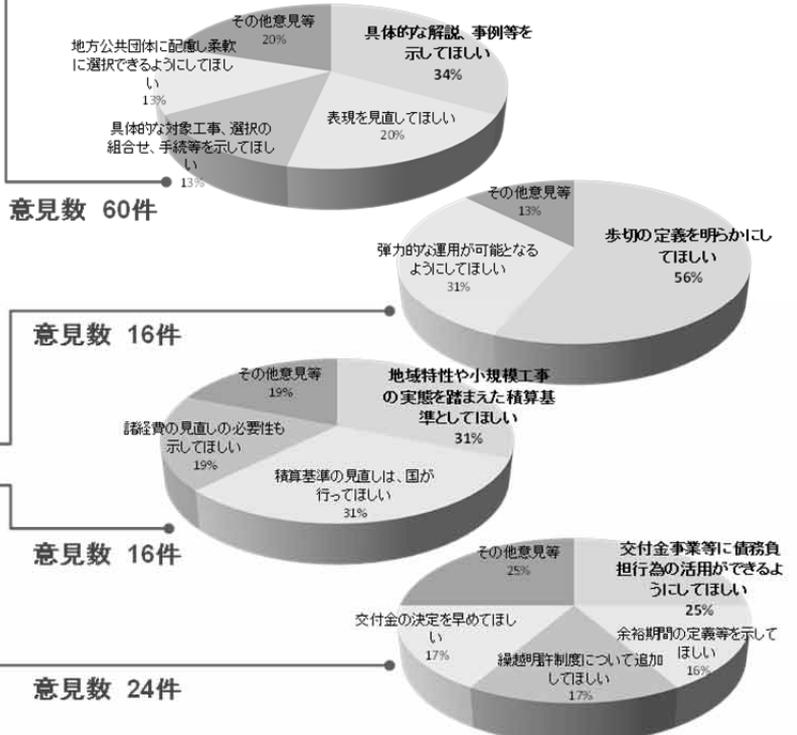


## (2) 「工事発注準備段階」に関する意見

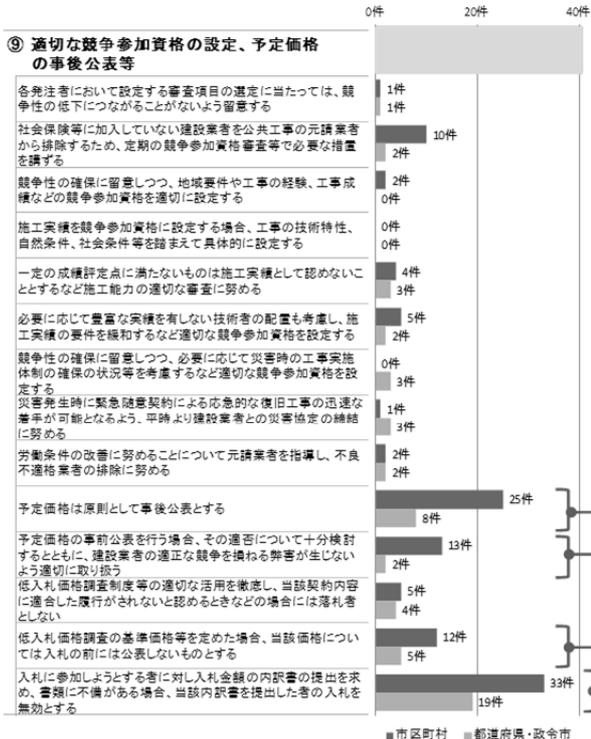


### 【主な意見】

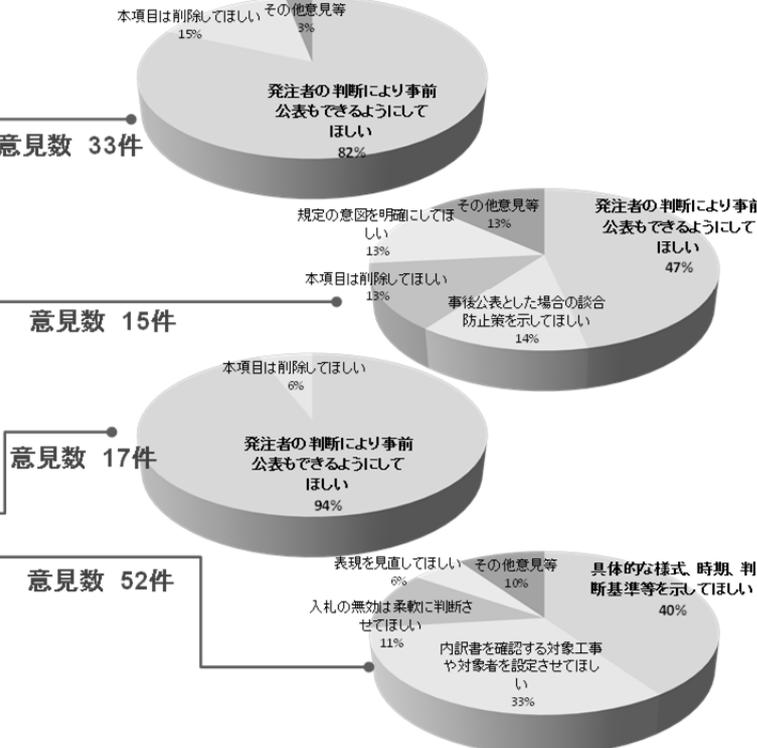
- (入札契約方式の選択について) 具体的な解説、事例等を示してほしい
- 歩切りの定義を明らかにしてほしい
- 地域特性や小規模工事の実態を踏まえた積算基準としてほしい



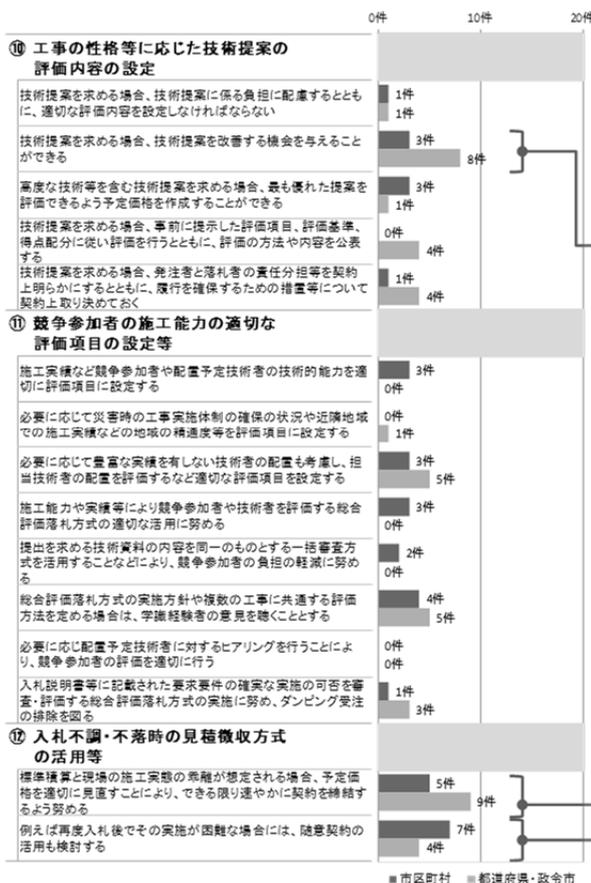
(3)「入札契約段階」に関する意見



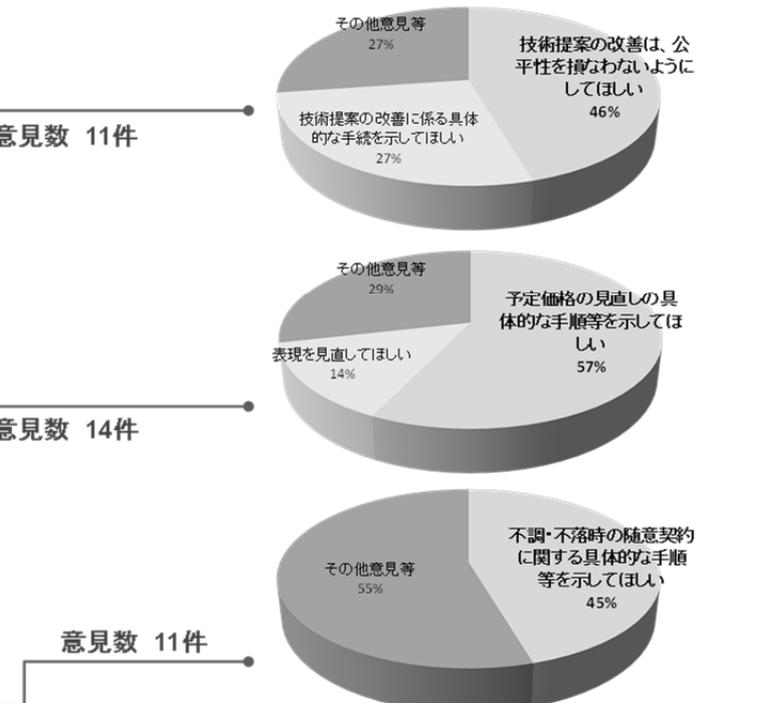
**【主な意見】**  
 ■ (予定価格の事後公表や低入札価格調査の基準価格等について) 発注者の判断により事前公表もできるようにしてほしい  
 ■ (入札金額の内訳書について) 具体的な様式、時期、判断基準等を示してほしい



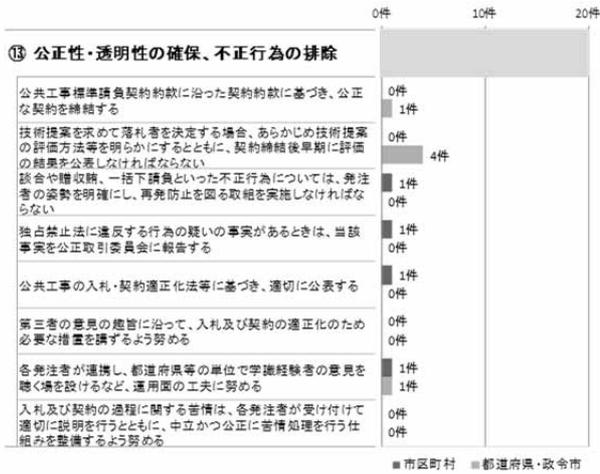
(3)「入札契約段階」に関する意見 (つづき)



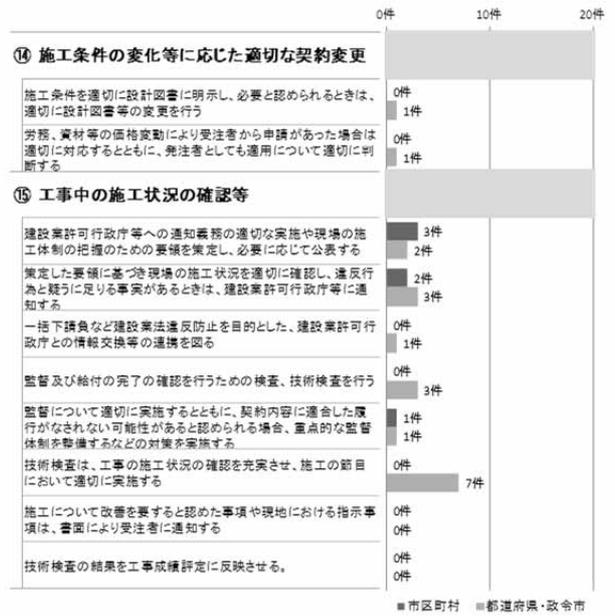
**【主な意見】**  
 ■ 技術提案の改善は、公平性を損なわないようにしてほしい  
 ■ (入札不調・不落時における) 予定価格の見直しの具体的な手順等を示してほしい  
 ■ 不調・不落時の随意契約に関する具体的な手順等を示してほしい



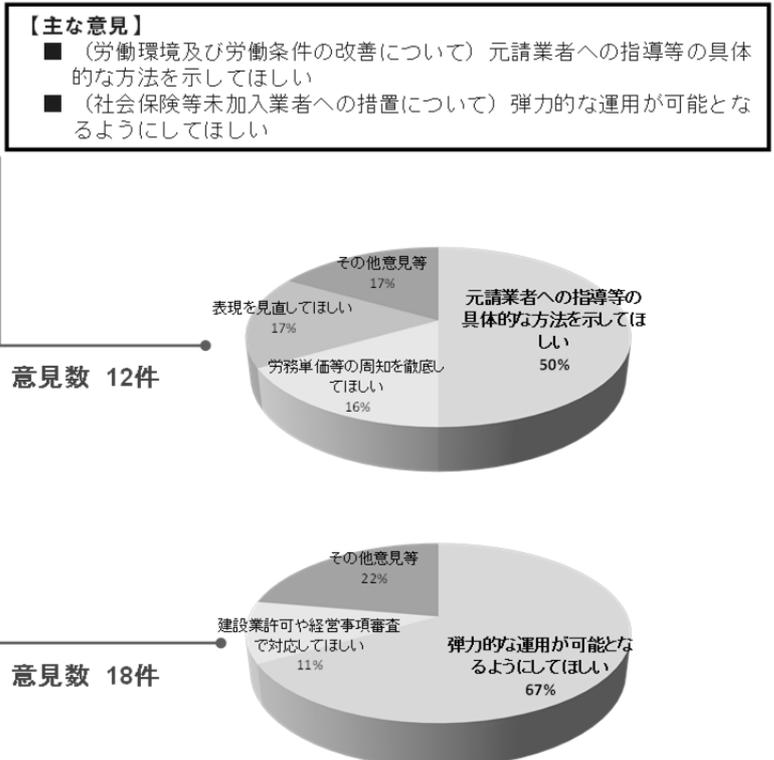
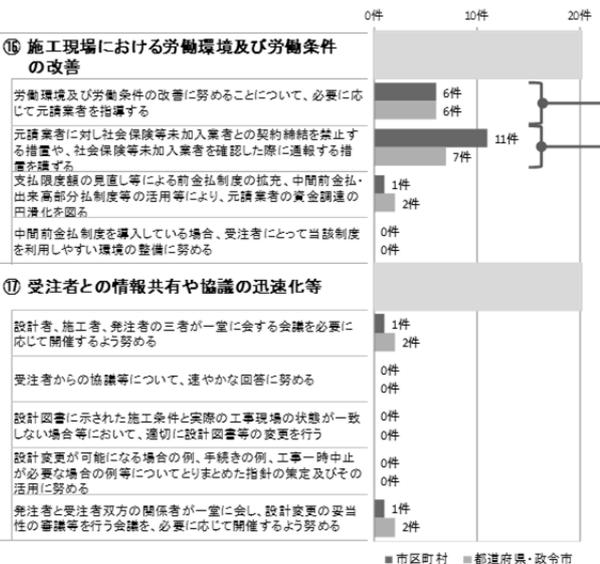
### (3)「入札契約段階」に関する意見（つづき）



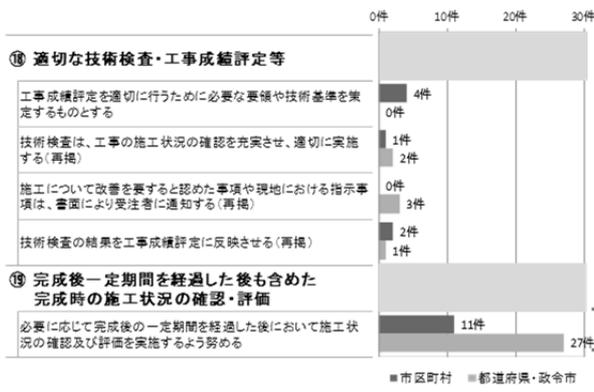
### (4)「工事施工段階」に関する意見



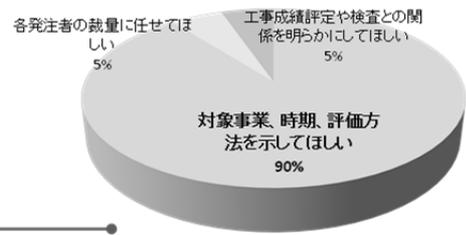
### (4)「工事施工段階」に関する意見（つづき）



(5)「完成後」に関する意見

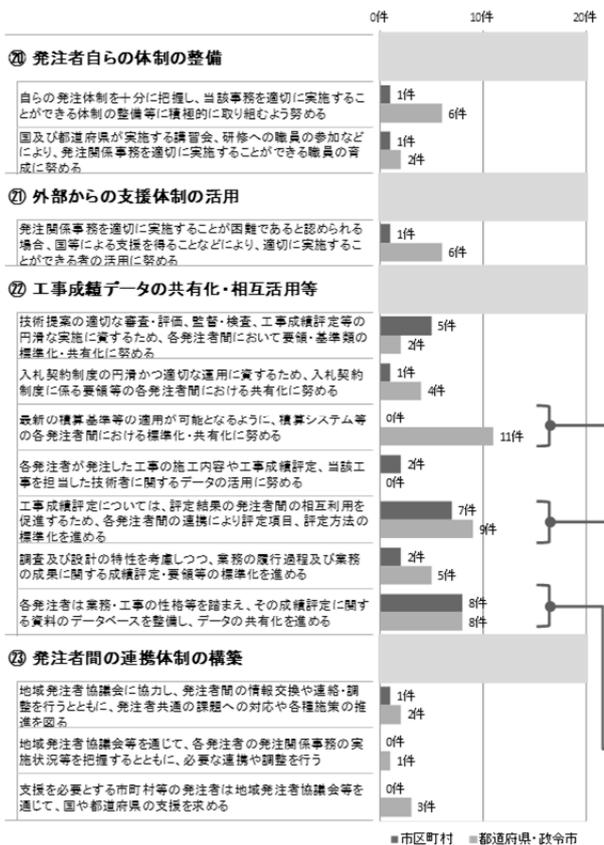


**【主な意見】**  
 ■ (完成後の一定期間を経過した後における施工状況の確認及び評価について) 対象事業、時期、評価方法を示してほしい

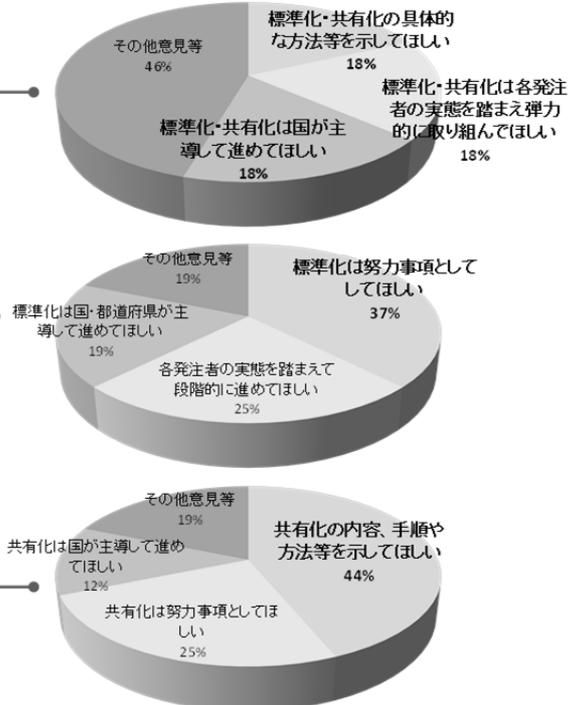


意見数 38件

I.2 発注体制の強化等



**【主な意見】**  
 ■ (積算システム等の標準化・共有化について) 具体的な方法示してほしい。各発注者の実態を踏まえ弾力的に取り組んでほしい。国が主導して進めてほしい。  
 ■ (工事成績評定の標準化について) 努力事項としてほしい  
 ■ (成績評定に関するデータの共有化について) 内容、手順、方法等を示してほしい



意見数 11件

意見数 16件

意見数 16件

<建設業団体等>

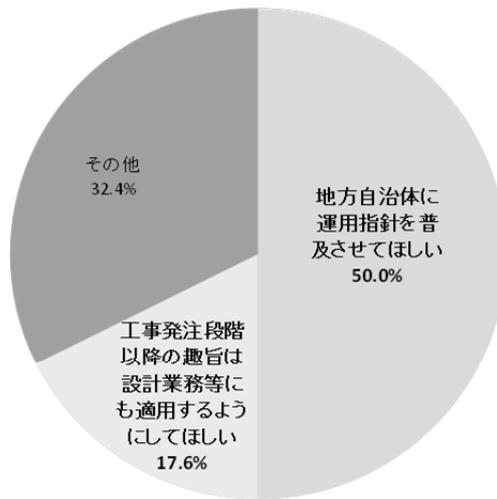
第2回（骨子案について）の意見提出の際に建設業団体等から提出された主な意見は以下のとおりである。

0. 本指針の位置づけについて

（対象：平成26年11月7日までに業団体から提出された意見）

【主な意見】

- 地方自治体に運用指針を普及させてほしい
- 工事発注段階以降の趣旨は設計業務等にも適用するようしてほしい

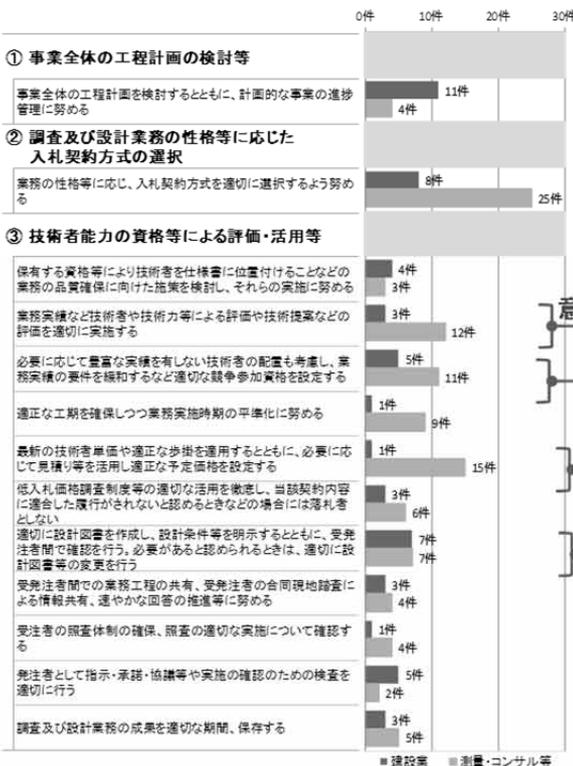


【建設業団体等】

（意見数 34件）

I. 1 発注関係事務の適切な実施

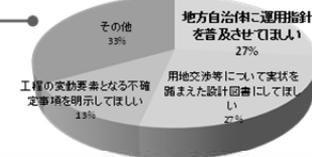
(1) 「調査・設計段階」に関する意見



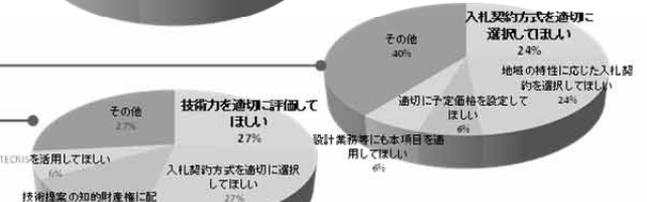
【主な意見】

- 用地交渉等について実状を踏まえた設計図書にしてほしい
- 入札契約方式を適切に選択してほしい
- 技術力を適切に評価してほしい
- 予定価格及び積算内訳を公表してほしい

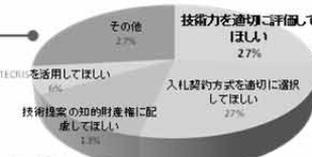
意見数 15件



意見数 33件



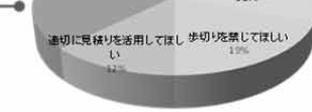
意見数 15件



意見数 16件



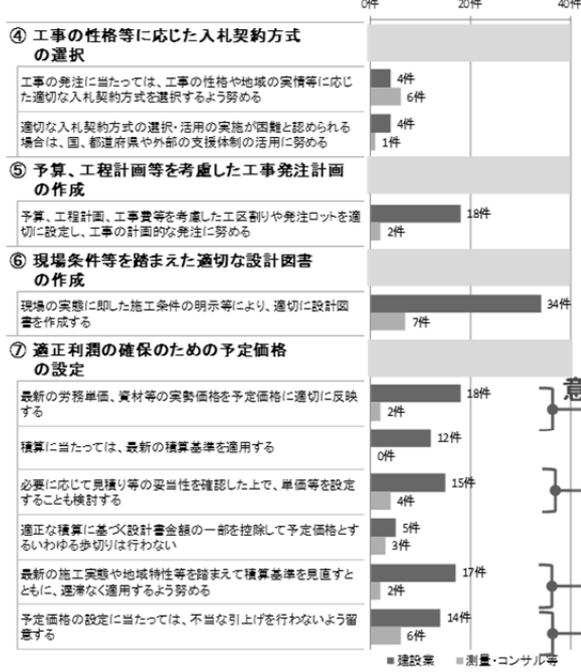
意見数 16件



意見数 14件

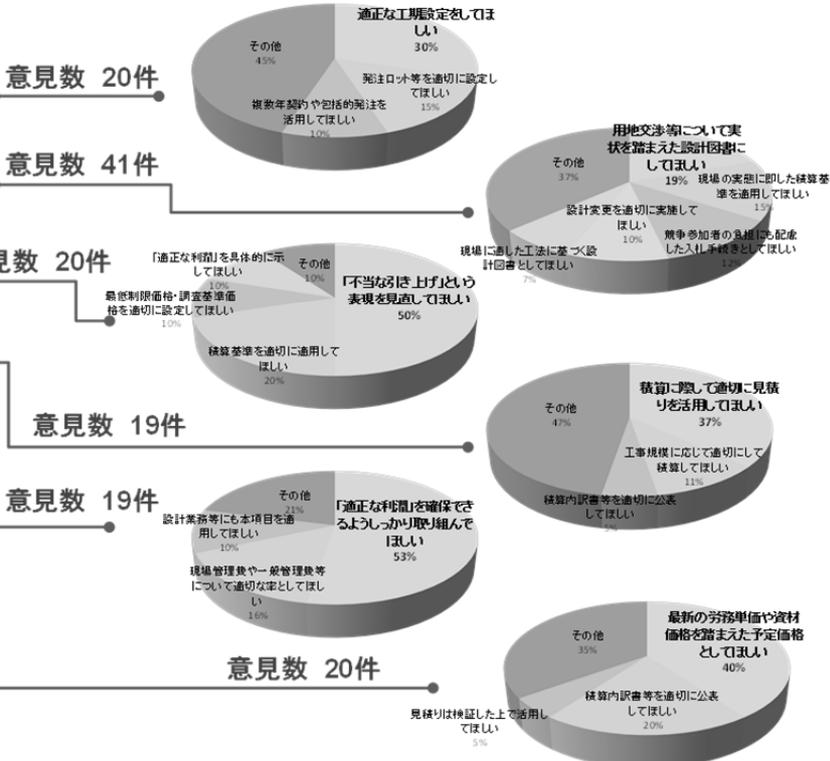


## (2)「工事発注準備段階」に関する意見



**【主な意見】**

- 適正な工期設定をしてほしい
- 用地交渉等について実状を踏まえた設計図書にしてほしい
- 最新の労務単価や資材価格を踏まえた予定価格としてほしい
- 「適正な利潤」を確保できるようにしっかり取り組んでほしい

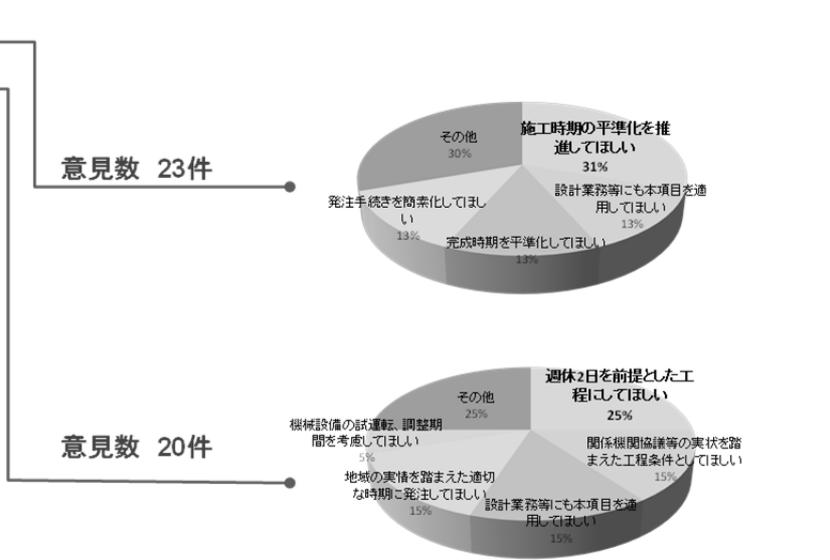


## (3)「入札契約段階」に関する意見

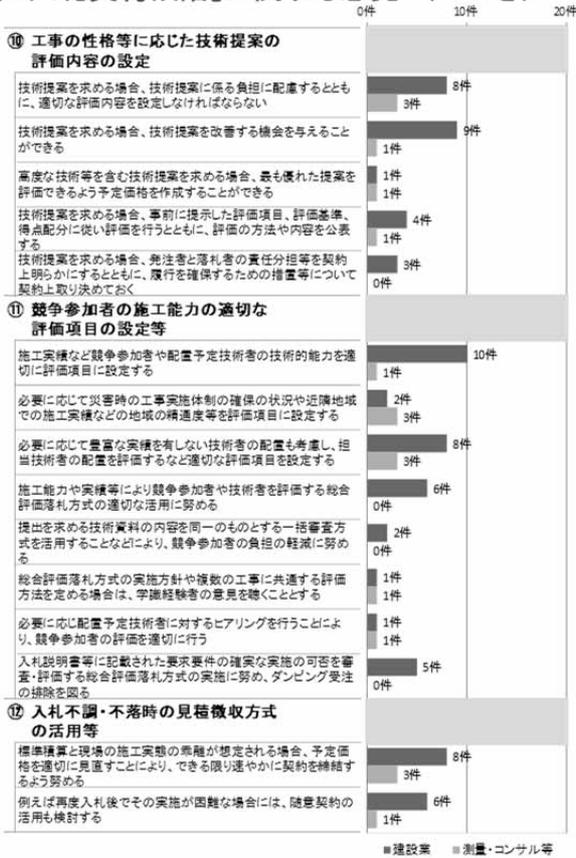


**【主な意見】**

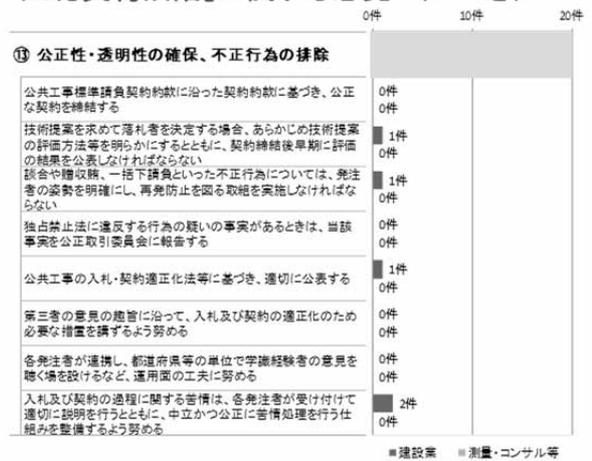
- 工期の平準化を推進してほしい
- 週休2日を前提とした工程にしてほしい



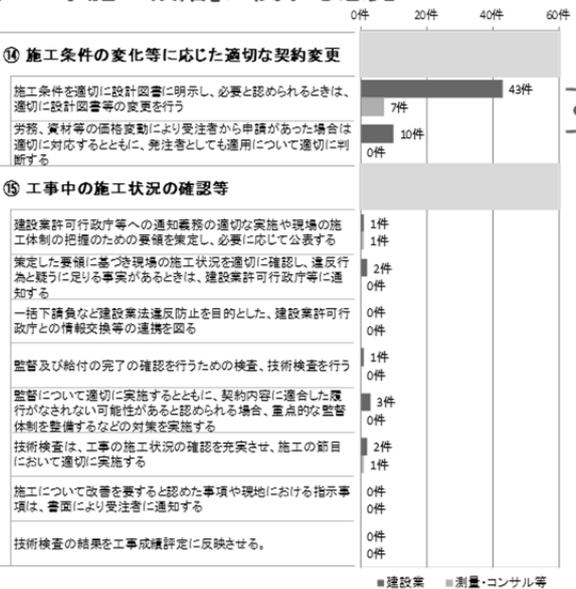
### (3)「入札契約段階」に関する意見（つづき）



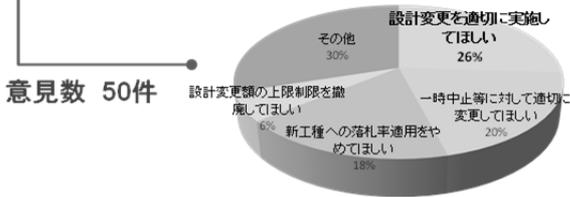
### (3)「入札契約段階」に関する意見（つづき）



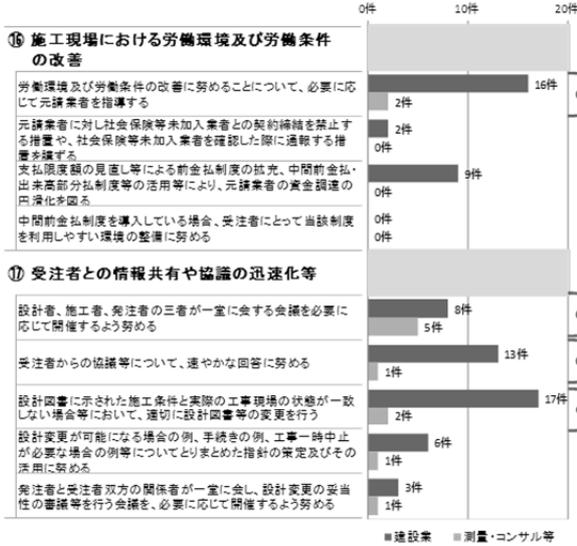
### (4)「工事施工段階」に関する意見



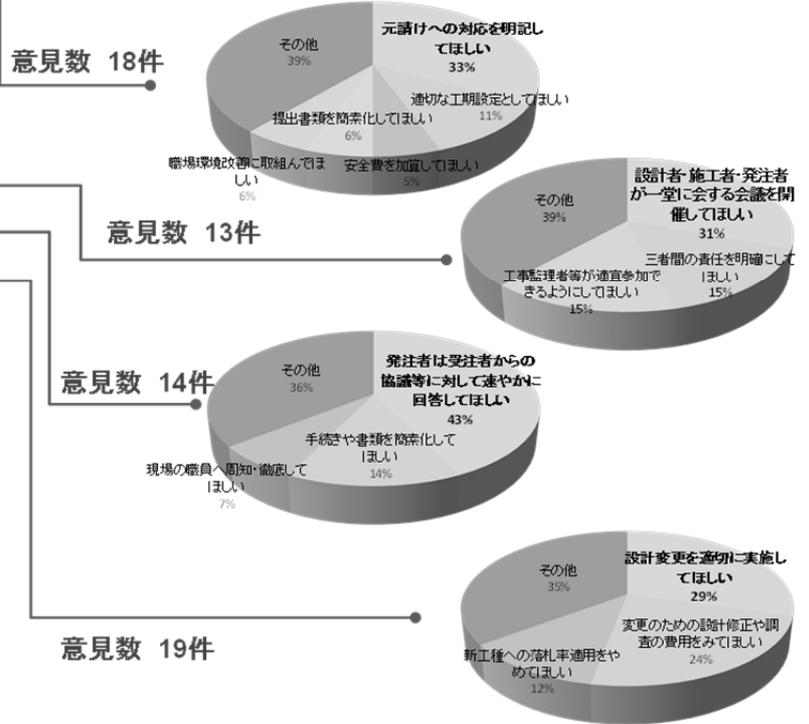
【主な意見】  
 ■ 設計変更を適切に実施してほしい



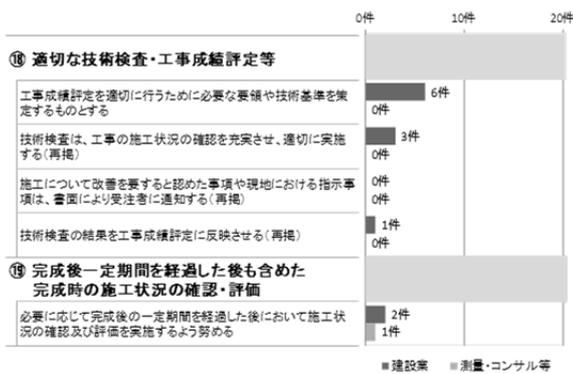
(4)「工事施工段階」に関する意見（つづき）



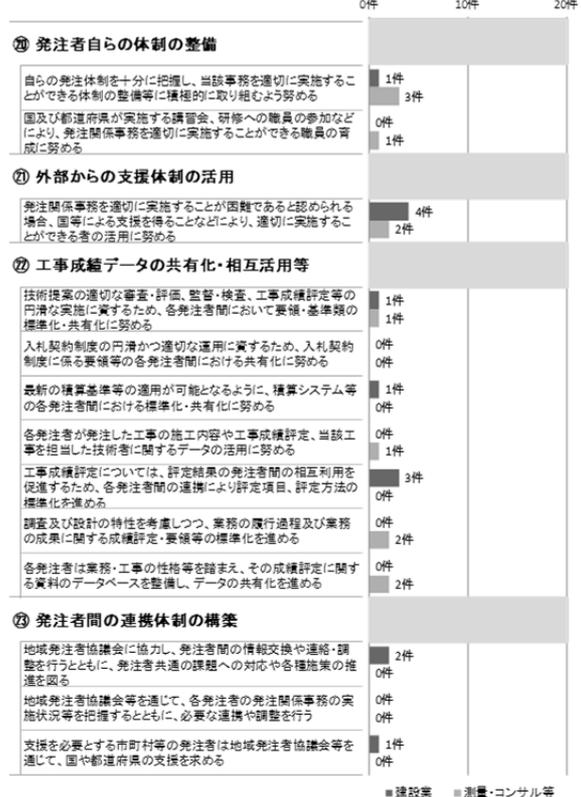
【主な意見】  
 ■設計者・施工者・発注者が一堂に会する会議を開催してほしい  
 ■発注者は受注者からの協議等に対して速やかに回答してほしい  
 ■設計変更を適切に実施してほしい



(5)「完成後」に関する意見



I.2 発注体制の強化等



# 運用指針の解説

以下に、本解説の各ページの構成を示す。

## 〔各ページの記載例〕

○見開き左ページの最上段に  
「指針本文」を原文のまま記載

「指針本文」についての解説  
Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について  
1. 発注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

### 【指針本文】

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績(以下「施工実績」という。)や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等(官公需適格組合を含む。)が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

### 【解説】

#### ○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認<sup>1) 1) 1)</sup>

予算決算及び会計令第73条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

#### 【技術的能力の審査(競争参加資格の確認)】

(1) 企業・技術者の能力等

##### ○同種工事の施工実績

・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事(都道府県等の他の発注機関の工事を含む)を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が6.5点未満の工事は対象外とする。

・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定(例えば橋梁の長さ(何m以上)、施工面積(何㎡以上)、施工量(何㎡以上)等)を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

○「指針本文」に記載の内容について、ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用するなどにより解説

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。
  - 地理的条件
    - ・要件として設定する場合、競争性を確保する。
  - 資格
    - ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置する。
    - ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- 出典）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月国土交通省）

○ 施工実績の要件を緩和

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【施工実績の競争参加資格要件を緩和している事例（近畿地方整備局）】

今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)	<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績(緩和対象)	<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例1 道路改良工事 (掘削80,000m <sup>3</sup> )	(現状) 道路工事における掘削(又は切土)の施工実績 ↓ (緩和) 掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の土量が80,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
例2 河川築堤工事 (築堤盛土53,000m <sup>3</sup> )	(現状) 河川堤防における築堤盛土の施工実績 ↓ (緩和) 路体(築堤)盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が53,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
例3 橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状) 道路における鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の施工実績 ↓ (緩和) 鉄筋コンクリート構造物(プレキャストを除く)の施工実績	道路における鉄筋コンクリート構造の橋台高さが15m以上であれば加点。
例4 橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状) 道路橋における根梁補修の施工実績 ↓ (緩和) コンクリート構造物補修の施工実績	橋梁補修におけるひび割れ注入工の延長が200m以上であれば加点

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、総合評価における評価項目(加点の基準)は現行どおりとする。

出典)「近畿ブロック発注者協議会(第7回協議会)」(平成26年10月国土交通省近畿地方整備局)

(参考法令等)

- i)「予算決算及び会計令」第73条(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)
- ii)「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、  
・参考となる法令等  
・参考となる要領、基準、ガイドライン等を記載



# **Ⅰ. 本指針の位置付けについて**

## 【指針本文】

### I. 本指針の位置付けについて

本指針は、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の**基本理念**にのっとり、**公共工事の発注者**（以下「発注者」という。）を支援するために定めるものである。各発注者が、**同法第7条に規定する「発注者の責務」**等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等に対して、各発注者における発注関係事務の適切な運用を図ることを目的とする。

また、国は、本指針に基づき**発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査**を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

なお、本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※本文中の下線部は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条（発注者の責務）に規定されている事項に関連する文章

## 【解説】

### ○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

現在及び将来のインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月4日に公布・施行された。

（本法の概要については、「運用指針の概要及び策定経緯 I.（1）品確法改正の概要」P.4～を参照。）

### ○ 基本理念<sup>1)</sup>

同法の基本理念は、品確法第3条において、以下のとおり定められている。

#### 【品確法第3条に規定される基本理念】

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及

び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

- 3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。
- 5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

#### (参考法令等)

- i)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、品確法) 第3条(基本理念)

## ○ 公共工事 ⅰ) ⅱ) ⅲ)

本指針における公共工事については、関係法令において以下のとおり定められている。

### 【品確法第2条に規定される公共工事】

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

### 【入札契約適正化法第2条に規定される公共工事】

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。
- 二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

### 【入札契約適正化法施行令第1条に規定される特殊法人等】

(特殊法人等の範囲)

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会
- 二 削除
- 三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立

行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」  
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」  
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」

### ○ 発注者を支援するために定める <sup>iv)</sup>

国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針（運用指針）を定めることについて、品確法第 22 条において、以下のとおり定められている。

#### 【品確法第 22 条に規定される運用指針】

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

### ○ 同法第 7 条に規定する「発注者の責務」 <sup>v)</sup>

各発注者は、基本理念にのっとり、品確法に規定されている発注関係事務を適切に実施しなければならないことについて、同法第 7 条において、以下のとおり定められている。

#### 【品確法第 7 条に規定される発注者の責務】

（発注者の責務）

第七條 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

#### （参考法令等）

- i) 品確法 第 2 条（定義）
- ii) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、入札契約適正化法） 第 2 条（定義）
- iii) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」 第 1 条（特殊法人等の範囲）
- iv) 品確法 第 22 条（発注関係事務の運用に関する指針）
- v) 品確法 第 7 条（発注者の責務）

### 【品確法第7条に規定される発注者の責務】（つづき）

- 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
  - 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
  - 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
  - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

### ○ 発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査<sup>1)</sup>

国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することについて、基本方針において、以下のとおり定められている。

#### 【基本方針に規定される定期的な調査の実施】

##### 第2 10 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。

このため、国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

---

(参考法令等)

- i) 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針)  
第2 10 施策の進め方



## **II. 発注関係事務の適切な実施について**

【指針本文】

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、（1）調査及び設計（2）工事発注準備（3）入札契約（4）工事施工（5）完成後の各段階で、以下の事項に取り組む。

（1）調査及び設計段階

（事業全体の工程計画の検討等）

関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた**事業全体の工程計画**を検討するとともに、以降の各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、**計画的な事業の進捗管理**を行う。

【解説】

○ 発注関係事務 <sup>1)</sup>

発注関係事務の内容については、品確法第7条において、以下のとおり定められている。

【品確法第7条に規定される発注関係事務】

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

○ 事業全体の工程計画、計画的な事業の進捗管理 <sup>1)</sup>

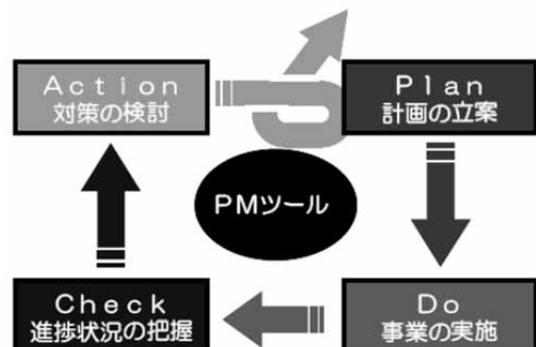
事業を目標どおりに完成させるには、適切な事業計画を策定して事業を執行するとともに、事業の進捗に係る情報を的確に把握、共有し、状況の変化に臨機応変に対応するなど、効率的に事業を管理していくことが求められる。

国土交通省では、「プロジェクトマネジメントの手引き」をとりまとめており、各事務所等におけるプロジェクトマネジメント（PM）導入に向けた具体的方策について検討を進めているところである。

【PDCAサイクルを利用したプロジェクトマネジメント（PM）の例】

プロジェクトの進捗にあわせ繰り返し継続的にマネジメントする要素技術に、「PDCAサイクル」がある。

PDCAサイクルは、PMに特有な技術ではなく、企業における生産や品質などの管理業務を継続的に改善する技術として提案された経営手法である。その内容は、管理業務のプロセスを「Plan（計画の立案）」、「Do（事業の実施）」、「Check（進捗状況の把握）」、「Action（対策の検討）」の4つの作業に



分類し、これを繰り返し実施することで、継続的に管理業務を改善するものである。各作業の具体的な内容を表に示す。

1回のサイクルでA（対策の検討）まで実施した結果を基に、P（計画の立案）に戻って計画を修正し、以下、D，C，Aの作業を繰り返す。このようにPDCAサイクルを回すことで、常に事業の最適化を図ることができる。

表 PDCAサイクル

	作業の内容	公共事業における作業
P	プロジェクトの目標をたて、それを実現するための計画を策定	①目標を達成させるために必要な作業項目を把握する。 ②各作業の担当者を定める。 ③各作業が、手待ち、手戻りがなく実施できる全体事業工程計画を策定する。 ④各作業を適切に実施できる事業費を算定し、全体事業費を計上する。
D	目標を実現するために策定した計画に基づき、プロジェクトを実行	①各担当者が計画に基づき、担当する作業を着実に実行する。
C	プロジェクトが計画どおり実行されているかを把握	①各作業が計画どおりに実行されているか、作業の進捗率や事業費の支出額などの指標を用いて評価する。 ②事業工程の遅延や事業費増大に結びつくような懸案事項を把握する。
A	把握した情報を基にプロジェクトが計画どおり達成可能か判断し、必要に応じて計画を修正	①各作業の進捗状況や把握した懸案事項等を踏まえ、計画どおりにプロジェクトが達成できるかプロジェクトメンバー全員で検討する。 ②事業工程の変更や懸案事項への対応が必要な場合、最適な対策を立案する。

出典)「プロジェクトマネジメントの手引き」(平成21年9月国土交通省)

(参考法令等)

i) 品確法 第7条(発注者の責務)

(参考資料)

1)「プロジェクトマネジメントの手引き」(平成21年9月国土交通省)

【指針本文】

(調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

調査及び設計業務の発注に当たっては、**業務の性格等に応じ、適切な入札契約方式を選択**するよう努める。主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。なお、事業の性格等を踏まえ、**設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式などの契約方式の選択についても検討**する。<sup>1) 2)</sup>

・ 価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績（以下「業務実績」という。）等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務。

・ 総合評価落札方式

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

・ プロポーザル方式

内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるもの。

なお、調査及び設計業務の入札契約方式の選択については、以上のほか、「Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について」に定める趣旨を踏まえて適切に実施する。

参考

1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(国土交通省)

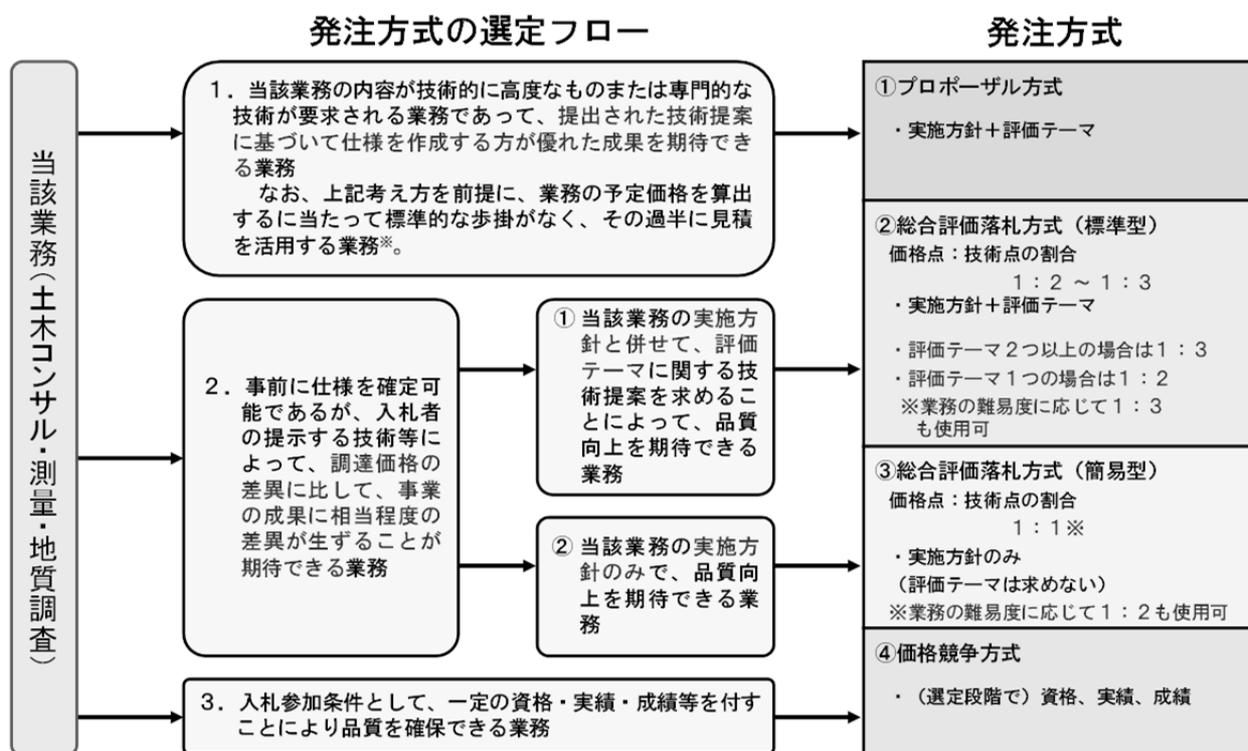
2) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」(国土交通省作成)

【解説】

○ 業務の性格等に応じ、適切な入札契約方式を選択<sup>1)</sup>

国土交通省における調査・設計業務の発注に当たっては、その内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、以下のとおり、プロポーザル方式、総合評価落札方式のいずれかの方式を選定することを基本としている。なお、競争参加資格要件として、一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争方式を選択することとしている。

【建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方】



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
 (平成 21 年 3 月 (最終：平成 27 年 1 月) 国土交通省)

【参考資料】

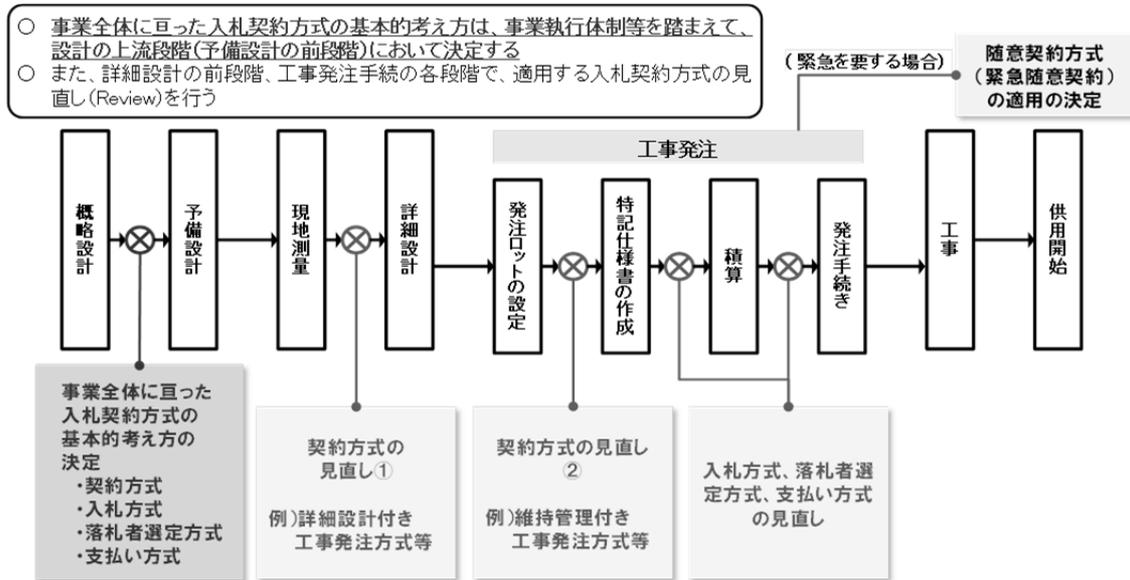
- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
 (平成 21 年 3 月 (最終：平成 27 年 1 月) 国土交通省)

**○ 設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式などの契約方式の選択についても検討<sup>1)</sup>**

業務の性格等によっては、設計と施工を一括して発注する方式が選択される場合がある。

国土交通省では、事業の特性等に応じた入札契約方式のあり方について、検討を進めているところであるが、契約方式の選定の基本的考え方については、以下のとおり調査・計画段階に検討することを基本とし、設計段階においても適宜、見直しを行うこととしている。

**【入札契約方式選定の基本的考え方（イメージ）】**



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設・生産システムのあり方に関する懇談会(平成25年度第3回)」  
(平成26年3月国土交通省)

(工事の特性等に応じた入札契約方式の選択・活用については、「運用指針の解説 III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について」P.175～を参照)

---

(参考資料)

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（平成 26 年度国土交通省作成）

【指針本文】

(技術者能力の資格等による評価・活用等)

< 技術者能力の資格等による評価・活用 >

保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置付けることや、**手持ち業務量に一定の制限を加えること**などの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。

また、業務の性格等を踏まえ、業務実績など技術者や技術力等による評価や技術提案などの評価を適切に実施するとともに、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して業務実績の要件を緩和するなど、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格の設定**に努める。

【解説】

○ 技術者能力の資格等による評価・活用 <sup>1)</sup>

品確法の改正により、新たに調査及び設計業務における技術者能力の資格等による評価・活用について、以下のとおり定められている。

【品確法第 24 条に規定される調査及び設計業務における技術者能力の資格等による評価・活用】

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四条 (中略)

- 3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

国土交通省では、公共工事に関する調査及び設計等に関し、その業務の内容に応じた一定の技術水準を満たす既存の民間資格の評価のあり方について、検討を進めてきたところである。

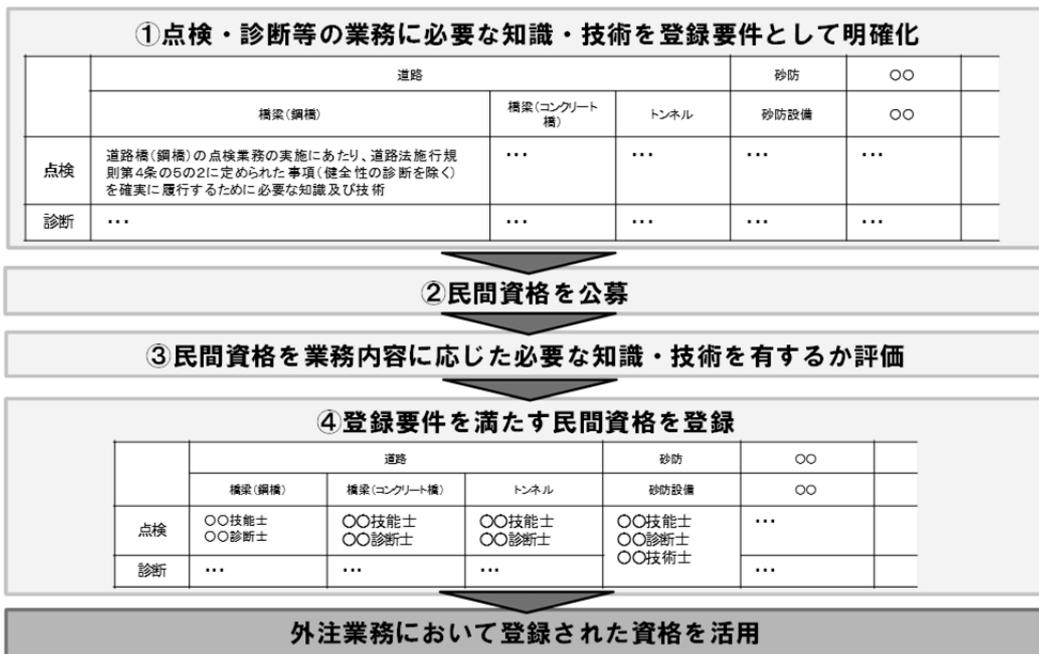
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程については、平成 26 年 11 月に告示され、平成 27 年 1 月に第 1 回目の登録がなされたところである。(第 1 回目の登録は点検・診断等に関する資格のみを対象)

【「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要】

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

<民間資格の登録等のプロセス>

登録規程の枠組み



【平成 26 年 11 月の登録規定に位置付けた施設分野—業務—知識・技術を求める者】

施設分野	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
業務										
点検	<input type="checkbox"/>									
診断	<input type="checkbox"/>									
補修設計								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

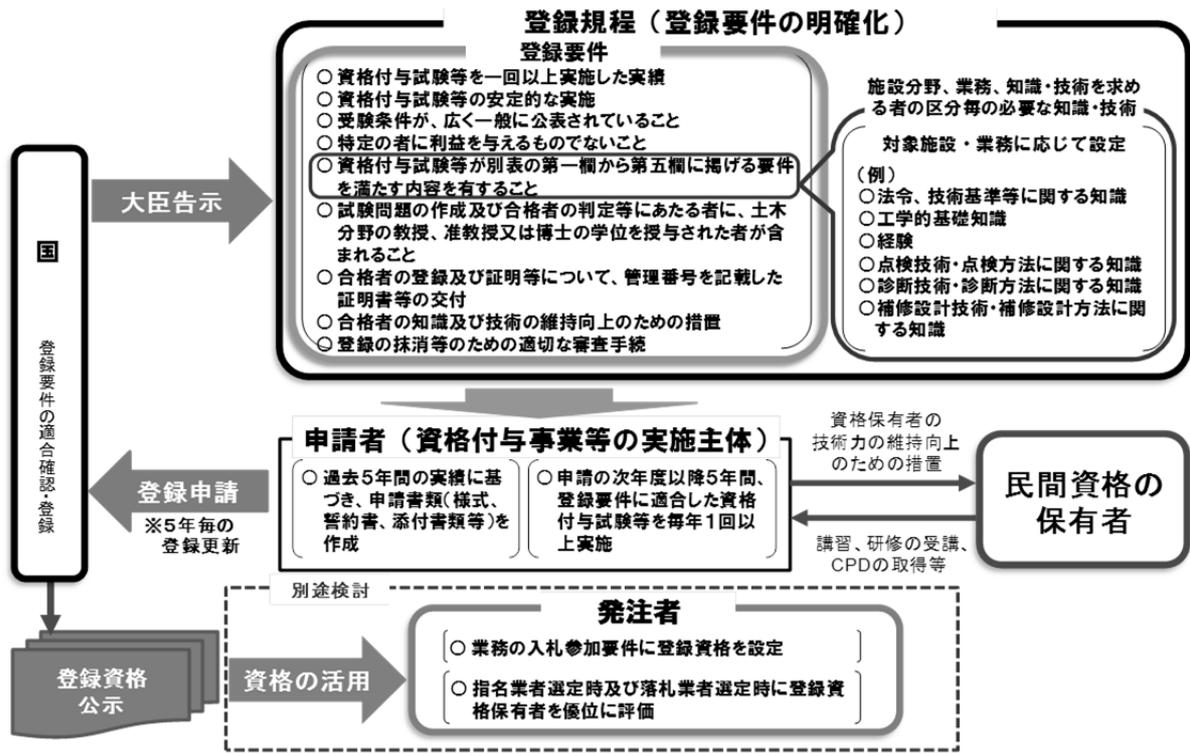
知識・技術を求める者:  管理技術者  担当技術者  管理技術者と担当技術者の両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

(参考法令等)

i) 品確法 第 2 4 条 (公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

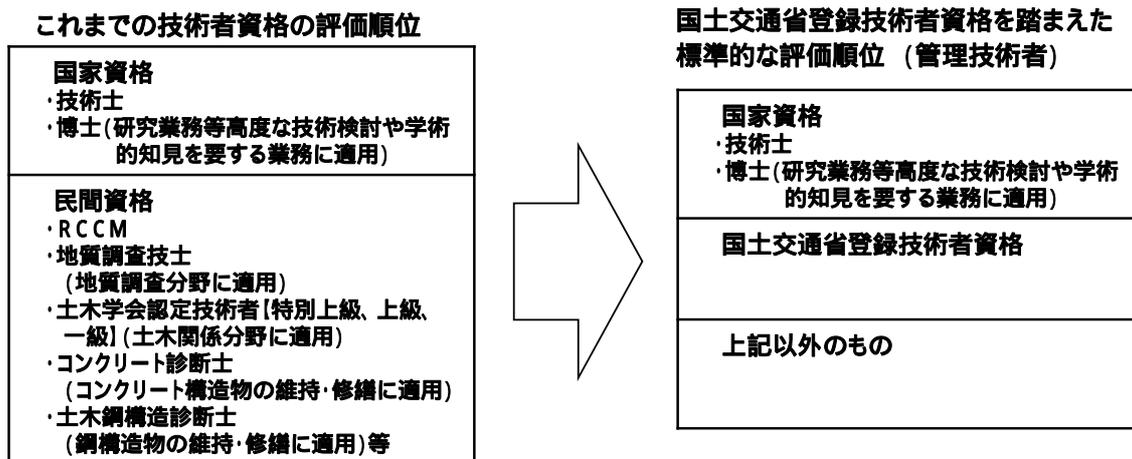
【登録規定の概要と申請の流れ】



出典) 「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（平成26年度第1回）」  
(平成26年12月国土交通省)

また、資格の登録とあわせて、国土交通省では、登録された民間資格の活用方策に関する検討を進め、具体的に登録された民間資格については、以下のとおり評価することとした。この結果を踏まえ、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を改定している。

【登録資格の活用】



出典) 国土交通省作成資料

なお、新設の社会資本に係る調査、計画、設計分野に関する資格についても、登録規定の告示に向けた検討を進めている。

## ○ 手持ち業務量に一定の制限を加えること<sup>1)</sup>

一人の技術者が同時に多数の業務を担当すると、当該業務の品質が低下することが懸念されるため、その防止の方策として、手持ち業務量に一定の制限を加えることが考えられる。

国土交通省では、配置予定技術者の手持ち業務量について、以下のとおり運用している。

### 【手持ち業務量の制限】

(土木関係建設コンサルタント業務)

下記の項目に該当する場合は指名しない。

- ・手持ち業務の契約金額が〇円以上、又は手持ち業務の件数が〇件以上。

(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。)

【「〇円以上」は 4 億円程度、「〇件以上」は 10 件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定すること。】

(建築関係建設コンサルタント業務)

以下の場合、欠格とする。

- ・管理技術者、記載を求めた各主任担当技術者(提出者において新たに業務分野を追加した場合、当該分野の主任担当技術者を含む。)の手持ち業務量(特定後、未契約の業務を含む。)が〇件以上の場合。

【「〇件」は業務内容に応じて適宜、設定する。なお、手持ち業務の内容を指定することは差し支えない。(例：〇〇㎡以上の新営設計業務の件数が〇件以上。)]

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 21 年 3 月(最終：平成 27 年 1 月)国土交通省)

## ○ 適切な競争参加資格の設定<sup>1)</sup>

競争性を確保することは重要である一方、業務の性格等に応じた適切な競争環境を確保することも必要である。

国土交通省では、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について、以下のとおり運用している。

### 【同種又は類似業務の実績】

- ・発注業務の内容によって設定するが、簡易公募の趣旨を踏まえ、極端に絞り込みすぎないように適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・設計共同体に求める同種又は類似業務の実績については、業務内容に応じて代表者のみの実績とすることもできる。
- ・発注する業務内容(重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等)から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。
- ・業務内容から鑑みて同種・類似の技術内容によって行われた業務とし、国、都道府県、政令市の実績について評価対象とする。(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)。

### (参考資料)

- 1)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 21 年 3 月(最終：平成 27 年 1 月)国土交通省)

### 【業務成績】

- ・【標準として過去2年】に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注の〇〇業務【本業務の業種区分を記載】【業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】の平均業務評定点が〇〇点以上であること。

ただし、100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

### 【資格】

（土木関係建設コンサルタント業務）

- a) 技術士(総合技術監理部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士(建設部門又は〇〇部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
- c) 技術士(建設部門又は〇〇部門)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、〇年以上【標準として7年以上】の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門又は〇〇部門)に〇年以上【標準として4年以上】従事している者。
- d) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野: 〇〇に関する研究)
- e) 国土交通省登録技術者資格(施設分野: 〇〇-業務: 〇〇)【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格の記載のある場合】
- f) ※RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- g) ※地質調査技士【現場作業のある地質調査業務において設定】
- h) ※土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係建設コンサルタントの場合に設定】
- i) ※コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
- j) ※土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】

※上記資格のうち、f)~j)等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格の設定の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意すること。

（建築関係建設コンサルタント業務）

- ・管理技術者は一級建築士であること。【当該業務が建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて求める資格を適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、資格要件の設定を行わないことができる。】

### 【地域要件等の設定】

- ・プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。地域精通度は必要に応じ技術者評価(選定・特定段階)の指標とする。  
ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。
- ・総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域要件を設定する。地域貢献度は必要に応じ企業の評価(指名段階のみ)の指標とする。地域精通度は必要

に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

- 各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、地域要件は設定しない。
- 価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定するものとする。

表 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	×	○
総合評価落札方式	○	○
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	○ (指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある)

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：採用・評価しない

注1) 地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注2) 地域精通度：一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成21年3月(最終：平成27年1月)国土交通省)

【指針本文】

(技術者能力の資格等による評価・活用等)

＜その他調査及び設計業務の品質確保＞

地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しについて地方ブロックなど地区単位で統合して公表する取組の必要性を検討するよう努める。

債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、**適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期等の平準化**に努める。

**最新の技術者単価や適正な歩掛を適用**するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格を設定する。

ダンピング受注を防止するため、適切に**低入札価格調査基準**又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。

**必要な業務の条件**（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、**業務の履行に必要な設計条件等**について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認められるときは、**適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更**を行う。

受発注者間での**業務工程の共有**、受発注者の**合同現地踏査による情報共有**、**速やかかつ適切な回答の推進**等に努め、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。

調査及び設計業務の適正な履行や品質を確保するため、発注者として指示・承諾・協議等や給付の完了の確認を行うための検査を適切に行い、業務の完了後には、業務評定結果を速やかに通知する。また、調査及び設計業務の成果を適切な期間保存する。

なお、調査及び設計業務の発注関係事務については「Ⅱ. 1 (1) 調査及び設計段階」に定めるほか、Ⅱ. 1 (2)～Ⅱ. 1 (6)の各段階における工事に関する記載の趣旨を踏まえて適切に実施する。

【解説】

○ **適正な履行期間を確保、発注・業務実施時期等の平準化** <sup>1)</sup>

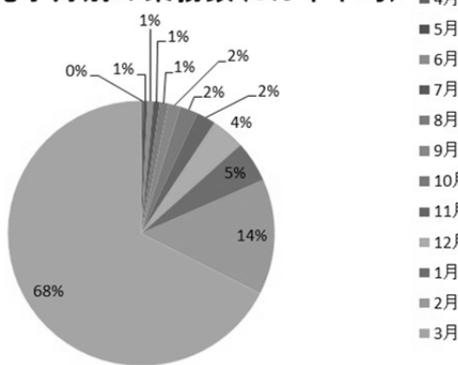
土木設計業務等の履行期限は第4四半期に集中する傾向にあり、受発注者共に大きな負担となっている。また、業務が集中することにより、不具合の発生する可能性も高くなることから、業務実施時期の平準化により、業務の品質確保や労働環境の改善を図る必要がある。

国土交通省では、適正な履行期間を確保しつつ、業務実施時期等の平準化に取り組んでいる。設計業務等の発注に当たっては、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」に基づき、適正な履行期間を設定した上で、履行期限が年度末に集中しないような発注に努めている。

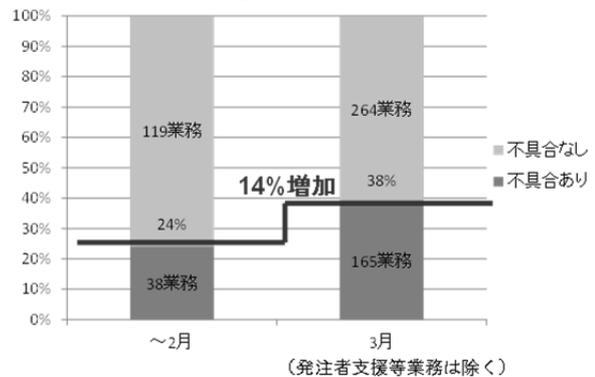
また、業務の性格に応じた国庫債務負担行為の活用、業務の実施状況に応じた繰越し制度の活用等の措置を今後とも適切に講ずることとしている。

【設計業務の業務実施時期と不具合の現状】

業務完了月別の業務数(3カ年平均)

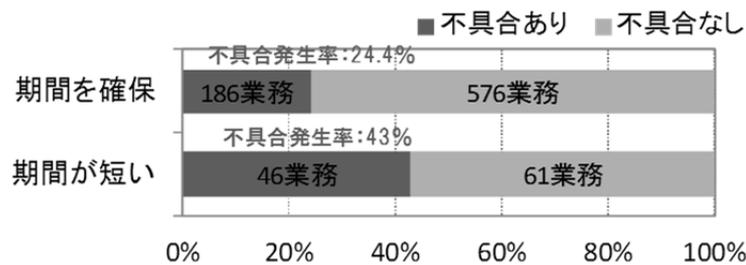


履行期限の違いによる不具合の割合



【履行期間による不具合】

(三者会議を実施した土木工事に関する設計業務 870業務)



不具合の発生状況の内訳

※未回答の1業務を除く

出典) 上段: 国土交通省作成資料

下段: 「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(平成23年度第1回)」  
(平成23年9月国土交通省)

【設計業務等の履行期間の算定例】

設計業務等の履行期間の算定は下記の表を参考に決定する。

(単位: 日)

工 種	業務価格が3千万円未満の場合	業務価格が3千万円以上の場合
①道路橋設計等	$Y 1 = 0.04X + 50$	$Y 2 = 0.01X + 140$
②道路設計等		
③道路計画等		
④トンネル及びトンネル設備の調査・設計等		
⑤河川構造物の調査・設計等		
⑥河川の調査・計画等	$Y 3 = 1.3 (0.04X + 50)$	$Y 4 = 1.3 (0.01X + 140)$
⑦砂防関連の調査・計画・設計	$Y 5 = 1.4 (0.04X + 50)$	$Y 6 = 1.4 (0.01X + 140)$

- 注) 1. Xは業務価格(単位: 万円)とする。  
 2. 5千万円を超える場合またはプロポーザル方式による業務など上表によりがたい場合は以下(5)に掲げる表を参考にするなど別途考慮するものとする。  
 3. 河川協議、警察協議、地元協議等が必要な場合はその期間を別途加算する。  
 4. 測量、地質調査、地下埋設物調査、交通量調査等を含む場合は、その期間を別途加算する。  
 5. 履行期間内に下記の年末年始、夏期休暇が含まれる場合は、その日数を別途加算する。
- |      |             |     |
|------|-------------|-----|
| 年末年始 | 12/29 ~ 1/3 | 6日間 |
| 夏期休暇 | 8/14 ~ 8/16 | 3日間 |

(参考資料)

- 1) 「設計業務等標準積算基準書」(平成14年3月(最終:平成26年3月)国土交通省)

**【設計業務等の履行期間の算定例】(つづき)**

6. 準備、電子成果品作成及び設計歩掛に含まれる現地踏査に要する期間を含んでいる。
7. 同一設計業務等に各工種が混在する場合は、その支配的な工種の履行期間の算定式を用いるものとする。支配的な工種とは、直接人件費の最も大きい工種とする。
8. 履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。
9. 業務内容に変更等があった場合は、履行期間についても変更内容等を勘案し見直すことができるものとする。

出典)「設計業務等標準積算基準書」(平成14年3月(最終:平成26年3月)国土交通省)

**【履行期限の平準化の取組例】**

履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。

4月～12月	25%以上	(4月～12月の合計)
1月～2月	25%以上	(1月～2月の合計)
3月	50%以下	

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

出典)「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(平成25年度第1回)」  
(平成26年2月国土交通省)

**○ 最新の技術者単価や適正な歩掛を適用** 1) 2)

調査及び設計業務の発注に当たっても、予定価格が適正に定められることが不可欠である。

(予定価格の設定については、「運用指針の解説Ⅱ.1.(2)工事発注準備段階(適切な利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)」P.64～を参照。))

国土交通省では、設計業務委託等技術者単価を毎年度決定し、歩掛については、最新の設計業務等標準積算基準書<sup>\*</sup>に基づき運用している。また、業務内容等に応じて(適切な歩掛がない場合も含む。)、見積り等を活用し、適正な予定価格を設定している。

<sup>\*</sup>建築設計業務等においては「官庁施設の設計業務等積算基準」

**○ 低入札価格調査基準** 1) ii) 3)

低入札価格調査基準とは、予算決算及び会計令第 85 条又は地方自治法施行令第 167 条の 10 に規定される基準であり、入札価格がこの基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、失格とするものである。

国土交通省では、「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領」に基づき、低入札価格調査を行っている。

**【国土交通省における低入札価格調査基準】**

次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4 乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

出典)「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」  
(平成 16 年 6 月 (最終:平成 25 年 10 月) 国土交通省)

**○ 必要な業務の条件を明示、業務の履行に必要な設計条件等** 4) 5)

業務の品質確保、適正な履行の確保のために、業務の実施に当たり前提となる条件(現場条件、構造物の耐震性能等)を明示することが不可欠である。

国土交通省では、土木設計業務に関する共通仕様書において、技術基準、設計図書等をもとに受注者が設計条件を設定することとしている。また、発注時において必要な設計条件等を受注者へ確実に明示するため、条件明示チェックシートを作成し、活用している。

**(参考法令等)**

- i) 「予算決算及び会計令」第 85 条(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)
- ii) 「地方自治法施行令」第 167 条の 10 (一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合)

**(参考資料)**

- 1) 「設計業務等標準積算基準書」(平成 14 年 3 月 (最終:平成 26 年 3 月) 国土交通省)
- 2) 「官庁施設の設計業務等積算基準」(平成 17 年 6 月 (最終:平成 21 年 4 月) 国土交通省)
- 3) 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」  
(平成 16 年 6 月 (最終:平成 25 年 10 月) 国土交通省)
- 4) 「条件明示ガイドライン(案)(土木設計)」(平成 26 年 9 月 国土交通省)
- 5) 「建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 25 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(平成 21 年 1 月 (最終:平成 21 年 6 月) 国土交通省)

【条件明示チェックシートの例（土木設計）】

築堤護岸詳細設計業務実施における条件明示チェックシート(案)									
項目 No.	明示項目	内容 No.	主な内容 □…重点項目(条件確定に時期がかかる項目)であり、条件未確定の場合は、業務履行に影響が大きくなるため、早期に調整すること)	対象項目 ○ 対象 × 対象外	確認状況 【確認】 ○ 対象 × 対象外 【選択】 ○ 全条件確定済 △ 一部条件確定済 × 条件未確定	確認日	確認資料 確認できる資料の名称、頁等を記入	備考(変更理由を記載)	発注時の確認 (役種記入)
1	履行期間、事業スケジュール	1	設計の履行期間は適切になっているか	○	○	2011年12月22日	○○○…		確認済
		2	事業スケジュールは明確になっているか	○	○	2011年12月22日	○○○…		確認済
2	基本的な設計条件	1	設計の範囲、内容、数量は明確になっているか	○	○	2011年12月22日	○○○…		確認済
		2	気象条件(積雪寒冷地の適用等)を確認したか	×					確認済
		3	地下水(自然水位、汲圧水位)、湧水、河川水位の条件・状況を確認したか	○	○	2011年12月22日	○○○…		確認済
		4	動植物に関する制限は明確になっているか 例)鳥獣保護法	○	○	2011年12月22日	○○○…		確認済
		5	本川及び支川の河川整備計画(暫定計画・将来計画)の有無を確認し、反映しているか	○	○	2011年12月22日	○○○…		確認済
		6	本川及び支川の計画平面、縦断、横断形状は明確になっているか	○	×	2011年12月22日			○月中旬提示予定

出典)「条件明示ガイドライン(案)(土木設計)」(平成26年9月国土交通省)

※建築関係建設コンサルタント業務においては、建築設計業務の内容及び範囲について、「建築士法(昭和25年法律第202号)第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(平成21年6月国土交通省)に規定されている設計に関する標準業務等とすることを仕様書等に規定している。設計に関する標準業務には、耐震性能や設備性能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理すること等が含まれている。また、業務の履行においては、設計条件を満たし、かつ、建築総合、構造、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容の整合を図ることが必要である。

○ 適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更 1) 2)

公共土木工事に係る設計業務等についての仕様書等の変更及び必要となる業務委託料や履行期間の変更については、「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成7年5月国土交通省)において、以下のとおり定められている。

【公共土木工事に係る設計業務等についての仕様書等の変更及び必要となる業務委託料や履行期間の変更】

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く)。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。

五 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後〇日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

出典)「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成7年5月(最終:平成23年1月)国土交通省)

また、瑕疵担保については、「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成7年5月国土交通省)において、以下のとおり定められている。

#### 【瑕疵担保】

(瑕疵担保)

- 第40条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第3項又は第4項(第37条第1項又は第2項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から〇年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は〇年とする。  
[注] 〇の部分には、たとえば、2ないし3と記入する。ただし書きの〇は、たとえば、10と記入する。
  - 3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

出典)「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成7年5月(最終:平成23年1月)国土交通省)

※公共建築工事に係る設計業務等については、「公共建築設計業務標準委託契約約款」(平成8年2月国土交通省)が策定されており、条件変更等については第20条に、瑕疵に対する受注者の責任については第40条にそれぞれ規定されている。

#### (参考資料)

- 1)「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成7年5月(最終:平成23年1月)国土交通省)
- 2)「公共建築設計業務標準委託契約約款」(平成8年2月国土交通省)

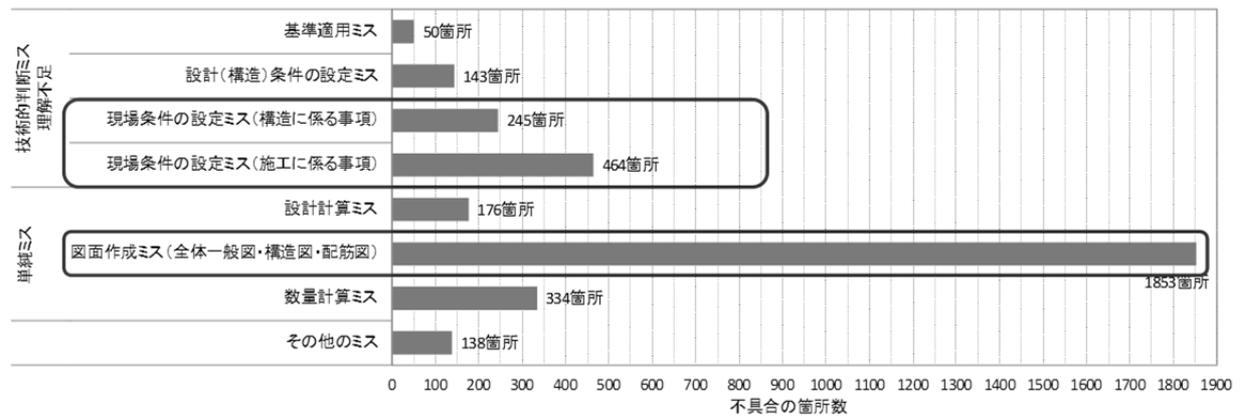
**○ 業務工程の共有、合同現地調査による情報共有、速やかかつ適切な回答の推進**

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響するため、設計の不具合の改善が必要である。

国土交通省では、図面作成、現場条件設定による不具合の改善に努めている。図面作成に関する不具合に対しては、受注者による確実な照査の実施、現場条件設定に関する不具合に対しては、条件明示の徹底及び合同現地踏査の実施に取り組んでいるところである。

**【設計の不具合の原因】**

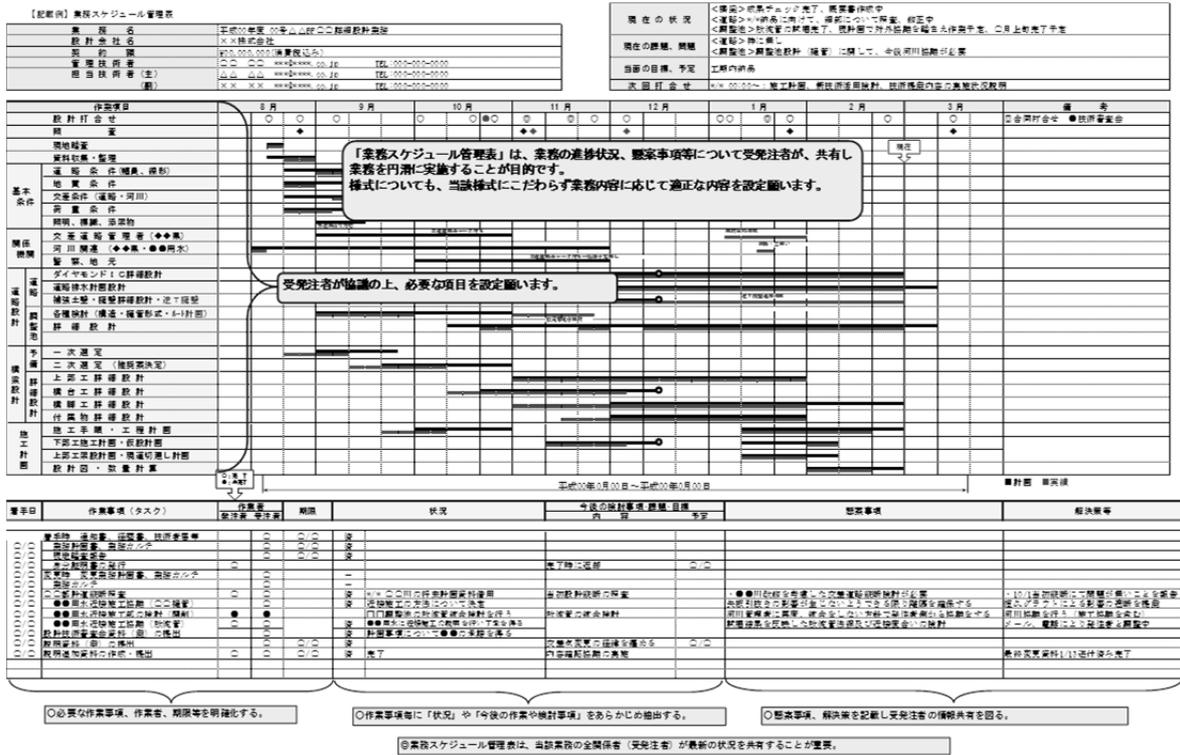
対象：平成25年度4～12月に三者会議を実施した土木工事に関する設計の不具合(有効サンプル3403箇所)



出典)「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(平成25年度第1回)」  
 (平成26年2月国土交通省)

国土交通省では、業務管理スケジュール表等を用いた受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかな回答の推進(ワンデーレスポンス)等に努めている。  
 (ワンデーレスポンスについては、「運用指針の解説 Ⅱ. 1. (4) 工事施工段階(受注者との情報共有や協議の迅速化等)」P.146~を参照)

## 【業務管理スケジュール表（土木設計の例）】



出典) 「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（平成 23 年度第 1 回）」  
 （平成 23 年 9 月国土交通省）

照査については、業務内容に応じて受注者の照査体制の確保（業務体制に照査技術者<sup>\*</sup>を位置付け）、照査の適切な実施について確認している。また、照査の確実な実施のために、受注者に赤黄チェックの実施を義務付ける試行<sup>\*</sup>を行っている。  
<sup>\*</sup>建築設計業務等を除く。

## 【赤黄チェック（イメージ）】

### 赤黄チェック

成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図ー設計計算書間、設計図ー数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査手法。

【例】作成した資料に、①確認マークを黄色で入れ、②修正箇所の訂正を赤字でし、③修正結果の確認マークを青色で行う。

1.3.2 保有耐力法

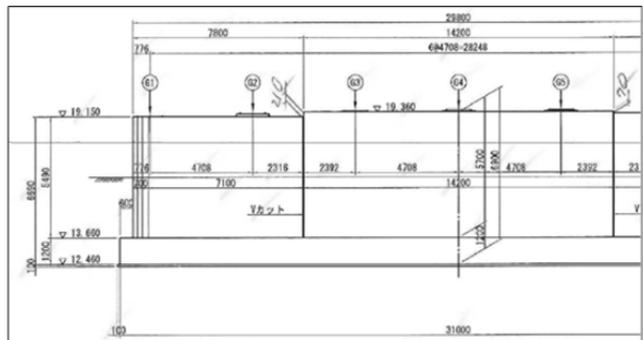
橋軸方向

	タイプIの設計震度、分担重量				タイプIIの設計震度、分担重量			
	CIzkho	kg	0.4CIz	Wu (kN)	CIzkho	kg	0.4CIz	Wu (kN)
正方向	1:0234	0.50	0.40	10900.00	1:1969	0.80	0.40	11000.00

橋軸直角方向

	タイプIの設計震度、分担重量				タイプIIの設計震度、分担重量			
	CIzkho	kg	0.4CIz	Wu (kN)	CIzkho	kg	0.4CIz	Wu (kN)
正方向	1:0966	0.50	0.40	10900.00	1:2505	0.80	0.40	11100.00

CIzkho：地域別補正係数×設計水平震度(タイプI)の標準値  
 CIzkho：地域別補正係数×設計水平震度(タイプII)の標準値  
 kg：地盤面における設計水平震度  
 0.4CIz：道示V(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプI)  
 0.4CIz：道示V(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプII)  
 Wu：橋脚が支持している上部工重量



設計計算書

設計図

出典) 国土交通省作成資料

【指針本文】

(2) 工事発注準備段階

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。<sup>1)</sup> 自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用を努める。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや**発注ロットを適切に設定**し、工事の計画的な発注に努める。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、**適切に設計図書を作成**し、積算内容との整合を図る。<sup>2)</sup>

参考

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）
- 2) 「条件明示について」（国土交通省）

【解説】

○ 適切な入札契約方式を選択 <sup>1)</sup>

国土交通省では、事業の特性等に応じた入札契約方式のあり方について、検討を進めているところであり、平成 26 年度中を目途にガイドラインとしてとりまとめる予定である。

【入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）構成イメージ】

1. 発注者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注者の責務として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保への配慮が位置づけられていること等に留意し、発注関係事務を適切に実施する旨を解説。</li> </ul>
2. 入札契約方式選定の基本的考え方	<p>2-1 入札契約方式の全体像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札契約方式として、「契約方式」、「競争参加者の設定方法」、「落札者の選定方法」及び「支払い方式」があることを解説。</li> </ul> <p>2-2 発注者の体制を踏まえた入札契約方式の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札契約方式の選定の基礎として、発注工事の総額・件数、発注者の職員数、対象工種の発注経験の有無等、発注者の状況を自らが整理（自己診断）し、PDCAサイクルを形成することが望ましいことを解説。</li> </ul> <p>2-3 入札契約方式の選定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札契約方式の選定は、設計の上流段階（予備設計の前段階）において検討することを基本とし、詳細設計の前段階、発注手続の各段階で見直し（Review）を行う旨を解説。</li> </ul>
3. 各入札契約方式の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各入札契約方式の具体的な内容を示すとともに、各入札契約方式の特質と適用の考え方について解説。</li> </ul> <p>3-1 契約方式</p> <p>3-2 競争参加者の設定方法</p> <p>3-3 落札者の選定方法</p> <p>3-4 支払い方式</p>
4. 各入札契約方式の選択の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札契約方式の選択に関する基本的な考え方を解説。</li> </ul> <p>4-1 契約方式の選択の基本的な考え方</p> <p>4-2 競争参加者の設定方法の選択の基本的な考え方</p> <p>4-3 落札者の選定方法の選択の基本的な考え方</p> <p>4-4 支払い方式の選択の基本的な考え方</p> <p>4-5 選定ツール（方式選択における簡易な選定ツールとしてのマトリックス、チェックリスト等）</p>
5. 運用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各入札契約方式を適切に運用する際に必要となる、発注者支援体制（PM、CM）、契約関係書類（契約書、共通仕様書、特記仕様書等）、監督・検査要領、工事成績データベース等について解説。</li> </ul>
参考・入札契約方式の選定例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的な発注工事に対する各入札契約方式の選定事例と適用したことによる効果等（コスト縮減、工期短縮等）を紹介。</li> </ul>

出典) 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（平成 26 年度第 1 回）」（平成 26 年 9 月国土交通省）

## ○ 発注ロットを適切に設定 <sup>1) 2)</sup>

国等における適切な発注ロットの設定については、中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針において、以下のとおり定められている。

### 【分離・分割発注の推進】

第1 3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(2) 分離・分割発注の推進

③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

出典)「平成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」

国土交通省では、公共工事の円滑な施工確保のため、技術者等の不足が懸念される地域など、地域の実情等に応じて、発注ロットの大型化に取り組んでいる。

### 【地域の実情等に応じた発注ロットの大型化】

(1) 地域の実情等に応じた発注ロットの大型化について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、地域の実情等に応じて、複数の工区をまとめて発注するなど発注ロットを大型化して発注すること。

出典)「公共工事の円滑な施工確保について」(平成 26 年 2 月総務省・国土交通省)

## ○ 適切に設計図書を作成 <sup>3) 4)</sup>

適切な工事契約を行うために、契約書については、公共工事標準請負契約約款に基づいて作成するとともに、設計図書※についても施工条件の明示等を適切に行うなどして作成することが重要である。

国土交通省では、工事の円滑な執行に資するため、施工条件明示のための「明示項目及び明示事項(案)」をとりまとめている。また、条件明示のポイントを整理し、設計図書の作成の段階で使用するチェックリストにより確認している。

※設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう(公共工事標準請負契約約款)。また、国土交通省直轄土木工事においては、これに工事数量総括表を含めて設計図書としている。

### (参考法令等)

i)「平成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」(平成 26 年 6 月) 第 1 3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

### (参考資料)

1)「入札契約方式の適用に関するガイドライン(仮称)」(平成 26 年度国土交通省作成)

2)「公共工事の円滑な施工確保について」(平成 26 年 2 月総務省・国土交通省)

3)「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月(最終:平成 22 年 7 月)中央建設業審議会)

4)「条件明示について」(平成 14 年 3 月国土交通省)

## 【指針本文】

## (適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

**予定価格の設定**に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。<sup>3)</sup>

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、**最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す**とともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切り**は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを**行わない**。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

参考

3) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省）

## 【解説】

## ○ 予定価格の設定

1) 2) 3) 4)

公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。

国土交通省では、予定価格の算定を適正に行うため、工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について必要な事項を定める土木請負工事工事費積算要領及び土木請負工事工事費積算基準（以下「土木工事積算基準」という。）や公共建築工事積算基準を定め、これらに基づき予定価格の積算を行っている。公共工事の発注の際の予定価格はこれら積算基準などをもとに適正に算定されたものである必要がある。

※公共建築工事では、国土交通省において、「営繕積算方式活用マニュアル」を作成している。

**○ 最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す** 1) 3)

予定価格の算定のもとになる積算基準は、可能な限り最新の施工実態や地域特性等を踏まえたものとする必要がある。

国土交通省土木工事積算基準においては、積算根拠となる標準歩掛等について現場の施工実態等に変化がないか把握し、必要に応じて見直しており、平成 26 年 4 月には、維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直しや間接工事費算定方法等の見直しを実施している。

橋梁補修用積算歩掛の新設、維持修繕用歩掛の見直しについては、以下のとおりである。

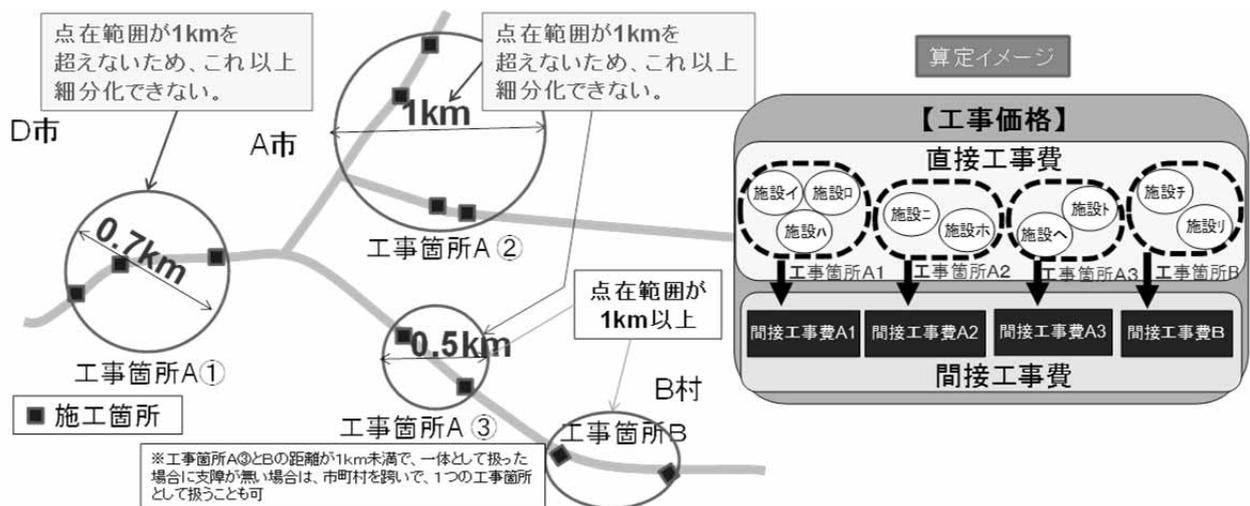
**【維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直しの例（H26 年 4 月から適用）】**

(1)橋梁補修用積算歩掛の新設	(2)維持修繕用の歩掛の見直し
<p><b>【断面修復工】</b> ・コンクリート構造物の劣化により、欠落した部分等の断面を修復する工法。</p> 	<p><b>【堤防除草工・道路除草工】</b> ・堤防及び道路の除草・集草・運搬を行う作業。 ・現道脇での作業もあり、飛び石防護を行う場合の歩掛を追加。加えて単位当たり施工数量を見直し。</p>  <p style="text-align: center;">除草作業</p>
<p><b>【ひび割れ補修工】</b> ・コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分を充填剤等を用い補修する工法</p> 	
<p><b>【表面被覆工】</b> ・コンクリート構造物のコンクリート表面を被覆材で覆う工法。</p> 	
	<p><b>【切削オーバレイ工】</b> ・傷んだ舗装面を切削・撤去し、新たに舗装を施工する工法。 ・施工量が少ない場合の小規模施工の歩掛を追加。</p>  <p style="text-align: center;">路面切削作業</p>

出典)「国土交通省土木工事積算基準等の改定について」(平成 26 年 3 月国土交通省)

また、間接工事費算定方法の見直しについては、施工箇所が点在する場合に必要な経費を適切に計上するため、以下のとおり工事箇所毎に間接工事費を算定することができる条件(点在範囲の条件)を 5km から 1km へ緩和している。

**【間接工事費算定方法の見直し後の運用例（H26 年 4 月から適用）】**



出典)「国土交通省土木工事積算基準等の改定について」(平成 26 年 3 月国土交通省)

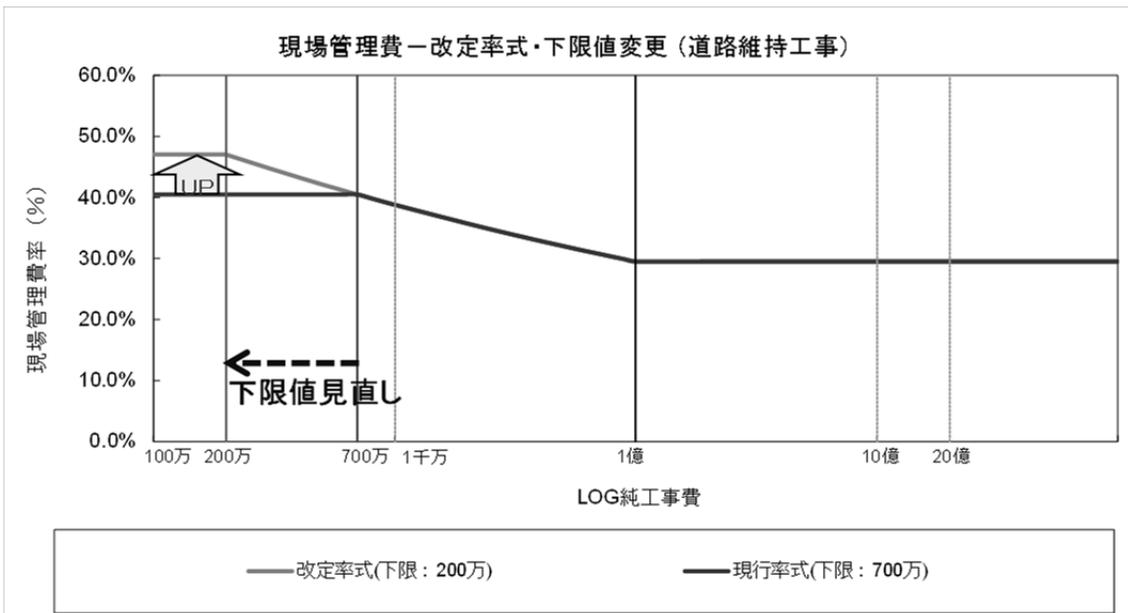
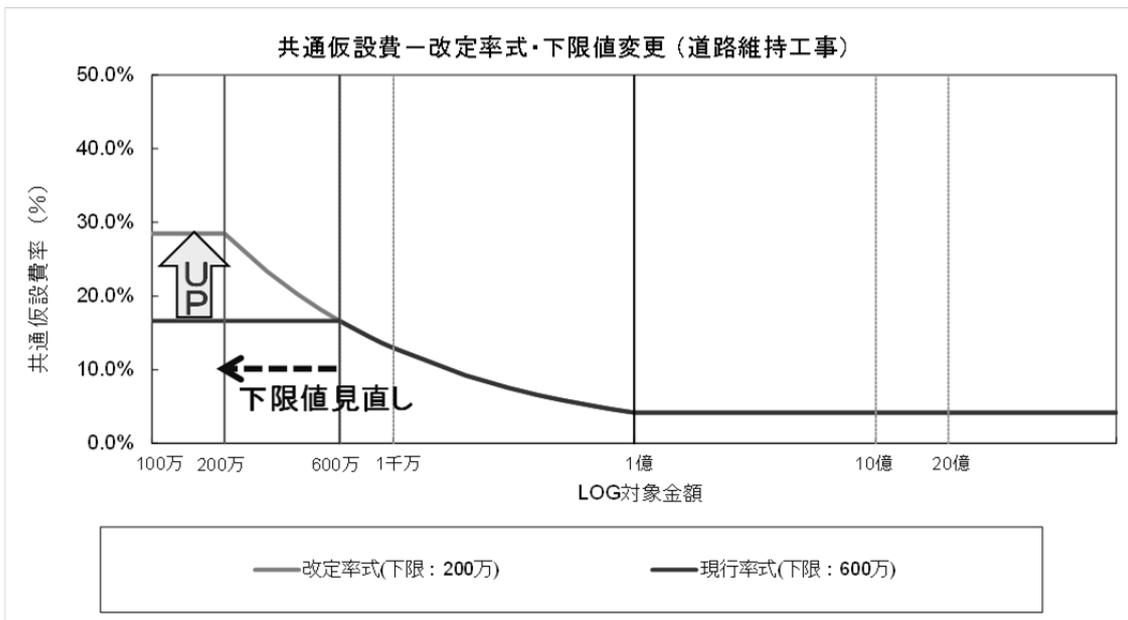
**(参考資料)**

- 1) 「土木請負工事工事費積算要領及び土木請負工事工事費積算基準の制定について」(昭和 42 年 7 月 (最終:平成 26 年 3 月)国土交通省)
- 2) 「積算基準の制定について(公共建築工事積算基準)」(平成 15 年 3 月 (最終:平成 19 年 2 月)国土交通省)
- 3) 「土木請負工事の共通仮設費算定基準について」(昭和 55 年 2 月 (最終:平成 26 年 3 月)国土交通省)
- 4) 「営繕積算方式活用マニュアル」(平成 27 年 1 月国土交通省)

さらに、維持修繕工事（道路維持工事、河川維持工事）における小規模点在施工等の支出実態に整合した間接工事費を設定するため、間接工事費率対象額の下限値を、以下のとおり共通仮設費は600万円から200万円、現場管理費は700万円から200万円へ見直している。

【間接工事費率見直しの例（H26年4月から適用）】

	道路維持工事				河川維持工事			
	共通仮設費(下限値)		現場管理費(下限値)		共通仮設費(下限値)		現場管理費(下限値)	
現行率式対象額下限 →	600万円	16.64%	700万円	40.50%	600万円	8.34%	700万円	34.30%
改定率式対象額下限 →	200万円	28.49%	200万円	47.02%	200万円	9.05%	200万円	38.42%



出典)「国土交通省土木工事積算基準等の改定について」(平成26年3月国土交通省)

## ○ 歩切りは行わない <sup>1) 1)</sup>

「歩切り」とは、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為である。品確法改正に伴い歩切りによる予定価格の設定は法律違反であることが、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）」（平成 26 年 9 月）において、以下のとおり定められている。

### 【歩切り】

第 2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

(中略)

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。  
出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

国土交通省では、「歩切りに関するリーフレット」を作成し、歩切りに該当する事例について以下のとおり記載している。

あわせて、総務省及び国土交通省では、地方公共団体における歩切りの実施の有無、実施している場合における見直しの検討状況等について平成 26 年 12 月から調査を行っており、歩切りの撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて発注者名を公表することとしている。

### 【歩切りとは】

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ①慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
  - ②自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
  - ③一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
  - ④追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
  - ⑤予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定
- 事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

### (参考法令等)

i) 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下、適正化指針）

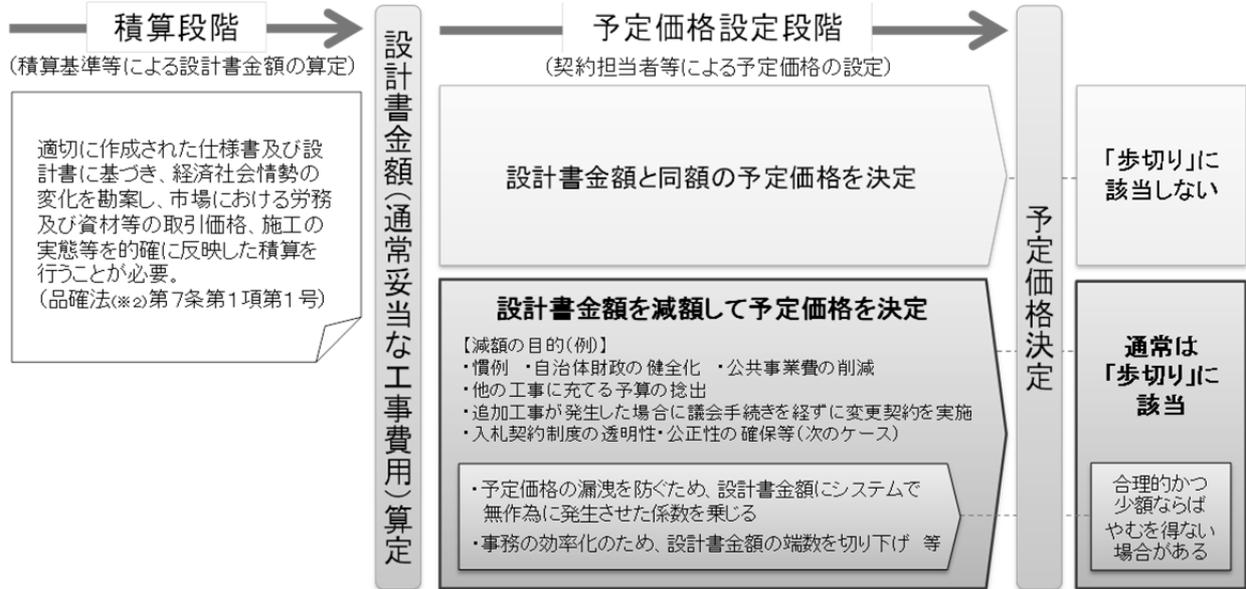
第 2 4 (1) 適正な予定価格の設定に関すること

### (参考資料)

1) 「歩切りに関するリーフレット」（平成 26 年 12 月国土交通省）

**【歩切りとは】(つづき)**

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる時には、やむを得ない場合があると考えられます。



出典) 「歩切りに関するリーフレット」(平成 26 年 12 月国土交通省)

---

- II. 発注関係事務の適切な実施について
  - 1. 発注関係事務の適切な実施 (2) 工事発注準備段階

【指針本文】

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表**するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた**適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化**に努める。

【解説】

○ 発注見通しについて地区単位等で統合して公表

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実施されている（例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新）。

【発注見通し等の入札情報の公表の例】

■ 入札情報の提供が必要です  
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、発注者の義務として、「毎年度の発注見通しの公表」、「入札・契約に係る情報の公表」が求められています。

■ それは一元化されたものであることが望まれています  
政府「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）では、国民等への情報提供の一元化による利便性向上として、「入札情報公表サイトの一元化」の実施が掲げられています。

■ JACICでは一元的なポータルサイトを提供しています  
JACICでは公共事業発注機関の発注案件を一元的に検索・閲覧する機能を備える「入札情報サービス（統合PPI）」を運営しています。国民や企業等の利用者は、本サービスの持つ一元的検索機能により、国と自治体等の機関を一度に検索・閲覧することができます。



入札情報の検索結果例

入札情報サービス

発注の見通し(工事)検索結果

検索する案件数 2814 件を表示します。581～600 件表示しています

No.	発注機関/発注種別/発注内容	工事名	入札参加の方式	工事種別/工事の種別	入札予定時期	更新日
581	内閣府/官庁事務用/官庁事務用/官庁事務用	法務省法務庁工事	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
582	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
583	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
584	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
585	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
586	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
587	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
588	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
589	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
590	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
591	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
592	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
593	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07
594	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	国土交通省/国土交通省/国土交通省/国土交通省	一般競争入札	建設工事	第4四半期	2009-08-07

入札情報サービスでは、複数の公共事業発注機関等の入札情報を横断的に検索・閲覧することができます。  
(複数の機関へアクセスする手間が省けます。)

出典)「入札情報サービス（統合 PPI）パンフレット」（平成 26 年 11 月一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC））

特に、東北地方においては、技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月から各機関の発注見通し（発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所）を統合して地区毎に公表されている。

**【国・地方公共団体の発注見通しの統合・公表（東北地方）】**

**発注見通しとりまとめ**  
東北六県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。

【東北地方発注者協議会】  
平成25年11月1日運用開始



**発注見通し地区割り一覧表**

※地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割	該当市町村名
青森県	青森	青森	青森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
	津軽	弘前・黒石	津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町
		五所川原		五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	南部	八戸	南部	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
		十和田・三沢		十和田市、三沢市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町
下北	下北	下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	
盛岡県	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割	該当市町村名
		盛岡	盛岡	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町

出典) 国土交通省作成資料

**○ 適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化**

1)

国土交通省では、工期の設定について、以下の留意事項を踏まえ、工事費の積算等を適正に実施することとしている。

**【適正工期の設定】**

(6) 適正工期の設定

イ 工期の設定に当たっては、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、建設労働者の休日日数、降雨日、出水期等における作業不能日数等を見込んで適正なものとする。

なお、休日日数においては（中略）官公庁の土曜閉庁日、夏期及び年末・年始の休暇等を見込むほか、降雨等による作業不能日数を特記仕様書に明示することを規定したところであるので、作業不能日数に変更が生じた場合は適切に対応すること。

ロ 年度末にかかる工事については、無理な工程とならないよう十分配慮するとともに、工事が年度内に完成しない場合には繰越し手続きをとること。

ハ 需給が逼迫している資材を使用する工事については、余裕期間を見込んだ適正な工期を設定すること。

また、経済社会情勢の変化に的確に対応するため、工事を集中的に発注する場合は、特に十分な余裕期間を見込んだ発注に努めること。なお、余裕期間については「事業執行に関する措置についての運用について」（昭和53年2月17日付け建設省厚発第45号、建設省技調発第67号）に規定するところ（後略）

出典) 「事業執行における積算等の留意事項について」（平成3年5月（最終：平成4年8月）国土交通省）

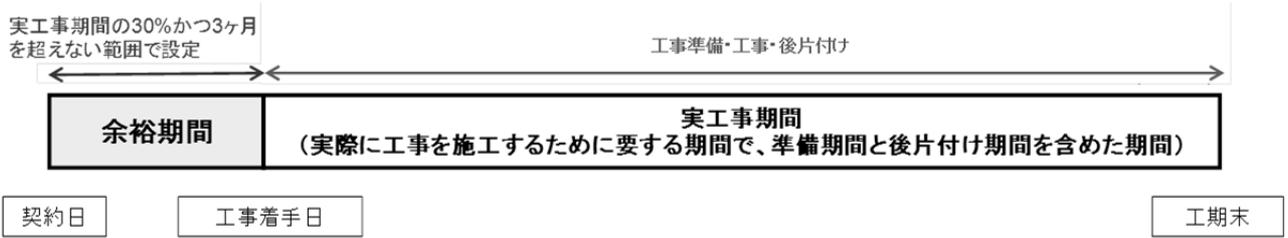
**(参考資料)**

1) 「事業執行における積算等の留意事項について」（平成3年5月（最終：平成4年8月）国土交通省）

また、適切な工期の設定と発注・施工時期等の平準化は密接に関係するため、適切に工期設定を行った上で、年度をまたぐような工事は基本的に複数年度の国庫債務負担行為を設定するなどして施工時期等の平準化も踏まえた事業執行に取り組んでいる。また、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間の設定により元請企業による自主的な平準化が期待される。このように、国庫債務負担行為の一層の活用、余裕期間の設定などにより施工時期等の平準化に努めることとしている。

東北地方（被災3県）では、施工確保対策の一環として余裕期間の設定に取り組んでおり、国土交通省、宮城県等で先行して実施され、他の地方ブロックへ展開されている。

**【余裕期間の設定の例】**



出典) 国土交通省作成資料



【指針本文】

(3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査>

**各発注者において設定する審査項目の選定**に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して**社会保険等**（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）**に加入していない建設業者**（以下「社会保険等未加入業者」という。）を**公共工事の元請業者から排除**するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

【解説】

○ **各発注者において設定する審査項目の選定** <sup>1)</sup>

各発注者において設定する審査項目の選定について、基本方針に以下のとおり定められている。

【各発注者において設定する審査項目の選定】

第2 3 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができるとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事实績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

**○ 社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除** 1) 2) 3)

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

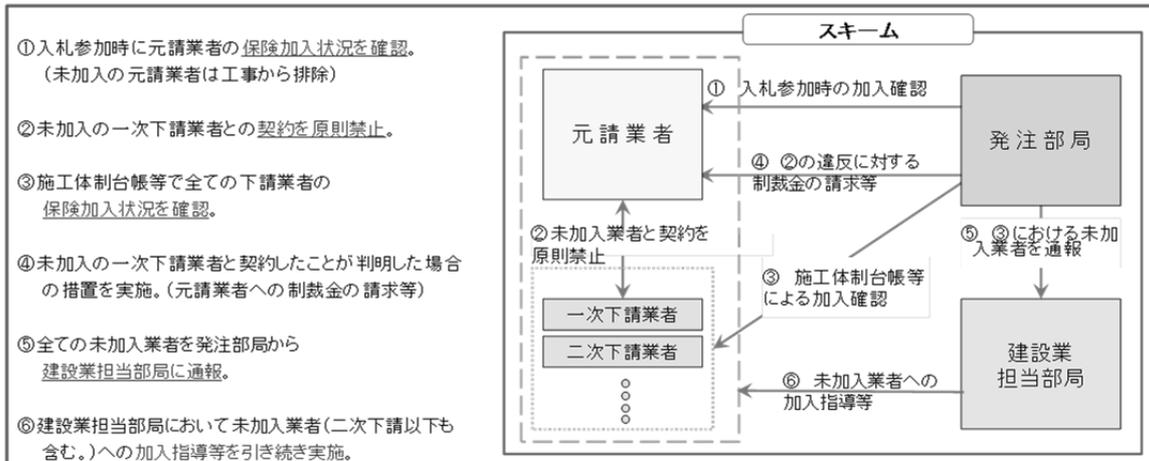
国土交通省では、法令上負担すべき法定福利費を負担しない建設業者を排除し、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等未加入業者を元請業者から排除している。

具体的な手法は、以下のとおりである。

- ・ 定期（随時）の競争参加資格審査の際に、社会保険等未加入業者の申請を受け付けない。
- ・ 個別の発注工事において設定する競争参加資格要件において、社会保険等未加入業者には競争参加資格を認めない。
- ・ 社会保険等未加入業者を確認した際に、加入指導を実施し、又は建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する。

**【国土交通省における社会保険等未加入対策】**

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
  - ・ 社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
  - ・ 元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。  
(※) 建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

出典) 国土交通省作成資料

**(参考法令等)**

i) 基本方針 第2 3 (1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

**(参考資料)**

- 1) 「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月(最終:平成26年5月)国土交通省)
- 2) 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成26年5月国土交通省)
- 3) 「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月(最終:平成26年5月)国土交通省)

- II. 発注関係事務の適切な実施について
  - 1. 発注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

また、地方公共団体に対して国土交通省と同様の取組の検討を開始するようお願いしている。

**【建設業者の社会保険等未加入対策】**

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところですが、この度、平成26年8月1日以降に入札公告等を行う国土交通省発注工事において、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組を実施することとしました。

既に、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成26年1月30日付国土入企第29号）」において、同様の取組の検討を開始していただくようお願いしているところですが、各都道府県・政令指定都市におかれても、国土交通省における取組を参考として、さらに検討を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いします。

出典)「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」  
(平成26年5月国土交通省)

また、建設業者の社会保険等への加入を促進するための措置として、予定価格の事後公表に併せて予定価格に含まれる法定福利費概算額を公表している。

**【予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表（参考様式）】**

入札調書（総合評価落札方式）

1. 件名	〇〇〇〇工事	予定価格	〇〇〇〇円
2. 所属事務所	〇〇事務所	調査基準価格	〇〇〇〇円
3. 入札日時	平成〇〇年〇月〇日〇時〇分	基準評価値	〇〇〇〇円
		標準点	〇〇〇〇円
		(参考)上記予定価格に含まれる法定福利費概算額	〇〇〇〇円 (脚注参照)

業者名	第1回				第2回				備考	摘要
	入札価格	加算点+ 施工体制 評価点	標準点+加算 点+施工体制 評価点	評価値	入札価格	加算点+ 施工体制 評価点	標準点+加算 点+施工体制 評価点	評価値		
(株)〇〇建設	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇					落札	
〇〇組(株)	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						
△△建設(株)	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						
(株)△△建設	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

脚注：「(参考)上記予定価格に含まれる法定福利費概算額」は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。

出典) 国土交通省作成資料

法定福利費の概算額の算出に当たり、参考にしている予定価格に占める法定福利費の平均割合は、以下のとおりである。

【国土交通省直轄工事における予定価格に占める法定福利費の平均割合の例】

工種	工事価格に占める法定福利費の平均割合
河川工事	4.04%
河川・道路構造物工事	3.99%
海岸工事	3.48%
道路改良工事	3.75%
鋼橋架設工事	2.96%
PC橋工事	3.93%
舗装工事	3.98%
砂防・地すべり等工事	4.19%
公園工事	4.20%
電線共同溝工事	4.44%
情報ボックス工事	4.17%

工種	工事価格に占める法定福利費の平均割合
道路維持工事	4.86%
河川維持工事	6.56%
共同溝工事(1)	4.40%
共同溝工事(2)	3.08%
トンネル工事	4.68%
コンクリートダム(建)工事	4.48%
フィルダム(建)工事	2.35%
下水道工事(1)	4.15%
下水道工事(2)	4.50%
下水道工事(3)	3.93%

出典) 国土交通省作成資料

なお、競争参加資格確認段階における社会保険等の加入状況の確認については、経営事項審査の総合評定値通知書における「保険加入の有無」欄を確認している。

【経審総合評定値通知書の確認】

様式第二十五号の十二(第十九条の九、第二十一条の四関係)

経営規模等評価結果通知書  
総合評定値通知書

経営規模等評価の結果を通知します。  
総合評定値

許可 ー 号  
平成 年 月 日

審査基準日

電話 番号  
資本金 額  
完成工事高/売上高 (%)  
行政 序 記 入 欄

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						自己資本額及び利益額		負債	点数	
			年平均	評点(%)	元請完成工事高年平均	一級	二級	その他	評点(%)	自己資本額	利益額				
土	木	式													
	プレストレストコンクリート構造物														
建	築	一													
大	工	管													
名	び・土工・コンクリート														
法	面	処													
理															
屋	石	根													
電		気													

その他の審査項目(社会保険等) 点数

雇用保険加入の有無	
健康保険加入の有無	
厚生年金保険加入の有無	
建設業退職金共済制度加入の有無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度加入の有無	
法定外労働災害補償制度加入の有無	
労働福祉状況	

国際標準化機構が定めた規格  
若手技術職員の継続的な育成  
新規若手技術職員の育成  
若年の技術者及び技能労働者の育成  
評点

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況
固定資産	売上高	株主総数	株主総数	株主総数比率	自己資本	自己資本比率
流動負債	売上総利益	負債総額	負債総額	負債総額比率	自己資本	自己資本比率
固定負債	受取利息配当金	総売上総利益率	総売上総利益率	総売上総利益率	営業キャッシュフロー	営業キャッシュフロー
利益剰余金	支払利息	売上高経常利益率	売上高経常利益率	売上高経常利益率	利益剰余金	利益剰余金
自己資本	経常利益	評点	評点	評点	評点	評点
総資本(当期)	営業キャッシュフロー(当期)					
総資本(前期)	営業キャッシュフロー(前期)					

「有」又は「除外」となっているか確認

- 雇用保険加入の有無
- 健康保険加入の有無
- 厚生年金保険加入の有無

出典) 国土交通省作成資料

## 【指針本文】

**(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)**

＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事实施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事实施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

## 【解説】

○ **適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認** 1) 1) 1)

予算決算及び会計令第73条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

## 【技術的能力の審査（競争参加資格の確認）】

## (1) 企業・技術者の能力等

## ○ 同種工事の施工実績

- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何㎡以上）、施工量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月国土交通省)

**○ 施工実績の要件を緩和**

競争参加資格の設定に当たっては、多様な企業が競争に参加できるよう、施工実績の要件を緩和することも考えられる。

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

**【施工実績の要件を緩和している事例（近畿地方整備局）】**

	今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)		<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績【緩和対象】	<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例 1	道路改良工事 (掘削80,000m <sup>3</sup> )	(現状)	道路工事における掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の 土量が80,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
			↓	
		(緩和)	掘削(又は切土)の施工実績	
例 2	河川築堤工事 (築堤盛土53,000m <sup>3</sup> )	(現状)	河川堤防における築堤盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が 53,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
			↓	
		(緩和)	路体(築堤)盛土の施工実績	
例 3	橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状)	道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台又は橋脚の施工実績	道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台高さが15m以上であれば加点。
			↓	
		(緩和)	鉄筋コンクリート構造物(プレキャストを除く) の施工実績	
例 4	橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状)	道路橋における橋梁補修の施工実績	橋梁補修におけるひび割れ注入工の延長が 200m以上であれば加点
			↓	
		(緩和)	コンクリート構造物補修の施工実績	

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、総合評価における評価項目(加点の基準)は現行どおりとする。

出典)「近畿ブロック発注者協議会(第7回協議会)」(平成 26 年 10 月国土交通省近畿地方整備局)

**(参考法令等)**

- i) 「予算決算及び会計令」第 73 条(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)
- ii) 「地方自治法施行令」第 167 条の 5 の 2

**(参考資料)**

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月国土交通省)

## ○ 災害協定を締結

災害時において、被災施設の早期復旧と被害の拡大防止を図るため、災害時に備えて災害協定を締結することが考えられる。

国土交通省では、各事務所等において、災害時の応急対策に関する協定を締結する取組を進めている。

### 【災害協定の締結に関する事例】

国道事務所では、地震・大雨などにより災害が発生した場合に、被災施設の早期復旧と被害の拡大防止を図るため、災害応急対策業務に協力する意欲を持ち技術力のある建設会社を募集した上で協定を締結し、災害の発生に備えている。

<p><b>公告開始</b></p> <p>↓</p> <p><b>公募締切 (技術資料の提出締切)</b></p> <p>↓</p> <p><b>ヒアリング</b></p> <p>↓</p> <p><b>担当区間取り纏め</b></p> <p>↓</p> <p><b>協定締結会社決定</b></p> <p>↓</p> <p><b>協定締結</b></p>	<p><b>業務内容</b></p> <p>①緊急点検(パトロール): 損壊箇所等被害の把握と報告                  ②緊急措置: 道路利用者の安全確保のためバリアード等の設置                  ③道路啓開: 緊急車両の通行確保を図るための障害物除去等                  ④応急復旧: 緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧                  ⑤防災訓練: 出勤訓練、緊急点検(パトロール)、情報連絡訓練等</p>
	<p><b>協定区間</b></p> <p>国道事務所管理区間のうち概ね5~10km                  (1つの区間に対し複数社と協定を締結する場合もある)</p>
	<p><b>協定期間</b></p> <p>3年間</p>
	<p><b>公募の条件</b></p> <p><b>応募資格</b></p> <p>○一般競争入札参加資格業者のうち、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者。                  ○国道事務所の管理する路線から、概ね5km(直線距離)以内に土地面積100m<sup>2</sup>以上の資材置き場を所有していること。                  ○県内で元請として完成・引き渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績を有すること。</p>
	<p><b>技術資料 (評価項目)</b></p> <p>①工事の施工実績                  ②協定締結希望区間の希望理由及び資材置き場の状況                  ③災害時に使用する建設資機材等の状況                  ④災害時に動員できる技術者、作業員の状況                  ⑤他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況                  ※施工実績がない場合、体制等が不明確な場合には協定しない。</p>
	<p><b>費用の支払い</b></p> <p>○業務内容①~④: 災害応急対策業務の完了後、当該業務に要した費用(建設資機材等を含む。)の見積書を提出し、内容を精査し、その費用を支払う。                  ○業務内容⑤: 公共工事設計労務単価等に基づき支払う。</p>
	<p><b>備考</b></p> <p>当該国道事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注の落札者決定時において、企業の信頼性社会性の「地域貢献度」の項目で加算。</p>

出典「発注者責任を果たすための今後の建設・生産システムのあり方に関する懇談会(平成25年度第3回)」  
 (平成26年3月国土交通省)

## ○ 不良不適格業者の排除の徹底

不良不適格業者は、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障となる。不良不適格業者の排除については、適正化指針において以下のとおり定められている。

### 【不良・不適格業者の排除】

#### 第2 6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

##### (1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施

し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実にに行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの的確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を図るものとする。

へ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 6 (1) 不良・不適格業者の排除に関すること

## 【指針本文】

## (適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

＜ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表＞

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、**低入札価格調査基準を見直す**。なお、**低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格**を定めた場合には、当該価格について**入札の前には公表しないものとする**。

**予定価格については**、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、**建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする**。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、**談合等に対する発注者の関与を排除するための措置**を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して**入札金額の内訳書の提出**を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

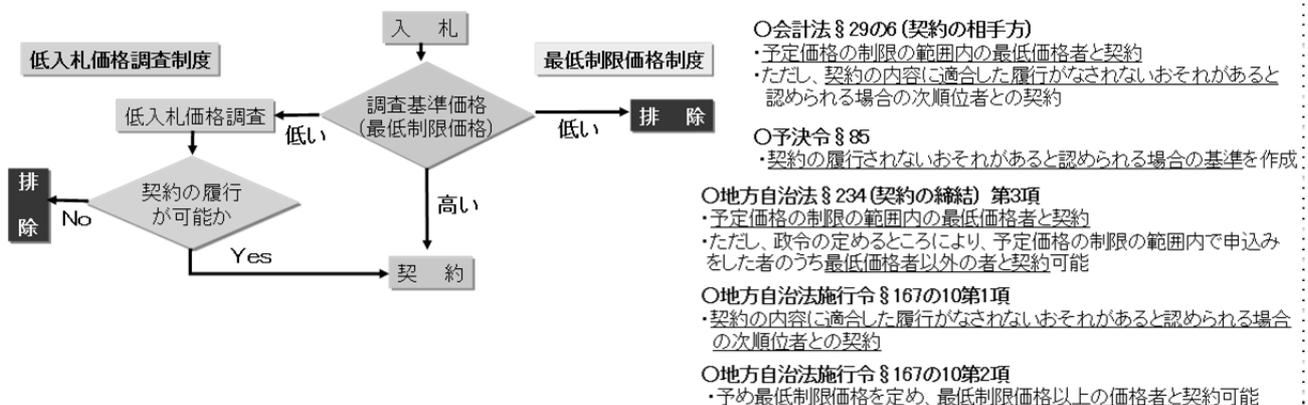
## 【解説】

## ○ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底 1)

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要については、以下のとおりである。

## 【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要】

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが（最低価格自動落札）、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格（地方公共団体のみ）により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。



出典)「中央建設業審議会 第6回入札契約の適正化に関する検討委員会」(平成17年5月国土交通省)

「低入札価格調査制度」とは、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。

「最低制限価格制度」とは、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである。

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の具体的な手続については、適正化指針において、以下のとおり定められている。

#### 【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

- イ 当該入札価格で入札した理由は何か
- ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か
- ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか
- ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか
- ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か
- ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か
- ト 建設副産物の搬出予定は適切か
- チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか
- リ 経営状況、信用状況に問題はないか

#### (参考法令等)

- i) 適正化指針 第2 4 (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

**【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用】(つづき)**

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

**○ 低入札価格調査基準を見直す** 1) 2)

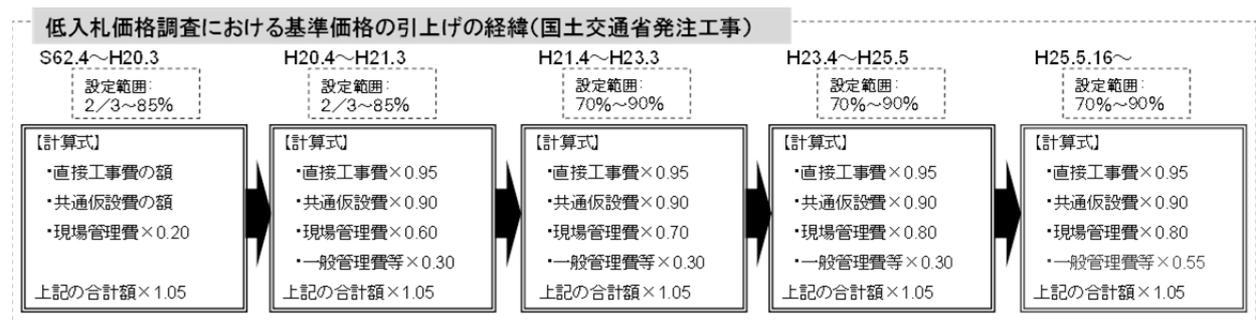
適正化指針において、受注者として不可避な費用をもとに、落札率(予定価格に対する契約価格の割合)と工事成績との関係についての調査実績等を踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すことと定められている。

(適正化指針の抜粋については、「運用指針の解説 Ⅱ. 1. (3) 入札契約段階(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)」P.83を参照。)

国土交通省では、平成25年に低入札価格調査基準価格の算定式を見直している。また、低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルも同様に見直しており、他省庁や地方公共団体に対して周知している。

国土交通省におけるこれまでの低入札価格調査基準の見直しの状況については、以下のとおりである。

**【低入札価格調査基準の見直し】**



出典)「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会第8回基本問題小委員会」(平成25年7月国土交通省)

**○ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を入札の前には公表しない** 1)

低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格は、入札の前には公表しないこととすることについて、適正化指針において以下のとおり定められている。

**【低入札価格調査基準価格・最低制限価格の公表時期】**

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

**○ 予定価格については原則として事後公表** <sup>1)</sup>

予定価格の公表時期については、適正化指針において以下のとおり定められている。

**【予定価格の公表時期】**

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

(中略)

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

**(参考法令等)**

i) 適正化指針 第2 4 (5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

**(参考資料)**

1) 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」

(平成16年6月(最終:平成25年10月)国土交通省)

2) 「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」

(昭和61年6月(最終:平成25年5月)中央公共工事契約制度運用連絡協議会)

## ○ 談合等に対する発注者の関与を排除するための措置 <sup>1)</sup>

談合等が発注者が関与することは、国民の貴重な税金を原資として行われる公共事業に対する国民の信頼を根底から損なうものであり、あってはならないことである。

談合に対する発注者の関与の排除措置については、適正化指針において以下のとおり定められている。

### 【談合に対する発注者の関与の防止】

第2 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

(5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

入札契約適正化法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手続の透明性を向上させることや、情報管理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるものとする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

## ○ 入札金額の内訳書の提出 <sup>ii) 1) 2) 3)</sup>

入札金額の内訳書の提出については、適正化指針において以下のとおり定められている。

### 【入札金額の内訳書の提出】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

入札金額の内訳書の具体的な取扱い及び内訳書の確認における確認事項の例については、以下のとおりである。

### 【入札金額の内訳書の取扱い】

1. 入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めること自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. 既に多くの発注者において内訳書の提出を求めているものと承知していますが、現在、対象工事や提出を求める者を限定している場合には、改正法施行後は入札に付す全ての公共工事に

ついて、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求めることが必要となります。

3. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めることを否定するものではありません。
4. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、
  - ・公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
  - ・低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
  - ・談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとること
 などが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれては、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。
5. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。

**【簡易な内訳書の例】**

(記入例)		平成〇年〇月〇日
殿	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番〇号
	商号又は名称	株式会社 〇〇建設
	代表者 氏名	代表取締役 〇〇〇〇 印
工 事 費 内 訳 書		
工 事 名	〇〇事業 (〇〇) 道路改良工事	
工 種 等	見 積 金 額 (円)	
道路改良	A	
土工	a	
法面工	b	
擁壁工	c	
雑工	d	
直接工事費	A ( a + b + c + d )	
共通仮設費計	B	
現場管理費	C	
一般管理費等	D	
工事価格	A + B + C + D	

出典)「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」(平成 26 年 12 月総務省・国土交通省)

**(参考法令等)**

- i) 適正化指針 第2 3 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関する事
- ii) 適正化指針 第2 4 (2) 入札金額の内訳書の提出に関する事

**(参考資料)**

- 1) 「入札金額の内訳の提出について」(平成 13 年 12 月 (最終:平成 20 年 3 月) 国土交通省)
- 2) 「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」  
(平成 15 年 12 月 (最終:平成 20 年 3 月) 国土交通省)
- 3) 「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」  
(平成 26 年 12 月総務省・国土交通省)

【内訳書の確認事項の例】

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

出典) 「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」  
(平成 15 年 12 月 (最終:平成 20 年 3 月) 国土交通省)

---

## 【指針本文】

## (工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めよう努める**。<sup>1)</sup>

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査する施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも可能とする。

競争に参加しようとする者に対し**高度な技術等を含む技術提案を求めよう努める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる**。この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する。

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めよう努める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた**適切な評価内容を設定する**。その際、**過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案**は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

技術提案の評価において、**提案内容の一部を改善**することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないようにする。

また、落札者を決定した場合には、技術提案について**発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置**について契約上取り決める。

## 参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(国土交通省)

## 【解説】

○ 技術提案を求めよう努める<sup>1)</sup>

公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価落札方式は、技術提案を募集するなどにより、入札者に工事価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

国土交通省では、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めよう努めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めよう努めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に、技術提案を求めよう努める総合評価落札

方式（技術提案評価型総合評価落札方式）を適用している。

（技術提案を求める方式の詳細については、「運用指針の解説 III. 1. (3) 落札者の選定方法の選択」P.196～を参照。）

**○ 高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成する<sup>1)</sup>**

高度な技術等を念頭においた場合、その技術の内容により予定価格が大きく異なることが想定される。

国土交通省では、最も優れた技術提案を採用できるよう、予定価格の算定方法選定の考え方について、以下のとおり運用している。

**【予定価格の算定方法選定の考え方】**

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という。）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

- ① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格（最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値）を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定する際には競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

表 予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長 所	短 所
① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格	● VFMの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。	● Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格	● 技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ● 入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格	● 予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ● 入札時点での競争性が確保される。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格	● 技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ● VFMの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	● 予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

（参考資料）

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月国土交通省）

【予定価格の算定方法選定の考え方】(つづき)

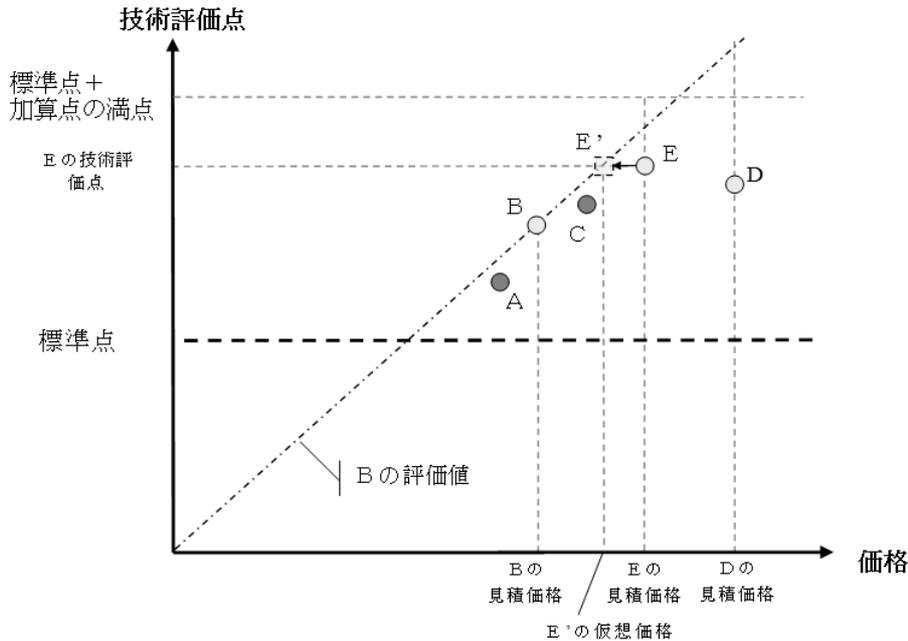


図 予定価格の算定方法選定のイメージ

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

なお、技術提案の審査に当たっては、競争参加者からの技術提案をもとに作成する予定価格の妥当性を確保するため、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くこととしている。

【学識経験者の意見聴取】

A. 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

B. 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○ 適切な評価内容を設定 (1) 1)

適切な技術提案の審査・評価については、基本方針において以下のとおり定められている。

【技術提案の適切な審査・評価】

第2 4 多様な入札及び契約の方法

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

ロ 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の

妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

国土交通省における工事目的物に対する提案を求める場合や高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求める場合の評価項目の設定の例については、以下のとおりである。

#### 【技術提案に関する評価項目の例】

分類	評価項目	
	定性評価	定量評価
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト(維持管理費)、補償費※
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法	
	景観	
		機械設備等の処理能力
社会的要請への対応		施工期間(日数)
	貴重種等の保護・保全対策	
	汚染土壌の処理対策	
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO <sup>2</sup> 排出量
	現道の交通対策	交通規制期間
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH値、SS値

※工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

#### (参考法令等)

- i) 基本方針 第2 4 (1) 競争参加者の技術提案を求める方式

#### (参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

国土交通省では、競争参加者に対し技術提案を求める場合は、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図ることとしている。

### 【技術提案に係る要求要件の設定の例】

表 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 25mg/L 以下 (生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間 (12 月～3 月) と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A) 以下	発電機・原動機共通筐体の標準的遮音性能を上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8 時間以下	作業時間 4 時間	標準案 1 班体制に対し 3 班体制を想定した場合の作業時間を上限として設定
アスファルト再生材の使用量 (t)	AS 再生材使用量 320t 超	AS 再生材使用量 806t	舗装再生便覧 (日本道路協会) に基づき上限値を設定

表 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性評価の場合

評価項目	入札説明書への記載例
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本工事は、施工方法等の技術提案を受け付け、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）の工事である。</li> <li>●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大 5 項目（各項目について A 4 用紙 0 枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。</li> </ul>
盛土の品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t 以上 BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
粉塵対策	●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む。）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
コンクリートの品質管理	●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。

出典) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月国土交通省)

## ○ 過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案 <sup>1)</sup>

過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、提案の履行に過剰な費用を要する場合において、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとするれば、技術提案以外の部分での疎漏・粗雑な施工などにつながるおそれがある。

国土交通省では、オーバースペックと判断する場合の事例等についてとりまとめるなど、工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超えて過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しないようにするための取組を進めている。

### 【提案に対し、オーバースペックと判断する場合がある事例】

工種	工事内容	発注者側が設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
			技術提案内容	その理由
共通	一般土木(トンネル工事) 一般土木(橋梁基礎工事) プレストレスト・コンクリート	コンクリートの耐久性向上対策	◇温度条件が一般的な現場において、品質向上のために暑中コンクリート、寒中コンクリートを使用するという提案	品質確保上「コンクリート標準示方書」に品質が確保されるよう対処すべきこととして定められているため
一般土木	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	◇ひび割れ防止目的のコンクリート混和材料を2種併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すと判断
			◇必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断
			◇低発熱ホルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断

出典)「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」(平成23年3月国土交通省)

なお、オーバースペックを防ぐ観点から、国土交通省において評価方法の工夫を行っている取組として、以下の事例がある。

### 【オーバースペック防止のための評価方法の工夫の例（中国地方整備局）】

#### 1) 背景及び必要性

建設投資が減少し企業の競争環境が厳しさを増すなかで、「総合評価落札方式」の技術提案において高い評価を得ようと、過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案がなされるケースも見受けられる現状にある。

#### 2) オーバースペックの弊害

○提案の履行に過剰な費用を要する場合において、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとするれば、受注者の利益が損なわれる可能性。

○さらには、技術提案以外の部分での疎漏・粗雑な施工(技術ダンピング)、受注者の赤字や下請企業へのしわ寄せに繋がる可能性。



『過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案』の抑制が必要

#### 3) 発注者の取り組み

◆技術提案数は最大5提案(1項目当たり)を原則

##### 視点の設定例

技術提案項目: 下部工コンクリートの品質・耐久性向上
視点①: 配合に関する工夫
視点②: 運搬、打設、締固め、打ち継ぎ処理に関する工夫
視点③: 養生に関する工夫
視点④: 鉄筋、型枠に関する工夫
視点⑤: ●●●の工夫(上記の視点以外での工夫)

◆現場条件により必要と判断される要求レベルのものは標準案として積算計上し条件明示

◆過剰な要求レベル(数値等)を設定しない(舗装工表面の平坦性、濁水処理における水質(pH、SS)等)

※入札参加者が過剰な上限値を設定する形にならないように留意

◆事例等のHPへの公表(入札説明書にURLを記載し入札参加予定者へ紹介)

◆オーバースペックと評価した提案の通知(全工事)

#### (参考資料)

1)「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」(平成23年3月国土交通省)

【オーバースペック防止のための評価方法の工夫の例（中国地方整備局）】（つづき）

**4) 受注者への周知**

**【入札説明書記載例】**  
 過度なコスト負担を要する（オーバースペックな）技術提案（以下「オーバースペックな技術提案」という）と判断した場合は「より優れた評価はしない」又は「評価をしない」場合がある。  
 「オーバースペックな技術提案」に関する事項については、中国地方整備局のホームページ（<http://www.cgr.mlit.go.jp/>・……）に掲載している。  
 【また、本工事においては「○○を設置」、「○○を○○に変更」に関する技術提案を提出した場合「オーバースペックな技術提案」と判断し、「評価をしない」場合がある。】※【 】は工事特性等を考慮して必要に応じ個別の工事において、記載する場合がある。

**通知の記載例）**  
 -（評価しない）：●●の使用  
 【理由】……は……であり、オーバースペックな技術提案と判断し「評価しない」としたものです。

**5) オーバースペックな技術提案の例（HP公表）**

① 同一の部位において、同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断される技術提案  
 I：コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される同一部位へのコンクリート混和材料の併用に過剰な費用を要す提案  
 II：トンネル工事における養生のための設備と材料の併用に過剰な費用を要す提案  
 III：PC上部工における特殊なケーブルやシースの併用に過剰な費用を要す提案

② 要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する設計図書や示方書等の規定の範囲を超えた高価な材料の使用など、使用する必要性が低いと判断される提案の実施に過剰な費用を要すると判断される提案  
 I：コンクリートの配合における低発熱セメントを使用した高強度コンクリートへの変更で過剰な費用を要す提案  
 II：コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要す提案  
 III：トンネル覆工コンクリート全面にわたるコンクリート表面改質剤（コンクリートの劣化抑制を目的とした表面含浸剤）の塗布に過剰な費用を要す提案  
 IV：鋼橋上部工事における上部工鋼材全面にわたる塗装等の追加に過剰な費用を要す提案  
 V：鋼橋上部工事において、主鋼材の材質変更を行い過剰な費用を要す提案

出典)「平成 26 年度の入札・契約方針」(平成 26 年 4 月国土交通省中国地方整備局)

**○ 提案内容の一部を改善** 1)

技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合が考えられる。

このため、国土交通省では、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができることとしている。

**【技術対話の実施】**

**1) 技術対話の範囲**

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

**2) 技術対話の対象者**

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとする。ことから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

**3) 技術対話の手順**

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

**A. 技術提案の確認**

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案

の不明点について質疑応答を行う。

#### B.発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

#### C.自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

#### D.見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

### 4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

国土交通省では、技術対話における公平性、透明性を確保するため、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要があることから、提案内容の改善過程の内容と、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各競争参加者の再提出における改善状況の概要を公表することを基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとしている。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各競争参加者の了解を得た上でそれらを公表することとしている。

#### 【技術提案の改善過程の具体例】

技術提案の内容	橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。
改善の内容	[発注者からの指摘事項] ・施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。 [自発的な改善事項] ・下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

#### (参考資料)

1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

**【技術提案の改善過程の公表イメージ】**

工事件名	〇〇〇高架橋工事
事務所名	△△国道事務所
入札公告	年 月 日
技術提案の提出	年 月 日
技術対話	年 月 日
技寿提案の再提出	年 月 日

【技術提案の改善に係る過程の概要】

項 目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため〇〇工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自発的に改善				

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月国土交通省)

**○ 発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにする、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置** <sup>1)</sup>

国土交通省では、技術提案の履行の確保を目的として、以下のとおり発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくこととしている。

**【契約書における明記の例】**

具体的な対応方法として、特記仕様書の記載例を以下に示す。

〔特記仕様書への記載例〕

第〇条 施工計画書への記載

受注者は、技術資料に記述した提案について、発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「実施してはならない」と通知した提案を除き、施工計画書に記載しなければならない。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる提案については、受発注者間の協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

1) 契約後 V E 提案として求めた提案 (※必要に応じて記載すること)

2) 発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「加算点を付与する対象とならない」として通知した提案のうち、標準案との効果の差が不明な提案

**【評価内容の担保の方法の例】**

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受

注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。また、いずれの場合においても工事成績評定の減点対象とする。

【入札説明書における記載例】（例：交通規制の短縮日数）

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、(2) 2) ①「一般国道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係る具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる措置を行う。

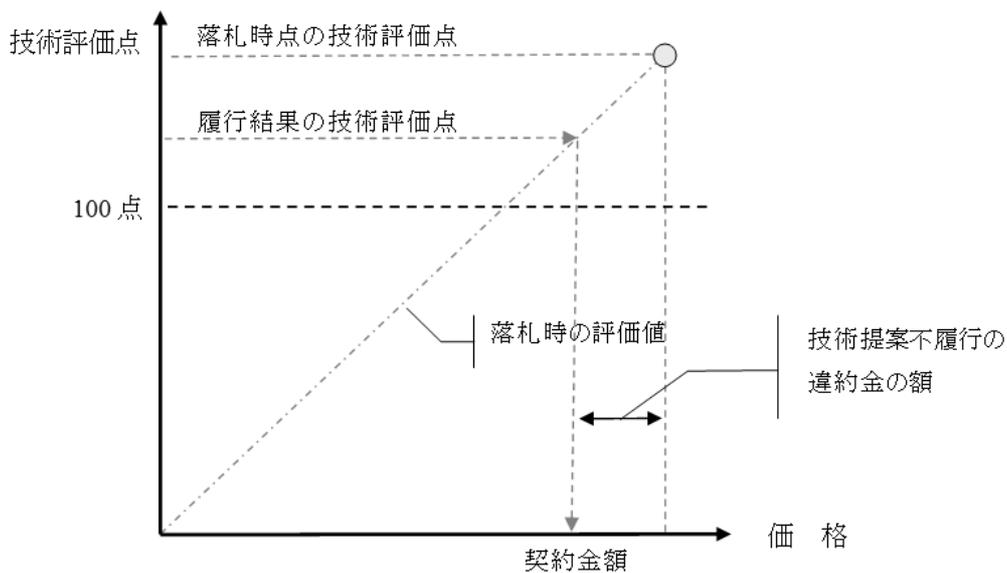


図 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

(参考資料)

1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

## 【指針本文】

## (競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)

**総合評価落札方式における施工能力の評価**に当たっては、競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や技能労働者の技能（登録基幹技能者等の資格の保有など）等々を評価項目に設定する。<sup>1)</sup>

また、必要に応じて**豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮**して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする**一括審査方式**や、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、**施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）**を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減に努める。<sup>1)</sup>

総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。**地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取**については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項等に定める手続により行う。

必要に応じて**配置予定技術者に対するヒアリング**を行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、工事の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された**要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式（施工体制確認型総合評価落札方式）**の実施に努める。

参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）

## 【解説】

○ 総合評価落札方式における施工能力の評価 <sup>1)</sup>

国土交通省では、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっての評価項目の基本的な考え方について、以下のとおり運用している。

## 【評価項目の基本的な考え方】

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型及び技術提案評価型に係わらず、以下に示す3つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

- ① 企業の能力等
- ② 技術者の能力等

### ③ 技術提案（施工計画）

「①企業的能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。また、従来「企業の信頼性・社会性」として評価していた現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点からの地域貢献度についても、企業的能力等の中で評価する。

「②技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接係わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

「③技術提案（施工計画）」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

#### （１）企業・技術者の能力等

##### 【評価項目】

企業・技術者の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業・技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

各評価項目の配点はバランス良く設定するものとするが、必須項目については、品質確保の确实性の観点から、工事特性に応じて配点を高めることが望ましい。

また、地域精通度・貢献度等については、企業的能力等の中で評価するものとし、企業的能力等の配点の半分を超えない範囲でバランス良く設定するものとする。

なお、複数の配置予定技術者で参加申請する場合は、配置予定技術者の評価点合計の最も低い者の評価点を対象とする。

##### 【評価方法】

加算点の算出に当たっては、各評価項目の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。

#### ○同種工事の施工実績

- ・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。
- ・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- ・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。

#### （参考資料）

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月国土交通省）

### 【評価項目の基本的な考え方】(つづき)

#### ○工事成績

- ・企業においては過去2年間、配置予定技術者においては過去4年間の同じ発注工種区分の工事成績評定点の平均点(全国:8地方整備局+北海道開発局+沖縄総合事務局)とする。  
ただし、データベースの整備状況に応じて、当該地整のみとすることや、3件程度の工事の平均とすることも可能とする。
- ・都道府県等の他の発注機関における工事成績を対象とすることも可能とするが、直轄工事における工事成績評定点との評価方法や平均点等の違いに留意すること。
- ・なお、事前に、当該期間の実績を有する企業、技術者が少ないことがわかっている場合は、必要に応じて対象期間を拡大できるものとする。

#### ○表彰

- ・企業においては過去2年間、配置予定技術者においては過去4年間の、原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
- ・企業においては優良工事表彰、配置予定技術者においては優良工事技術者表彰を基本とする。
- ・局長表彰、事務所長表彰等、表彰主体に応じて評価することも可能とする。

#### ○地域精通度・貢献度等

地域精通度・貢献度等の評価項目は、企業の能力等の中で評価するものとし、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定するものとする。社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない。

#### ○配置予定技術者の資格

- ・競争参加資格要件として求めた資格以外で当該工事に有効な資格がある場合には、資格の内容に応じて評価することも可能とする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

【競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型・技術提案評価型）】

表 競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型・技術提案評価型）

資格要件・評価項目			施工能力評価型		技術提案評価型(WTO以外)	
			参加要件	総合評価	参加要件	総合評価
企業の能力等	同種工事の施工実績					
	工事成績					
	表彰		×		×	
	関連分野での技術開発の実績		×		×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)		×		×	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制		×		×	
	その他					
地域精通度・貢献度等	地域精 通度 ・ 貢 献 度 等	本支店営業所の所在地				
		企業の近隣地域での施工実績の有無				
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績				
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	×	×	
	ボランティア活動等		×	×	×	
その他		×	×	×		
技術者の能力等	資格					
	同種工事の施工実績					
	工事成績					
	表彰		×		×	
	継続教育(CPD)の取組状況		×		×	
	その他					
技術提案 (施工計画)	監理能力(ヒアリング)		×		×	
	施工計画			×	×	×
	施工計画の適切性(ヒアリング)			×	×	×
	技術提案		×	×		
技術提案の理解度(ヒアリング)		×	×			
その他	施工 体制	品質確保の実効性	×	×	×	
		施工体制確保の確実性	×	×	×	
	手持ち工事量			×		×

(凡例) :必須 :選択 ×:非設定

WTO対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

**○ 豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮**

工事の品質確保の観点から、配置予定技術者に対して過去の従事実績評価することが多いが、必要に応じて評価項目を変更することも考えられる。

国土交通省では、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す工事の試行を実施している。

**【技術提案チャレンジ型総合評価方式（関東地方整備局）】**

○新規参入が難しい、工事成績や表彰等の過去の実績の少ない企業も含め、技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、受注機会を確保できる環境を作る。

項目	細目	評価項目例	技術提案チャレンジ型		
			満点	評価点	選択
①技術提案	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。	20		◎
◎企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績			
		②工事成績 当該工種での過去2年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。事故減点は原則適用外			
		④優良工事等表彰 全ての工種を対象に過去1年間優良工事等の表彰の有無(関東地整発注)			
		⑤事故及び不誠実な行為			
	自由設定項目	◎自由設定項目(※1)			
◎配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績過去15年間の施工実績			
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)過去4年間の施工実績(関東地整発注)			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注)			
		◎自由設定項目(※2)			
合計			20		

出典)「平成25年度関東地方整備局総合評価審査委員会」(平成26年3月国土交通省関東地方整備局)

**【企業としての支援体制(方法)を評価する取組(九州地方整備局)】**

■配置予定技術者[監理(主任)技術者]を若手技術者とする試行工事の実施

・総合評価の企業評価として、若手技術者が技術的な課題及び地域対策等困難な課題に対応するための企業としての支援体制(方法)を評価

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点	
企業 の 能 力 等	必須	工事実績	過去15年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	3.0
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0
		工事の手持ち状況	当該工種別の地整内当該年度施工額÷当該工種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E	2.0
		支援体制	若手技術者が、技術的な課題及び地域対策等困難な課題に対応するための企業としての支援体制(方法)	5段階	企業の支援体制(方法)について、具体的な記載があり、複数の事項に配慮して効果的な提案があった場合に高く評価する。	5.0

出典)「若手技術者育成のための工事の試行について」(平成24年10月国土交通省九州地方整備局)

## ○ 一括審査方式<sup>1)</sup>

企業の技術力審査・評価の効率化等により、競争参加者の負担の軽減を図ることができる。

国土交通省では、総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式の活用を努めている。

### 【一括審査方式の活用】

1 事務の改善及び効率化について

(2) 一括審査方式の活用

① 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとするものとする。

イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事

ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事

ハ) 工事種別及び等級区分、業種区分が同じ工事

二) 施工地域が近接する工事

ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同日に行うこととしている工事

ヘ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

ト) 工事技術的難易度評価表のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

② 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ) 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。

ロ) 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

出典) 「平成 26 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」  
(平成 26 年 3 月国土交通省)

**【一括審査方式の活用の例（九州地方整備局）】**

目 的
①技術審査業務の負担軽減。 ②発注者・競争参加者双方の入札手続きの効率化により予算の早期執行を図る。

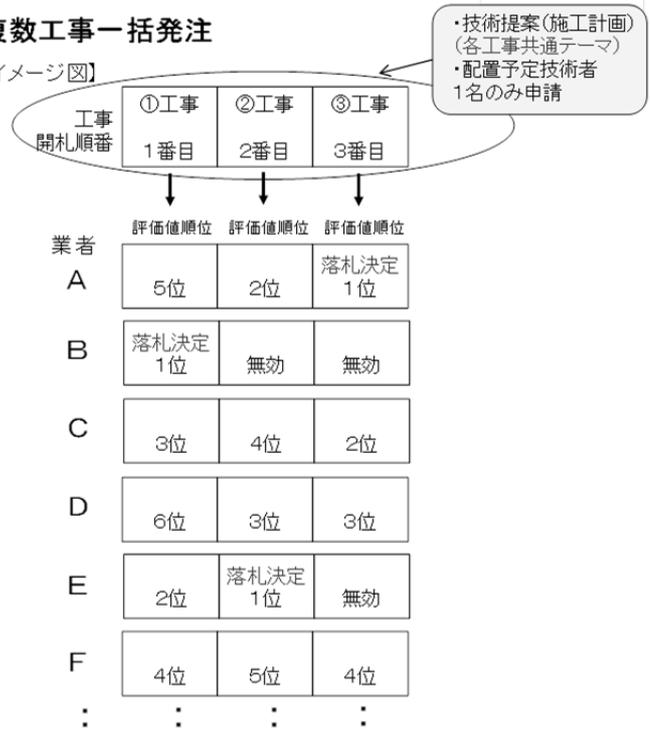
要 旨
参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料の提出は、1つのみとし発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図るとともにスピーディな予算の執行に寄与する。

一括審査方式の内容
①複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案(施工計画)を求める。 ②入札は、すべての工事または、希望する工事のみ札を入れる。 ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者に落札決定する。 ④なお、受注した企業は、工事に専念し確実な施工を実施する体制の構築が求められるため、1公告に配置できる予定技術者は、技術提案(施工計画)を熟知し確実に履行できる1名としてリスクの分散を図る。 ⑤落札決定し、配置予定技術者がいなくなった企業は、以降の入札は無効扱いとする。

**複数工事一括発注**

【イメージ図】



出典)「平成 26 年度試行予定工事が決定しました～民間技術力を活用する多様な入札方式の工事を実施～」  
 (平成 26 年 10 月 15 日国土交通省九州地方整備局)

**○ 施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式**

**(施工能力評価型総合評価落札方式) 1) 2)**

国土交通省では、総合評価落札方式の適用拡大に伴う技術提案・審査に係る競争参加者及び発注者の負担増に対応するため、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する施工能力評価型総合評価落札方式を適用している。

**【工事の特性に応じた総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）の選択】**

**【概要】**

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

**【適用の意義】**

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工実績、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価する

ことにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する	
<b>施工能力評価型</b>		<b>技術提案評価型</b>	
企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実に施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合
		有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適なを選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案
評価方法	実績で評価		施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
ヒアリング	実施しない	点数化	
段階選抜	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須
予定価格	実施しない	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2
	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成
	II型      I型	S型	A III型      A II型      A I型

図 国土交通省における総合評価落札方式のタイプの概要

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実な施工を行うことは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月)

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月国土交通省)
- 2) 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」(平成 19 年 3 月(最終:平成 20 年 3 月)国土交通省)

また、市区町村向けの簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例については、以下のとおりである。

**【市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例】**

評価項目	評価内容	評価基準	配点	
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
	工事成績	過去5年間の工事成績評定点の平均点	a. 75点以上	5
			b. 65点以上 75点未満	2
			c. 65点未満	0
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	過去5年間の主任技術者の施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事で実績有り	3
			b. その他の公共発注機関の実績有り	1
			c. その他の施工実績	0
	保有資格	主任技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士又は技術士	1
b. 2級土木施工管理技士			0	
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内における本店の所在地の有無	a. 同一市町村内に有り	2.5
			b. 同一市町村内になし	0
	防災協定等に基づく活動	過去5年間の防災協定等に基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り	2
			b. 活動実績なし	0
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率 (A) = 当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額	$A < 0.25$	1.5
			$0.25 \leq A < 0.75$	1
			$0.75 \leq A < 1.25$	0.5
			$1.25 \leq A$	0
合計			20	

出典)「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」(平成19年3月(最終:平成20年3月)国土交通省)

**○ 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取** 1) 1) 1)

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要であることから、国及び地方公共団体における中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項について、基本方針において、以下のとおり定められている。

**【学識経験者の意見聴取】**

第2 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

(中略)

また、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加え

る、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。  
出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

## 【地方公共団体における学識経験者の意見聴取】

### 学識経験者の意見聴取とは何ですか。

- ・落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは再度の意見聴取が必要です（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）。

### 学識経験者の範囲はどのようになっていますか。

- ・当該市区町村において価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。

#### 〔学識経験者の一例〕

- ・大学・工業高等専門学校の教職員
- ・国土交通省の職員（事務所の副所長等）
- ・都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
- ・「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者（1種）の資格取得者
- ・試験研究機関の研究員

## 【地方自治法施行令】

### 第百六十七条の十の二

（中略）

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

出典) 上段：「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」(平成19年3月(最終:平成20年3月)国土交通省)  
下段：「地方自治法施行令」

### （参考法令等）

- i) 基本方針 第2 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
- ii) 「地方自治法施行令」第167条の10の2

### （参考資料）

- 1) 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」(平成19年3月(最終:平成20年3月)国土交通省)

## ○ 配置予定技術者に対するヒアリング<sup>1)</sup>

国土交通省では、競争参加者の評価を適切に実施するため、総合評価落札方式において、競争参加者から提出された施工計画の適切性（配置予定技術者の施工計画に対する理解度）を確認する必要がある場合など、必要に応じて配置予定技術者へのヒアリングを実施するなどにより、適切な競争参加者の選定を行うこととしている。

### 【配置予定技術者の監理能力（ヒアリング）】

施工能力評価型Ⅰ型及び技術提案評価型Ⅱ型（WTO対象工事を除く。）において、配置予定技術者の「監理能力」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「監理能力」に関しては、下表の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、「技術者の能力等」における過去の同種工事实績の評価点に係数を掛けることとする。

表 技術者ヒアリングにおける監理能力の評価視点（例）

視 点	内 容
役割	監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる
工程管理	工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
品質管理	品質管理にあたり、最も配慮しなけりばならなかつた事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
安全管理	安全管理にあたり、最も配慮しなけりばならなかつた事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
関係者との調整	関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
同種実績と当該工事との関係	同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

**○ 要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式**

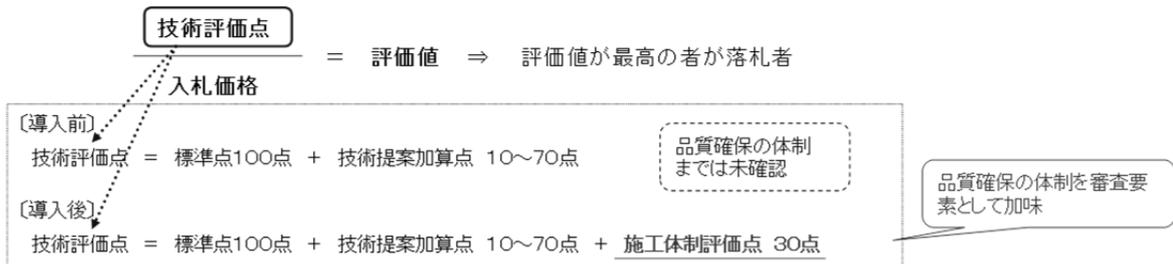
**(施工体制確認型総合評価落札方式) 1) 2)**

低入札価格調査制度調査対象工事においては、下請業者へのしわ寄せ、安全対策等の不徹底等につながりやすく、適切な施工体制が確保されないおそれがある。

国土交通省では、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する方式（施工体制確認型総合評価落札方式）を活用している。

**【施工体制確認型総合評価方式】**

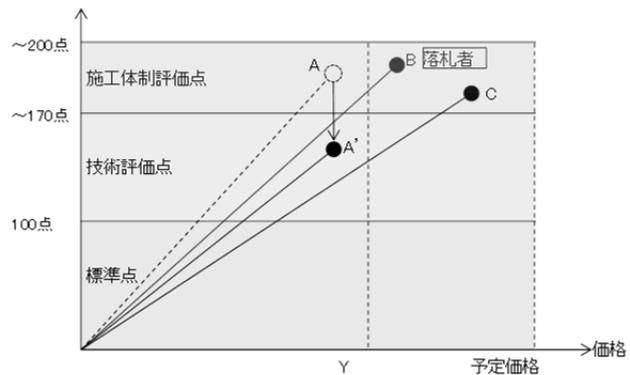
総合評価方式において、調査基準価格を下回る応札者に対して品質確保体制を厳しく審査・評価し、技術評価点に適切に反映させることによりダンピングによる品質の低下を排除。



○低入札調査基準価格(Y)

予定価格の70%から90%までの範囲内で工事ごとに下記の算定式で定める。

直接工事費 × 95%  
+ 共通仮設費 × 90%  
+ 現場管理費 × 80%  
+ 一般管理費等 × 55%



出典) 国土交通省作成資料

**(参考資料)**

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月国土交通省)
- 2) 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」  
(平成 18 年 12 月 (最終: 平成 25 年 10 月) 国土交通省)

【指針本文】

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について**見積りを徴収し**、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、**積算内容を見直す方法**
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

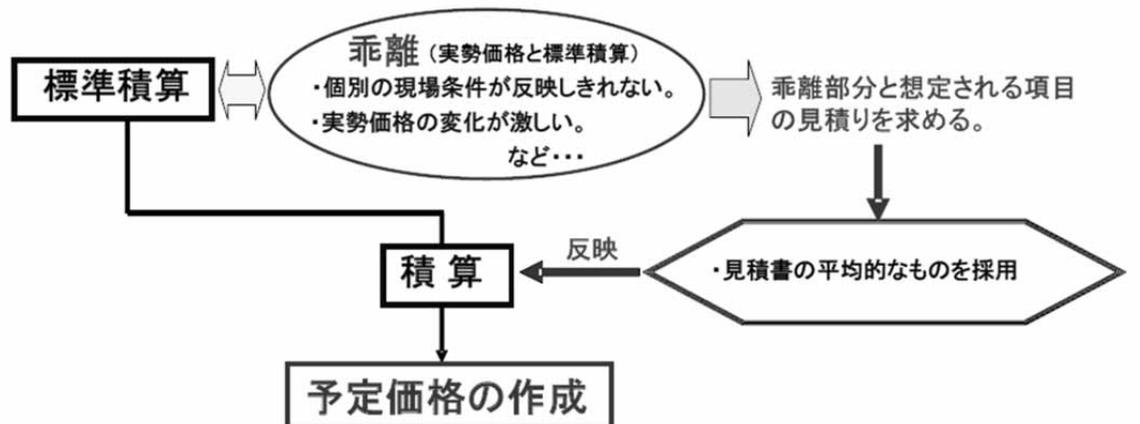
【解説】

○ 見積りを徴収し積算内容を見直す方法 <sup>1)</sup>

地域や工種によっては、資材価格等の高騰や落札率の低下により収益性の低い工事への参加を手控えるなど、建設業者の応札行動が変化していることや、市場動向、施工条件・現場条件が多様化していることにより、標準積算では対応が困難となる場合がある。

国土交通省では、発注者の積算との乖離が大きく、入札不調・不落が頻発している工事において、標準積算の歩掛があっても、予定価格の作成に当たり応札者の見積りを活用する方式を試行している。

【見積り活用積算方式の概要】



出典) 国土交通省作成資料

なお、見積りを活用する方式を含む公共工事の円滑な施工を確保するための総合的な対策について、以下のとおりとりまとめられている。

**【公共事業の円滑な施工確保対策の概要】**

公共建築工事の施工確保	適正な工事採算性の確保
<p>▶ <b>最新単価適用の徹底</b>            予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。</p>	<p>▶ <b>各種スライド条項の活用</b>            契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。</p>
<p>▶ <b>見積りを活用した単価設定</b>            実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。</p>	<p>▶ <b>資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い</b>            資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。</p>
<p>▶ <b>スライド条項の適切な設定・活用</b>            契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。</p>	<p><b>人材の効率的活用・平準化</b></p>
<p>▶ <b>適切な数量・施工条件等の設定</b>            設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。</p>	<p>▶ <b>地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化</b>            技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。</p>
<p>▶ <b>相談受付の開始</b>            新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。</p>	<p>▶ <b>主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）</b>            近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。</p>
<p><b>予定価格の適切な設定</b></p>	<p>▶ <b>国・地方公共団体の発注見直しを統合して公表</b>            地域の実情等に応じて発注見直しを統合し、公表を実施。</p>
<p>▶ <b>公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）</b>            最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。            （※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）</p>	<p>▶ <b>柔軟な工期の設定</b>            受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。</p>
<p>▶ <b>維持修繕工事の歩掛の新設・見直し</b>            橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。</p>	<p>▶ <b>設計変更等における柔軟な運用を実施</b>            既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。</p>
<p>▶ <b>歩切りの根絶へ向けた要請</b>            地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。</p>	

出典)「公共事業の円滑な施工確保対策<概要>」(平成26年2月国土交通省)

**(参考資料)**

- 1) 「公共工事の円滑な施工確保について」(平成26年2月総務省・国土交通省)

## 【指針本文】

**(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)**

**公共工事標準請負契約約款**（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

**入札及び契約に係る情報**については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2章及び同法第17条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、**適切に公表**することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後、早期に**評価の結果を公表**する。

また、**入札監視委員会等の第三者機関の活用等**により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により**中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み**を整備するよう努める。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該**不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施**すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることや建設業許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律**（昭和22年法律第54号）に**違反する行為の疑い**の事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

## 【解説】

○ **公共工事標準請負契約約款** ① ①)

建設工事請負契約は、当事者の意思の合致によるというものの、多くが意思表示の不明確さ、不完全さをもつとともに、その解釈規範としての民法の請負契約の規定も不十分である。このため、建設工事に係る紛争が生じやすいだけでなく、請負契約を締結する当事者間の力関係が一方的であることにより、契約条件が一方にだけ有利に定められやすく、いわゆる請負契約の片務性の問題を生じ、建設業の健全な発展と建設工事の施工の適正化を妨げるおそれもある。

このため、建設業法は、法律自体に請負契約の適正化のための規定（第3章）をおくとともに、それに加えて、中央建設業審議会が当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告する（第34条第2項）こととしている。

## ○ 入札及び契約に係る情報について適切に公表 ii) 2)

入札及び契約に係る情報については、適正化指針に以下のとおり定められている。

### 【入札及び契約に係る情報】

第2 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（中略）においては、それについて公表することとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

国土交通省では、閲覧、インターネット等により、入札及び契約に係る情報の公表を行っているところであり、その内容は以下のとおりである。(その他、有資格業者名簿や通達等の通則的事項も公表している。)

### 【国土交通省における入札及び契約の情報の公表項目】

公表項目	一般競争	指名競争	随意契約
一般競争参加資格	○	—	—
資格確認申請書提出者名	○	—	—
資格がないと認められた者・理由	○	—	—
入札予定年月日・等級区分	—	○	—
指名業者名及び指名業者の選定過程	—	○	—
随契理由	—	—	○
予定価格	○	○	○
予定価格の積算内訳	○	○	○
調査基準価格(低入札)	○	○	—
低入札調査結果の概要等	○	○	—
入札者名	○	○	—
入札金額	○	○	—
落札者名	○	○	—
落札金額	○	○	—
総合評価実施理由	○	○	—
落札基準	○	○	—
落札理由	○	○	—
苦情処理申立書面	○	○	○
回答書面	○	○	○
契約の内容(相手方の商号・住所・工事の名称・場所・種別・概要・工期・契約金額)	○	○	○
契約変更の内容・変更理由	○	○	○
工事成績評定点通知書(説明申立・回答書面も含む)	○	○	○

出典) 国土交通省作成資料

### (参考法令等)

i) 建設業法 第34条第2項(中央建設業審議会の設置等)

ii) 適正化指針 第2 1 (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

### (参考資料)

1) 「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終:平成22年7月)中央建設業審議会)

2) 「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」  
(平成13年3月(最終:平成19年9月)国土交通省)

**○ 評価の結果を公表** 1)

また、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により評価基準等の技術提案の評価の方法等を明らかにしている。また、契約締結後、競争参加者の知的財産の保護に留意した上で、早期に各業者の技術評価点等の評価の結果を評価項目ごとに公表している。

**【評価結果の公表方法】**

(1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 競争参加資格(段階選抜方式を試行的に実施する場合は、指名されるために必要な要件(入札参加者に要求される資格、入札参加者を選定するための基準))
- ③ 入札の評価に関する基準
  - ・ 評価項目    ・ 評価基準    ・ 得点配分
  - 評価項目ごとの評価基準
  - 評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名    ② 各業者の入札価格    ③ 各業者の価格評価点 (加算方式の場合)
- ④ 各業者の技術評価点    ⑤ 各業者の評価値    ⑥ 技術提案の改善過程 (技術提案評価型の場合)

段階選抜方式を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に技術力評価結果として公表するものとする。

表 落札結果の公表イメージ

<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>予定価格 (消費税抜き)</td> <td style="text-align: right;">300,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格 (消費税抜き)</td> <td style="text-align: right;">258,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>基準評価値 (×1,000,000)</td> <td style="text-align: right;">0.33333</td> </tr> </table>		予定価格 (消費税抜き)	300,000,000 円	調査基準価格 (消費税抜き)	258,000,000 円	基準評価値 (×1,000,000)	0.33333			
予定価格 (消費税抜き)	300,000,000 円									
調査基準価格 (消費税抜き)	258,000,000 円									
基準評価値 (×1,000,000)	0.33333									
入札調書 (総合評価落札方式)										
1. 件名 ○○○○工事						執行員				
2. 所属事務所 ○○○○工事事務所						立会員				
3. 入札日時 平成○○年○月○○日 ○○時○○分										
業者名	第1回 入札価格 (千円)	加算点 + 施工体制評価点	標準点 + 加算点 + 施工体制評価点	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥ 基準 評価値	第2回 入札価格 (千円)	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥ 基準 評価値	備考	摘要
A社	320,000	-	-	-						予定価格超過
B社	312,000	-	-	-						予定価格超過
E社	293,000	85.000	185.000	0.63139	○					落札
G社	345,000	-	-	-						予定価格超過
I社	280,000	63.500	163.500	0.58392	○					
上記金額は入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。										

出典) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月)

## ○ 入札監視委員会等の第三者機関の活用等 <sup>2) 3)</sup>

国土交通省では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、各地方整備局毎に学識経験者等の第三者を構成メンバーとする入札監視委員会を設置し、第三者の意見を適切に反映することとしている。

なお、入札監視委員会では、以下に掲げる事務を行うこととしている。

### 【入札監視委員会の事務】

委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
  - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
  - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
  - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
  - ニ 契約方式の選択
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
  - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
  - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 その他地方整備局長が審議を要すると認める事項

出典)「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月(最終:平成22年3月)国土交通省)

また、地方公共団体における第三者機関の運営に関することについては、国土交通省において、「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を作成している。

### (参考資料)

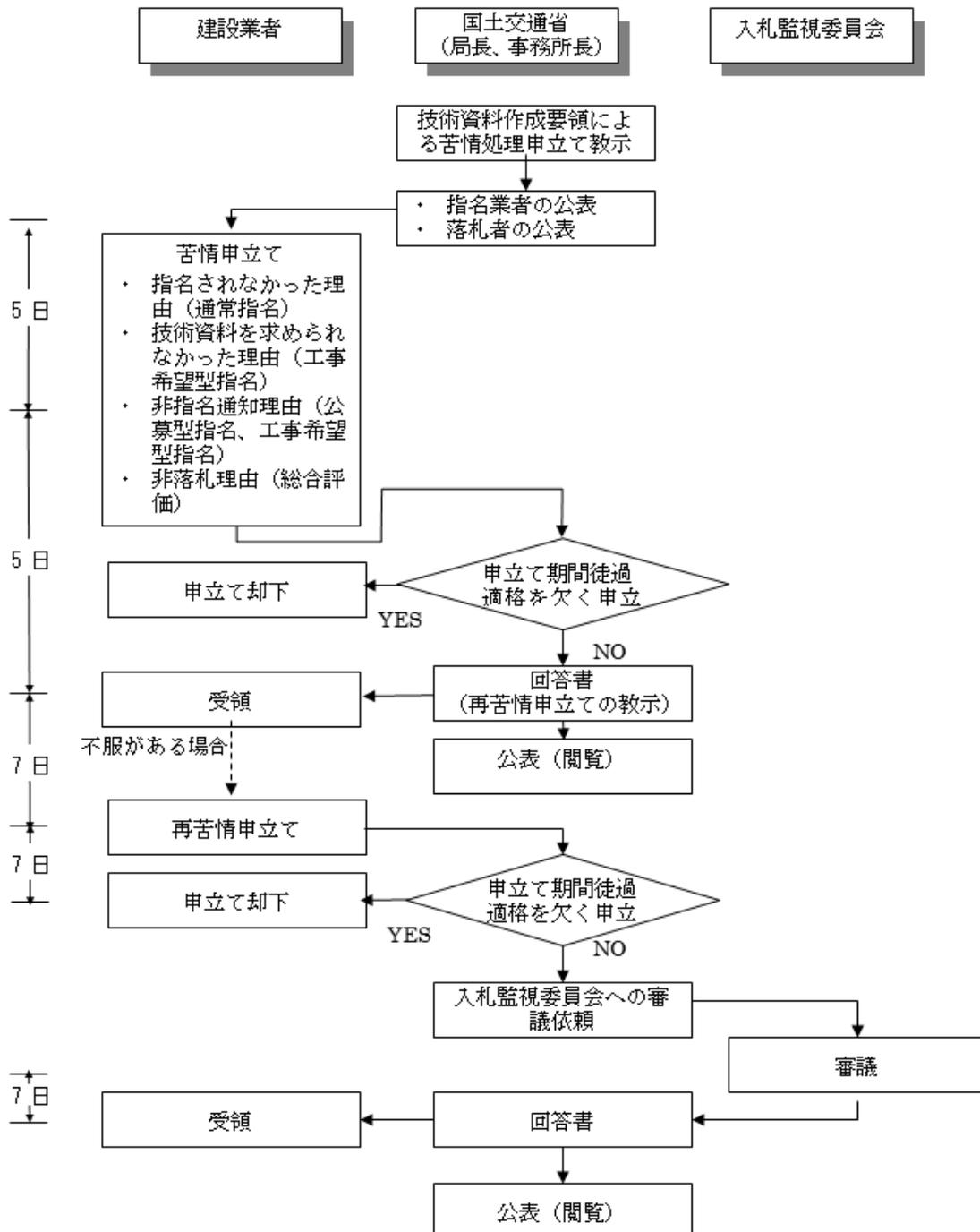
- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)
- 2) 「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月(最終:平成22年3月)国土交通省)
- 3) 「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」(平成19年5月国土交通省)

**○ 中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み** 1) 2)

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、発注者は入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服がある場合の受理や中立・公正な処理の仕組みについて整備する必要がある（国土交通省では、入札監視委員会を活用）。

なお、同様の観点から、入札図書等に対する質問等参加希望者からの問い合わせについても、適切に対応する必要がある。

**【国土交通省における苦情処理手続】**



出典) 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」  
(平成 17 年 9 月 (最終:平成 25 年 3 月) 国土交通省)

## ○ 不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施

i) ii) 3) 4)

公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし再発防止を図る観点から、談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為について指名停止等の措置を厳正に実施していく必要がある。

国土交通省では、指名停止等の措置の実施に当たり、恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ、指名停止基準を策定している。

### 【指名停止基準】

地方整備局長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

#### 別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3ヵ月以上9ヵ月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヵ月以上6ヵ月以内
・	・
・	・

出典)「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月(最終:平成26年3月)国土交通省)

入札談合によって損害を被った場合、事業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第25条や民法(明治29年法律第89号)第709条等の規定に基づき、損害賠償請求を行うほか、契約書に入札談合を行った場合における違約金条項を設定する等、様々な手段によって入札談合の再発防止に努めることとされている。

### (参考法令等)

- i) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第25条
- ii) 「民法」第709条(不法行為による損害賠償)

### (参考資料)

- 1) 「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成13年3月(最終:平成18年10月)国土交通省)
- 2) 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(平成17年9月(最終:平成25年3月)国土交通省)
- 3) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月(最終:平成26年3月)国土交通省)
- 4) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(昭和59年3月(最終:平成24年6月)中央公共工事契約制度運用連絡協議会)

**○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為の疑い** 1) 2)

国土交通省では、談合情報を得た場合等の独占禁止法違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表している。要領においては、内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意の上、定めている。

**【地方整備局における公正入札調査委員会の設置】**

○構成

公正入札調査委員会（以下「委員会」）は、総務部長を長とし、契約管理官、技術開発調整官、契約課長、技術管理課長及び入札談合に関する情報等に係る建設工事等を所掌する課の長をもって構成する。

**【談合情報対応マニュアル】**

○入札談合に関する情報の把握

- ・職員は、入札談合に関する情報に接したときは可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。
- ・入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を局長等へ報告するとともに、委員会の事務局へ報告するものとする。
- ・事務局は、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

○公正取引委員会及び警察庁への通報

- ・通報の時期  
⇒委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。
- ・通報の方法  
⇒公正取引委員会及び警察庁への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。  
⇒公正取引委員会への通報は、公正取引委員会の窓口に対し、委員会が行うものとする。  
⇒警察庁への通報は、大臣官房地方課が行うものとする。

○事情聴取の実施方法

- ・事情聴取の実施者  
⇒事情聴取は、本官契約においては委員会の複数の委員が実施するものとし、分任官契約においては副所長、経理課長等の複数の職員が実施するものとする。  
⇒事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。
- ・事情聴取の対象者  
⇒事情聴取は、辞退者を含む入札参加者全員に対して行うものとする。

⇒辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。

・事情聴取の実施時期

⇒事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察庁へ通報した後に実施するものとする。

出典)「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成 22 年 9 月国土交通省)

---

(参考資料)

- 1) 「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」  
(平成 26 年 10 月公正取引委員会事務総局)
- 2) 「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成 22 年 9 月国土交通省)

## 【指針本文】

## (4) 工事施工段階

## (施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（**いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項**）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

## 【解説】

○ 適切に設計図書の変更（施工条件）<sup>1)</sup>

設計図書の変更に係る手続については、公共工事標準請負契約約款第18条において、以下のとおり定められている。

## 【設計図書の変更に係る手続】

(条件変更等)

- 第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後○日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 受発注者協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

出典)「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月(最終:平成 22 年 7 月)中央建設業審議会)

## ○ 適切に設計図書の変更(追加工事等) 1) 2)

追加工事等に関する適切な契約変更については、国土交通省が作成した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において、以下のとおり記載されている。

### 【追加工事等に伴う追加・変更契約】

建設業法第 19 条第 2 項では、請負契約の当事者は、追加工事又は変更工事(工事の一時中止に伴う中止期間中の工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備を含む。以下「追加工事等」という。)の発生により当初の請負契約書(以下「当初契約書」という。)に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に、契約変更を行うことが必要である。

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、発注者は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行う必要がある。

- ①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期
- ③追加工事等に係る契約単価の額

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月国土交通省)

### (参考法令等)

- i)「建設業法」第 19 条の 3 (不当に低い請負代金の禁止)

### (参考資料)

- 1)「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月(最終:平成 22 年 7 月)中央建設業審議会)
- 2)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月国土交通省)

追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

**【追加工事等に要する費用の一方的な負担】**

追加・変更契約を行う場合には、追加工事等が発生した状況に応じ、当該追加工事等に係る費用について、発注者と受注者との間で十分協議を行い決定することが必要である。発注者が、受注者に一方的に費用を負担させたことにより、請負代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、受注者の当該発注者への取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月国土交通省)

**○ いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項 1) 2) 3) 4) 5) 6)**

公共工事標準請負契約約款第25条においては、賃金水準又は物価水準の変動による、請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について規定されており、各発注者は、その請求があった場合は、変更の可否について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うことが必要である。

全体スライド条項は、請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、請負代金額の変更を請求することができることとしており、長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応している。

単品スライド条項は、特別な要因により特定資材の価格に著しい変動が生じた場合に、請負代金額の変更を請求することができる。

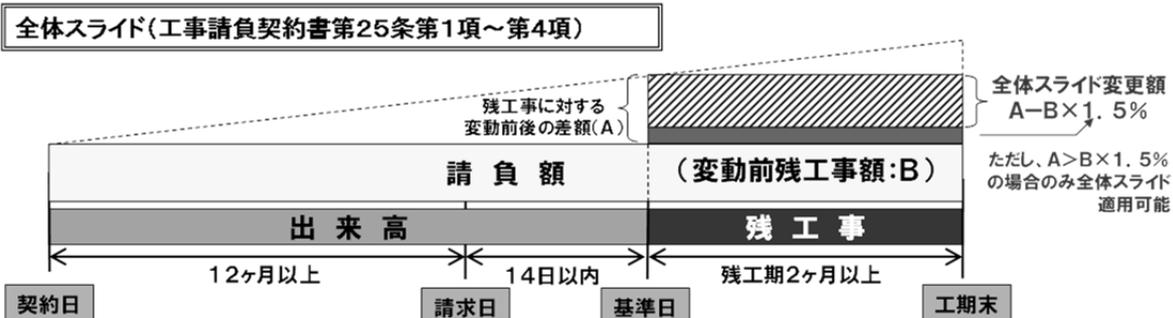
インフレスライド条項は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合に、請負代金額の変更を請求することができることとしている。

国土交通省では、インフレスライド条項の運用基準を定めたところである。

**【全体スライド条項】**

**工事請負契約書 第25条第1～4項(全体スライド条項)**

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)



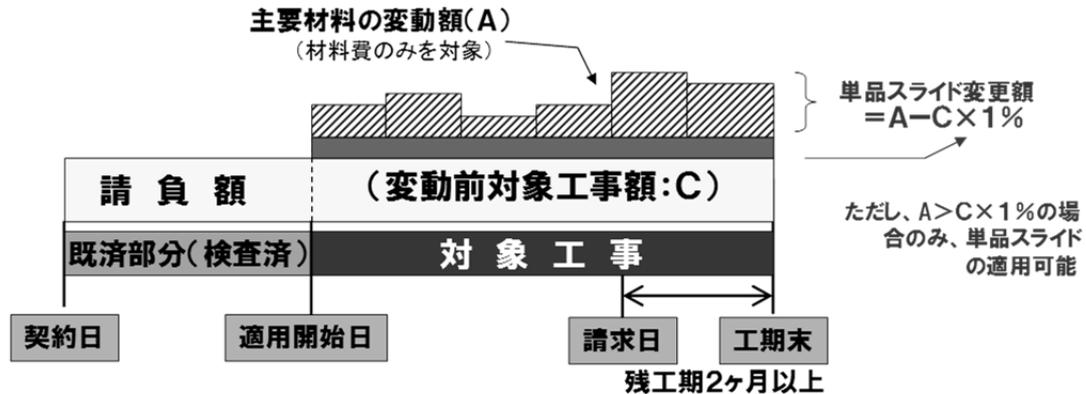
## 【単品スライド条項】

工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類等特定の資材

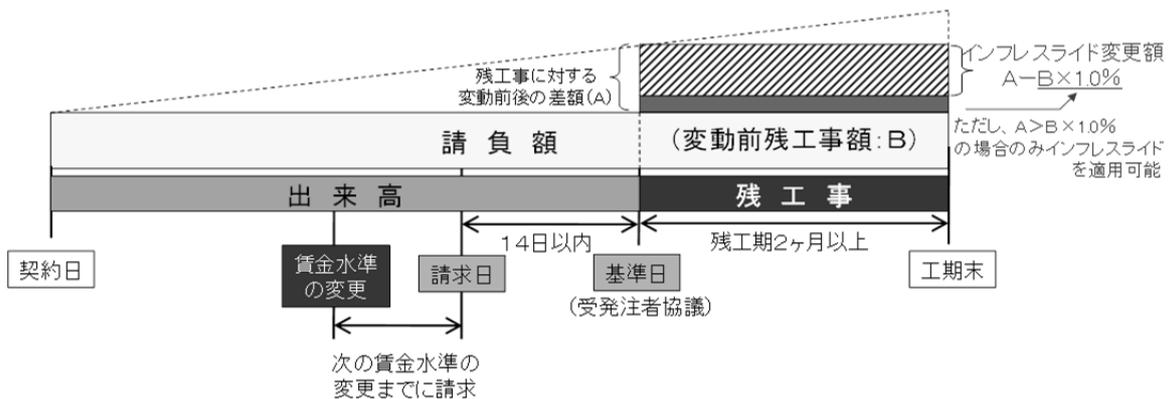


## 【インフレスライド条項】

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



出典) 国土交通省作成資料

### (参考資料)

- 1) 「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終:平成22年7月)中央建設業審議会)
- 2) 「工事請負契約書第25条第1項~第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」(平成25年9月国土交通省)
- 3) 「工事請負契約書第25条第5項の運用について」(平成20年6月(最終:平成25年10月)国土交通省)
- 4) 「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」(平成20年9月国土交通省)
- 5) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月国土交通省)
- 6) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」(平成26年1月国土交通省)

【指針本文】

(工事中の施工状況の確認等)

建設業法違反（一括下請負の禁止、技術者の専任義務違反、**施工体制台帳**の未整備等）と疑うに足る事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。当該通知の適切な実施のために、現場の**施工体制の把握のための要領**を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って**現場の施工体制等を適切に確認**するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、**建設業許可行政庁等との連携**を図る。1)

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、**監督を適切に実施**する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより**重点的な監督体制を整備**する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、**必要な技術的な検査**（以下「**技術検査**」という。）を適切に実施する。技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

この技術検査の結果は工事の施工状況の評価（以下「**工事成績評定**」という。）に反映させる。

参考

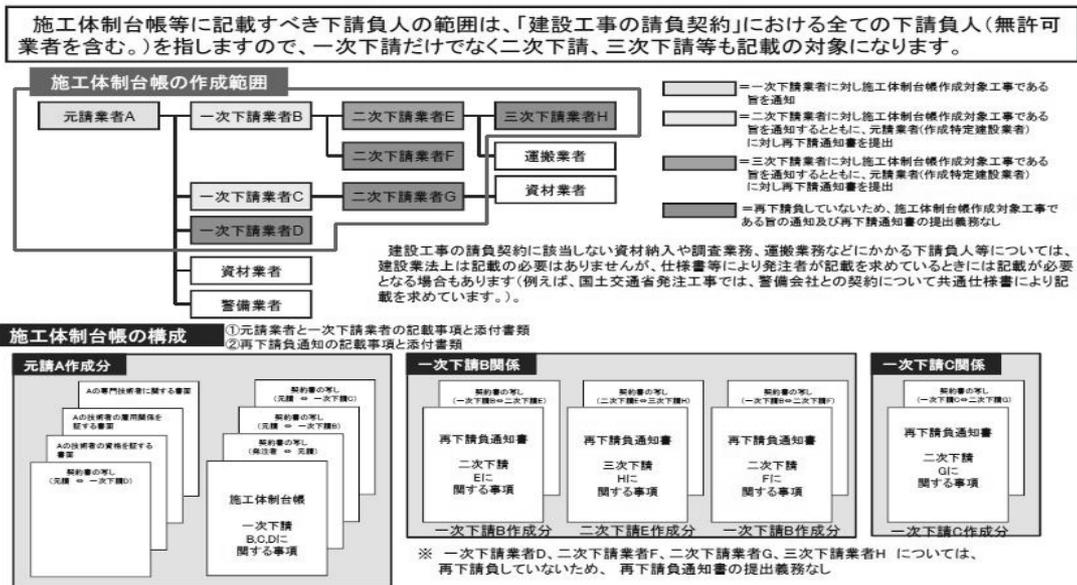
1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」（国土交通省）

【解説】

○ 施工体制台帳 1)

施工体制台帳は、下請業者など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいい、入札契約適正化法第15条第2項に基づき発注者に提出しなければならないこととされている。

【施工体制台帳の構成と記載範囲】



## ○ 施工体制の把握のための要領

1) 2)

適正化指針において、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めることとされている。

国土交通省では、「施工体制台帳等活用マニュアル」や「施工体制点検要領」を策定している。

### 【施工体制台帳等活用マニュアル（チェックリスト）】

施工体制台帳等のチェックリスト		(別添1)	
1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）			
チェックポイント	結果	備考	
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。			
項目	結果	備考	
・ 作成特定建設業者が許可を受けた建設業の種類			
・ 建設工事の名称、内容及び工期			
・ 健康保険等の加入状況			
・ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地			
・ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成特定建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）			
・ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。	
・ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成特定建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）			
・ 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格			
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況			
・ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期			
・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日			
・ 作成特定建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請			

出典)「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終:平成26年12月)国土交通省)

## ○ 現場の施工体制等を適切に確認、建設業許可行政庁等との連携

1) 2)

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、適正化指針において、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこととされている。

### 【施工体制台帳等の活用】

#### 3. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

##### (3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならない。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立ち入り検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。国土交通省においては、平成19年度から地方整備局等に「建設業法令順守推進本部」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

出典)「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終:平成26年12月)国土交通省)

#### (参考法令等)

i) 入札契約適正化法 第15条第2項(適正化指針の策定等)

#### (参考資料)

1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」(平成13年3月国土交通省)

2) 「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終:平成26年12月)国土交通省)

**【発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集】**

<b>発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集</b>	
<b>ケース 1：発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分</b>	
<b>◇施工体制における問題点</b>	A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。
<b>◇問題点を見つけたきっかけ</b>	発注者であるB地方整備局から許可行政庁であるC県に対し、発注者支援データベース・システムの活用により、B地方整備局が発注した工事とC県が発注した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、入札契約適正化法第11条に基づく通知があった。
<b>◇問題点発見後の処理</b>	許可行政庁であるC県がA社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。

出典)「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終:平成26年12月)国土交通省)

**○ 監督を適切に実施**

1) 1)

会計法第29条の11又は地方自治法第234条の2において、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を実施することが定められている。

**【会計法第29条の11に規定される監督の実施】**

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合には、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

出典)「会計法」

**【地方自治法第234条の2に規定される監督の実施】**

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

出典)「地方自治法」

国土交通省では、「土木工事監督技術基準（案）」において、以下の項目について監督を実施している。

※「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務。

**【監督項目】**

<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p> <p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p> <p>(7) 関連工事との調整</p> <p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p> <p>(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p> <p>(10) 契約担当官等への報告（工事中止、工事事故、出来高等）</p>	<p>2. 施工状況の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定された材料の確認</p> <p>(3) 工事施工の立会い</p> <p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p> <p>(5) 工事施工状況の把握</p> <p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p> <p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p> <p>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p> <p>3. 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 現場発生品の処理</p> <p>(2) 臨機の措置</p> <p>(3) 事故等に対する措置</p> <p>(4) 工事成績の評定</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会 等</p>
--	---

出典)「土木工事監督技術基準（案）」(昭和 54 年 2 月（最終：平成 15 年 3 月）国土交通省)

**○ 重点的な監督体制を整備 2)**

国土交通省では、適切な監督体制を確保するため、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対し影響のある工事、低入札価格調査制度調査対象工事、その他上記に類する工事について、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（重点監督）を実施している。

なお、対象工事は以下のとおりである。

**【重点監督の対象工事】**

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
  - ・技術活用パイロット工事
- ロ 施工条件が厳しい工事
  - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事
  - ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事
  - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
  - ・砂防ダム(提高 30m 以上)

**(参考法令等)**

- i) 「会計法」第 29 条の 11
- ii) 「地方自治法」第 234 条の 2（契約の履行の確保）

**(参考資料)**

- 1) 「土木工事監督技術基準（案）」(昭和 54 年 2 月（最終：平成 15 年 3 月）国土交通省)
- 2) 「土木工事監督技術基準（案）にかかる重点監督について」(平成 11 年 3 月国土交通省)

**【重点監督の対象工事】(つづき)**

- ・ 軟弱地盤上での構造物
- ・ 場所打ち PC 橋
- ・ 共同溝工事

- ・ ハイピア(躯体高 30m 以上)
- ・ トンネル (地山等級 D、E)

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・ 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・ 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・ 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ その他

- ・ 低入札価格調査制度調査対象工事

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、  
コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、  
標識工事、その他これに類するもの

- ・ 地方整備局長又は事務所長が必要と認めた工事

出典)「土木工事監督技術基準(案)」(昭和 54 年 2 月(最終:平成 15 年 3 月)国土交通省)

**○ 必要な技術的な検査(技術検査) 1) 2)**

工事検査には、会計法第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査(給付の完了の確認)と、品確法第 7 条第 1 項を踏まえ、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

国土交通省では、工事検査を以下のとおり実施している。

**【工事検査の種類】**

種類	目的	検査の位置付け		適用
		給付の完了の確認	技術検査	
完成検査	工事の完成を確認するための検査。 請負者からの完成通知を受けた日から 14 日以内(民法上は起算日不算入の原則があるが、検査の時期については起算日算入となっている)に行う。 会計上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引き渡される。	○	○	契約書第 3 1 条 技術検査要領 第 2 第 2 項
既済部分検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。 請負者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から 14 日以内に行う。 会計上の検査を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いは行うが、部分払い相当部分の引渡しは行わない。	○	※	契約書第 3 7 条 4 1 条 既済部分技術基準 (※中間技術検査と兼ねることができる。)

既済部分検査	完成部分検査	工事の完成前に設計図書で予め指定された部分（以下「指定部分」という。）の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査。 請負者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いを行い、部分指定部分の引渡しが行われる。	○	○	契約書第38条 技術検査要領 第2第2項
	中間技術検査	当該工事の主要工種を考慮（不可視となる工事の埋戻しの前等、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で、請負者に対する中間時点における“技術指導”の意味合いを持つ）し、工事施工の途中段階で行われる検査。 会計法上の検査は行わず、技術検査のみを行う。 検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払いや引渡しはしない。 当該検査は、契約図書で予めこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断した時に行うものである。（ただし、検査日については工事工程との調整もあることから請負者の意見も聞いて決めることとなる。	※	○	技術検査要領 第2第3項 （※既済部分検査と兼ねる場合は会計法上の検査も行う。） （検査技術基準）
	完成後技術検査	総合評価方式やVE提案方式など性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査。 性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等を確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査（履行の確認）を行うことになる。 ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査（性能規定部分を除く）を行い、引き渡し、対価の支払いは行われる。 検査結果が適合しない場合には、性能規定部分に関し契約違反としてペナルティが課せられる。		○	技術検査基準 第5条
	部分使用検査	【監督職員による検査（確認を含む）】 工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要性が生じた場合に行う検査。 検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。	—	※	契約書第33条 （※中間技術検査による検査（確認）でも良い。）

### 【地方整備局土木工事技術検査基準（案）】

（中間技術検査）

第4条 中間技術検査は、当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、或いは局長又は分任官工事にあつては事務所長が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。

2 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。

3 実施回数は、原則2回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。

出典) 上段:「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き—実務者のための参考書—」  
(平成22年7月国土交通省)

下段:「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」(平成18年3月国土交通省)

(参考法令等)

- i) 「会計法」 第29条の11第2項
- ii) 品確法 第7条第1項（発注者の責務）

(参考資料)

- 1) 「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き—実務者のための参考書—」(平成22年7月国土交通省)
- 2) 「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」(平成18年3月国土交通省)

## 【指針本文】

## （施工現場における労働環境の改善）

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など**労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善**に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、**元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置**や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

**下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進**するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、**中間前金払・出来高部分払制度**や**下請セーフティネット債務保証事業**又は**地域建設業経営強化融資制度**の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

## 【解説】

## ○ 労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善

i) 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)

労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善については、基本方針において、以下のとおり定められている。

## 【労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善】

## 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

(中略)

また、公共工事の品質確保に当たっては、受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門事業者やこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結され、その代金ができる限り速やかに支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

国土交通省では、発注工事に関し「建設産業における生産システム合理化指針」に沿った建設産業における生産システムの合理化が図られるよう、受注者に対し、その周知に努めることとしており、設計図書（現場説明書）に当該指針の順守に関する事項を記載することにより、受注者の指導の徹底を図っている。

## 【建設労働者の雇用条件等の改善】

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表 2 に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程

管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表 2 に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

別表 2 (雇用・労働条件の改善に関する部分のみ抜粋)

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

出典)「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月国土交通省)

また、発注者と受注者との間の取引において、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

### 【発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要】

<b>I. 背景・目的</b> ○建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。 ○これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。 ○発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。 ○このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。	
<b>II. ガイドラインの概要</b> 発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。	
1. 見積条件の提示 2. 書面による契約締結 2-1. 当初契約 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約 2-3. 工期変更に伴う変更契約 3. 不当に低い発注金額 4. 指値発注 5. 不当な使用資材等の購入強制 6. やり直し工事 7. 支払	8. 関係法令 8-1. 独占禁止法との関係 (「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係) 8-2. 社会保険・労働保険(法定福利費) (社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約) ※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載
<b>III. 周知先</b> ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社等) ※平成23年8月29日付けで左の関係先に通知。 ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体等) ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局	

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月国土交通省)

#### (参考法令等)

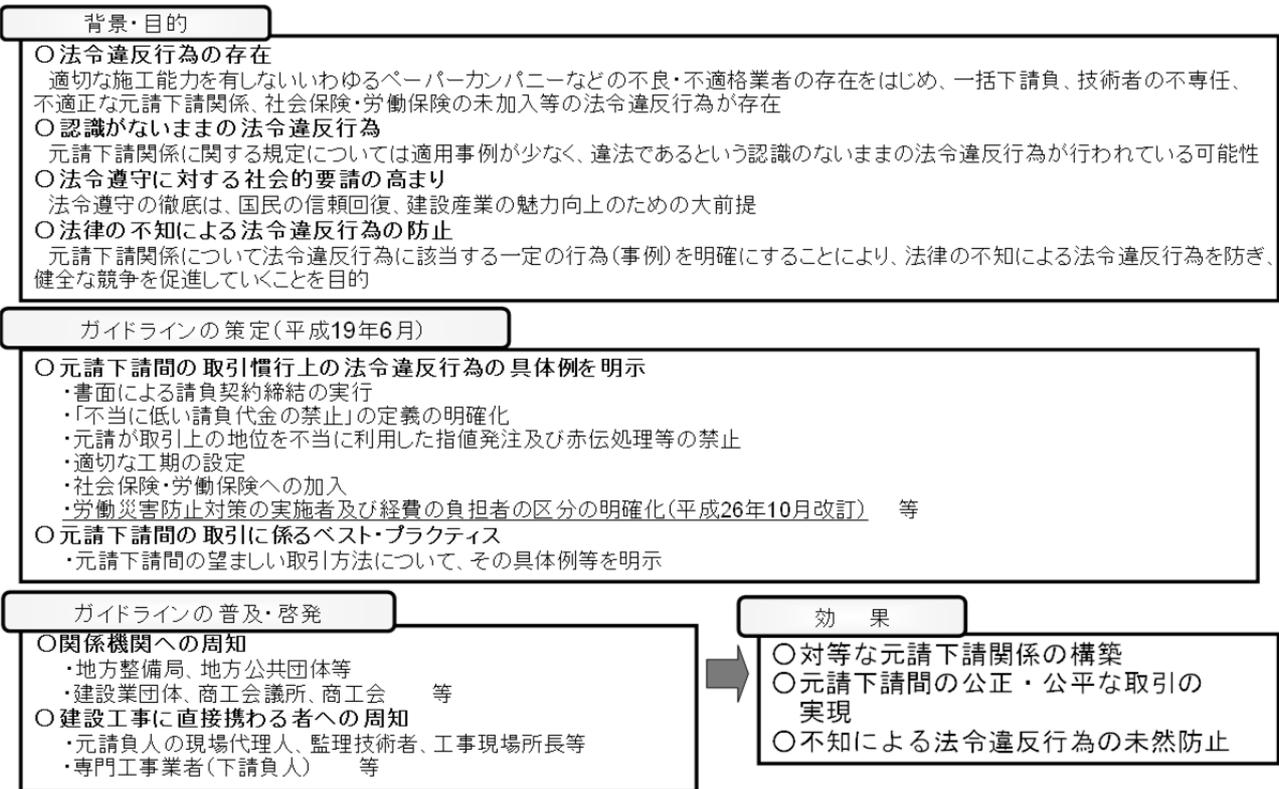
i) 基本方針 第 1 (公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項)

#### (参考資料)

- 1) 「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月国土交通省)
- 2) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月国土交通省)
- 3) 「建設業法令遵守ガイドライン」(平成 19 年 6 月(最終:平成 26 年 10 月)国土交通省)
- 4) 「平成 25 年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」(平成 26 年 4 月国土交通省)
- 5) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成 24 年 7 月国土交通省)
- 6) 「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(平成 26 年 8 月国土交通省・建設業 5 団体)
- 7) 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成 25 年 3 月国土交通省)

さらに、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法令の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的とした「建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

**【元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドラインの概要】**



出典)「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月(最終:平成26年10月)国土交通省)

こうした建設業法令遵守や元請下請関係の適正化に関する取組の一つとして、国土交通省各地方整備局等に建設業法令遵守推進本部が設置されており、平成26年度建設業法令遵守推進本部活動方針において、発注部局や関係機関との連携を図りながら、社会保険等未加入対策の推進や公共工事における「元請下請契約の適正化」に関する立入検査の強化などについて対応することが記載されている。

**【平成26年度建設業法令遵守推進本部活動方針】**

**I 重点的課題とその対応**

**1. 社会保険未加入対策の推進**

社会保険未加入対策強化の一環として、平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事では、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円以上の工事における一次下請業者について、社会保険等加入業者に限定するとともに、2次以下の下請業者についても、社会保険等に未加入である場合は、建設業担当部局による加入指導等を実施していくこととなった。

また、今後、関係者に詳細を周知するとともに、他の発注者にも同様の対応を呼びかけていくこととなった。

ついては、その実施に当り、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

## 2. 公共工事における「元請下請契約の適正化」に関する立入検査の強化

平成25年4月に続き平成26年2月に適用された公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたこと、予定価格の適切な設定やダンピング防止に関する措置の強化等が盛り込まれた品確法及び入札契約適正化法の一部改正法案が、今通常国会において審議されていること等から、公共工事の受発注者間における契約価格の適正化が期待されることである。

こうしたことを踏まえ、公共工事の元請・下請間においても、これまで以上に建設業法を遵守した適正な契約を徹底する必要があることから、公共工事における元請下請契約の適正化に関する立入検査等を強化すること。その際、施工体制台帳の記載事項を十分に活用すること。

出典)「平成25年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」(平成26年4月国土交通省)

社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している下請企業等が、保険料を払うための法定福利費を適切に確保していくことが必要不可欠であり、国土交通省をはじめとする関係者が一体となって、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の普及に取り組んでいる。

### 【標準見積書を活用した法定福利費の確保】

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

#### 1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。**
- このため、見積に当たって従来の**総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。**

#### 2. 関係者の取組

##### 【発注者】

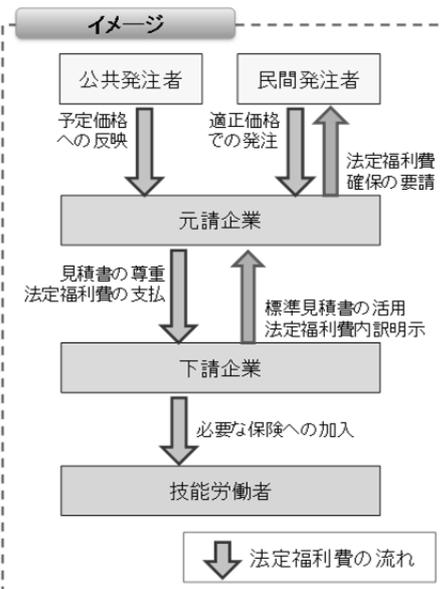
- 直轄工事においては、**土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。**
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

##### 【元請企業】

- 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。**

##### 【下請企業】

- **標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。**
- **技能労働者を必要な保険に加入させる。**



出典) 国土交通省作成資料

なお、国土交通省では、週休2日制の実現に向けた「週休2日・工程調整綿密対応工事」の試行を実施している。

**【週休2日・工程調整綿密対応工事の試行】**

**1. 週休2日・工程調整綿密対応工事の試行**

**【試行の目的】**

受発注者双方が工程調整を綿密に行うことにより、原則週休2日を確実に取得できるようモデル工事を実施し、若手や女性技術者が建設業へ入職しやすい環境を整備

**【試行方針】**

- ・週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し施工計画を策定
- ・天候や地域住民対応等で土曜・日曜日の施工が必要となった場合には、原則振替休日を取得
- ・受発注者で関係機関及び地元等との協議・調整状況の工程調整をASP(情報共有システム)等を活用して綿密に行い、休日を確実に確保できる対応を実施

**【対象工事】**

5工事程度を想定

出典)「建設業において女性の活躍・将来の担い手確保を進めていきます【試行工事発注】」(平成26年10月国土交通省)

女性も活躍できる現場環境の整備は、男女問わず誰もが働きやすく活躍できる現場づくりにつながることから、女性の更なる活躍を目指す「もっと女性が活躍できる行動計画」にも現場環境の整備を位置づけ、官民挙げた取組を推進することとしている。

**【もっと女性が活躍できる建設業を目指した行動計画】**

**もっと女性が活躍できる建設業行動計画  
(10のポイント)**

**女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指す**

1. **建設業界を挙げて女性の更なる活躍を歓迎**
2. **業界団体や企業による数値目標の設定や、自主的な行動指針等の策定**
3. **教育現場(小・中・高・大学等)と連携した建設業の魅力ややりがいの発信**
4. **トイレや更衣室の設置など、女性も働きやすい現場をハード面で整備**
5. **長時間労働の縮減や計画的な休暇取得など、女性も働きやすい現場をソフト面で整備**
6. **仕事と家庭の両立のための制度を積極的に導入・活用**
7. **女性を登用するモデル工事の実施や、女性を主体とするチームによる施工の好事例の創出や情報発信**
8. **女性も活用しやすい教育訓練の充実や、活躍する女性の表彰**
9. **総合的なポータルサイトにより情報を一元的に発信**
10. **女性の活躍を支える地域ネットワークの活動を支援**

H26.8.22 国土交通省・建設業5団体策定

出典)「もっと女性が活躍できる建設業行動計画(10のポイント)」(平成26年8月国土交通省・建設業5団体\*)

※(一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会、(一社)建設産業専門団体連合会、(一社)全国建設産業団体連合会

**○ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置** 1)

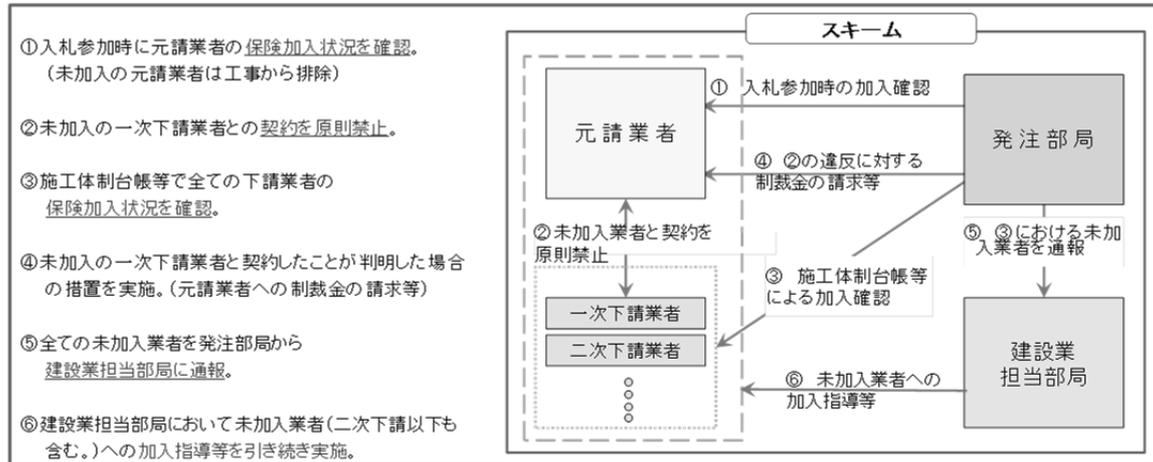
国土交通省では、社会保険等未加入対策について、元請業者だけでなく、下請業者も対象に含めて取り組んでいる。

具体的な手法は、以下のとおりである。

- ・ 契約上の義務として元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止し、違反した場合は、元請業者に対し、制裁金の請求や、指名停止、工事成績評定の減点の措置を講ずる。
- ・ 社会保険等未加入業者を確認した際に、加入指導を実施し、又は建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する。

**【国土交通省における社会保険等未加入対策】(再掲)**

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
  - ・ 社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
  - ・ 元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。  
(※) 建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

出典) 国土交通省作成資料

また、一次下請業者の社会保険等の加入状況の確認方法については、施工体制台帳や再下請負通知書における「健康保険等の加入状況」欄により確認している（下請業者に変更があった際には、これらの文書を速やかに提出するよう求め、加入状況を確認している）。

【施工体制台帳の確認】

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

【会社名】 \_\_\_\_\_

【事業所名】 \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 土木 特定 建築 一般 業 号		年 月 日
	工事業 土木 特定 建築 一般 業 号		年 月 日

工事の名称			
施工内容			
発注者名			
所在地			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

契約区分	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所管理番号等	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約			
		下請契約			

発注者の監督員名	権限及び意見 申出方法

元請については、入札段階でチェックしているため、この箇所は全て「加入」又は「適用除外」となっている。

担当 工事内容	担当 工事内容

(下請負人に関する事項)

会社名	代表者名
住所	
工事の名称	
施工内容	
工期	自 年 月 日
	至 年 月 日
	(更新) 年 月 日
建設業の許可	許可業種
	土木 特定 建築 一般 業 号
	年 月 日
	工事業 土木 特定 建築 一般 業 号
	年 月 日

一次下請に関しては、この箇所が「加入」又は「適用除外」になっていることを確認。

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所管理番号等	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
専任 専任	
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

発注者と作成特定建設業者の請負契約及び作成特定建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

監督技術者が監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」  
(平成 26 年 5 月国土交通省)

**○ 下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進** 1) 2) 3) 4) 5)

総務省及び国土交通省は、各地方公共団体に対し、下請業者や労働者等に対する円滑な支払の促進に資する前金払・中間前金払の導入・拡大の促進について、以下のとおり要請している。

**【前金払・中間前金払の導入・拡大の促進】**

建設工事の元請業者において施工に必要な資金確保が円滑に行われなかった場合には、下請負人や労働者に対する不払や支払遅延を招きかねず、適正な施工体制の確保が困難となる結果、公共工事の品質に著しい支障が生じることとなることから、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう、前払金・中間前払金の導入・拡大を図ること。

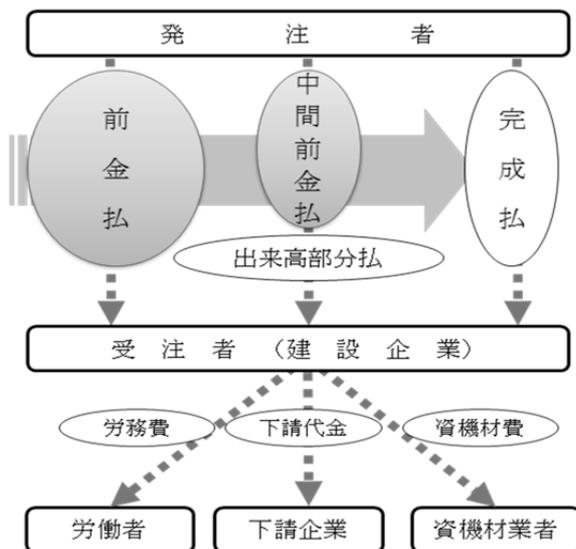
また、公共工事に要する材料費等を対象とした前払金の支払については、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあること、また、国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割（東日本大震災の被災地にあつては5割）を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、適切な運用を図ること。また、上記の前払金に追加して支払う前払金（中間前払金）についても、材料費等の2割を超えない範囲において認められており、適切な対応を図ること。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」

(平成14年10月(最終:平成26年10月総務省・国土交通省))

**【前金払の活用】**

<前金払による工事資金の流れ(イメージ)>



	割合	支払時期
前金払	原則 : 4割以内 被災地域特例 <sup>(※1)</sup> : 5割以内	請負契約締結後
中間前金払	2割以内 <sup>(※2)</sup>	工期の1/2が経過し、工事の進捗額が契約額の1/2以上の場合

(※1) 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)

⇒岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村)

(※2) 被災地では、割合は変わらないが、対象工事について、原則は1000万円以上かつ150日を超える工事のところ、

特例で300万円以上の工事となる。

・自治体によって導入していないことがある。

出典) 国土交通省作成資料

## ○ 中間前金払制度 <sup>5)</sup>

「中間前金払制度」とは、工期の2分の1を経過していること、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること、既に行われた工事に要する経費が請負代金額の2分の1以上に達することを発注者が認定し、発注者が当初の前払金に加え、請負代金額の2割以内の前払金を追加支出する制度である。

国土交通省では、中間前金払に係る手続の簡素化・迅速化に取り組んでいる。

### 【中間前金払に係る手続の簡素化・迅速化】

- (1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」(昭和47年7月25日建設省会発第634号)における認定資料としては、工事請負契約書に基づく履行報告書をもって足りることとする。
- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、当該認定に係り請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、現下の景気対策の必要を考慮し、その一層の迅速化に努めること。

出典)「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」  
(平成10年11月国土交通省)

## ○ 出来高部分払制度 <sup>6)</sup>

「出来高部分払制度」とは、工事の完成前に工事の出来高等に応じて短い間隔で部分払いを行う制度である。

国土交通省では、以下のとおり、出来高部分払制度を運用している。

### 【出来高部分払方式とは】

<出来高部分払の目的>

出来高部分払方式は、支払いの間隔が長く回数の少ない、現行の前金払方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すもの。

### (参考資料)

- 1) 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」  
(平成14年10月(最終:平成26年10月)総務省・国土交通省)
- 2) 「中間前金払制度の創設等について」(平成11年2月国土交通省)
- 3) 「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月国土交通省)
- 4) 「公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について」  
(平成14年12月(最終:平成20年10月)国土交通省)
- 5) 「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」  
(平成10年11月国土交通省)
- 6) 「出来高部分払方式の実施について」(平成22年9月国土交通省)

**【出来高部分払方式とは】(つづき)**

<対象となる工事>

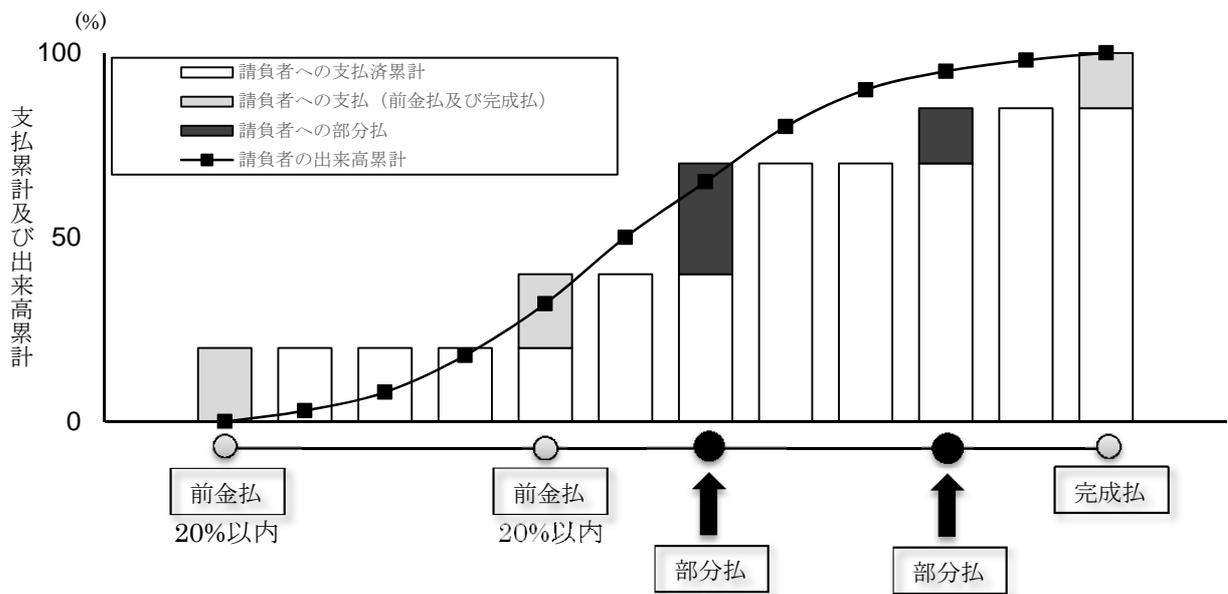
工期が180日を超える工事

<支払回数>

受注者は、前金の他に出来高に応じて区切の良い時に部分払を請求できる。請求に対し、検査職員は既済部分検査を実施する。なお、約90日に1回の頻度で請求できる。

<留意事項>

前金払は、請負代金額の40%以内を分割払(当初20%、年度内の出来高が2割を達成もしくは4ヶ月経過で残り20%以内。ただし、工期270日以下の工事では、4ヶ月を2ヶ月に短縮)。



出来高部分払いのイメージ

出典) 国土交通省作成資料

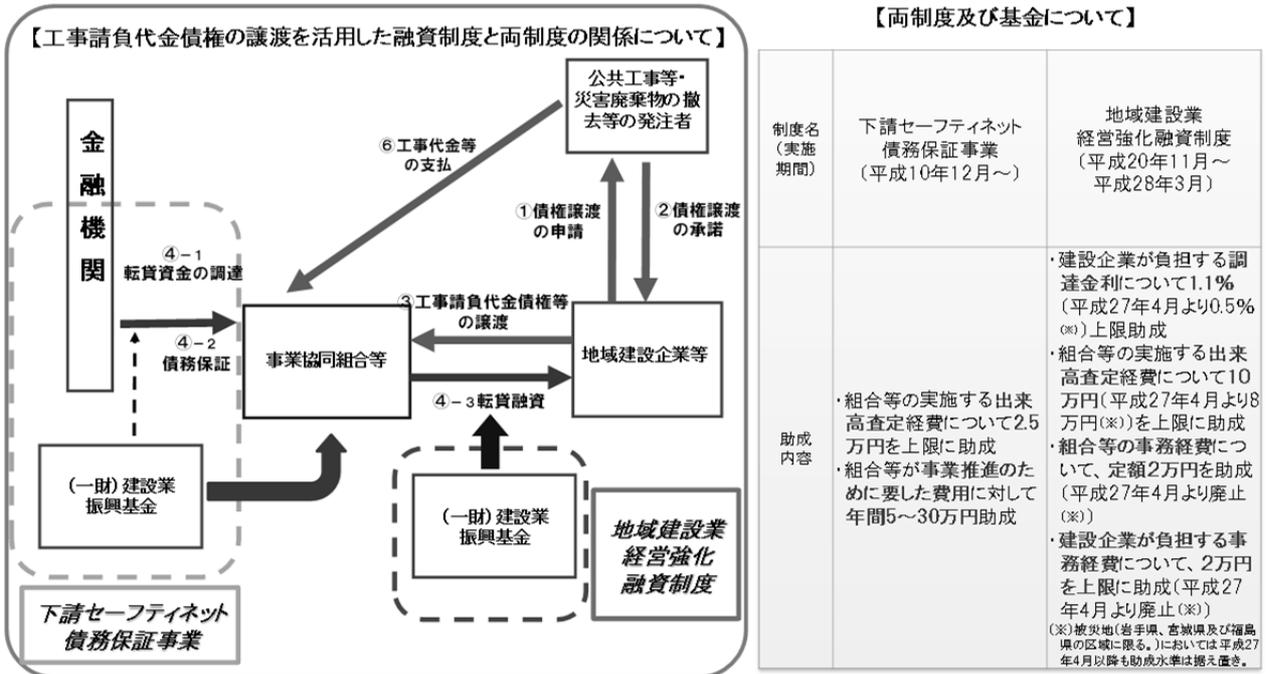
## ○ 下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度

1) 2) 3) 4)

下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度の概要については、以下のとおりである。

### 【下請セーフティネット債務保証事業と地域建設業経営強化融資制度】

- ▶ 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度自体については、**実施期間の年限がない**『下請セーフティネット債務保証事業』によるもの
- ▶ 融資制度のさらなる利用促進を図るため、**調達金利の助成等**を通じて建設企業の負担軽減を図っているものが、事業時限のある『地域建設業経営強化融資制度』



出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、これら制度を運用する上で必要となる債権譲渡については、工事請負契約書第5条のただし書に基づき認めることとしている。

### 【債権譲渡】

(権利義務の譲渡等)

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

注 ただし書の適用については、たとえば、受注者が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成十一年一月二十八日建設省経振発第八号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成二十年十月十七日国総建第九十七号、国総建整第五十四号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。

出典)「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月(最終:平成26年5月)国土交通省)

### (参考資料)

- 1) 「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月(最終:平成26年5月)国土交通省)
- 2) 「中間前金払制度の創設等について」(平成11年2月国土交通省)
- 3) 「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月国土交通省)
- 4) 「公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について」(平成14年12月国土交通省)

**【公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度】**

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」に基づく下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社が金融保証を行うことができることとする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間、下記のとおり実施することとしたので、積極的に活用されたい。なお、国土交通省の直轄工事においても、このたび本制度に係る工事請負代金債権の譲渡を認めることとしたところであるので、念のため申し添える。

出典)「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月国土交通省)



## 【指針本文】

**(受注者との情報共有や協議の迅速化等)**

**設計思想の伝達及び情報共有**を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（専門工事業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は**受注者からの協議等**について、速やかかつ適切な回答に努める。

**変更手続の円滑な実施**を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。<sup>1)</sup>

**設計変更の手続の迅速化等**を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

## 参考

1) 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（国土交通省 関東地方整備局）

## 【解説】

○ **設計思想の伝達及び情報共有** <sup>1)</sup>

国土交通省では、適切な施工を確保するため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議（三者会議）を開催し、必要に応じて専門工事業者も適宜参画したうえで、設計思想の伝達及び情報共有に努めている。

## 【三者会議の概要】

## (1) 開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

## (2) 参加者

設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

## (3) 参加者の主な役割

以下①～④に関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。

②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。

③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。

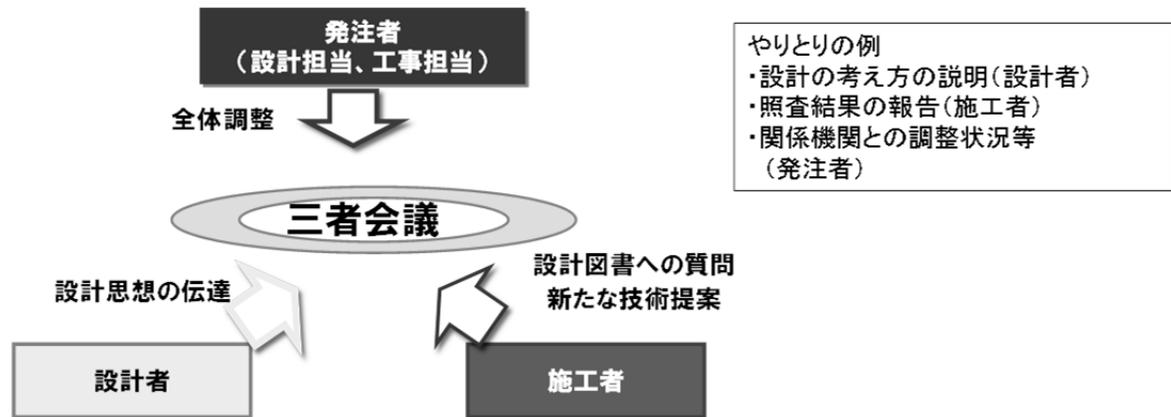
④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

出典) 「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」(平成21年5月国土交通省)

### 【三者会議（イメージ）】

・三者会議とは、

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み



出典) 国土交通省作成資料

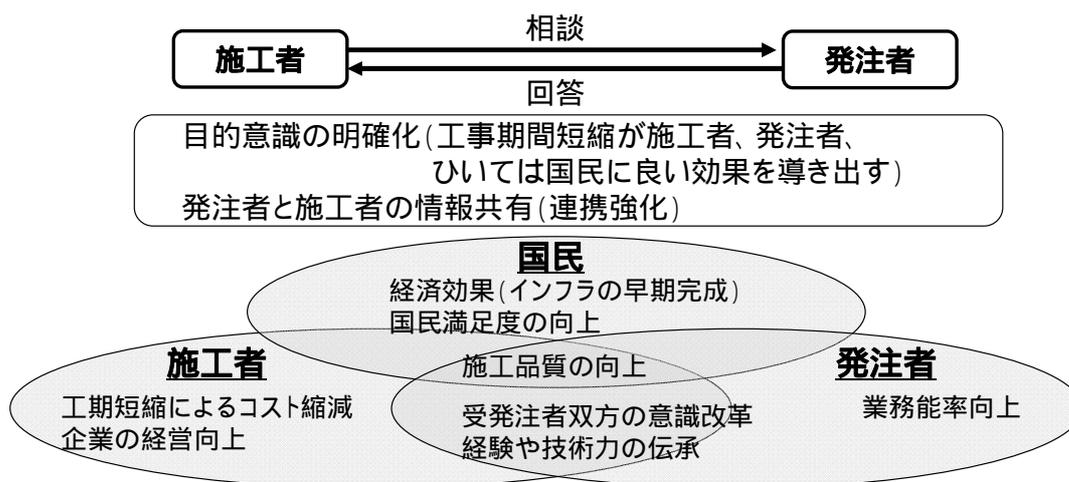
### ○ 受注者からの協議等 <sup>2)</sup>

国土交通省では、現場の問題発生に対する迅速な対応の実施により、問題解決の迅速化を図るため、受注者からの協議等に対して即日対応を基本とする取組（ワンデーレスポンス）を実施している。

※「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。（土木工事共通仕様書（案）（平成25年3月国土交通省））

### 【ワンデーレスポンス（イメージ）】

・ワンデーレスポンスとは、  
受注者からの問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することである。



出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」（平成21年5月国土交通省）
- 2) 「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について」（平成19年3月国土交通省）

### 【ワンデーレスポンスの実施方法】

- ・基本は「即日対応」
  - (1) 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。
  - (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
  - (3) 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

出典)「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について」(平成19年3月国土交通省)

### ○ 変更手続の円滑な実施 <sup>1) 2)</sup>

受発注者間で設計変更の取扱い等を共有することにより、変更手続の円滑な実施を図ることができる。

国土交通省では、設計変更に伴う契約変更の取扱いや工事の一時中止に伴う取扱い等について、受発注者間の共通の目安となるガイドライン<sup>\*</sup>を策定している。

<sup>\*</sup>公共建築工事については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成26年3月国土交通省)

### 【設計変更ガイドライン・工事一時中止ガイドライン】

#### ・設計変更(工事一時中止)ガイドラインとは、

設計変更(工事一時中止)の取扱いについて、受発注者間の共通の目安を作成することを目的として策定平成21年度より、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけ、契約条件としている。

#### 設計変更ガイドライン記載事例

##### ■設計変更が可能なケース

- ・仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しなかった土質条件や地下水位等が現地確認された場合
- ・当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手できない場合
- ・「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

##### ■設計変更資料の作成をルール化

- ・設計変更のための資料作成については、受発注者の協議に基づき実施し、費用については変更の対象とする。(H23～)

#### 工事一時中止に係るガイドライン記載事例

##### ■発注者の中止指示の責務

- ・請負者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

##### ■中止の指示・通知

- ・中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知

##### ■請負代金額又は工期の変更

#### 特記仕様書への位置づけ

##### 第〇条

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(国土交通省〇〇地方整備局)及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」(国土交通省)によることとする。

出典) 国土交通省作成資料

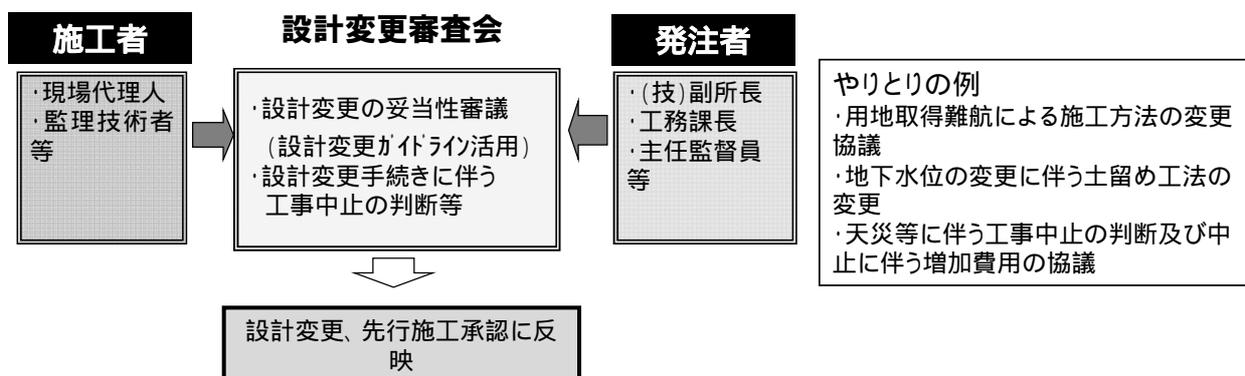
## ○ 設計変更の迅速化

受発注者双方の関係者が一堂に会する協議・審議等を実施することにより、設計変更の迅速化を図ることができる。

国土交通省では、受発注者双方が一堂に集まり、その場で変更の妥当性や工事の一時中止の判断などを協議する会議（設計変更審査会）を開催し、設計変更の迅速化に努めている。

### 【設計変更審査会（イメージ）】

・設計変更審査会とは、  
設計変更の迅速化と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み



出典) 国土交通省作成資料

### (参考資料)

- 1) 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（平成 26 年 3 月国土交通省関東地方整備局）
- 2) 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成 26 年 3 月国土交通省）

【指針本文】

(5) 完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に**工事の完成を確認するための検査**を行うとともに、同時期に**技術検査**も行い、その結果を工事成績評定に反映させる。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

各発注者は、**工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準**をあらかじめ策定する。<sup>2)</sup>

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施**するよう努める。

参考

2) 「請負工事成績評定要領」(国土交通省)

【解説】

○ **工事の完成を確認するための検査、技術検査** 1) 1) 1)

工事検査には、会計法第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査(給付の完了の確認)と、品確法第 7 条第 1 項を踏まえ、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

国土交通省では、工事検査を以下のとおり実施している。

【工事検査の種類】(再掲)

種類	目的	検査の位置付け		適用
		給付の完了の確認	技術検査	
完成検査	工事の完成を確認するための検査。 請負者からの完成通知を受けた日から 14 日以内(民法上は起算日不算入の原則があるが、検査の時期については起算日算入となっている)に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引き渡される。	○	○	契約書第 3 1 条 技術検査要領 第 2 第 2 項
既済部分検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。 請負者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から 14 日以内に行う。 会計法上の検査を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いは行うが、部分払い相当部分の引渡しは行わない。	○	※	契約書第 3 7 条 4 1 条 既済部分技術基準 (※中間技術検査と兼ねることができる。)
	工事の完成前に設計図書で予め指定された部分(以下「指定部分」という。)の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査。 請負者から指定部分の完成通知を受けた日から 14 日以内に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いを行い、部分指定部分の引渡しが行われる。	○	○	契約書第 3 8 条 技術検査要領 第 2 第 2 項

中間技術検査	<p>当該工事の主要工種を考慮（不可視となる工事の埋戻しの前等、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で、請負者に対する中間時点における“技術指導”の意味合いを持つ）し、工事施工の途中段階で行われる検査。</p> <p>会計法上の検査は行わず、技術検査のみを行う。</p> <p>検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払いや引渡しはしない。</p> <p>当該検査は、契約図書で予めこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断した時に行うものである。（ただし、検査日については工事工程との調整もあることから請負者の意見も聞いて決めることとなる。</p>	※	○	技術検査要領 第2第3項 （※既済部分検査と兼ねる場合は会計法上の検査も行う。） （検査技術基準）
完成後技術検査	<p>総合評価方式やVE提案方式など性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査。</p> <p>性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等を確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査（履行の確認）を行うことになる。</p> <p>ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査（性能規定部分を除く）を行い、引き渡し、対価の支払いは行われる。検査結果が適合しない場合には、性能規定部分に関し契約違反としてペナルティが課せられる。</p>		○	技術検査基準 第5条
部分使用検査	<p>【監督職員による検査（確認を含む）】</p> <p>工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要が生じた場合に行う検査。</p> <p>検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。</p>	—	※	契約書第33条 （※中間技術検査による検査（確認）でも良い。）

出典) 「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き—実務者のための参考書—」  
(平成 22 年 7 月国土交通省)

(参考法令等)

- i) 「会計法」第 29 条の 11 第 2 項
- ii) 品確法 第 7 条第 1 項（発注者の責務）

(参考資料)

- 1) 「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き—実務者のための参考書—」  
(平成 22 年 7 月国土交通省)

**○ 工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準** 1) 2) 3)

国土交通省では、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図ることを目的に、請負工事の工事成績評定を実施している。

工事成績の評定点は考査項目ごとに評価を行い、基礎点（65点）と加減点の合計により算出している。

**【工事成績評定制度の概要】**

評価の対象

○原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事

評価項目等

考査項目	細別	評価内容	評定点内訳 ( )は基礎点
1 施工体制	I 施工体制一般	施工計画書及び施工体制の履行状況を評価	3.3点 (2.9点)
	II 配置技術者	現場代理人、主任(監理)技術者等の職務執行状況を評価	4.1点 (2.9点)
2 施工状況	I 施工管理	施工管理の実施状況を評価	13.0点 (9.4点)
	II 工程管理	工程管理の実施状況を評価	8.1点 (6.1点)
	III 安全対策	安全管理上の措置の実施状況を評価	8.8点 (6.2点)
	IV 対外関係	関係機関や工事関係者等との調整状況を評価	3.7点 (2.9点)
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	目的物の位置、出来形寸法の適合状況を評価	14.9点 (9.3点)
	II 品質	目的物の使用材料品質、施工品質の適合状況を評価	17.4点 (9.4点)
	III 出来ばえ	目的物の仕上がり状況を評価	8.5点 (6.5点)
4 工事特性	I 施工条件等への対応	特殊な工事内容や現場作業条件への対応状況を評価	7.3点 (3.3点)
5 創意工夫	I 創意工夫	工事に際して工夫した内容や新技術活用等の実施状況を評価	5.7点 (2.9点)
6 社会性等	I 地域への貢献等	周辺環境への配慮や住民とのコミュニケーション等の取組状況を評価	5.2点 (3.2点)
7 法令遵守等	※適用する場合のみ評価	施工に起因した事故の発生や不誠実な行為等が判明した場合に適用	減点
<b>評定点 合計</b>			<b>100点 (65点)</b>

出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、一部の地方整備局において、市町村等における工事成績評定時の参考となるよう、「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」を作成している。

**○ 完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施**

国土交通省では、工事の品質について、施工時の技術検査(中間技術検査)及び完成時の技術検査(完成検査)により評価しているが、社会資本は長期間にわたって使用されるものであり、将来にわたりその品質が確保されることが必要である。しかしながら、施工時及び完成時の限られた技術検査のみで、完成後の一定期間を経過した後の品質を予め評価することは実際上困難である。

このため、国土交通省では、今後工事品質の確認及び評価については、施工時の技術検査及び

完成時の技術検査に加えて、完成後の一定期間経過後に技術検査を行い、評価することとしている。

なお、施工状況の確認及び評価の方法・手続等について検討しているところであり、とりまとめ次第公表する予定である。

---

(参考資料)

- 1) 「請負工事成績評定要領」(平成 13 年 3 月(最終:平成 22 年 3 月)国土交通省)
- 2) 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成 13 年 3 月(最終:平成 26 年 5 月)国土交通省)
- 3) 「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」(平成 22 年 2 月国土交通省中部地方整備局)

【指針本文】

(6) その他

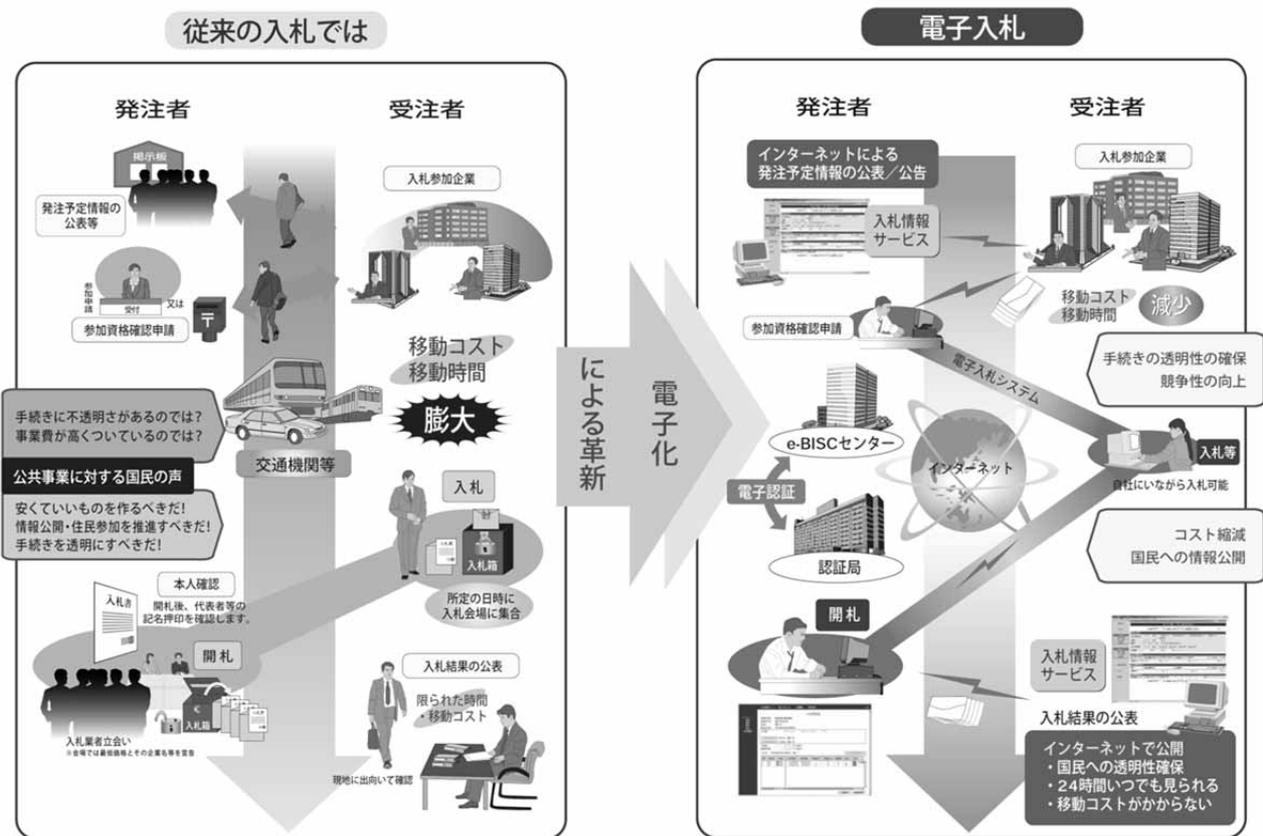
競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、**入札及び契約のIT化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化**を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化に努める。

【解説】

○ 入札及び契約のIT化の推進

国土交通省では、IT活用の取組の一環として、競争性の向上、競争参加者の人件費・移動コストの低減、重複入力等による事務負担の軽減等を図るため、平成15年度より電子入札を全面实施している。

【入札契約手続を効率化する電子入札（イメージ）】



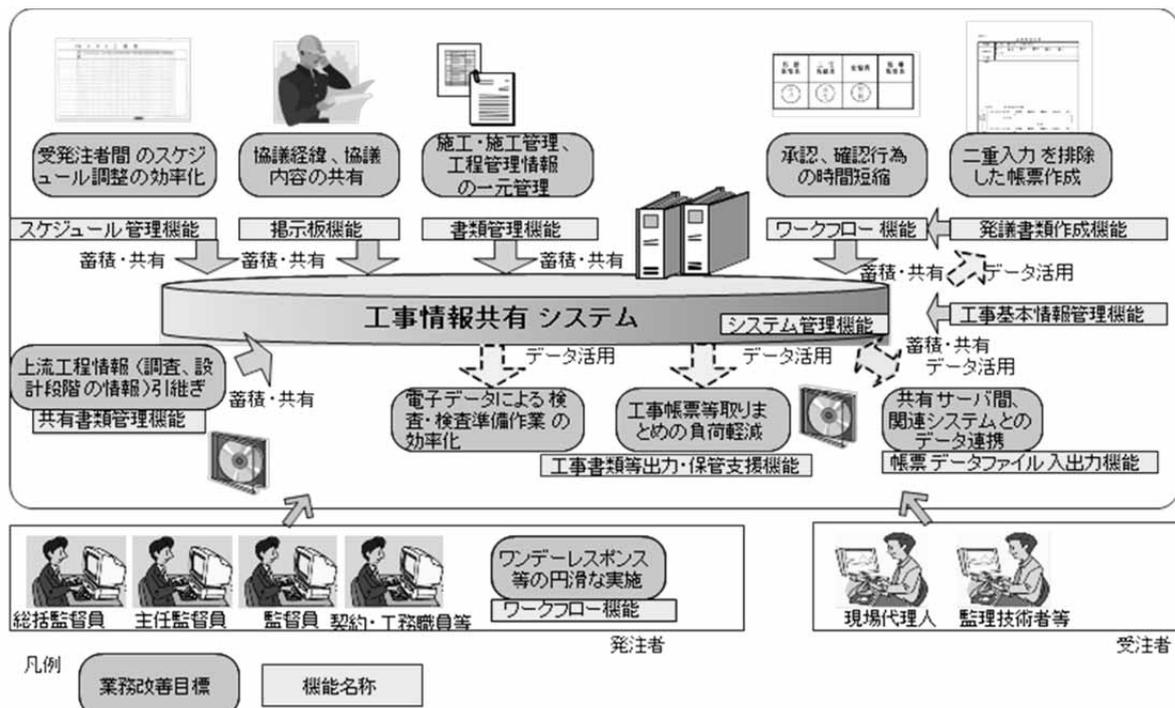
出典)「電子入札パンフレット」(平成14年2月国土交通省)

## ○ 入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化 <sup>1)</sup>

国土交通省では、情報共有システム（監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステム）の活用により、工事帳票の処理の迅速化や工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化等の受発注者の業務の効率化に取り組んでいる。

具体的には、工事の施工中において、スケジュールや工事書類の管理共有機能、決裁機能（ワークフロー）、電子納品データの作成支援機能等を備えたアプリケーションソフトを、インターネットを通じて活用することにより、受発注者間で効率的に情報共有が可能となる。

### 【情報共有システムによる業務の効率化・簡素化（イメージ）】



出典) 国土交通省作成資料

### (参考資料)

1) 「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成 22 年 9 月 (最終: 平成 26 年 7 月) 国土交通省)

【指針本文】

## 2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

### (1) 発注体制の整備等

#### (発注者自らの体制の整備)

各発注者において、**自らの発注体制を把握**し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、**国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国及び都道府県の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。**国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

【解説】

#### ○ 自らの発注体制を把握

自らの発注体制を把握するため、自己評価を行っている取組として、以下の事例がある。

#### 【中部ブロック発注者協議会における自己評価の取組】

本自己評価は、各発注者において「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の法令に基づき実施する事項に加え、更なる品質確保や建設生産システムの向上を図るための取り組み（自主的努力）を評価するものです。

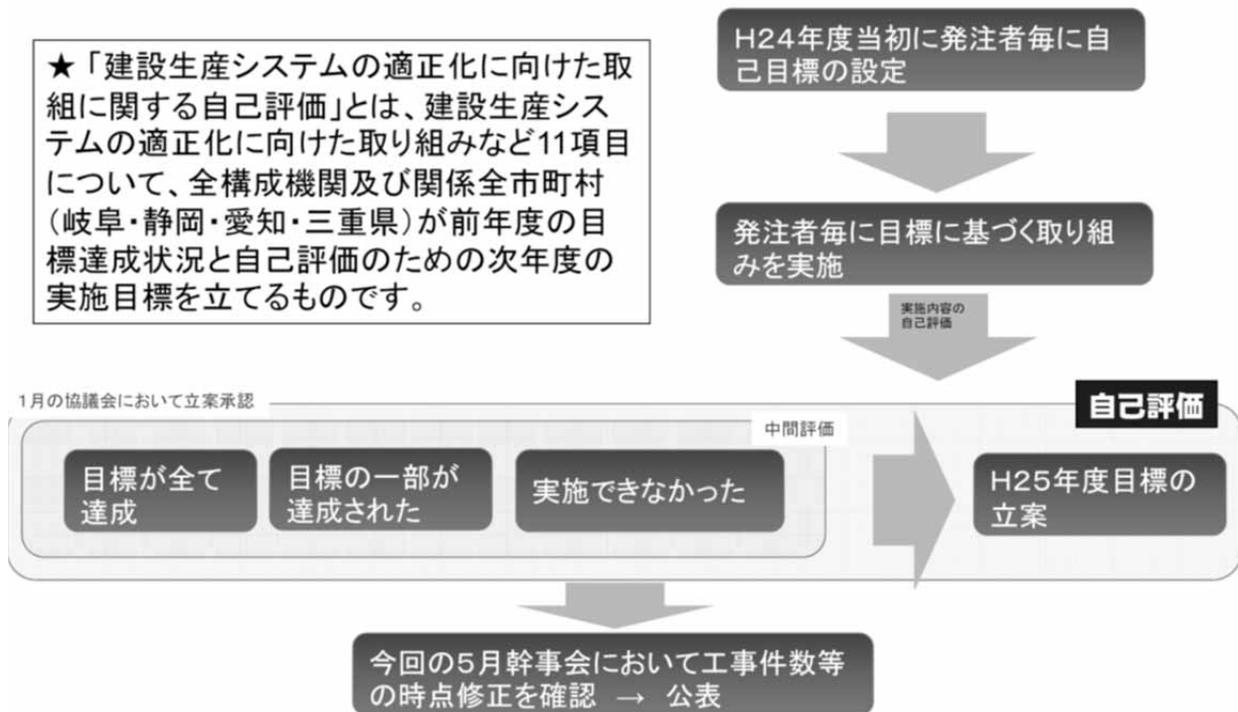
#### ○ 中部ブロック発注者協議会の取り組み

- 1 公共工事の品質確保対策に関する取り組み
  - (1) 総合評価落札方式の普及促進
  - (2) 工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有
  - (3) 公共工事施工の安全対策の強化
- 2 公共工事の円滑な執行に関する取り組み
  - (1) 公共工事発注情報の共有化
  - (2) 受発注者間の工事情報共有
  - (3) 資材の単価、需給動向に関する情報共有
  - (4) 設計変更の更なる適正化
- 3 地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み
  - (1) 建設ICT・新技術の普及促進
  - (2) 建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価
  - (3) 建設施工に関する受発注者間からの課題に対する迅速な対処
  - (4) 地元優良企業の育成

○中部ブロック発注者協議会の取り組みに関して、以下の 11 項目の自己評価指標を対象とする。

自己評価指標の項目
<p>1 公共工事の品質確保対策に関する取り組み</p> <p>(1) 総合評価落札方式の導入状況（工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の入札に際して、価格に加え、品質を高めるための技術などが総合的に優れた調達を評価する落札方式の導入状況</li> </ul> <p>(2) 工事成績評定の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の請負契約に際して、検査を行う者などが実施する工事の施工状況や目的物の品質等の評価及び評定の実施状況</li> </ul> <p>(3) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場等において、請負者が実施する安全管理を行う際に必要とする事項等をまとめたマニュアル等の整備状況</li> </ul>
<p>2 公共工事の円滑な執行に関する取り組み</p> <p>(1) 予定価格の事後公表への移行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の入札に際して付する事項の価格の総額である予定価格の公表時期を入札後に移行する取り組みの実施状況</li> </ul> <p>(2) 受発注者間の工事情報の共有状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工中における情報共有サーバー等を用いた受発注者のスケジュールや工事書類等の共有状況</li> </ul> <p>(3) 資材価格、需給動向に関する情報共有状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者間における資材単価や資材需給動向の情報共有状況</li> </ul> <p>(4) 設計変更ガイドライン・指針の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工中の設計変更の円滑化を図るために設計変更の考え方等を取りまとめた指針等の整備状況</li> </ul>
<p>3 地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み</p> <p>(1) 建設 I C T の導入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・設計・施工・維持管理・修繕の一連の建設生産システムにおける効率化・高度化などを図るためのコンピューターや情報通信技術の導入状況</li> </ul> <p>(2) 地域貢献の評価状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の入札（総合評価等）における地域貢献（災害協定の有無、災害活動実績の有無等）の評価状況</li> </ul> <p>(3) ワンデーレスポンスや 3 者会議の導入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工中において、受注者からの質問・協議等について、1 日以内あるいは期限を決め回答を行う取り組みや工事の発注者、設計を担当したコンサルタント、受注者の 3 者を一同に介して、施工段階で発生する様々な問題・課題について協議・調整を行う取り組みの導入状況</li> </ul> <p>(4) 低入札価格調査基準価格の見直し状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合の基準として定められる低入札価格調査基準価格の見直しの実施状況</li> </ul>

【建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価（中部ブロック発注者協議会）】



出典)「建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する自己評価について（H23年度実績及びH24年度目標）」（平成25年6月中部ブロック発注者協議会）

また、国土交通省では、一部の地方整備局において、発注者としての自己評価を行っており、以下の事例がある。

【自己評価の取組（中部地方整備局）】

公共工事の過程における自らの取組について、発注者が21項目の「自己評価」を行い、得点率により評価

公共工事の過程	自己評価を行う項目(21項目)	配点(点)
計 画・設 計	1 業務委託における技術力の評価	56
	2 設計照査などの実施	60
	3 業務委託技術審査基準やガイドラインの整備、公表	24
入 札 審 査	4 総合評価落札方式の実施率	56
	5 総合評価落札方式でのボランティアや災害復旧などの地域貢献(表彰)の評価	12
	6 低入札率	26
	7 低入札調査基準価格や最低制限価格の適切な改正	26
	8 予定価格の事後公表率	24
	9 資材単価や需給動向に関する情報共有の有無	12
契 約 検 査	10 施工体制把握のための要領の公表	24
	11 施工プロセスを通じた検査の導入	15
	12 公共工事施行の安全指針やマニュアルの整備	12
	13 工事成績(「平均点+5点」を上回った工事件数の比率)	60
	14 自己発生状況(事故率)	24
	15 設計変更に関する指針やガイドラインなどの整備	14
	16 ワンデーレスポンスの実施	60
	17 建設ICT(情報通信技術)の実施	30
	18 発注者間の工事情報の共有化を目的としたインターネットによる情報共有サービスの活用	15
	19 建設リサイクル率	13
	20 コスト削減の実施(コスト削減率)	28
	21 適正工期(休日作業率)	15
総 得 点		606点

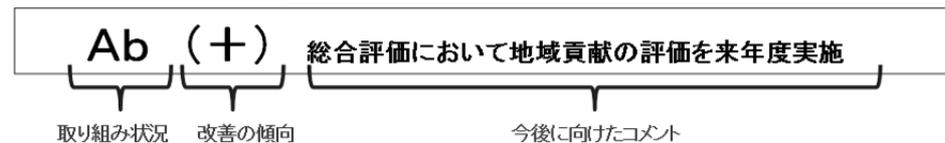
21項目の総得点の満点に対する得点率により、評価結果を「格付け」により表示

取組状況	記号	得点率
公共工事の品質確保に十分取り組んでいる	Aa	90%以上
	Ab	90%未満80%以上
	Ac	80%未満70%以上
公共工事の品質確保に取り組んでいる	Bb	70%未満60%以上
	Bc	60%未満50%以上
公共工事の品質確保への取組が一般的だが更なる取組が必要	C	50%未満

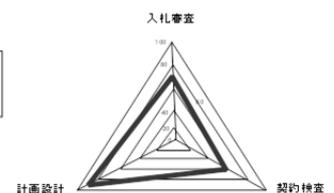
発注者の取り組み目標に対する「達成状況」を記号化し、改善の傾向を表示

目標達成状況	記号	達成率
発注者による設定目標を達成できた	(+)	90%以上
概ね達成出来た	(±)	90%未満70%以上
達成できない	(-)	70%未満

「格付け」表示の例



レーダーチャート表示



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設・生産システムのあり方に関する懇談会(平成26年度第1回)」(平成26年9月国土交通省)

**○ 国及び都道府県の協力・支援**

国及び都道府県の協力・支援の取組として、以下の事例がある。

**【自治体職員を対象とした実践的な総合評価方式の演習・講習の実施（北陸地方整備局）】**

**【目的】**

工事の総合評価方式演習講習会は、総合評価方式の導入・拡大に向けた発注者のサポート体制の充実・強化を目的に、自治体職員を対象に実践的な総合評価方式の演習・講習を平成23年度から実施しているもので、3回目となる平成25年度は、3県3会場で開催し、22市町村から計58名の職員の参加がありました。

**【内容】**

①「企業の施工実績」にかかる評価基準の設定 ② 施工上の配慮事項の設定 ③ 総合評価による判定演習について、具体的な事例をもとに実施しました。

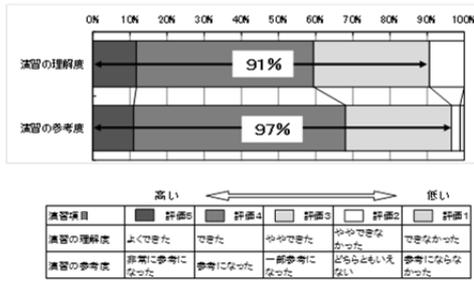
<H25演習講習会参加者のアンケート結果概要>  
 (回答58名/参加58名)

1. 結果概要

◇ 演習講習会終了後に演習の理解度、参考度について、評価(5段階評価)をしてもらい、全参加者58名から回答を得た。

◇ 「演習の理解度」については、「やや出来た」という回答を含め、回答者の91%が理解出来たという結果であった。

◇ また、「演習の参考度」については、「一部参考になった」という回答を含め、回答者の97%が参考になったという結果であった。



- ◇ 新潟会場【北陸地方整備局 4階共用会議室】  
平成26年1月21日開催(新潟県他、5市1村の職員24名が参加)
  - ◇ 富山会場【富山河川国道事務所 3階大会議室】  
平成26年1月23日開催(富山県内の6市1町の職員17名が参加)
  - ◇ 石川会場【金沢河川国道事務所 2階会議室】  
平成26年1月22日開催(石川県他、7市2町の職員17名が参加)
- ※今年度も平成26年12月～平成27年1月に開催予定



2. 主なご意見

◇ 良かった点

- ・演習を織り交ぜた講習はとても分かりやすく、とても有意義であった。
- ・具体的に工事を設定してあったので、イメージしやすかった。
- ・実務と兼ねて理解が進んだ。総合評価の進め方が分かった。 など

◇ 改善してほしい点

- ・基本的事項の理解がないため、その説明をもう少し頂ければ良かった。
- ・制度についての説明をもう少し時間をとって欲しかった。
- ・建築工事についても演習して欲しい など

**【自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会の実施（北陸地方整備局）】**

北陸地方整備局では、H17.4の品確法の施行を受け、公共工事の品質が十分に確保されるよう、自治体への育成支援の一環として、適正な検査技術の習得を目的に、整備局発注工事検査への臨場立会を実施しています。この取り組みはH18年度から実施しており、今年度で9回目になります

【臨場立会対象者】

新潟県、富山県、石川県及び各県内市町村検査担当職員

【開催事務所】管内 12事務所

新潟県内: 高田河川国道、羽越河川国道、信濃河川、信濃川下流河川、阿賀野河川、湯沢砂防、長岡国道、新潟国道

富山県内: 富山河川国道、黒部河川、立山砂防

石川県内: 金沢河川国道

【開催期間及び実施回数の実績】

平成22年度 5月～11月 19回

平成23年度 6月～11月 12回

平成24年度 6月～11月 19回

平成25年度 6月～11月 12回

平成26年度 6月～11月 7回(10月末現在)

【H26年度 参加実績】 延べ11人 (H25年度は、延べ23人)

◆ 県・政令市: 富山県、石川県 (5人)

◆ 市等: 南魚沼市、七尾市、小松市(計3市6人)



◆ 参加者の感想

○ 参考になった点

- ・改良の設計の考え方や、添加量の管理、発現強度の確認など、不可視部の品質確認を重点的に行っている点が非常に参考になりました。
- ・実際の検査に立会ができ、施工業者に対する説明の求め方や完成図書の見直し指導等、実際の声を聞くことにより、今後の検査業務にあたり大変参考になりました。

○ 要望点

- ・採点表の運用事例の講習(チェックをつける、つけない、の事例)があれば、ぜひ参加してみたいです。
- ・工事概要を把握できる平面図等の資料があれば良いと感じました。

【地方整備局及び各県におけるメール、電話による相談窓口の設置（北陸地方整備局）】

【目的】発注者を支援するプラットフォームとして、メール、電話による相談窓口を北陸地整技術管理課及び各県に設置し、発注事務関係の適切な実施に向けたフォローを行う。

**ワンストップ！発注何でも相談窓口（仮称）**

- ◇改正品確法の「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、北陸ブロック発注者協議会の**相談窓口を常時開設**し、メール及び電話などにより相談をうける。
- ◇相談窓口は協議会事務局の北陸地方整備局企画部**技術管理課内および各県の協議会担当**におく。
- ◇相談内容とその回答は蓄積し、協議会HPに掲載して**発注者同士が共有**できるようにする。
- ◇発注機関の**メールリストを作成**し、情報共有を図る。

【北陸地整窓口】

- ・メール受付 **hinkaku@hrr.mlit.go.jp**  
24時間、365日 受付
- ・電話受付  
025-370-6702 : 技術管理課 品確チーム  
9時～17時 受付

【県部会窓口】

- ・新潟県 技術管理課技術管理班 TEL 025-280-5391
- ・富山県 建設技術企画課 TEL 076-444-3138
- ・石川県 監理課技術管理室 TEL 076-225-1787

**相談内容の例**

- ◇入札・契約全般の**発注関係事務**に関する相談
  - ◇**技術提案の適切な審査・評価**に関する技術的な相談
  - ◇**監督・検査・工事成績評定**等の円滑な実施に関する相談
  - ◇工事の性格等に応じた**入札契約方式の選択・活用**に関する相談
  - ◇研修・講習会などによる**発注体制の整備**に関する相談
- などなど、基本は何でも受け付けます！

出典)「平成26年度 第2回北陸ブロック発注者協議会」(平成26年10月)

【公共建築相談窓口の設置（国土交通省本省及び地方整備局）】

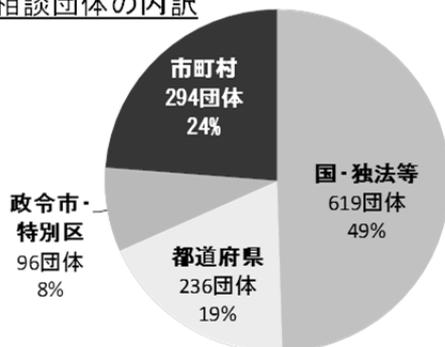
**相談窓口について**

- 国土交通省本省及び各地方整備局では、各省各庁の使用する官庁営繕関係の統一基準に関する質問をはじめとして、公共建築に関する意見・質問等を広く受け付けるための相談窓口を開設している。
- また、予定価格の適正な設定に関して、公共建築相談窓口を積極的に活用している。
- 相談窓口に寄せられる公共建築工事の発注者等のニーズに応えるよう、社会情勢の変化を踏まえつつ、公共建築行政におけるコンサルタント機能の強化に努めている。

**主な相談内容、相談団体**

- 平成26年は昨今の社会情勢を受け、特に積算関係、保全関係の相談に積極的に対応している他、設計関係、工事監理関係、入札契約手続き等に関する質問がよせられている。
- 国だけでなく地方公共団体からの相談件数が増えている。

相談団体の内訳



相談内容の内訳(延べ件数)

相談内容	延べ件数
積算、設計及び入札手続き	1,152
保全	383
工事監理	142
その他	269
合計	1,946

(平成26年1～12月)

出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、支援の内容等を検討するため、平成 26 年 11 月に地方公共団体に対してアンケート調査を実施した。これらのアンケート結果及びこれまでの発注者協議会における取組状況も踏まえ、発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方について、検討を進めているところである。

**【地方公共団体に対するアンケート調査】**

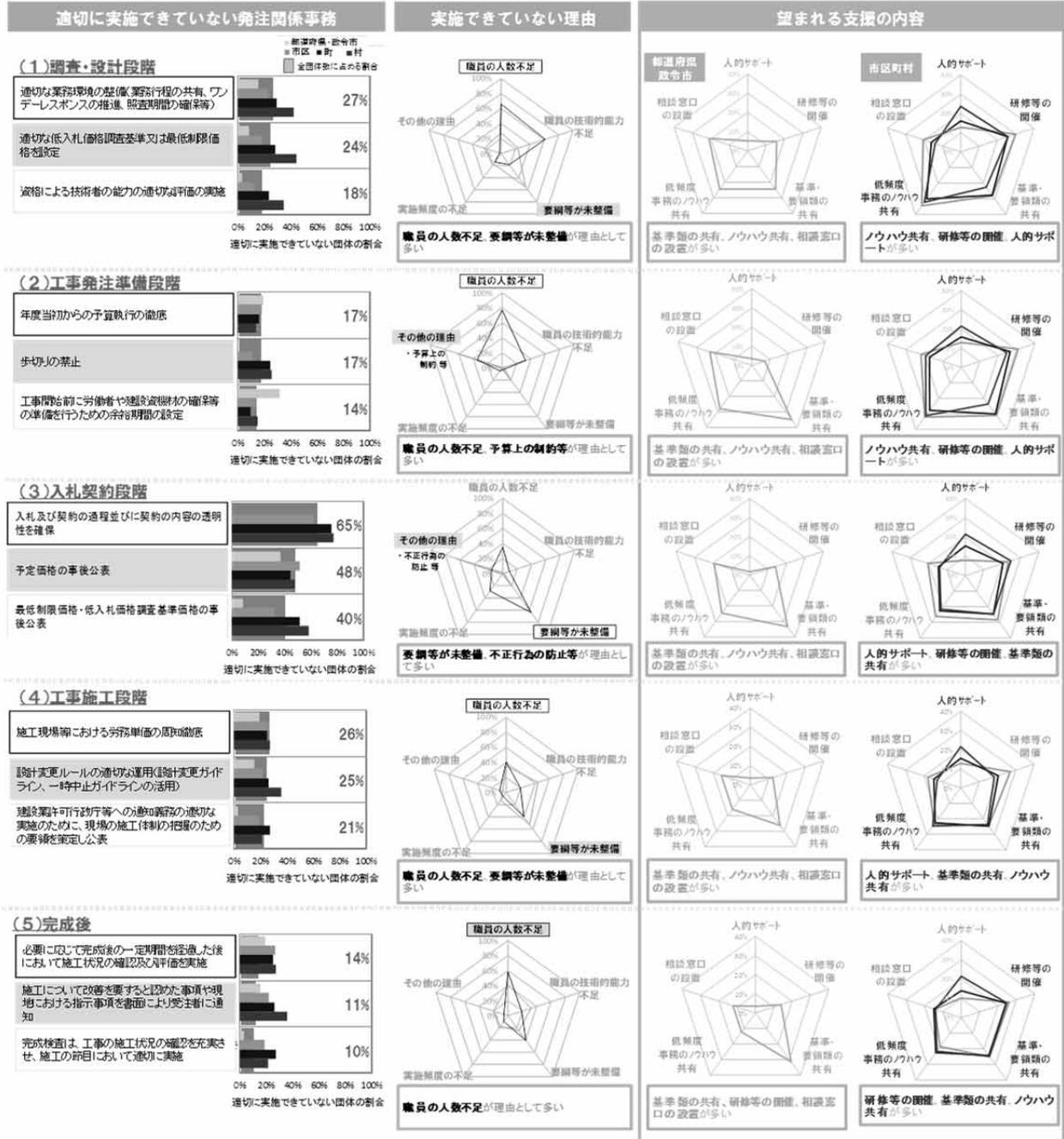
**アンケート調査の目的**

- アンケートの調査結果を集計・整理し、実態調査結果を地方公共団体にフィードバックすることで、団体自らの体制や技術力等の程度を自己認識してもらうための基礎資料とする
- 発注者協議会等においてアンケート調査結果を共有することにより、必要とされる支援策等を検討するための基礎資料とする

**アンケート調査の回答状況(平成26年11月19日時点)**

・都道府県	39 / 47団体	( 83.0%)	} 57 / 67団体 ( 85.1%)
・政令指定都市	18 / 20団体	( 90.0%)	
・市区	580 / 793団体	( 73.0%)	
・町	429 / 745団体	( 57.6%)	
・村	93 / 183団体	( 50.8%)	
計	1,159 / 1,788団体	( 64.8%)	

# 発注関係事務の各段階における実施状況



## 発注者支援業務の活用状況

○ 地方公共団体共通して、「入札契約段階」における発注者支援業務の活用割合は低い  
 → 活用しない理由: 「支援者を調達する財源がない」に次いで、「支援者の選定・契約方法等が分からない」、「支援を行う担い手がない」が多い

	都道府県・政令市	市区	町	村
「入札契約段階」における発注者支援業務の活用割合	4%	2%	3%	2%

## 外部有識者による支援の活用状況

○ 「市区」の約4割、「町」の約7割、「村」の約9割が、外部有識者による支援を活用していない  
 → 外部有識者による支援を活用していない団体の課題:

	都道府県・政令市	市区	町	村
外部有識者による支援を活用していない割合	0%	42%	67%	89%

「対象とする技術分野を専門とする外部有識者が不在、または少ない」、「法律や入札契約制度等を専門とする外部有識者が不在、または少ない」が多い

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設・生産システムのあり方に関する懇談会(平成26年度第2回)」(平成26年12月国土交通省)

【指針本文】

(外部からの支援体制の活用)

各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、**発注関係事務を適切に実施することができる者の活用**に努める。

また、地方公共団体等において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成、活用の促進に努める。

【解説】

○ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

発注関係事務を適切に実施することができる者の選定支援を目的とした発注者支援機関を認定する取組として、以下の事例がある。

【発注者支援機関の認定制度に関する取組（品質確保に関する推進協議会（中部））】

『公共工事発注者支援機関の評価制度』の概要

○ 評価制度の目的

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第21条第1項及び第4項の定めに基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者（発注者支援機関）を活用しようとする場合において、国・都道府県が行う支援である、「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』」を行うため、公共工事発注者支援機関評価制度を平成26年12月17日に設立。

○ 評価要件（品確法第21条第1項）:

- ① 発注関係事務を適正に行うことができる知識経験
- ② 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制
- ③ その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

【品質確保に関する推進協議会】

- ・学識経験者(5名)
- ・国土交通省 中部地方整備局
- ・岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
- ・名古屋市 静岡市 浜松市

○ 概要

発注関係事務(積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等)を適切かつ公正な立場で継続して円滑に行うことができる条件を備えているか、評価要件を用いて評価。



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設・生産システムのあり方に関する懇談会(平成26年度第2回)」(平成26年12月国土交通省)

国土交通省では、こうした取組を含め、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価等について、さらに検討を進めていくこととしている。



## 【指針本文】

## (2) 発注者間の連携強化

## (工事成績データの共有化・相互活用等)

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事への適用が可能となるように、**積算システム等の各発注者間における標準化・共有化**に努める。また、新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した**工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用**に努める。

工事成績評定については、**評定結果の発注者間の相互利用を促進**するため、各発注者間の連携により**評定項目、評定方法の標準化**を進める。また、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する**成績評定・要領等の標準化**に努める。

各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

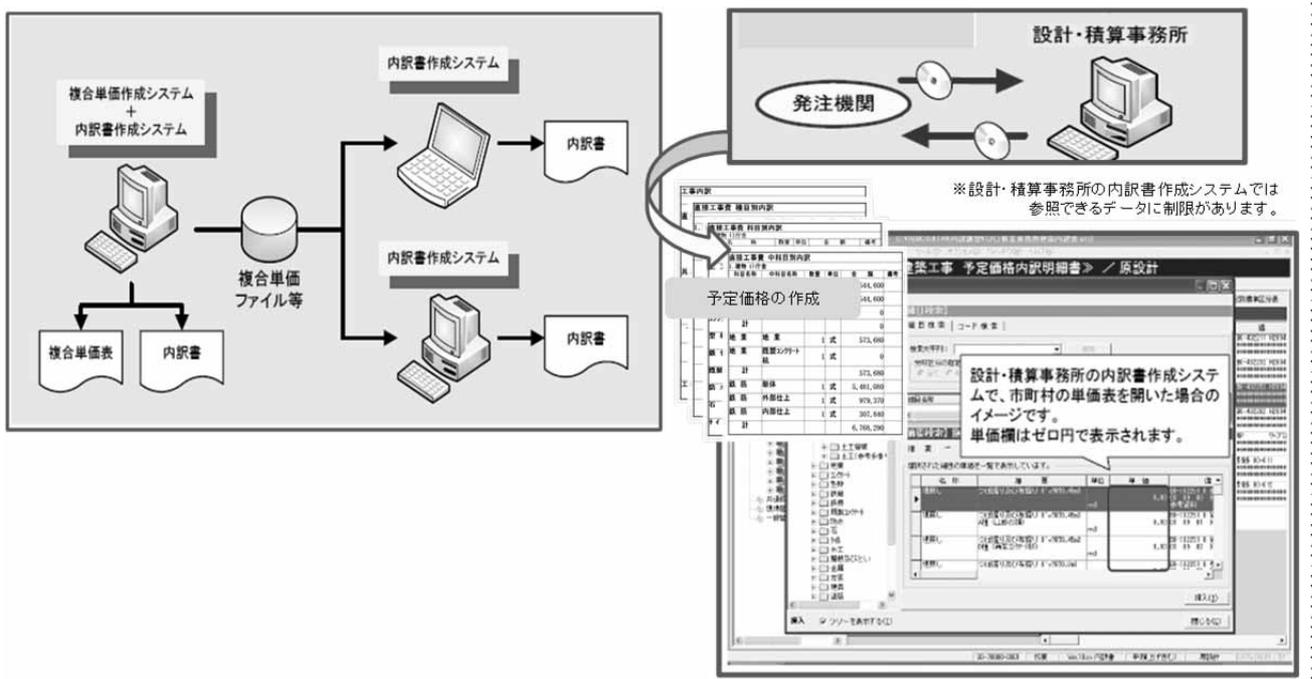
## 【解説】

## ○ 積算システム等の各発注者間における標準化・共有化

国土交通省では、発注者間で緊密な連携を図る取組の一つとして、積算システム等の標準化についての検討を進めている。

また、公共建築工事については、国及び地方公共団体において、営繕積算システムを開発し、その活用を推進している。

## 【営繕積算システムの概要】



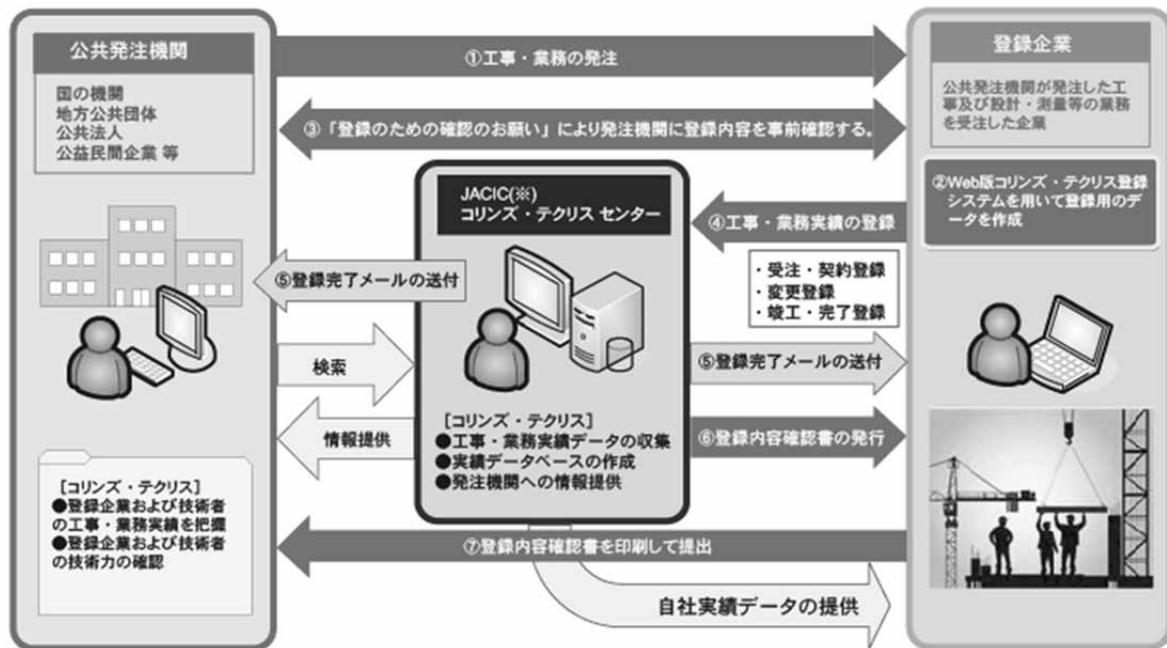
出典) 国土交通省作成資料

## ○ 工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用

成績評定を発注者間で相互利用するためのツールとして、工事・業務実績情報に関するデータベースがある。その一例として、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営するシステム（コリンズ・テクリス※）があり、その概要は以下のとおりである。

※建築関係は、一般社団法人公共建築協会が運営する公共建築設計者情報システム（PUBDIS）

### 【コリンズ・テクリスの概要と流れ】



※コリンズ・テクリスは一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運用するシステムです

### 登録の概要

	コリンズ	テクリス
登録できる工事及び業務	公共機関等の発注する工事 (請負額500万円以上)	公共機関等の発注する調査設計、地質調査、 補償コンサルタント、測量 (請負額100万円以上) ※建築関係業務は登録対象外となります。
登録できる技術者	現場代理人、監理技術者、主任技術者、 担当技術者	管理（主任）技術者、照査技術者、担当技術者
登録の種類	受注登録 変更登録 竣工登録	契約登録 変更登録 完了登録
データの保存及び提供年数	最新年から過去15年	最新年から過去10年

### 登録数

	会社数	登録件数	技術者数
コリンズ	144,000	4,255,000	
テクリス	13,000	1,388,000	
合計	157,000	5,643,000	1,642,000

(平成26年3月末現在)

### 検索システム利用機関数

利用機関	コリンズ	テクリス	合計利用機関数
国の機関	30(5)	24	31
独立行政法人等	151(13)	63	153
都道府県	58(22)	45	47
政令市	21(11)	15	20
市区町村	896(200)	466	869
合計	1,156(251)	613	1,120

(平成26年3月末現在)

【コリンズ・テクリスの概要と流れ】(つづき)

データ収集項目

	工事实績データ	業務実績データ
契約データ	変更事由発生年月日	
	自社が請け負った一体的先行契約工事のコリンズ登録番号	
	件名(工事名または業務名) 登録義務の有無 対象水系・路線名 請負金額 工期 発注機関情報(発注機関名、実績内容確認日、担当者所属部署名等) 設計書コード 契約形態 受注形態	
工事・業務データ	請負者(名称、建設業許可番号、事業所等) PFI事業名称 契約特別事項(VE、ISO) JVの構成請負企業  公共事業の分野 本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種 本件登録工事の入札参加資格区分 工種、工法・型式 施工場所等(起点、終点) 施工場所規制等(夜間工事の有無等) 交通規制(規制車線数) 近接施工 工事概要	請負者情報(企業名、登録番号、事業所等) 主な業務の内容  業務分野・業務段階 業務対象地域(起点、終点等) 業務キーワード 業務概要
技術データ	工種ごとの詳細データ	業務分野ごとの詳細データ
技術者データ	工事または業務内での役割、建設技術者ID、氏名、生年月日、従事期間、担当工事内容・業務内容	
企業情報	企業情報(基本情報) 本社所在地、建設業許可番号、建設コンサルタント登録番号、地質調査業者登録番号、 補償コンサルタント登録番号、測量業者登録番号、一級建築士事務所登録番号、総技術者数、設立年月日、資本金、自由記述  建設コンサルタント登録部門 補償コンサルタント登録部門 資格保有技術者数 建設コンサルタント登録部門等(技術士・RCCM)各部門資格保有者数 技術士登録部門 各部門資格保有者数 港湾海洋調査士登録部門 各部門資格保有者数 補償業務管理士登録部門 各部門資格保有者数 事業所情報	

コリンズ・テクリスの主な特徴

	主な特徴
登録システム・検索システム共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ Web方式の採用による利便性の向上                              入力方式をWeb方式としたことから、専用のソフトウェアが不要になり、Internet Explorer等のブラウザによりご利用いただけます。</li> <li>○ 登録時の選択項目はホームページで公開                              発注機関名、施工地域、業務対象地域等、コリンズ・テクリスで使用する選択項目は、表形式によりホームページに公開しています。</li> </ul>
登録システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発注者確認を厳密に行うことによってデータの確実性を確保                              登録する実績データ内容の発注者による確認方法を、表面の右ページの図のようにすることにより、データの正確性を確保し、不正な登録等の防止・発見対策について強化が図られています。</li> <li>○ 自社データの検索機能の提供                              自社が過去に登録した実績データを、検索・閲覧ができるほか、ダウンロードができます。</li> </ul>
検索システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の検索ができ、検索結果から企業の比較表等を作ることができます                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・コリンズ・テクリス登録番号による工事・業務の個別検索</li> <li>・工事・業務名、工事・業務概要等を検索対象としたフリーキーワード検索</li> <li>・コリンズ・テクリスに登録されているほとんどの項目で検索が可能な複合検索</li> <li>・指定した技術者の「手持ち工事・業務」「過去の工事・業務実績」の検索</li> <li>・フリーキーワードによる技術者の検索</li> <li>・指定した企業の工事・業務実績の検索</li> <li>・フリーキーワードによる企業の検索</li> </ul> </li> </ul>

## ○ 評価結果の発注者間の相互利用を促進

国土交通省では、一部の地方整備局において、地方公共団体における工事成績等を活用する取組を実施している。

### 【自治体評価型総合評価方式（関東地方整備局）】

1. 試行目的  
国が発注する公共工事の受注機会が少なくなることの対応として、都県・政令指定都市(以下「都県・政令市」)の工事成績、表彰も評価対象とする総合評価方式を試行
2. 試行概要  
工事成績の評価  
(企業の技術力:工事成績)(配置予定技術者の技術力:同種工事の工事成績)  
→ 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の工事成績及び都県、政令市の工事成績についても評価  
表彰の評価  
(企業の技術力:優良工事等表彰)、(配置予定技術者の技術力:優秀工事技術者等表彰)  
→ 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の表彰及び都県、政令市の表彰についても評価
3. 対象工事  
工事規模及び工程:3億円未満の「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」の3工程。  
総合評価タイプ:施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型(地域密着型含む)  
※活用にあたっては地元情勢等を踏まえて適用
4. 評価の考え方  
対象地域:工事成績の評価対象として定める都県、政令市は、地域要件で設定したものを対象  
工事成績の評価  
企業の施工能力の「工事成績」  
→ 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の工事成績がない場合に限り、提出された都県・政令市の工事成績にて評価  
※過去3年以内における同一発注機関の2件以上の工事成績(実績)の平均点により評価  
配置予定技術者の能力の「同種工事の工事成績」  
→ 提出された工事成績にて評価(複数の工事成績を提出された場合は最低の評価点で評価)  
表彰の評価  
企業の施工能力の「優良工事等表彰」及び配置予定技術者の能力の「優秀工事等技術者表彰」  
→ 提出された表彰にて評価

#### 【各都県、政令市の工事成績評価基準の算出方法】

- 都県・政令市における過去3年間の当該工程の工事成績データを取得
- 都県・政令市の3年平均点を算出し、関東地整の平均点(3ヶ年)と比較し、その割合に応じて評価点の評価基準を算出

例) 関東地整(平均)76.2点 : 当該都県(平均)78.5点 →約1.03倍  
【関東地整:一般土木】 【施工都県・政令市:一般土木】  
80点以上 (6点) × 1.03 = 82.4点 = 82点 (6点)  
79~75点 (3点) × 1.03 = 81~77点 (3点)  
74~70点 (1点) × 1.03 = 76~72点 (1点)  
70点未満 (0点) 72点未満 (0点)

#### 施工能力評価型Ⅰ型(一般土木)の配点例

項目	細目	評価項目別	自治体実績評価型			備考
			算点	評価	選択	
(1) 施工計画	発注の施工計画	発注中や発注仕様が不明な点がある。		不可	0	
		発注中や発注仕様が不明な点がない(従来である)。 配置予定技術者のアテンド(施工配書)等(事項)		可	0	
(2) 企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績	6	0		
		②工事成績	6	0	国、都県、政令市の工事成績を評価	
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合)	0~5	0		
		④優良工事等表彰(優良工事表彰)	3	0	国、都県、政令市の表彰を評価	
		⑤優良工事等表彰(安全管理優良注者表彰)	1	0		
		⑥事故及び不祥事(行為)	0~12	0		
(3) 配置予定技術者の能力	自由設定項目	1) 工事成績優秀企業認定		0		
		2) 優良下請企業の活用	20	0		
		3) 技術開発実績の活用及び有用な新技術の活用		0		
		4) 情報化施工技術の活用		0		
		5) ISO9001取得(300又は400)		0		
		6) 施工実績(業績) (任意必須項目)		0		
		7) 施工労働力(任意必須項目)		0		
		8) 基礎技術研修等の活用		0		
		9) 自由設定項目		0		
(3) 配置予定技術者の能力	自由設定項目	①同種工事の施工実績	7	0		
		②過去の同種工事の施工実績(資格要件で求めた実績)	7	0	国、都県、政令市の工事成績を評価	
		③職務工事技術者表彰	4	0	国、都県、政令市の表彰を評価	
		4) 自由設定項目		0		
合計			40			

出典)「総合評価方式の活用・改善による品質確保に関する懇談会(平成25年度第1回)」  
(平成26年3月国土交通省)

### 【地方整備局内の5県の工事成績を直轄の工事成績と同様に評価する取組(中国地方整備局)】

#### ◆背景

- ・総合評価落札方式の場合、企業・技術者の実績・成績のウェイトが重いことから、競争に参加できても直轄工事の実績を持たない企業が落札者になることは実質難しい。(公平な競争環境とは言い難い。)
- ・また、地方自治体発注工事でも同種工事の良い成績の実績を持つ企業もあるため、更なる公平性の観点から検討する必要があった。
- ・H24.4~地方自治体発注工事の工事実績について評価対象としている。

#### 対応

- 対象工事: 3億円未満の施工能力評価型(一般土木、維持修繕)を対象
- 評価方法: 企業の成績 → 当該工事種別の2年間の平均を直轄と同様に評価  
(ただし、過去4年溯って、直轄工事の実績がない場合に限る。)
- 技術者の成績 → 同種工事の2年間の工事成績を直轄と同様に評価  
(ただし、同種工事8年間の直轄工事の実績がない場合に限る。)
- 留意点①: 評価は、工事発注を行う事務所の所在県の発注実績のみとする。
- 留意点②: 過去2ヶ年の県実績データは、企業からの申請資料を確認し評価する。
- 留意点③: 各県毎に成績評定の平均点にバラツキや中国地整の平均点と差がある場合は、中国地整と同レベルに補正する。

出典)「平成26年度入札・契約手続きの運用」(平成26年4月国土交通省中国地方整備局)

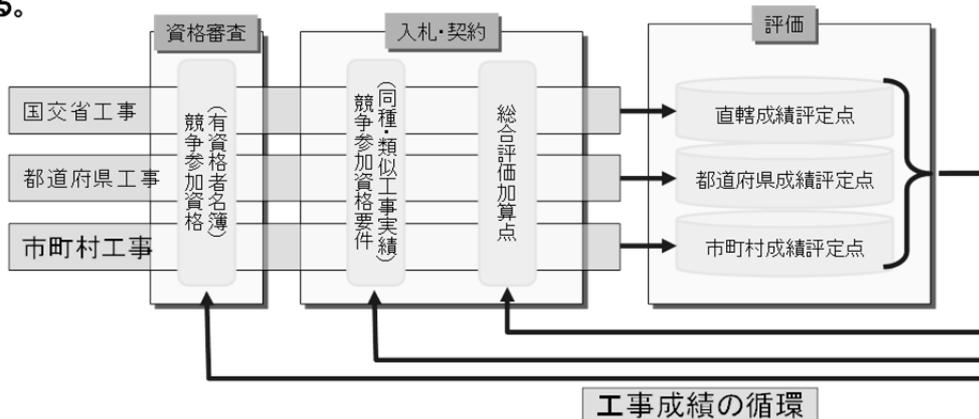
**○ 評価項目、評価方法の標準化（工事）** 1) 2)

国土交通省では、工事成績評価結果の発注者間（国、地方公共団体等）の相互利用を促進するため、標準化の方法等の詳細について検討しているところである。

**【工事成績評価の標準化の目的】**

**工事成績共有化の目的**

○一つの工事の成績評定点が、当該発注者に限らず複数の発注者において共通利用されることにより、工事成績の重要性が増加する。このため、企業の工事品質に対する向上努力（成績評定点向上のインセンティブ）が期待され、公共工事の品質確保に向けた好循環が構築される。



○直轄及び都道府県の工事成績評価を市町村が活用可能な環境を整備することにより、市町村での総合評価方式拡大の動機となる。又、直轄工事の工事成績評価を都道府県が活用することにより総合評価方式の充実が可能。

○他機関実績を有効に活用することにより、より適切な評価が可能となり、入札における技術競争がさらに充実する。

出典)「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会 品質確保専門部会 (第1回)」(平成19年7月国土交通省)

また、国土交通省では、一部の地方整備局において、市町村等における工事成績評価時の参考となるよう、「小規模（市町村）工事成績評価要領（案）」を作成している。

公共建築工事については、「工事成績評価要領作成指針」をとりまとめ、国、都道府県及び政令市において公共建築工事の成績評価の標準化を図っている。

また、同意する発注者間で工事成績データの共有化を実施している。

**○ 成績評価・要領等の標準化（業務）** 3) 4)

国土交通省では、厳正かつ的確な評価の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として委託業務等の成績評価要領を策定している。また、公共土木工事に係る設計業務等における標準化の方法等の詳細について検討しているところである。

公共建築工事に係る建築設計等委託業務については、「公共建築設計等委託業務成績評価基準」を各省庁統一の基準として制定するとともに、国、都道府県及び政令市において「建築設計等委託業務成績評価要領作成指針」等を取りまとめ、成績評価の標準化を図っている。また、同意する発注者間で業務成績データの共有化を実施している。

---

(参考資料)

- 1) 「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」（平成 22 年 2 月国土交通省中部地方整備局）
- 2) 「公共建築工事成績評定要領作成指針」（平成 19 年 4 月（最終：平成 21 年 11 月）中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）
- 3) 「公共建築設計等委託業務成績評定基準」（平成 21 年 4 月国土交通省）
- 4) 「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」（平成 19 年 3 月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）

【指針本文】

(発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、**地域発注者協議会等を通じて**、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な**連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

【解説】

○ 地域発注者協議会等を通じて連携や調整

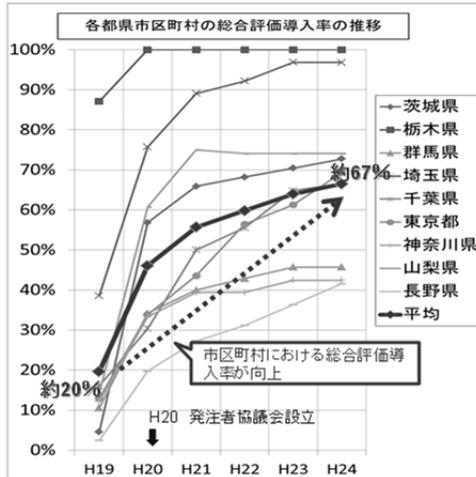
各地方ブロック毎に組織されている地域発注者協議会において、発注者間の連携により、様々な取組が実施されているところである。

【関東ブロック発注者協議会の取組】

総合評価方式の導入・拡大

○関東ブロック発注者協議会建設分科会構成員の全14自治体(1都8県5政令市)において総合評価方式を導入

○市区町村における総合評価方式の導入状況  
 【関東地整ホームページ上で公表し、普及促進を啓蒙】



※ 導入率:工事を総合評価方式により調達した実績のある市区町村の割合

品質確保に関する取組の情報共有・促進等

○低入調査基準価格(工契連モデル)の普及促進

H21 H25  
 11自治体 → 13自治体/14自治体 ※準用を含む

○入札不調対策の取組

	H21	H25
・現場代理人常駐規定緩和	4自治体	13自治体
・2回目入札の実施	2自治体	7自治体
・材料単価改定時期 (物価変動に応じた見直し)	6自治体	10自治体
・1者入札の有効	4自治体	11自治体
・大都市補正の適用	3自治体	7自治体

受発注者間の適正な関係の構築

○受発注者間のコミュニケーションの構築

	H21	H25
・三者会議	7自治体	10自治体
・ワンデーレスポンス	11自治体	11自治体
・設計変更審査会	1自治体	1自治体

その他の取組

○業界等からの意見、要望等の伝達  
 ○市町村の技術的支援、講習会等の実施  
 ○若手技術者の育成(7自治体で取組) など

出典「発注者責任を果たすための今後の建設・生産システムのあり方に関する懇談会(平成25年度第2回)」  
 (平成25年12月国土交通省)

今回の品確法改正を踏まえて、各施策の更なる推進を図るため、地域発注者協議会において、体制の強化（構成員の役職の格上げ等）や各都道府県毎の協議会の設置などの取組が行われているところである。

**【各県毎の協議会の設置（中部ブロック発注者協議会）】**

**(仮称)愛知県公共事業発注者協議会の設置**

**■経緯**

- 建設業を取り巻く環境の悪化(担い手不足、地域維持管理体制への懸念等)
  - ⇒ 担い手三法(品確法、入契法、建設業法)の改正(H26.6)
  - ⇒ 発注者責務の明確化(適正な予定価格の設定、ダンピング対策の徹底等)
  - ⇒ 発注者間の連携を図り発注関係事務を適切に実施
  - ⇒ 全ての発注者が公共工事の品質確保に向けた施策を推進
  - ⇒ 中部ブロック発注者協議会に県部会を設置

**■組織**

- 県部会設置にあたり、その方向性を共有する「愛知公契連」を統合し、県協議会内に二つの部会を設け、公契連等活動の柔軟性を確保
  - ⇒ 契約部局と技術部局の情報共有と連携強化
  - ⇒ 組織を一本化し、参画機関の負担軽減と議論の合理化

**■組織のイメージ**

**(仮称)愛知県公共事業発注者協議会**

会 長:愛知県建設部技監  
 目 的:連携(情報交換)、協力体制強化、各種施策の推進  
 ⇒公共事業の品質確保の促進

**契約部会  
(旧:愛知公契連)**

部会長:建設総務課長  
事務:契約業務に特化

**技術部会  
(発注者協議会・県部会)**

部会長:建設企画課長  
事務:技術的業務に特化

**■メンバー**

- 実務的な議論を行うため自治体の部・課長級で構成
- 事務局は、県建設総務課(契約)・建設企画課(技術)で共管
- 国関係機関に顧問として参画を要請

(仮称)愛知県公共事業発注者協議会		
会 長	愛知県建設部技監	
副会長	二つの部会の会長・名古屋市	
会員・顧問・事務局	二つの部会の会員・顧問・事務局	
	部会	事務局
	契約部会	技術部会
部会長	愛知県建設部 建設総務課長	建設企画課長
副部会長	名古屋市 財政局契約部主幹	緑政土木局技術指導課長
代表市	工事契約担当課長	事業実施担当部・課長
代表町村	工事契約担当課長	事業実施担当部・課長
会 員	市町村 工事契約担当課長	事業実施担当部・課長
	県建設事務所 総務課長	企画調整監
顧 問	国土交通省 建設部契約課長等	企画部技術開発調整官
	中部地方整備局 建設総務課	建設企画課
事務局	“ 農林水産部 農林検査課	農林検査課
	“ 企業庁 企業庁総務課	企業庁

**■活動計画**

- 基礎調査／現況調査、支援ニーズの把握など
- 情報共有／課題の認識、制度の標準化など
- 制度検討／対応策の検討・推進、効果的な具体支援策の検討など

出典)「愛知県公共事業発注者協議会」(平成 26 年 11 月愛知県)

**【構成員の役職の格上げ（北陸ブロック発注者協議会）】**

北陸ブロック発注者協議会

本協議会は、総合評価方式の導入・拡大を目的として平成 20 年に設立し、発注者間の連絡調整を行って来ました。この間、公共事業を取り巻く状況が大きく変化したことから、品確法改正と合わせ、協議会の役割も公共工事の品質確保の促進に向け発注者責任を果たすため、推進・強化を図っていく組織としていきます。

そのため、今回の協議会より各県の副知事、代表市町村長を委員として格上げします。

第 4 条関係 (協議会委員)	
会 長	国土交通省 北陸地方整備局長
副 会 長	農林水産省 北陸農政局長
	国土交通省 北陸信越運輸局長
	海上保安庁 第九管区海上保安本部長
	林野庁 関東森林管理局長
	財務省 北陸財務局 総務管理官
	国税庁 金沢国税局 総務部次長
	環境省 長野自然環境事務所長
新潟県	副知事
富山県	副知事
石川県	副知事
福井県	農林水産部長
新潟市	副市長
(新潟県)	長岡市 市長
	上越市 市長
	新発田市 市長
	柏崎市 市長
	阿賀野市 市長
	湯沢町 町長
(富山県)	富山市 市長
	高岡市 市長
	黒部市 市長
	南砺市 市長
(石川県)	金沢市 市長
	小松市 市長
	野々市市 市長
	東日本高速道路(株)新潟支社長
	中日本高速道路(株)金沢支社長
(注)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局長
(注)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線第二建設局長

※下線部が変更箇所

出典)「平成 26 年度 第 1 回北陸ブロック発注者協議会」(平成 26 年 4 月)



### **Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式 の選択・活用について**

【指針本文】

## Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、工事の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせ**て適用するよう努める。<sup>1)</sup>

### 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

#### (1) 契約方式の選択

##### (契約方式の概要)

主な契約方式（契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

##### (a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

- ・ 工事の施工のみを発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式

- ・ 設計・施工一括発注方式<sup>2)</sup>

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

- ・ 詳細設計付工事発注方式<sup>2)</sup>

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

- ・ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI<sup>※1</sup>方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

※1 Early Contractor Involvement の略

- ・ 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

##### (b) 工事の発注単位に応じた契約方式

- ・ 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

- ・ 複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

参考

1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）

2) 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（国土交通省）

【解説】

### ○ 適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせ<sup>1)</sup>

入札契約方式は多様であるが、その性格等に応じて、主に以下の要素で構成される。

- (1) 契約方式 : 契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法
- (2) 競争参加者の設定方法 : 契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法
- (3) 落札者の選定方法 : 契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法
- (4) 支払い方式 : 業務及び施工の対価を支払う方法

入札契約方式は、各要素毎にそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、適切な方式を選択し、組み合わせて適用されるものである。

国土交通省では、事業の特性等に応じた入札契約方式の適用のあり方について、検討を進めているところであり、平成 26 年度中を目途に、ガイドラインとしてとりまとめる予定である。

**【入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）構成イメージ】**

1. 発注者の責務	● 発注者の責務として、公共工事の品質確保の担い手中長期的な育成・確保への配慮が位置づけられていること等に留意し、発注関係事務を適切に実施する旨を解説。
2. 入札契約方式選定の基本的考え方	<p>2-1 入札契約方式の全体像</p> <p>● 入札契約方式として、「契約方式」、「競争参加者の設定方法」、「落札者の選定方法」及び「支払い方式」があることを解説。</p> <p>2-2 発注者の体制を踏まえた入札契約方式の選定</p> <p>● 入札契約方式の選定の基礎として、発注工事の総額・件数、発注者の職員数、対象工種の発注経験の有無等、発注者の状況を自らが整理（自己診断）し、PDCAサイクルを形成することが望ましいことを解説。</p> <p>2-3 入札契約方式の選定期間</p> <p>● 入札契約方式の選定は、設計の上流段階（予備設計の前段階）において検討することを基本とし、詳細設計の前段階、発注手続の各段階で見直し（Review）を行う旨を解説。</p>
3. 各入札契約方式の概要	<p>● 各入札契約方式の具体的な内容を示すとともに、各入札契約方式の特質と適用の考え方について解説。</p> <p>3-1 契約方式</p> <p>3-2 競争参加者の設定方法</p> <p>3-3 落札者の選定方法</p> <p>3-4 支払い方式</p>
4. 各入札契約方式の選択の考え方	<p>● 入札契約方式の選択に関する基本的な考え方を解説。</p> <p>4-1 契約方式の選択の基本的な考え方</p> <p>4-2 競争参加者の設定方法の選択の基本的な考え方</p> <p>4-3 落札者の選定方法の選択の基本的な考え方</p> <p>4-4 支払い方式の選択の基本的な考え方</p> <p>4-5 選定ツール（方式選択における簡易な選定ツールとしてのマトリックス、チェックリスト等）</p>
5. 運用環境の整備	● 各入札契約方式を適切に運用する際に必要となる、発注者支援体制（PM、CM）、契約関係書類（契約書、共通仕様書、特記仕様書等）、監督・検査要領、工事成績データベース等について解説。
参考. 入札契約方式の選定例	● 具体的な発注工事に対する各入札契約方式の選定事例と適用したことによる効果等（コスト縮減、工期短縮等）を紹介。

**【適切な入札契約方式の選択、組合せ（イメージ）】**



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（平成 26 年度第 1 回）」（平成 26 年 9 月国土交通省）

**(参考資料)**

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（平成 26 年度国土交通省作成）

**○ 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式**

事業プロセスは、例えば「調査・計画」、「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「施工」及び「維持管理」という段階に分けて考えることができる。契約方式については、業務及び施工の段階の範囲に応じて、以下のとおり整理することができる。

**【事業プロセスの対象範囲に応じた主な契約方式（イメージ）】**

		調査・計画	概略設計	予備設計	詳細設計	施工	維持管理	
① 工事の施工のみを発注する方式	調査・計画／設計者	■	■	■	■			
	施工者					■		
② 設計・施工一括発注方式	調査・計画／設計者	■	■	▲				
	施工者			▲	■	■		
③ 詳細設計付工事発注方式	調査・計画／設計者	■	■	▲	▲			
	施工者				▲	■		
④ 設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)	調査・計画／設計者	■	■	▲	▲			
	施工者			▲		■	■	
		施工性を考慮した工法提案等の技術協力を実施						
⑤ 維持管理付工事発注方式	調査・計画／設計者	■	■	■	■			
	施工者					■	■	

出典) 国土交通省作成資料

## ○ 設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式 <sup>1)</sup>

施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を図る方式として、設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式がある。

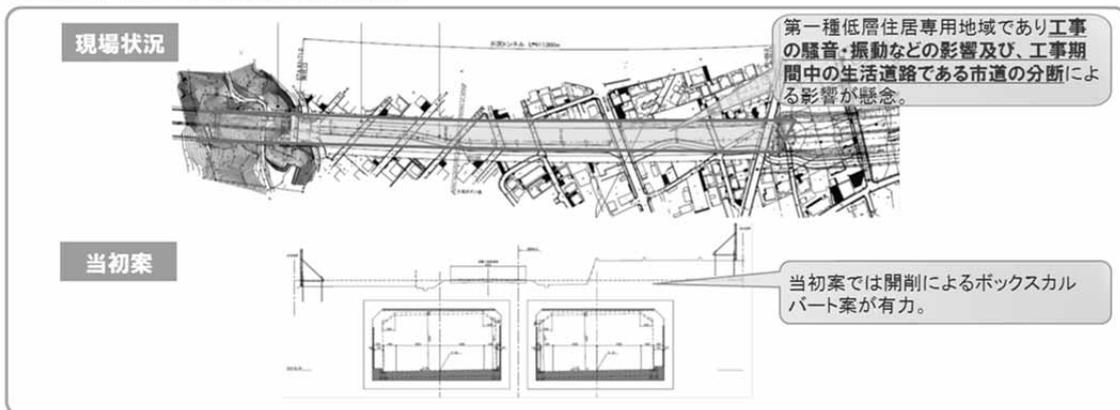
設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式であり、詳細設計付工事発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。

設計・施工一括発注方式を適用した事例については、以下のとおりである。

### 【設計・施工一括発注方式を適用した事例（関東地方整備局）】

工事名	さがみ縦貫川尻トンネル工事
工期(当初)	平成21年3月6日～平成24年3月31日
工事内容	実施設計:トンネル工(417m)、坑門工1式 実施施工:同上

#### ■設計・施工適用時の検討状況



#### ■設計・施工一括発注方式の導入効果

- ・土被りが小さく、従来の一般的な技術では開削方式によらざるを得ない状況であったが、対象区間には生活道路が複数横断し第一種低層住居専用地域であることから、施工に伴う生活道路の分断、騒音・振動等が大きな懸念事項であった。
- ・適用判断時期においては、トンネルの完成が事業全体のクリティカルポイントとなっており、工期を極力短縮する必要があった。
- ・こうした中で、提案されたシールド工法を採用することで、生活環境への影響を小さなものとし工期短縮も図れた。

項目	具体的な効果の内容	設計・施工分離発注では効果が得にくい理由	効果の程度
①工事コストの縮減効果	・施工者が有する工法により、シールド機での施工が可能となり、全体的にはコスト縮減に繋がった。 ・大型複合アーチ断面、小土被り、上下線の近接施工等が可能となり、掘削断面が縮減され残土処理が減少した。	・工事コストの縮減は求めていなかったが、結果として工事目的物の設計と工法を一体的に検討できたことにより効果が得られた。	定量的な効果の程度は不明
②工事コスト以外のコスト縮減	—	・工事コスト以外のコスト縮減は求めていなかった。	—
③工期の短縮(現場の施工期間短縮)	・施工者が有する工法と大型複合アーチ断面の採用、セグメントの工夫により、工期短縮が図られている。	・施工者が有する開発技術による構造形式やセグメントの工夫であるため、施工者が関与しないとできない提案と考えられる。	想定工期の53%程度になっている
④耐久性・維持管理性の向上	・セグメントの耐久性能向上が図られている。	・標準的な開削工法の現場打ちコンクリートを想定している分離発注では、左記のような効果は得られなかった。	定量的な効果の程度は不明
⑤周辺環境への影響低減(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源又はリサイクル)	・施工者が有する掘削工法の提案により、地形変化が無くなることで周辺環境への影響が低減されている。	・工事目的物の設計と工法を一体的に検討しなければ、左記のような効果は期待できなかった。	定量的な効果の程度は不明

出典) 国土交通省作成資料

#### (参考資料)

1) 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)」(平成21年3月国土交通省)

設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式の適用によるメリットとして、効率的・合理的な設計・施工の実施や工事品質の一層の向上などが考えられる。

**【設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式の適用により考えらえるメリット・デメリット】**

**【メリット】**

○効率的・合理的な設計・施工の実施

- ・設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。
- ・設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。

○工事品質の一層の向上

- ・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。
- ・技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。

一方、以下のようなデメリットがあるため、導入にあたっては留意すべきである。

**【デメリット】**

○客観性の欠如

- ・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。

○受発注者間におけるあいまいな責任の所在

- ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならなくなったり、（発注者のコストに対する負担意識がなくなり）受注者側に過度な負担が生じることがある。

○発注者責任意識の低下

- ・発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に関する国民に対する責任が果たせなくなる。

出典)「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)」(平成21年3月国土交通省)

## ○ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

発注時に詳細仕様の確定が困難な事業に対応する方式として、設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）がある。本方式は、設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式であり、適用した事例については、以下のとおりである。

### 【ECI方式を適用した事例（米国陸軍工兵隊）】

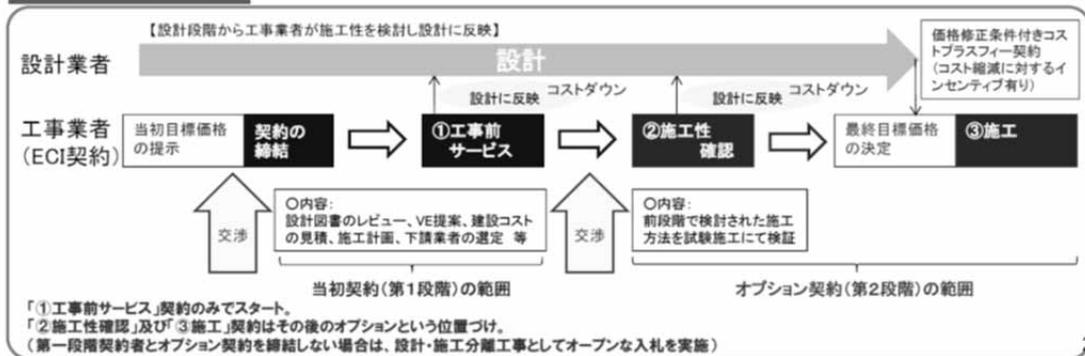
#### 1. 背景

- ニューオリンズのハリケーン対策事業（災害発生・応急復旧時、本格復旧・復興段階）に関して、米国陸軍工兵隊（USACE：US Army Corps of Engineers）が、ECI（Early Contract Involvement）を導入。

#### 2. 内容

- 設計段階から工事業者が施工性を検討し、設計に反映して、工事期間を短縮する手法。
- 設計段階から施工者が関与し、施工上の課題を設計にフィードバックすることにより、工事費のリスク軽減及びプロジェクト工期の短縮が可能。
- 早期の発注が可能で、発注時に詳細仕様の確定が困難な事業に適しているとされる。

#### 3. ECIのイメージ



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（第1回）」  
(平成25年11月国土交通省)

## ○ 維持管理付工事発注方式

維持管理を見据えた施工による品質向上や円滑な維持管理を図る方式として、維持管理付工事発注方式がある。本方式は、施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式であり、適用した事例については、以下のとおりである。

### 【維持管理付工事発注方式を適用した事例（国土交通省）】



出典)「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保の促進に関する懇談会（平成 22 年度第 1 回）」  
 (平成 22 年 9 月国土交通省)

## ○ 包括発注方式、複数年契約方式

施工の効率化や施工体制の安定的確保を図る方式として、包括発注方式や複数年契約方式がある。包括発注方式は、既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式であり、複数年契約方式は、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。

包括発注方式を適用した事例については、以下のとおりである。

### 【都道府県において包括発注方式を適用した事例】

自治体名	発注単位				請負業者		競争方式	導入開始 (予定)
	契約 エリア	業務内容	工期	概ねの契約金額 【合計】(単位:百万円)		構 成 業者数		
秋田県	28工区	道路・河川	2年	1,795	特定JV 特定JV	3~5	一般競争 一般競争	H23.3 H23.10
	38工区	除雪	2年	2,892		2~5		
福島県	2工区	道路・除雪	1年	187	協同組合 協同組合	4~9	プロポーザル プロポーザル	H23.3 H21
	1工区	道路・除雪・河川・砂防	2年	730		10		
栃木県	5工区	除雪、道路・河川・砂防施設の緊急点検、維持修繕	0.5年	704	協同組合	18~80	プロポーザル	H22.10
長野県	98工区	道路(小規模補修)	1年	2,757	地域JV	3~16	プロポーザル (施工体制確認契約方式)	H22
岐阜県	1工区	道路・河川・砂防	1年	15	地域JV	5	一般競争(総合評価)	H24
三重県	9工区	砂防・公共土木施設	2.75年	101	単体 地域JV	1	一般競争 一般競争	H24 H26.10
	6工区	道路・除雪	1年	32		5~9		
島根県	13工区	道路・河川・砂防	1年	253	単体 単体	1	指名競争 指名競争	H23 H21
	6工区	植樹帯管理	2年	158		1		
広島県	1工区	道路・河川	1年	22	単体 単体 単体 単体 単体 単体	1	指名競争 随意契約 指名競争 指名競争 指名競争 指名競争	H25 H25 H25 H25 H26 H26
	1工区	道路	2年	36		1		
	2工区	道路・河川	2年	88		1		
	2工区	道路	2年	30		1		
	2工区	道路・河川	1年	26		1		
	2工区	道路	2年	63		1		
宮崎県	17地区	道路・河川海岸・砂防	1年	-	単体・ 地域JV・ 協同組合	-	一般競争(総合評価)	H27.4 (予定)

※上記のほか、44の市町村において、地域維持事業の包括的な契約を導入済み又は導入予定(H24.9現在)

(国土交通省調べ)

出典) 国土交通省作成資料

## 【指針本文】

(c) 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

・ **CM方式**<sup>1)</sup> ※<sup>1</sup>

対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

※<sup>1</sup> Construction Management の略

・ **事業促進PPP方式**※<sup>2</sup>

調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

※<sup>2</sup> Public Private Partnership の略

### (契約方式の選択の考え方)

**契約方式の選択**に当たっては、以下のような点を考慮する。

・ 事業・工事の複雑度

－ 「事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか」

「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等

・ 施工の制約度

－ 「施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか」

「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか」等

・ 設計の細部事項の確定度

－ 「施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか」等

・ 工事価格の確定度

－ 「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等

・ その他発注者の体制・工事の性格等

－ 選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。

－ また、**設備工事等に係る分離発注**については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性格、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、その活用に努める。

#### 参考

1) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）

## 【解 説】

### ○ CM方式<sup>1)</sup>

複数工事が輻輳するあるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な工事に対応する方式として、CM方式がある。本方式は、対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式であり、適用した事例については、以下のとおりである。

#### 【CM方式を適用した事例（北陸地方整備局）】

##### 1) 事業概要とCM方式試行の経緯

平成16年7月に発生した「7.13 新潟・福島豪雨」では、信濃川下流支川の刈谷田川・五十嵐川が破堤・氾濫し、周辺市町村に大きな人的・物的被害をもたらした。これを受け信濃川下流河川事務所では、刈谷田川及び五十嵐川の改修（新潟県が実施）に伴い流量が増加するため流下能力が不足する信濃川本川（国管理河川）の区間及び刈谷田川下流部について、緊急的・かつ集中的に治水対策を行う「河川災害復旧等関連緊急事業（以下「復緊事業」という）」を実施している。復緊事業は事業費約386億円の大規模プロジェクトであり、実施にあたり以下の課題があった。

##### I 限られた期間

- ・H16年度からH20年度までの5年間に、復緊区間全区間で集中的に実施する。

##### II 膨大な施工量であるが、一括施工ではなく各種地元協議を経ての段階施工

- ・延長約30kmの両岸約300万m<sup>3</sup>の土砂を用い築堤等の堤防強化を実施する。
- ・地元との協議や占用地解除、用地取得が完了した箇所から順次工事発注する。

##### III 他事業の発生土利用によるコスト縮減と土砂調整

- ・信濃川河川事務所実施の大河津分水路可動堰改築事業、新潟県実施の助成事業・復緊事業からの大量の発生土を複数の施工箇所で利用するなど、各工事が輻輳する。

##### IV 体制の強化

- ・工事集中により膨大な事務量となるため事務所の体制強化が必要となった。

##### V 大量の土砂運搬車両

- ・工事関係車両の通行による地元への影響を最小限にする必要性があった。

こうした課題を克服するために信濃川下流河川事務所では、地元の地方公共団体や施工者の調整、工事発生土の再利用等細部にわたる土砂管理・工程調整を一元的かつ円滑に行い、施工コストの縮減を図るため、発注者支援型CM方式を導入し、事業を進めている。

#### （参考資料）

- 1) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（平成21年3月国土交通省）

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 (1) 契約方式の選択

【CM方式を適用した事例（北陸地方整備局）】（つづき）

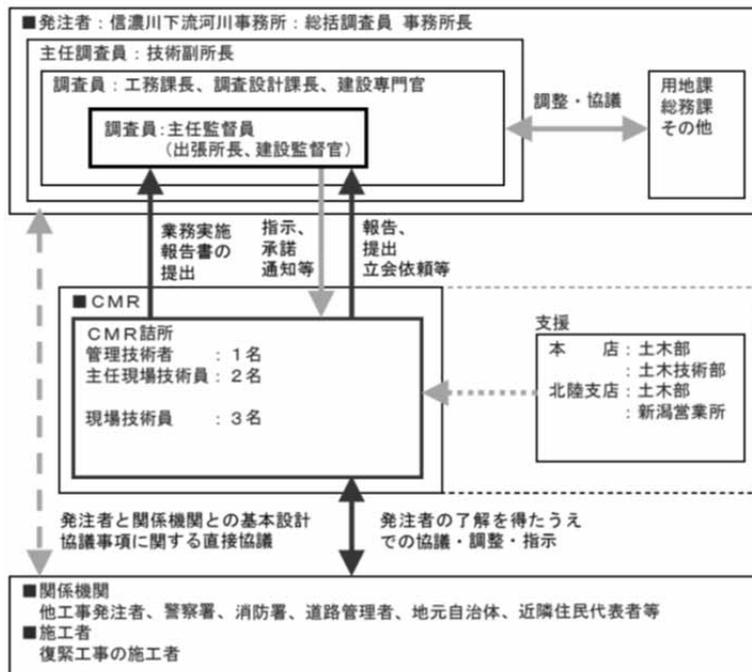


図 信濃川築堤における CMR の役割 (CMR からの提供資料 (H19、20 の体制))

出典「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

CM方式の適用によるメリットとして、人員の補完や高度な専門技術力の活用などが考えられる。

【CM方式の適用により考えられるメリット・デメリット】

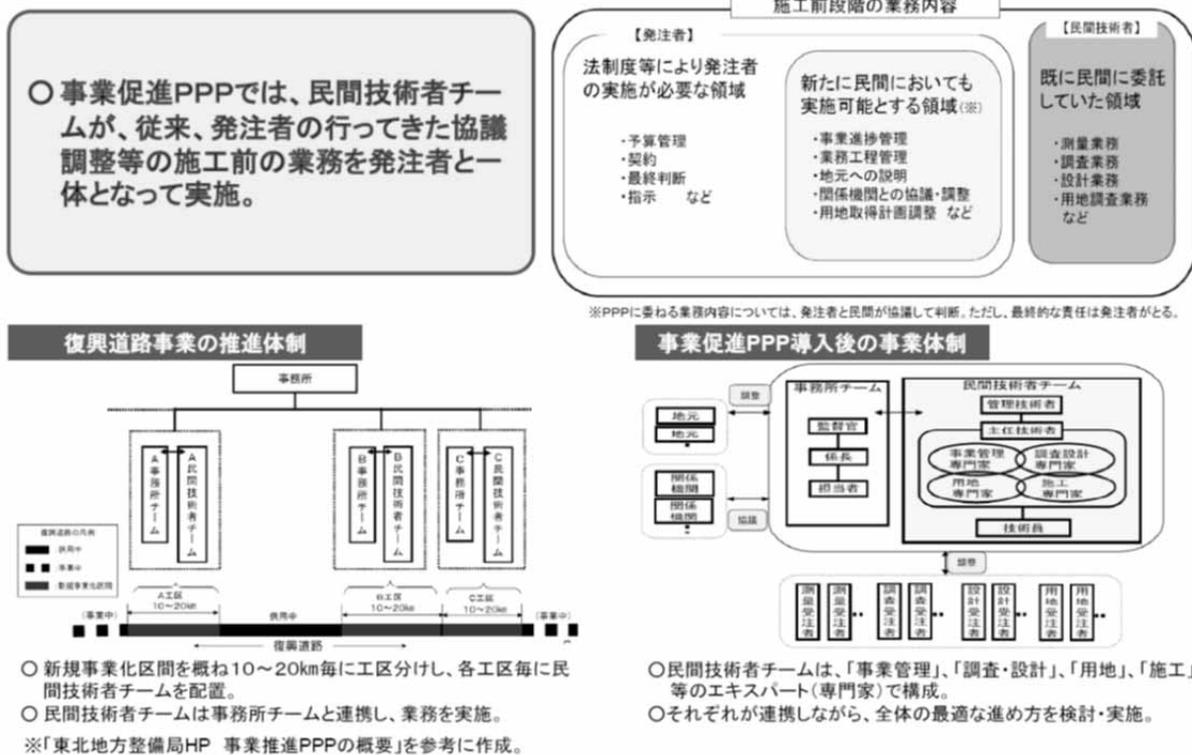
	人員の補完	高度な専門技術力の活用
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期的な人員不足の状況において、現場状況の確認や迅速な対応が難しい場合に、CMRにより適宜確認できる。</li> <li>複数工事の工区間調整や関係機関等との協議において、適切な助言・提案・資料作成等を担ってくれる。</li> <li>監督職員は CMR からの技術提案を活用し、お互いの技術力の補完を行うことで、技術力向上が期待できる。</li> <li>地元業者に対して、書類作成や施工上の助言を与えることで、技術力の向上に寄与できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督職員が監督経験の少ない工事において、高度な技術力を要する判断・意思決定が必要な場合に、適切な助言・提案・資料作成等を担ってくれる。</li> <li>監督職員が監督経験の少ない工事において、CMR の高度の専門技術力に触れることで、技術力の向上に寄与できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数工事の円滑な施工、関係機関や地元住民との協議も含めて、業務対象工事の品質確保に大きく寄与できる。</li> <li>CMR からの助言・提案によって、最終的な判断・意思決定までのプロセスにおいて、より透明性・説明性が高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督職員と請負者の関係に CMR が介在することから、最終的な判断・意思決定の手続きが、一時的に滞る可能性がある。</li> <li>結果的に、CMR から不適切な助言があった場合、ほとんどの責任が発注者側で負うことになる。</li> </ul>

出典「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

## ○ 事業促進PPP方式

官民双方の知識や経験を活用した効率的なマネジメントによる事業の促進を図る方式として、事業促進PPP方式がある。本方式は、調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）であり、適用した事例については、以下のとおりである。

### 【事業促進PPP方式を適用した事例（東北地方整備局）】



**○ 契約方式の選択** 1)

契約方式の選択に当たっては、「事業・工事の複雑度」、「施工の制約度」、「設計の細部事項の確定度」、「工事価格の確定度」などを考慮する。

国土交通省では、事業の特性等に応じた入札契約方式の適用のあり方について、検討を進めているところであり、平成 26 年度中を目途に、ガイドラインとしてとりまとめる予定である。

**【契約方式の選択の考え方（検討イメージ）】**

表 事業の特性等に応じた入札契約方式の選定マトリックス表のイメージ

凡例) ◎ : 主たる適用範囲  
○ : 適用の可能性あり

入札契約方式 選定指標(例)	契約方式					入札方式				落札者選定方式			支払い方式					
	設計・ 施工 分離 発注 方式	概算 数量 発注 方式	(参考) 米国 ECI方 式、 CM/G C方式	設計・ 施工 一括 発注 方式	詳細 設計 付き 工事 発注 方式	維持 管理 付き 工事 発注 方式	一 般 競 争 入 札 方 式	指 名 競 争 入 札 方 式	競 争 性 の あ る 随 意 契 約 等	緊 急 随 意 契 約 方 式	価 格 競 争 方 式	総 合 評 価 方 式 - 施 工 能 力 評 価 型	総 合 評 価 方 式 - 技 術 提 案 評 価 型	技 術 提 案 競 争 ・ 交 渉 方 式 (仮称)	単 価 ・ 数 量 精 算 契 約 方 式	総 価 契 約 方 式	総 価 契 約 ・ 単 価 合 意 方 式	コ ス ト + フ ィー 契 約 方 式
通常の工事	◎						◎	○			○	◎	◎		◎		◎	
緊急時対応 (災害復旧工事等)		◎							◎						○		◎	
早期完成 (詳細設計付き、設計・施工一括)				◎	◎		◎	○				◎					◎	
早期完成 (概算数量発注)		◎					○	◎			○	◎		○		◎		
早期完成 (ECI・交渉方式)			◎					◎					◎			◎	○	
不確実性への対応 (構造保全工事等)			◎					◎					◎			◎	○	
技術的革新性・複雑性への対応				◎			◎	○				◎	○			◎		
特殊性を有する機械・設備等 (水門等)				○	◎		◎				◎	○				◎		
効率的な維持管理やLCC縮減						◎	◎				◎	○				◎		
.....																		

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 (平成 25 年度第 3 回)」(平成 26 年 3 月国土交通省)

**○ 設備工事等に係る分離発注** 1)

設備工事等に係る分離発注の活用にあたっては、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事等には専門的な技術力が求められることを考慮する必要がある。分離発注については、適正化指針において、以下のとおり定められている。

**【設備工事等に係る分離発注】**

第 2 2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

---

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 2 (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

(参考資料)

1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン (仮称)」(平成 26 年度国土交通省作成)

【指針本文】

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

**競争参加者を設定する方式** (契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法) は、以下のとおりである。

・ **一般競争入札**

資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

・ **指名競争入札**

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式

・ **随意契約**

競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

**競争参加者の設定方法の選択**に当たっては、原則として一般競争入札を選択する。ただし、以下に示す点についても考慮する。

- － 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
- － 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害時の応急的な復旧工事等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
- － 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合の指名競争入札又は随意契約の活用

地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとしており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

【解説】

○ **競争参加者を設定する方式**

競争参加者を設定する方式には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約があり、会計法及び地方自治法により規定されている。

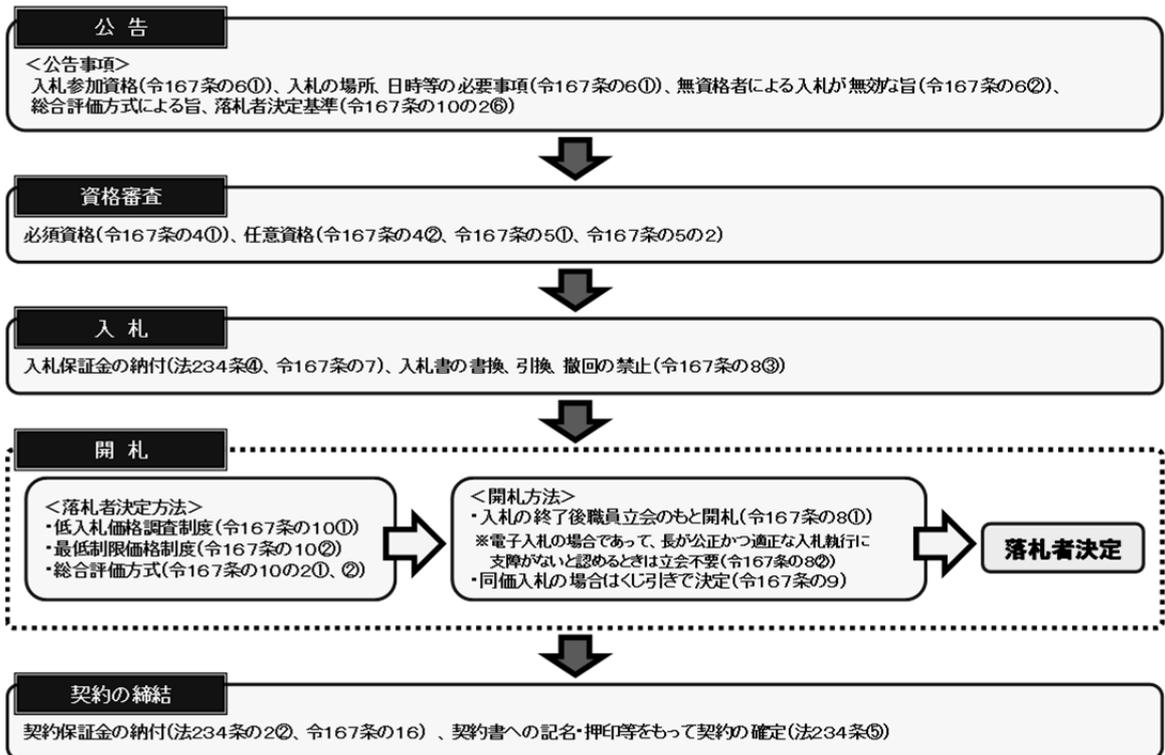
## ○ 一般競争入札

一般競争入札方式は、資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

### 【地方公共団体における一般競争入札の概要】

<p>(意義) 公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法</p>
<p>(概要)</p> <p>○入札の公告 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない。(地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の6第1項)</p> <p>○入札参加資格等 ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第167条の4第1項) ・談合関与者等を3年以内排除することができる。(令第167条の4第2項) ・工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる。(令第167条の5第1項) ・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件として定めることができる。(令第167条の5の2)</p> <p>○落札者の決定方式 予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる。(地方自治法第234条第3項) ・低入札価格調査制度(令第167条の10第1項) ・最低制限価格制度(令第167条の10第2項) ・総合評価方式(令第167条の10の2第1項及び第2項)</p>
<p>(長所) ○機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。</p> <p>(短所) ○契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。 ○不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。</p>

### 【一般競争入札の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

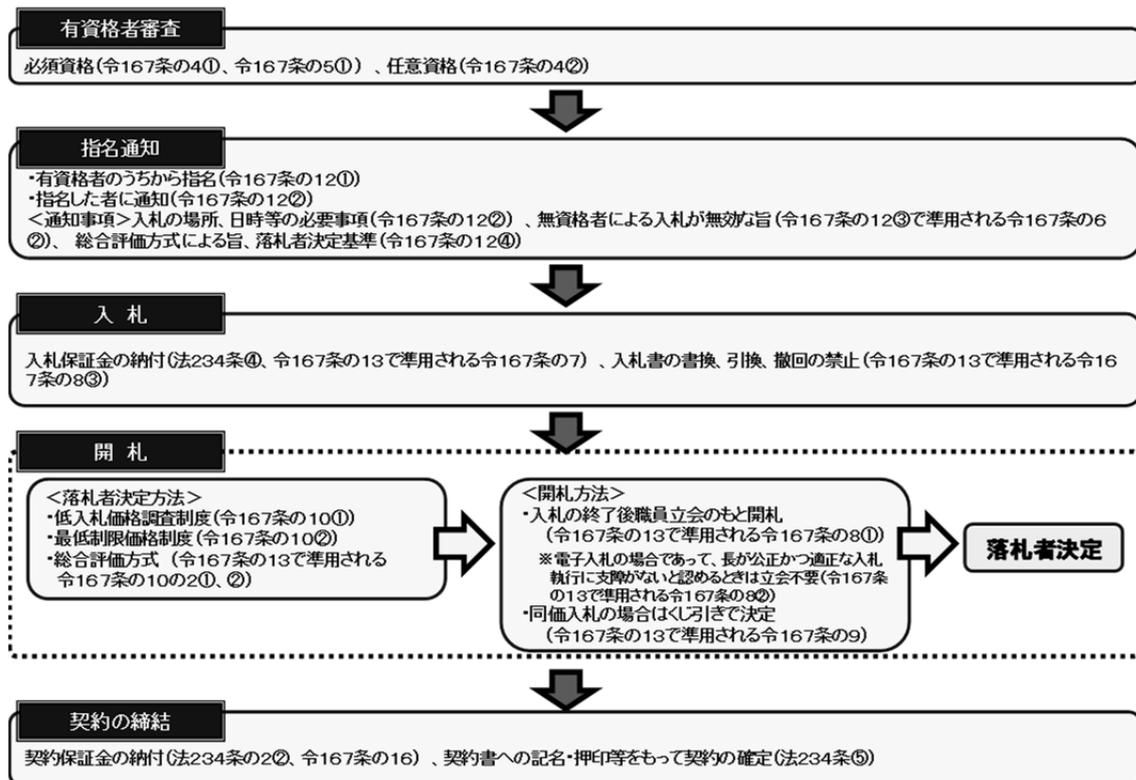
## ○ 指名競争入札

指名競争入札方式は、発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

### 【地方公共団体における指名競争入札の概要】

<p>(意義) 地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式</p>
<p>(概要)</p> <p>○指名競争入札によることのできる要件 次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札によることのできる。(地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条) 1 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。 2 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>○指名通知 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項と併せて通知しなければならない。(令第167条の12第1項、第2項)</p> <p>○入札参加資格等 ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第1項) ・談合関与者等を3年以内排除することができる。(令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第2項) ・あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件(令第167条の5第1項の規定事項)として定めなければならない。(令第167条の11第2項)</p> <p>○落札者の決定方式 原則、予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる。(地方自治法第234条第3項) ・低入札価格調査制度(令第167条の10第1項) ・最低制限価格制度(令第167条の10第2項) ・総合評価方式(令第167条の10の2第1項、第2項)</p>
<p>(長所)</p> <p>○一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。 ○一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。</p> <p>(短所)</p> <p>○指名される者が固定化する傾向がある。 ○談合が容易である。</p>

### 【指名競争入札の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

## ○ 随意契約

随意契約方式は、競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

### 【地方公共団体における随意契約の概要】

(意義)

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法

(概要)

○随意契約によることができる要件

次のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。

(地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項)

- ① 契約の予定価格が令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ③ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約及び役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
- ④ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

(長所)

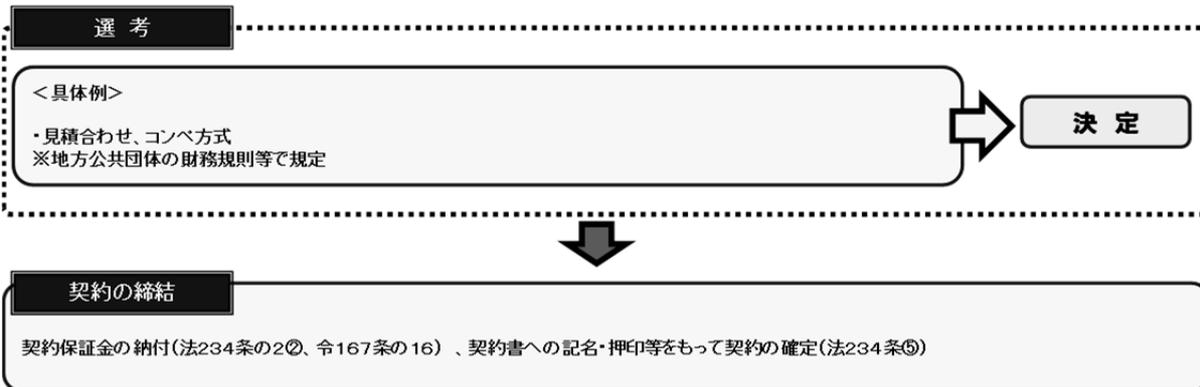
○競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。

○契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。

(短所)

○地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

### 【随意契約の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 (2) 競争参加者の設定方法の選択

**○ 競争参加者の設定方法の選択** 1)

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、会計法、地方自治法等の関係法令の規定を踏まえ、「契約の性質又は目的」、「災害時の応急的な対応」などを考慮する。

国土交通省では、事業の特性等に応じた入札契約方式の適用のあり方について、検討を進めているところであり、平成 26 年度中を目途に、ガイドラインとしてとりまとめる予定である。

**【競争参加者の設定方法の選択の考え方（検討イメージ）】**

表 事業の特性等に応じた入札契約方式の選定マトリックス表のイメージ

凡例) ◎ : 主たる適用範囲  
○ : 適用の可能性あり

入札契約方式 選定指標(例)	契約方式					入札方式				落札者選定方式			支払い方式					
	設計・ 施工 分離 発注 方式	概算 数量 発注 方式	(参考) 米国 ECI方 式、 CM/G C方式	設計・ 施工 一括 発注 方式	詳細 設計 付き 工事 発注 方式	維持 管理 付き 工事 発注 方式	一 般 競 争 入 札 方 式	指 名 競 争 入 札 方 式	競 争 性 の あ る 随 意 契 約 等	緊 急 随 意 契 約 方 式	価 格 競 争 方 式	総 合 評 価 方 式 - 施 工 能 力 評 価 型	総 合 評 価 方 式 - 技 術 提 案 評 価 型	技 術 提 案 競 争 ・ 交 渉 方 式 (仮称)	単 価 ・ 数 量 精 算 契 約 方 式	総 価 契 約 方 式	総 価 契 約 ・ 単 価 合 意 方 式	コ ス ト + フ ィー 契 約 方 式
通常の工事	◎						◎	○			○	◎	◎			◎	◎	
緊急時対応 (災害復旧工事等)		◎							◎						○		◎	
早期完成 (詳細設計付き、設計・施工一括)				◎	◎		◎	○				◎					◎	
早期完成 (概算数量発注)		◎					○	◎			○	◎			○		◎	
早期完成 (ECI・交渉方式)			◎						◎				◎				◎	○
不確実性への対応 (構造物保全工事等)			◎						◎				◎				◎	○
技術的革新性・複雑性への対応				◎			◎	○				◎	○				◎	
特殊性を有する機械・設備等 (水門等)				○	◎		◎				◎	○					◎	
効率的な維持管理やLCC縮減						◎	◎				◎	○					◎	
.....																		

出典) 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 (平成 25 年度第 3 回)」 (平成 26 年 3 月国土交通省)

---

(参考資料)

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（平成 26 年度国土交通省作成）

【指針本文】

### (3) 落札者の選定方法の選択

#### (落札者の選定方法の概要)

落札者を選定する主な方式（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）は、以下のとおりである。

##### (a) 落札者の選定の基準に関する方式

###### ・ 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

###### ・ 総合評価落札方式<sup>1)</sup>

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式

###### ・ 技術提案・交渉方式<sup>2)</sup>

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

##### (b) 落札者の選定の手続に関する方式

###### ・ 段階的選抜方式<sup>\*1</sup>

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式

<sup>\*1</sup> 本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

#### (落札者の選定方法の選択の考え方)

**落札者の選定方法の選択**に当たっては、以下のような点を考慮する。

##### ・ 価格以外の要素の評価の必要性

－ 「施工者の能力により工事品質へ大きな影響が生じるか」

－ 「工事品質の確保や担い手の中長期的な育成・確保のために、技術提案を求めるなどにより、価格と性能等を総合的に評価することが望ましいか」等

##### ・ 仕様の確定の困難度

参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(国土交通省)

2) 「技術提案・交渉方式に関するガイドライン(仮称)」(国土交通省作成)

【解説】

○ **総合評価落札方式** <sup>1) 2)</sup>

公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。総合評価落札方式は、技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式であり、本方式の概要は以下のとおりである。

## 【価格競争方式と総合評価落札方式】

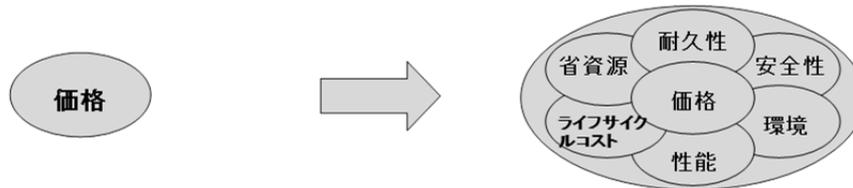
### ○従来の価格競争

発注者の示した仕様を満たす範囲の工事を最も低価格で施工できる者と契約

### ●総合評価方式

供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工できる者と契約

※工事の品質とは、建設される構造物だけでなく、その施工方法や安全対策、環境対策等も含む



## 【評価値の算出方法】

### 加算方式

入札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出する方法

なお、価格評価点と技術評価点の比率については9:1から1:1の範囲で決定されている例がある

### 除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」(標準点+加算点)を入札価格で割って、評価値を算出する方法

なお、標準点を100点として、技術提案に応じた加算点を10点から100点の範囲内で決定されている例がある

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

#### ●価格評価点の算出方法の一例

$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

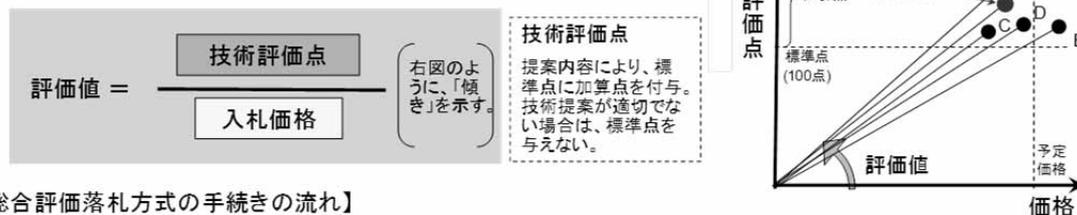
$$100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

## 【総合評価落札方式の概要（国土交通省）】

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

### 【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



### 【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、技術提案を求める内容、技術提案の評価の方法を公表

技術提案の提出

提出された技術提案を公表された評価方法に従って審査し、技術提案毎に技術点を決定

### 【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

出典) 国土交通省作成資料

### (参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)
- 2) 「総合評価方式使いこなしマニュアル～公共工事品確法をふまえて」(平成18年12月(最終:平成19年3月)国土交通省)

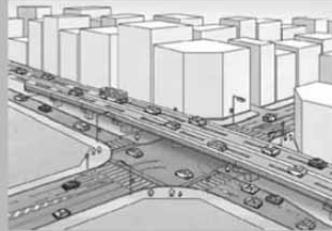
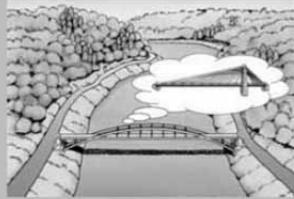
Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 (3) 落札者の選定方法の選択

総合評価落札方式の活用が考えられる工事は、以下のとおりである。また、本方式の適用によるメリットとして、工事品質の向上や建設業者の技術力向上などが考えられる。

【総合評価落札方式の活用が考えられる工事】

- **道路工事など騒音が発生する工事で周辺地域への配慮が必要な工事**  
道路工事では、一般的に工事中の騒音や振動の低減が求められます。地域への配慮が必要となっていますので、「総合評価方式」が望ましいといえるでしょう。
- **環境への配慮など新しい工法によって工事の課題を解決する技術が必要な工事**  
周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋や建築物などの工事でも効果があると思われます。



そのほかにもこんな工事に総合評価方式の活用が考えられます。

- **工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合**
  - ・走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
  - ・コンクリート等の特別な品質管理・出来形管理が求められるトンネル・建築物等の大規模構造物の補修・補強工事
- **総合的なコスト縮減に関する提案を求める場合**
  - ・供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
  - ・施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
  - ・長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事
- **社会的な要請への対応に関する技術提案を求める場合**
  - ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
  - ・交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
  - ・自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

【総合評価落札方式の適用のメリットの整理例】

- ① **品質面でも競争させることで、公共工事自体の品質を向上させる**  
総合評価方式では、総合的なコストの縮減に関する技術提案、工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案などが審査・評価の対象となります。これらの技術提案に対する評価が低いと落札しにくくなるため、公共工事自体の品質が底上げされます。  
それに加え、企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられますので、施工能力の乏しい者が落札し公共工事の品質の低下や工期の遅れを招くことを排除できると期待されています。
- ② **工事周辺の住民や利用者にとできるだけ迷惑をかけない**  
入札の段階で、施工計画が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる等のチェック(審査)が入ることで、想定される問題を事前に防ぐことができます。それに加えて、騒音の低減、周辺の環境や街並みとの景観の調和なども評価対象になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことも期待されています。
- ③ **建設業者の育成と技術力の向上**  
総合評価方式の導入により技術的能力や技術提案の審査を実施することにより、公共工事を受注する建設業者の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高めることになり、しいては公共工事の品質の確保に向けて建設業者の育成・技術力の向上に繋がることが期待されています。

出典)「総合評価方式使いこなしまニュアル～公共工事品確法をふまえて」  
(平成 18 年 12 月(最終:平成 19 年 3 月)国土交通省)

## ○ 技術提案・交渉方式 i) ii) 1)

技術提案・交渉方式は、技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式であり、品確法において新たに位置付けられたものである。

### 【品確法第 18 条に規定される技術提案・交渉方式】

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

### 【基本方針における技術提案・交渉方式】

第 2 4 多様な入札及び契約の方法

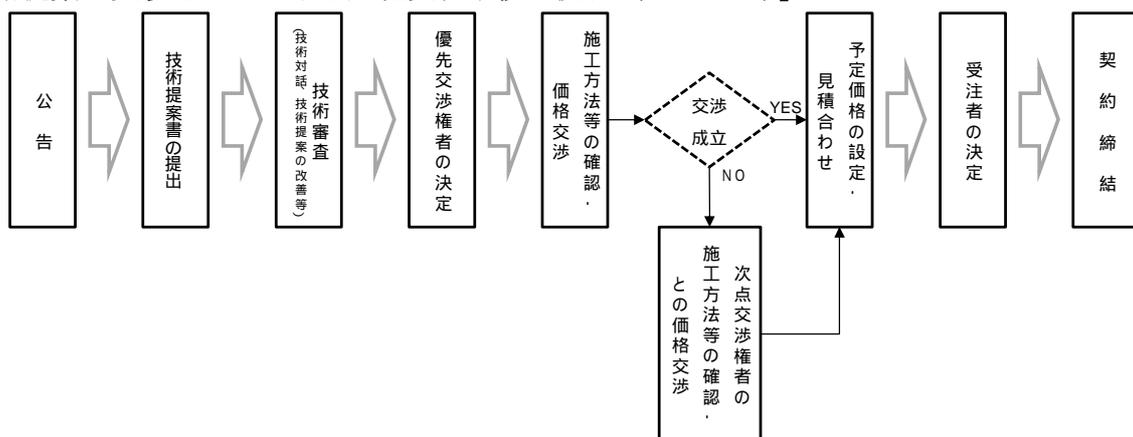
(4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式 (技術提案・交渉方式)

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

国土交通省では、本方式の適用のあり方などについて、検討を進めているところである。

### 【技術提案・交渉方式における入札契約手続の流れ (イメージ)】



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 (平成 25 年度第 2 回)」(平成 25 年 12 月国土交通省)

(参考法令等)

i) 品確法 第 18 条 (技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

ii) 基本方針 第 2 4 (4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式 (技術提案・交渉方式)

(参考資料)

1) 「技術提案・交渉方式に関するガイドライン (仮称)」(平成 26 年度国土交通省作成)

## ○ 段階的選抜方式 i) ii)

競争参加者が多く見込まれる場合における受発注者双方の技術提案に係る事務負担の軽減を図る方式として、段階的選抜方式がある。本方式は、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式であり、品確法において新たに位置づけられたものである。

### 【品確法第16条に規定される段階的選抜方式】

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

### 【基本方針に規定される段階的選抜方式】

第2 4 多様な入札及び契約の方法

(2) 段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができる。

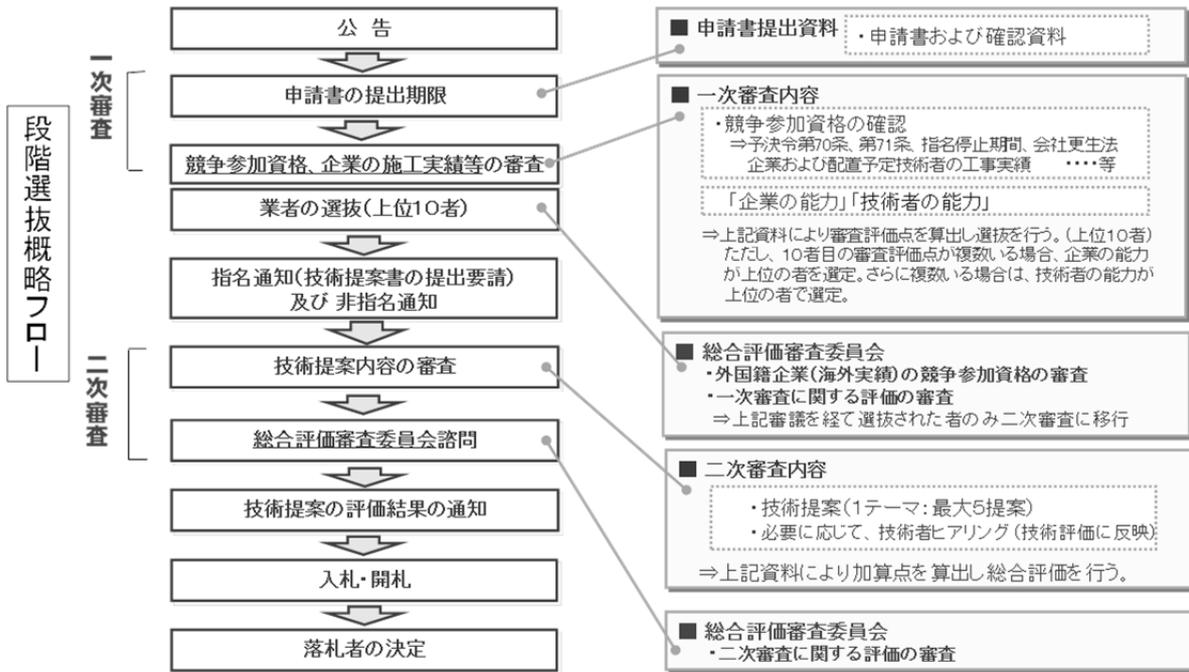
加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

本方式を適用した事例については、以下のとおりである。

**【段階的選抜方式を適用した事例（中部地方整備局）】**

**目 的**：建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減  
**段階選抜方式の概要**：一次審査として、技術資料(同種工事の実績等)に基づき競争参加者を数社選抜し、二次審査として、詳細な技術提案の提出やヒアリングを求め、契約の相手方を決定



出典)「総合評価落札方式における試行実施～発注手続きにおける企業の技術力審査・評価を効率化～」  
 (平成 25 年 9 月国土交通省中部地方整備局)

(参考法令等)

- i) 品確法 第 16 条 (段階的選抜方式)
- ii) 基本方針 第 2 4 (2) 段階的選抜方式

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 (3) 落札者の選定方法の選択

**○ 落札者の選定方法の選択** 1)

落札者の選定方法の選択に当たっては、「価格以外の要素の評価の必要性」、「仕様の確定の困難度」などを考慮する。

国土交通省では、事業の特性等に応じた入札契約方式の適用のあり方について、検討を進めているところであり、平成 26 年度中を目途に、ガイドラインとしてとりまとめる予定である。

**【落札者の選定方法の選択の考え方（検討イメージ）】**

表 事業の特性等に応じた入札契約方式の選定マトリックス表のイメージ

凡例) ◎ : 主たる適用範囲  
○ : 適用の可能性あり

入札契約方式 選定指標(例)	契約方式					入札方式				落札者選定方式			支払い方式					
	設計・ 施工 分離 発注 方式	概算 数量 発注 方式	(参考) 米国 ECI方 式、 CM/G C方式	設計・ 施工 一括 発注 方式	詳細 設計 付き 工事 発注 方式	維持 管理 付き 工事 発注 方式	一 般 競 争 入 札 方 式	指 名 競 争 入 札 方 式	競 争 性 の あ る 随 意 契 約 等	緊 急 随 意 契 約 方 式	価 格 競 争 方 式	総 合 評 価 方 式 - 施 工 能 力 評 価 型	総 合 評 価 方 式 - 技 術 提 案 評 価 型	技 術 提 案 競 争 ・ 交 渉 方 式 (仮称)	単 価 ・ 数 量 精 算 契 約 方 式	総 価 契 約 方 式	総 価 契 約 ・ 単 価 合 意 方 式	コ ス ト + フ ィー 契 約 方 式
通常の工事	◎						◎	○			○	◎	◎			◎	◎	
緊急時対応 (災害復旧工事等)		◎							◎						○		◎	
早期完成 (詳細設計付き、設計・施工一括)				◎	◎		◎	○				◎					◎	
早期完成 (概算数量発注)		◎					○	◎			○	◎			○		◎	
早期完成 (ECI・交渉方式)			◎					◎					◎				◎	○
不確実性への対応 (構造物保全工事等)			◎					◎					◎				◎	○
技術的革新性・複雑性への対応				◎			◎	○				◎	○				◎	
特殊性を有する機械・設備等 (水門等)				○	◎		◎				◎	○					◎	
効率的な維持管理やLCC縮減						◎	◎				◎	○					◎	
.....																		

出典) 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 (平成 25 年度第 3 回)」 (平成 26 年 3 月国土交通省)

---

(参考資料)

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン (仮称)」 (平成 26 年度国土交通省作成)

## 【指針本文】

### (4) 支払い方式の選択

#### (支払い方式の概要)

主な支払い方式（業務及び施工の対価を支払う方法）は、以下のとおりである。

- ・ 総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式

- ・ **総価契約単価合意方式<sup>3)</sup>**

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式

- ・ **コストプラスフィー契約・オープンブック方式**

工事の実費（コスト）の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式

- ・ 単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

#### (支払い方式の選択の考え方)

**支払い方式の選択**に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・ 工事進捗に応じた支払い

－ 「工事の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」等

- ・ 煩雑な設計変更

－ 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」等

- ・ コスト構造の透明性の確保

－ 「材料費、労務費等の全てのコストの構成を明らかにすることが求められるか」等

---

参考

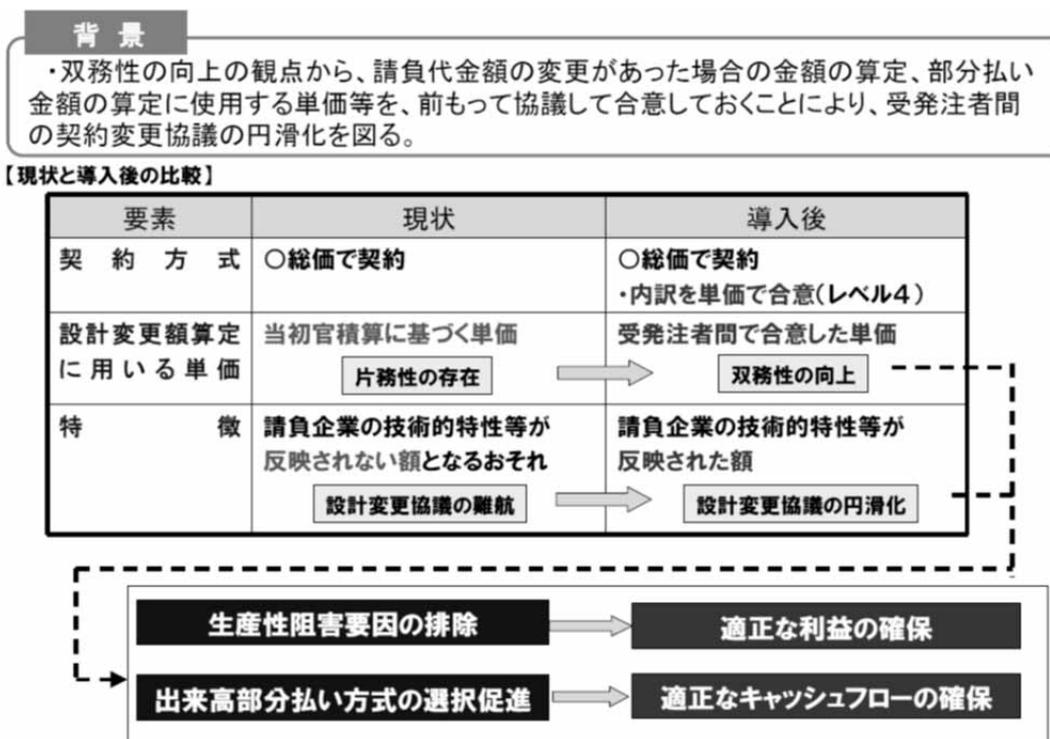
3) 「総価契約単価合意方式の実施について」（国土交通省）

## 【解 説】

### ○ 総価契約単価合意方式 <sup>1)</sup>

工事請負契約における受発注者間の双務性の向上、受発注者間の契約変更協議の円滑化を図る方式として、総価契約単価合意方式がある。本方式は、総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式であり、その概要は以下のとおりである。

#### 【総価契約単価合意方式の概要】



出典)「総価契約単価合意方式の導入について」(平成 22 年 6 月国土交通省東北地方整備局)

### ○ コストプラスフィー契約・オープンブック方式 <sup>2)</sup>

支払い内容の透明性の確保や契約後における実態に即した支払いに対応する方式として、コストプラスフィー契約・オープンブック方式がある。本方式は、工事の実費(コスト)の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式である。公共工事においては、フィーについても積算上の位置付けがないため、通常の契約との積算上の違いを明らかにした上で、法的な整理も含め、十分な検討が必要である。

#### 【コストプラスフィー契約・オープンブック方式について】

「コスト+フィー方式」とは、工事においては施工業者のコスト(外注費、材料費、労務費等)とフィー(報酬)をガラス張りで開示する支払方法。

(中略)

#### (参考資料)

- 1)「総価契約単価合意方式の実施について」(平成 23 年 9 月国土交通省)
- 2)「CM方式活用ガイドライン」(平成 14 年 2 月国土交通省)

**【コストプラスフィー契約・オープンブック方式について】(つづき)**

オープンブック方式とは、工事費用を施工者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、施工者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式のことをいう。

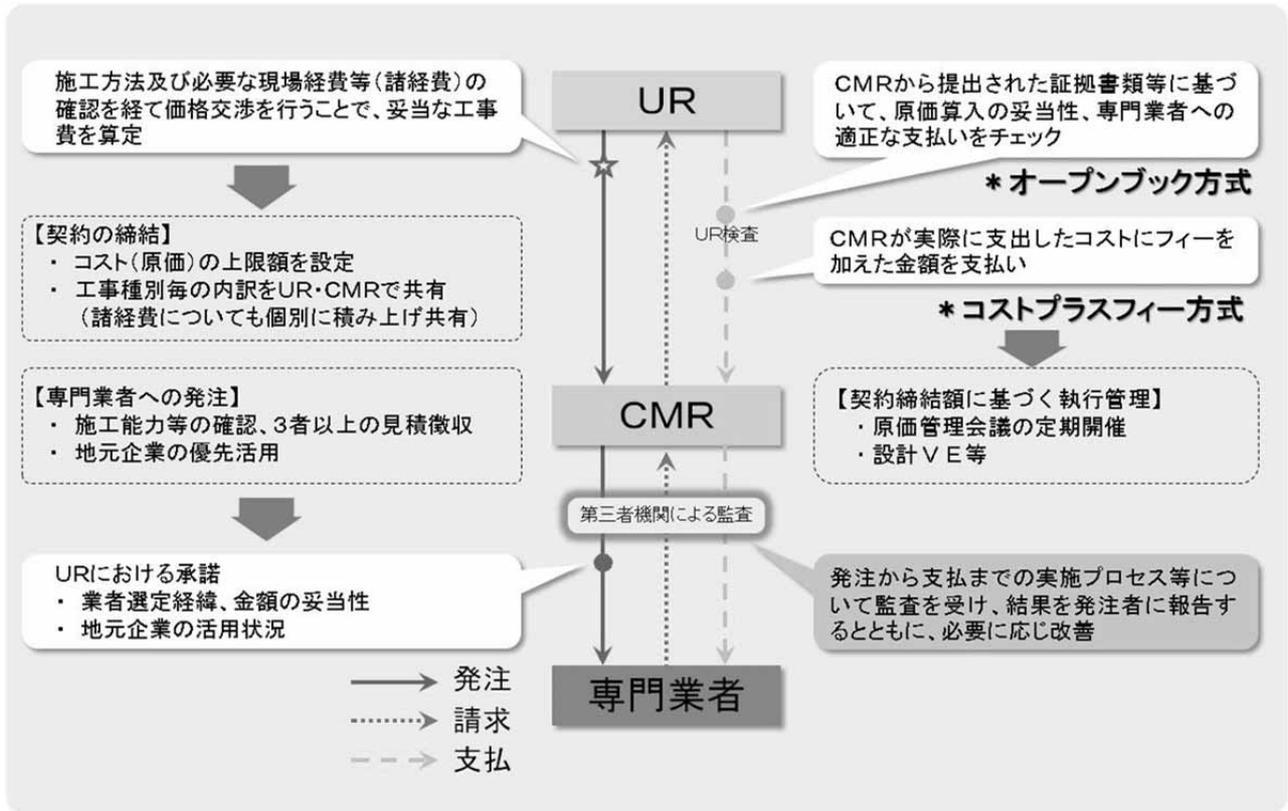
オープンブック方式では、

- ① CMRと施工者との契約金額が明らかにされること
- ② 施工者の領収書が添付され出来高払いによる実際の支払代金が毎月又は四半期ごとに明らかになること
- ③ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費などについても実費精算がなされ、労務費、材料費、外注費などの全てのコストが発注者に明らかになること
- ④ 必要な場合は発注者が第三者にオープンブックの監査を依頼することなどによってコスト構成の透明化が確保される。

出典)「CM方式活用ガイドライン」(平成14年2月国土交通省)

独立行政法人都市再生機構において、本方式を適用した事例については、以下のとおりである。

**【コストプラスフィー契約・オープンブック方式を適用した事例（独立行政法人都市再生機構）】**



**【被災地における評価（ヒアリングによる）】**

**コストプラスフィー契約、オープンブック方式の導入**

- ・コストプラスフィー方式により、赤字のリスクが低減され、CMRとして安心感がある。
- ・専門業者（地元企業を含む）に対して、要求される水準のものを適正な価格で発注が可能。
- ・専門業者への公正な支払いが担保。
- ・専門業者も含め赤字リスクが極小化され、適正な利潤の確保が可能。
- ・透明性を持った事業推進によるゼネコンのイメージアップ。

出典)「第7回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」(平成25年9月国土交通省)

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 (4) 支払い方式の選択

**○ 支払い方式の選択** 1)

支払い方式の選択に当たっては、「工事進捗に応じた支払い」、「煩雑な設計変更」、「コスト構造の透明性の確保」などを考慮する。

国土交通省では、事業の特性等に応じた入札契約方式の適用のあり方について、検討を進めているところであり、平成 26 年度中を目途に、ガイドラインとしてとりまとめる予定である。

**【支払い方式の選択の考え方（イメージ）】**

表 事業の特性等に応じた入札契約方式の選定マトリックス表のイメージ

凡例) ◎ : 主たる適用範囲  
○ : 適用の可能性あり

入札契約方式 選定指標(例)	契約方式					入札方式				落札者選定方式			支払い方式					
	設計・ 施工 分離 発注 方式	概算 数量 発注 方式	(参考) 米国 ECI方 式、 CM/G C方式	設計・ 施工 一括 発注 方式	詳細 設計 付き 工事 発注 方式	維持 管理 付き 工事 発注 方式	一 般 競 争 入 札 方 式	指 名 競 争 入 札 方 式	競 争 性 の あ る 随 意 契 約 等	緊 急 随 意 契 約 方 式	価 格 競 争 方 式	総 合 評 価 方 式 - 施 工 能 力 評 価 型	総 合 評 価 方 式 - 技 術 提 案 評 価 型	技 術 提 案 競 争 ・ 交 渉 方 式 (仮称)	単 価 ・ 数 量 精 算 契 約 方 式	総 価 契 約 方 式	総 価 契 約 ・ 単 価 合 意 方 式	コ ス ト + フ ィー 契 約 方 式
通常の工事	◎						◎	○			○ 指 名 ・ 小 規 模 工 事	◎ 技 術 的 工 夫 の 余 地 小	◎ 技 術 的 工 夫 の 余 地 大			◎	◎	
緊急時対応 (災害復旧工事等)		◎							◎						○		◎	
早期完成 (詳細設計付き、設計・施工一括)				◎	◎		◎	○				◎					◎	
早期完成 (概算数量発注)		◎					○	◎			○	◎			○		◎	
早期完成 (ECI・交渉方式)			◎					◎					◎				◎	○
不確実性への対応 (構造物保全工事等)			◎					◎					◎				◎	○
技術的革新性・複雑性への対応				◎			◎	○				◎	○				◎	
特殊性を有する機械・設備等 (水門等)				○	◎		◎				◎	○					◎	
効率的な維持管理やLCC縮減						◎	◎				◎	○					◎	
.....																		

出典) 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 (平成 25 年度第 3 回)」 (平成 26 年 3 月国土交通省)

---

(参考資料)

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（平成 26 年度国土交通省作成）

【指針本文】

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。

地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事实施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定
- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて**災害時の工事实施体制の確保の状況**や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度等を評価項目に設定
- ・ 複数年契約、包括発注、共同受注等の**地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）**を活用

【解説】

○ 災害時の工事实施体制の確保の状況等を評価項目に設定

企業における防災に関わる取組姿勢、活動実績を総合評価落札方式の評価項目に設定する取組として、以下の事例がある。

【企業における防災に関わる取組姿勢、活動実績を総合評価落札方式の評価項目とした事例（関東地方整備局）】

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、**地域インフラの担い手確保が必要**  
→「**地域防災担い手確保型**」の試行(新規)

**企業における防災に関わる取組姿勢・活動実績について高く評価を行う**

(1) 資格要件

同種工事の施工実績 ※競争性が確保(20社以上確保)されること。

(2) 総合評価による評価方法

○工事規模： 施工能力評価型（3億円未満）

○評価点： 30点満点

- ①地域精通度（本店所在地の有無）： 5点満点【災害時の迅速な施工体制【人員・資機材】を評価】
- ②基礎的事業継続力の認定の有無： 5点満点【災害時における企業の事業継続力を評価】
- ③災害協定の有無： 5点満点【災害時の取組姿勢を評価】
- ④災害活動実績の有無： 15点満点【災害時における活動実績・内容を評価】

○評価内容： ①地域精通度（本店所在地の有無）

【当該施工都県内※（5）・それ以外（0）】※半径〇〇km圏内の市町村等

②基礎的事業継続力の認定の有無  
【認定あり（5）・認定なし（0）】

③災害協定の有無  
【発注担当事務所の協定締結（5）・本局及び他機関の協定締結（3）・協定締結なし（0）】

④災害活動実績の有無 ※適用は施工都県内を対象

※対象期間は過去3年間（平成23年4月1日以降）とし、実績数は最大3回まで

【関東地方整備局（本局及び発注担当事務所）災害協定に基づく所管施設の緊急復旧工事の実績（5×3）】

【他機関の災害協定に基づく災害活動実績【所管施設の緊急復旧工事及び資機材運搬】（3×3）】

【それ以外の災害活動実績（3×3）】

【活動実績なし（0）】

※競争性が確保される事務所においては、「災害協定の締結」や「災害活動実績」の有無を資格要件とすることについても検討する。

出典)「平成25年度関東地方整備局総合評価審査委員会」(平成26年3月国土交通省関東地方整備局)

## ○ 地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）を活用 <sup>i) ii)</sup>

施工の効率化や施工体制の安定的確保を図る方式として、地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）がある。本方式は、品確法において新たに位置付けられたものである。

### 【品確法第 20 条に規定される地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）】

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

### 【基本方針における地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）】

第 2 4 多様な入札及び契約の方法

（6）地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

#### （参考法令等）

- i) 品確法 第 20 条（地域における社会資本の維持管理に資する方式）
- ii) 基本方針 第 2 4（6）地域における社会資本の維持管理に資する方式

本方式を適用する取組として、以下の事例がある。

【都道府県における包括発注方式を適用した事例】

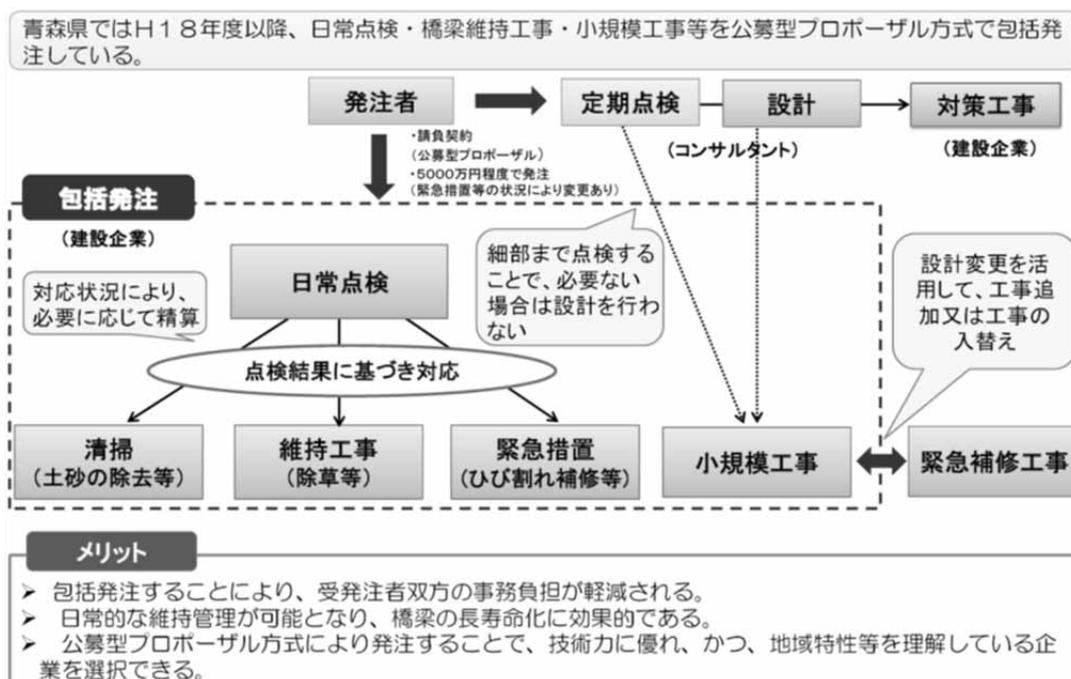
自治体名	発注単位				請負業者		競争方式	導入開始(予定)
	契約エリア	業務内容	工期	概ねの契約金額【合計】(単位:百万円)		構成業者数		
秋田県	28工区	道路・河川	2年	1,795	特定JV	3~5	一般競争 一般競争	H23.3
	38工区	除雪	2年	2,892	特定JV	2~5		H23.10
福島県	2工区	道路・除雪	1年	187	協同組合 協同組合	4~9	プロポーザル プロポーザル	H23.3
	1工区	道路・除雪・河川・砂防	2年	730		10		H21
栃木県	5工区	除雪、道路・河川・砂防施設の緊急点検、維持修繕	0.5年	704	協同組合	18~80	プロポーザル	H22.10
長野県	98工区	道路(小規模補修)	1年	2,757	地域JV	3~16	プロポーザル (施工体制確認契約方式)	H22
岐阜県	1工区	道路・河川・砂防	1年	15	地域JV	5	一般競争(総合評価)	H24
三重県	9工区	砂防・公共土木施設	2.75年	101	単体 地域JV	1	一般競争 一般競争	H24
	6工区	道路・除雪	1年	32		5~9		H26.10
島根県	13工区	道路・河川・砂防	1年	253	単体 単体	1	指名競争 指名競争	H23
	6工区	植樹帯管理	2年	158		1		H21
広島県	1工区	道路・河川	1年	22	単体	1	指名競争	H25
	1工区	道路	2年	36	単体	1	随意契約	H25
	2工区	道路・河川	2年	88	単体	1	指名競争	H25
	2工区	道路	2年	30	単体	1	指名競争	H25
	2工区	道路・河川	1年	26	単体	1	指名競争	H26
	2工区	道路	2年	63	単体	1	指名競争	H26
宮崎県	17地区	道路・河川海岸・砂防	1年	-	単体・ 地域JV・ 協同組合	-	一般競争(総合評価)	H27.4 (予定)

※上記のほか、44の市町村において、地域維持事業の包括的な契約を導入済み又は導入予定(H24.9現在)

(国土交通省調べ)

出典) 国土交通省作成資料

【包括発注方式を適用した事例(青森県)】



出典) 「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 第10回基本問題小委員会」(平成25年11月国土交通省)



【指針本文】

(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念がある。

豊富な実績を有していない**若手や女性などの技術者の登用を促す方式**として、以下のような対応例が考えられる。

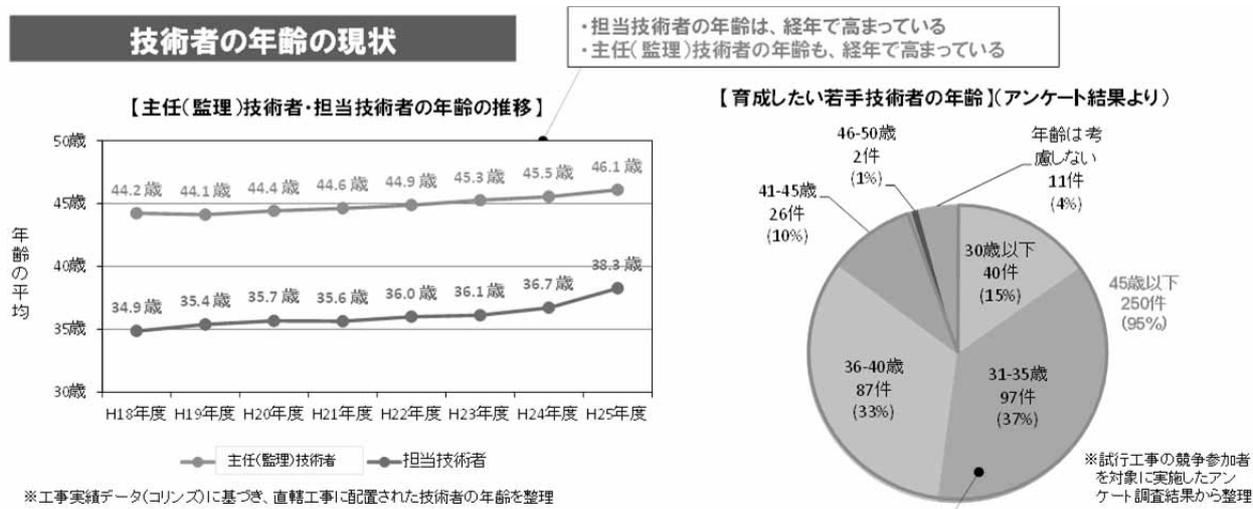
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**するなど、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮し、必要に応じて**施工実績の代わりに施工計画を評価**するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目を設定

【解説】

○ 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

国土交通省では、若手技術者の配置を促す入札契約方式について、検討を進めているところである。

【若手技術者の登用を促す入札契約方式の検討】



検討の方向性①：各地方整備局等で行っている試行の今後の方向性

**担当技術者**

- タイプⅠ「担当技術者(一定の年齢以下)の専任配置を加点評価」
  - ・試行において効果が確認されており、試行の拡大を検討
- タイプⅡ「主任(監理)技術者の実績の代わりに、専任補助者の実績を評価」
  - ・試行における効果が限定的(アンケート結果より、専任補助者の配置に対する企業負担が大きいことが原因と考えられる)
  - ・主任(監理)技術者の実績の代わりに、企業による支援体制(常駐義務のある現場代理人によるサポート等)の評価を可能とする試行も検討

**主任(監理)技術者**

(参考)企業による支援体制の評価事例 <九州地方整備局>

競争参加資格確認申請書の提出と合わせて「企業による若手技術者への支援体制(方法)」を求め、総合評価での加点項目とする

若手技術者への企業の支援体制(方法)について具体的な記載があり、複数の事項に配慮して効果的な提案があった場合に加点評価

【評価基準(案)】5点満点(4項目×1.25点)

- 指導員または現場代理人として、ベテラン技術者(1級土木施工:10年以上)を配置
- 企業により定期的に安全指導、工程管理、品質管理を実施
- 定期的に若手技術者のスキルアップ講習等を実施
- 災害・事故等の緊急時に専門員を派遣して迅速に対応

■タイプⅢ「主任(監理)技術者の同種工事実績において、現場代理人や担当技術者として従事した実績も同等評価」

- ・試行において一定の効果が確認されており、試行の拡大を検討 ※同種工事実績の評価点数を従事職種によらず同等となるよう、本省ガイドラインの見直しも検討

(参考)直轄工事における総合評価落札方式運用ガイドライン

評価項目及び評価方法(P.2-28より抜粋)

○同種工事の施工実績:  
配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「主任(監理)技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする

同種工事実績		同種性・立場	評価
	より同種性の高い工事において、主任(監理)技術者として従事		8点
	より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事		4点

■タイプⅣ「一定の年齢以下の主任(監理)技術者の配置を参加要件に設定した試行」

- ・試行において効果が確認されており、試行の拡大を検討
- ・試行の拡大にあたっては、工事品質の低下や競争参加者の減少などに影響の少ない工事において段階的に実施

検討の方向性②：担当技術者としての実績の評価(技術者データの蓄積と活用のあり方)

- 国以外の工事实績を持つ若手技術者を評価するため、担当技術者の地方公共団体発注工事の実績・成績※の活用を検討
- 担当技術者として従事した地方公共団体発注工事の実績・成績※については、工事实績データベース(CORINS)への登録・蓄積を徹底

※地方公共団体の工事成績の活用に向けては、工事成績評定要領の標準化を検討する必要がある

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(平成25年度第3回)」(平成26年3月国土交通省)

○ 施工実績の要件を緩和

豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して専任補助者制度を適用する取組として、以下の事例がある。

【専任補助者制度を適用した事例(東北地方整備局)】

○若手技術者の育成対策として、若手監理技術者に加えて、経験豊富な専任補助者を配置する場合には、専任補助者の成績、実績等を総合評価の加点対象とします。

○専任補助者を配置する場合は、配置された立場としての施工実績、成績等を付与することとなります。また、専任補助者は当該工事に専任で配置することとなりますので、ご留意願います。

ケース①  
専任補助者が現場代理人と兼務した場合【WTO対象以外の場合】

○対象となる総合評価タイプ  
施工能力評価型(I・II型)  
技術提案評価型(S型)

	若手 監理 技術者	専任補助者 現場代理人 兼務
総合評価時 (成績、実績等 の加点評価時)	評価対象外	評価対象
工事完了時	監理技術者としての 施工実績、 成績等を付与	現場代理人としての 施工実績、 成績等を付与

監理技術者としての  
実績等を付与する。

若手に代えて、専任補助者の実績により評価する。

ケース②  
専任補助者と現場代理人を各々配置した場合【WTO対象以外の場合】

本ケースでは、現場代理人の評価は従来どおりとなる。  
その他、対象となる総合評価タイプ等の基本的な考え方はケース①と同様。

	若手 監理 技術者	専任 補助者	現場 代理人
総合評価時 (成績、実績等 の加点評価時)	評価対象外	評価対象	評価対象外
工事完了時	監理技術者としての 施工実績、 成績等を付与	担当技術者としての 施工実績、 成績等を付与	現場代理人としての 施工実績、 成績等を付与

※WTO対象の場合も、基本的には上記の通りの考え方によるが、加算点の対象は「技術提案のみ」が基本となるため、成績、実績等は段階選抜の場合のみ評価対象となる。

出典)「工事の総合評価落札方式運用ガイドライン 専任補助者について(H25.12)」  
(平成25年12月国土交通省東北地方整備局)

**○ 施工実績の代わりに施工計画を評価**

豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を総合評価落札方式において評価する取組として、以下の事例がある。

**【施工実績の代わりに施工計画を評価した事例（関東地方整備局）】**

○新規参入が難しい、工事成績や表彰等の過去の実績の少ない企業も含め、技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、受注機会を確保できる環境を造る。

項目	細目	評価項目例	技術提案チャレンジ型		
			満点	評価点	選択
①技術提案	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。	20		◎
◎企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績			
		②工事成績 当該工種での過去2年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)			
		③工事成績(評価減点)(55点未満の場合)当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。事故減点は原則適用外			
		④優良工事等表彰 全ての工種を対象に過去1年間優良工事等の表彰の有無(関東地整発注)			
		⑤事故及び不誠実な行為			
	自由設定項目	◎自由設定項目(※1)			
◎配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績過去15年間の施工実績			
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)過去4年間の施工実績(関東地整発注)			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注)			
		④自由設定項目(※2)			
合計			20		

出典)「平成 25 年度関東地方整備局総合評価審査委員会」(平成 26 年 3 月国土交通省関東地方整備局)



**【指針本文】**

**(3) 維持管理の技術的課題に対応した方式**

既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が想定と異なったり又は確定できず、施工段階となって補修設計の修正や工事の設計変更への対応が多くなる。

また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工（製造）の実施や、引渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要がある。

維持管理の技術的課題に対応する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
- ・ **補修設計を実施した者の工事段階での関与**
- ・ **施工と維持管理の一体的な発注**

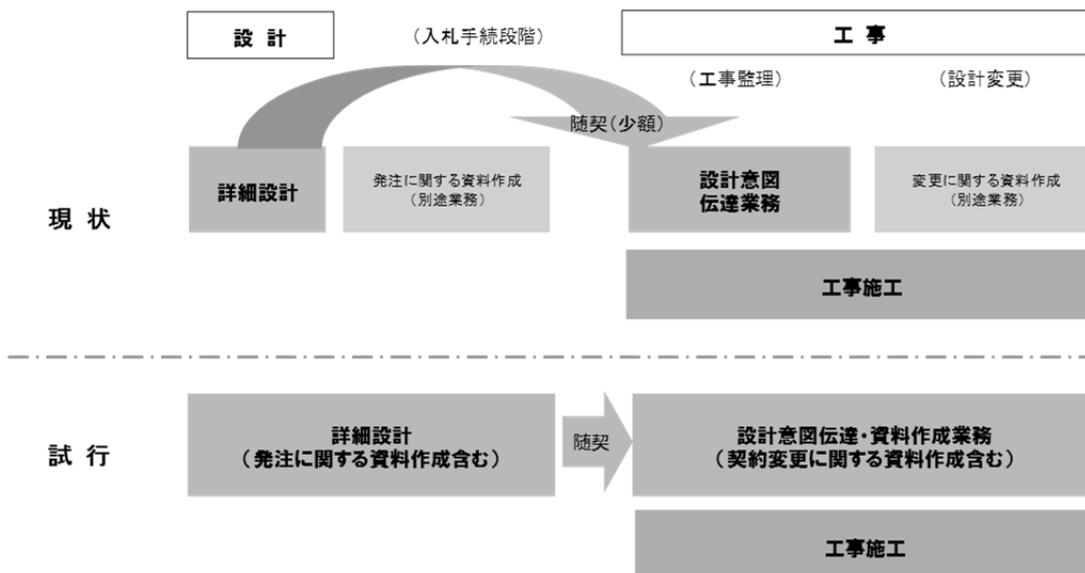
**【解説】**

**○ 補修設計を実施した者の工事段階での関与**

設計を実施した者が工事段階で関与する場合の参考となる取組として、以下の事例がある。

**【設計を実施した者の工事段階での関与により対応した事例（九州地方整備局）】**

- 設計成果の品質確保・向上を図ることを目的として、設計者が詳細設計から工事完了まで業務に従事することが出来る仕組みを構築する「工事資料作成付き詳細設計業務」を試行
- 「詳細設計業務」を発注する際に、別途随意契約による契約方式で「設計意図伝達・資料作成業務」を発注する予定がある旨を条件とする



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 (平成 25 年度第 3 回)」(平成 26 年 3 月国土交通省)

## ○ 施工と維持管理の一体的な発注

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式を適用する取組として、以下の事例がある。

### 【施工と維持管理の一体的な発注方式を適用した事例（関東地方整備局）】

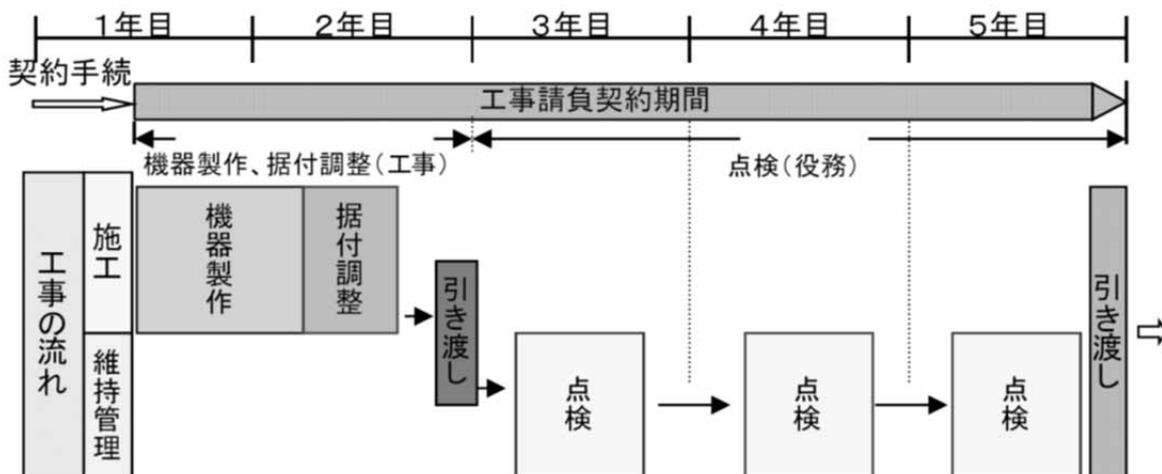
ダム管理用制御処理設備更新工事において、「維持管理付き工事発注方式」を試行します。

宮ヶ瀬ダムのダム管理用制御処理設備について、設備の品質向上と円滑な設備運用を目的として「維持管理付き工事発注方式」によって更新工事を発注します。

維持管理付き工事発注方式は、施工と維持管理を一括して一件の工事として発注するもので、本件は、契約を締結してから2年で設備の機器製作及び据付調整工を行い、当該設備の引き渡しを受けた後3年間点検等の維持管理を行うものです。

維持管理のし易さを念頭においた機器製作・据付が行われ、維持管理に関する品質向上と効率化が期待されます。

また、工事完成後の初期動作不良等が発生した場合も、工事受注者が設備内容を熟知していることから迅速かつ円滑に対応できることが期待されます。



出典)「記者発表 ダム管理用制御処理設備更新工事において、「維持管理付き工事発注方式」を試行します。」  
(平成23年8月国土交通省関東地方整備局)

## 【指針本文】

**(4) 発注者を支援する方式**

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち**工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託**
- ・**調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託**（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う）

なお、Ⅲ. 2 (1)～Ⅲ. 2 (4) の入札契約方式の活用に当たっては、透明性、公正性及び競争性を確保する。

## 【解 説】

**○ 工事監督業務等に係る発注関係事務の一部を民間に委託** <sup>1)</sup>

工事監督業務等に係る発注関係事務の一部を民間に委託する取組（CM方式）として、以下の事例がある。

**【CM方式を適用した事例（北陸地方整備局）】（再掲）****1) 事業概要とCM方式試行の経緯**

平成16年7月に発生した「7.13 新潟・福島豪雨」では、信濃川下流支川の刈谷田川・五十嵐川が破堤・氾濫し、周辺市町村に大きな人的・物的被害をもたらした。これを受け信濃川下流河川事務所では、刈谷田川及び五十嵐川の改修（新潟県が実施）に伴い流量が増加するため流下能力が不足する信濃川本川（国管理河川）の区間及び刈谷田川下流部について、緊急的・かつ集中的に治水対策を行う「河川災害復旧等関連緊急事業（以下「復緊事業」という）」を実施している。復緊事業は事業費約386億円の大規模プロジェクトであり、実施にあたり以下の課題があった。

**I 限られた期間**

- ・H16年度からH20年度までの5年間に、復緊区間全区間で集中的に実施する。

**II 膨大な施工量であるが、一括施工ではなく各種地元協議を経ての段階施工**

- ・延長約30kmの両岸約300万m<sup>3</sup>の土砂を用い築堤等の堤防強化を実施する。
- ・地元との協議や占用地解除、用地取得が完了した箇所から順次工事発注する。

**III 他事業の発生土利用によるコスト縮減と土砂調整**

- ・信濃川河川事務所実施の大河津分水路可動堰改築事業、新潟県実施の助成事業・復緊事業からの大量の発生土を複数の施工箇所でも利用するなど、各工事が輻輳する。

**IV 体制の強化**

- ・工事集中により膨大な事務量となるため事務所の体制強化が必要となった。

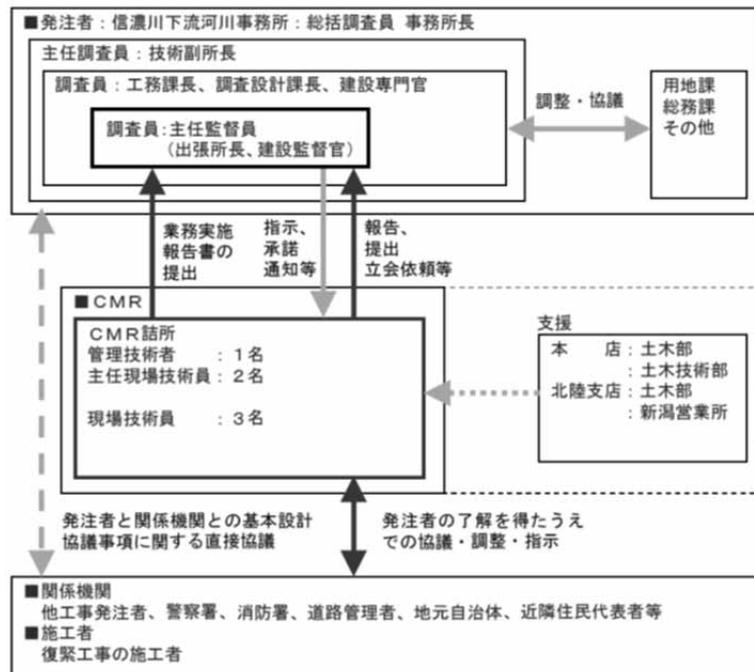


図 信濃川築堤における CMR の役割 (CMR からの提供資料 (H19、20 の体制))

出典)「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

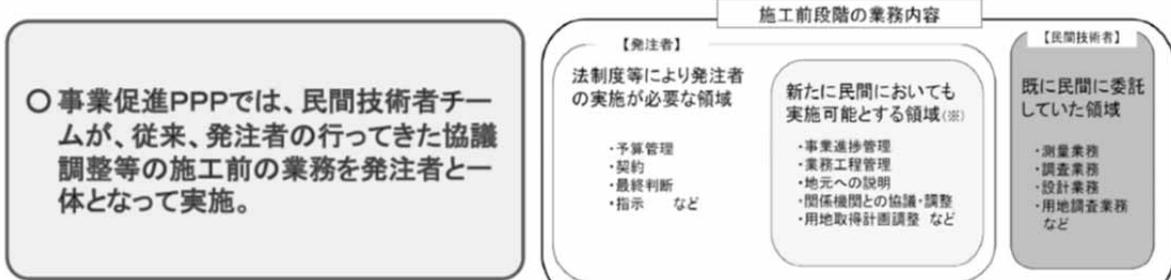
(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

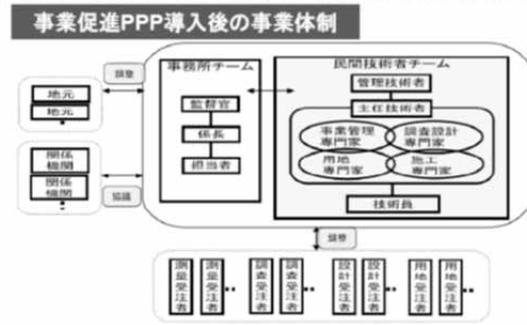
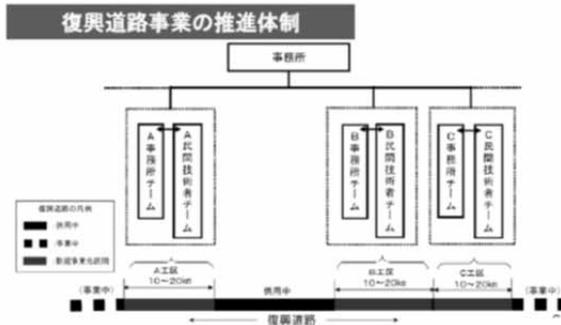
**○ 調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託**

官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う取組（事業促進PPP）として、以下の事例がある。

**【事業促進PPP方式を適用した事例（東北地方整備局）】**



※PPPに委ねる業務内容については、発注者と民間が協議して判断。ただし、最終的な責任は発注者がとる。



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(平成25年度第1回)」(平成25年11月国土交通省)





## **IV. その他配慮すべき事項**

【指針本文】

## IV. その他配慮すべき事項

本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ**解説資料を作成**することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

また、本指針を踏まえ、**国の機関が要領、ガイドライン等を作成**した場合はこれも参照することとする。

【解説】

### ○ 解説資料を作成

解説資料は、指針本文の理解・活用の促進とともに、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局（国土交通省）が作成するものであり、機動的に見直しを行うものである。

（運用指針の構成については、「運用指針の概要及び作成経緯 II.（1）運用指針の全体構成」P.12～を参照）

### ○ 国の機関が要領、ガイドライン等を作成

本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとしているが、既に各発注者において作成、運用中の要領等が、本指針に規定する内容を踏まえたものである場合にその運用を妨げるものではない。





# 卷末資料



# Ⅰ．関係法令

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律  
（平成 17 年法律第 18 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正）
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針  
（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定；平成 26 年 9 月 30 日最終変更）
- 発注関係事務の運用に関する指針  
（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
（平成 12 年法律第 127 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正）
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針  
（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定；平成 26 年 9 月 30 日最終変更）

## ○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号；平成26年6月4日最終改正)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

#### (基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

#### （発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
  - 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
  - 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
  - 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
  - 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
  - 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
  - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

#### （受注者の責務）

- 第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
- 2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

- 第九条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
    - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

- 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく責務）

第十条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十一条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第三章 多様な入札及び契約の方法等

#### 第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

#### 第二節 多様な入札及び契約の方法

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

(競争参加者の技術提案を求める方式)

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

- 2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

- 2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

### 第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。
- 4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第二十三条 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四条 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月四日法律第五六号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## ○ 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定；平成26年9月30日最終変更）

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第10条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等が生じてきた。そのため、工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっているという深刻な問題が発生している。このような状況の下、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が顕著となっている。予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択、競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等の発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者や、いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、これも、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念の一つとなっている。さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。こうしたことから、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。しかし、現在の入札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずしも十分な対応ができていない等の課題が存在する。

このような観点に立つと、現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。

また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが基本となる。加えて、発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等を適切に行うよう努めることも必要である。

さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、公共工事事の目的物の品質を将来にわたって確保する必要がある。加えて、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう、地域における担い手の育成及び確保について地域の実情を踏まえた十分な配慮がなされる必要がある。

これらにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が中長期的に確保され、また、これらの者が公共工事を施工することとなることにより、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保されることとなる。また、競争参加者の技術的能力の審査を行った場合には、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。

さらに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案がよりの確に活用された場合には、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査及び設計の契約においても、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門工事業者やこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結され、その代金ができる限り速やかに支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

## 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

### 1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務（新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施しなければならない。

#### （1）予定価格の適正な設定

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。

予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生じている場合には、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるものとする。

国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定するものとする。また、国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要である。

#### （2）ダンピング受注の防止

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるものとする。

#### （3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率

的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

また、契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。

## 2 受注者の責務に関する事項

法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、公共工事の適正な実施、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされている。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に行われるよう、元請業者と下請業者の契約適正化のための指導、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の要請等必要な措置を講ずるものとする。

また、国は、法令に違反して社会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避けるため、発注者と連携して、このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底するものとする。さらに、国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促進するため、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

## 3 技術的能力の審査の実施に関する事項

競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行う。

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査（以下「資格審査」という。）及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査（以下「技術審査」という。）として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

### （1）有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事实績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるような留意するものとする。

## (2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査

技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技術者の配置にも留意するものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

## (3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有していることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能力確保のための取組状況等に関する事項について、入札契約手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。

## 4 多様な入札及び契約の方法

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせによることができる。

なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

### (1) 競争参加者の技術提案を求める方式

#### イ 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発注者は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

#### ロ 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなければならないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

## (2) 段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができる。

加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。

## (3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

## (4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

## (5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

## (6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保

することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。)が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

#### 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。また、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するものとする。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を、契約締結後速やかに公表するものとする。

#### 6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認められた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等について、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

## 7 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成し、発注者間で共有するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に努めるとともに、必要に応じ、発注者間でこれらの標準化を進めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を進めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

## 8 調査及び設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査及び設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査及び設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査及び設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査及び設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格、その成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

このため、国は、配置が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査及び設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査及び設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査及び設計の特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用するよう努めるものとする。また、調査及び設計の成果は、公共工事の品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

## 9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

### (1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進するため、発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関して協力するとともに、発注者間での連携体制を整備する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

### (2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

このため、国・都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、公共工事を発注する地方公共団体等が発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定を支援するものとする。

## 10 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。

このため、国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

また、国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。



## ○ 発注関係事務の運用に関する指針

### (平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)

#### I. 本指針の位置付けについて

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者（以下「発注者」という。）を支援するために定めるものである。各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等に対して、各発注者における発注関係事務の適切な運用を図ることを目的とする。

また、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

なお、本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

---

※本文中の下線部は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条（発注者の責務）に規定されている事項に関連する文章

#### II. 発注関係事務の適切な実施について

##### 1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、（1）調査及び設計（2）工事発注準備（3）入札契約（4）工事施工（5）完成後の各段階で、以下の事項に取り組む。

###### （1）調査及び設計段階

（事業全体の工程計画の検討等）

関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、以降の各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。

（調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択）

調査及び設計業務の発注に当たっては、業務の性格等に応じ、適切な入札契約方式を選択するよう努める。主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。

なお、事業の性格等を踏まえ、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式などの契約方式の選択についても検討する。<sup>1) 2)</sup>

- ・ 価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績（以下「業務実績」という。）等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務。

- ・ 総合評価落札方式

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

- ・ プロポーザル方式

内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるもの。

なお、調査及び設計業務の入札契約方式の選択については、以上のほか、「Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について」に定める趣旨を踏まえて適切に実施する。

---

参考

- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）
- 2) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）

（技術者能力の資格等による評価・活用等）

＜技術者能力の資格等による評価・活用＞

保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置付けることや、手持ち業務量に一定の制限を加えることなどの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。

また、業務の性格等を踏まえ、業務実績など技術者や技術力等による評価や技術提案などの評価を適切に実施するとともに、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して業務実績の要件を緩和するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

＜その他調査及び設計業務の品質確保＞

地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しについて地方ブロックなど地区単位で統合して公表する取組の必要性を検討するよう努める。

債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期等の平準化に努める。

最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格を設定する。

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。

必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。

受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかかつ適切な回答の推進等に努め、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。

調査及び設計業務の適正な履行や品質を確保するため、発注者として指示・承諾・協議等や給付の完了の確認を行うための検査を適切に行い、業務の完了後には、業務評価結果を速やかに通知する。また、調査及び設計業務の成果を適切な期間保存する。

なお、調査及び設計業務の発注関係事務については「Ⅱ. 1（1）調査及び設計段階」に定めるほか、Ⅱ. 1（2）～Ⅱ. 1（6）の各段階における工事に関する記載の趣旨を踏まえて適切に実施する。

## （2）工事発注準備段階

### （工事の性格等に応じた入札契約方式の選択）

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。<sup>1)</sup> 自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用を努める。

### （予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成）

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

### （現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。<sup>2)</sup>

### （適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定）

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。<sup>3)</sup>

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

---

参考

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）
- 2) 「条件明示について」（国土交通省）
- 3) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省）

（発注や施工時期等の平準化）

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

（3）入札契約段階

（適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等）

＜競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、施工実績の確認に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して施工実績の要件を緩和することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

#### ＜ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表＞

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

#### （工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定）

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める。<sup>1)</sup>

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査する施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも可能とする。

競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する。

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。その際、

過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないようにする。

また、落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

---

#### 参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）

（競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等）

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や技能労働者の技能（登録基幹技能者等の資格の保有など）等を評価項目に設定する。<sup>1)</sup>

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式や、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減に努める。<sup>1)</sup>

総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項等に定める手続により行う。

必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、工事の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式（施工体制確認型総合評価落札方式）の実施に努める。

参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(国土交通省)

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・ 入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・ 設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告)に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2章及び同法第17条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後、早期に評価の結果を公表する。

また、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることや建設業許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、そ

の結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (4) 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

(工事中の施工状況の確認等)

建設業法違反（一括下請負の禁止、技術者の専任義務違反、施工体制台帳の未整備等）と疑うに足る事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。<sup>1)</sup>

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を適切に実施する。技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

この技術検査の結果は工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）に反映させる。

---

#### 参考

1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」（国土交通省）

(施工現場における労働環境の改善)

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（専門工事業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。<sup>1)</sup>

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

(5) 完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に工事の完成を確認するための検査を行うとともに、同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映させる。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

各発注者は、工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定する。<sup>2)</sup>

参考

1) 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（国土交通省 関東地方整備局）

2) 「請負工事成績評定要領」（国土交通省）

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

(6) その他

競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約のIT化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化に努める。

2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

## (1) 発注体制の整備等

### (発注者自らの体制の整備)

各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国及び都道府県の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

### (外部からの支援体制の活用)

各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。

また、地方公共団体等において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成、活用の促進に努める。

## (2) 発注者間の連携強化

### (工事成績データの共有化・相互活用等)

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。また、新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用に努める。

工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。また、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化に努める。

各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

### (発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

### Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、工事の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。<sup>1)</sup>

#### 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

##### (1) 契約方式の選択

##### (契約方式の概要)

主な契約方式（契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

##### (a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

###### ・ 工事の施工のみを発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式

###### ・ 設計・施工一括発注方式<sup>2)</sup>

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

###### ・ 詳細設計付工事発注方式<sup>2)</sup>

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

###### ・ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI<sup>※1</sup>方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式  
（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

※1 Early Contractor Involvement の略

###### ・ 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

##### (b) 工事の発注単位に応じた契約方式

###### ・ 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

###### ・ 複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

#### 参考

1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）

2) 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（国土交通省）

##### (c) 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

###### ・ CM方式<sup>1) ※1</sup>

対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

※1 Construction Management の略

・事業促進PPP方式<sup>※2</sup>

調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

<sup>※2</sup> Public Private Partnership の略

---

参考

1) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）

（契約方式の選択の考え方）

契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

・事業・工事の複雑度

－「事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか」

「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等

・施工の制約度

－「施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか」

「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に参与する必要があるか」等

・設計の細部事項の確定度

－「施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか」等

・工事価格の確定度

－「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等

・その他発注者の体制・工事の性格等

－ 選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。

－ また、設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性格、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、その活用に努める。

（2）競争参加者の設定方法の選択

（競争参加者の設定方法の概要）

競争参加者を設定する方式（契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

・一般競争入札

資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

・指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式

・ 随意契約

競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択する。ただし、以下に示す点についても考慮する。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
- 一 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害時の応急的な復旧工事等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
- 一 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合の指名競争入札又は随意契約の活用

地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができる」とされており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

(3) 落札者の選定方法の選択

(落札者の選定方法の概要)

落札者を選定する主な方式（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）は、以下のとおりである。

(a) 落札者の選定の基準に関する方式

・ 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

・ 総合評価落札方式<sup>1)</sup>

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式

・ 技術提案・交渉方式<sup>2)</sup>

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

(b) 落札者の選定の手続に関する方式

・ 段階的選抜方式<sup>\*1</sup>

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式

<sup>\*1</sup> 本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

(落札者の選定方法の選択の考え方)

落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・ 価格以外の要素の評価の必要性
  - － 「施工者の能力により工事品質へ大きな影響が生じるか」
  - － 「工事品質の確保や担い手の中長期的な育成・確保のために、技術提案を求めるなどにより、価格と性能等を総合的に評価することが望ましいか」等
- ・ 仕様の確定の困難度

#### (4) 支払い方式の選択

##### (支払い方式の概要)

主な支払い方式（業務及び施工の対価を支払う方法）は、以下のとおりである。

- ・ 総価請負契約方式
  - 工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式
- ・ 総価契約単価合意方式<sup>3)</sup>
  - 総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式
- ・ コストプラスフィー契約・オープンブック方式
  - 工事の実費（コスト）の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式
- ・ 単価・数量精算契約方式
  - 工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

##### (支払い方式の選択の考え方)

支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・ 工事進捗に応じた支払い
  - － 「工事の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」等
- ・ 煩雑な設計変更
  - － 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」等
- ・ コスト構造の透明性の確保
  - － 「材料費、労務費等の全てのコストの構成を明らかにすることが求められるか」等

---

##### 参考

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）
- 2) 「技術提案・交渉方式に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）
- 3) 「総価契約単価合意方式の実施について」（国土交通省）

## 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例 (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。

地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定
- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度等を評価項目に設定
- ・ 複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）を活用

## (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念がある。

豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して施工実績の要件を緩和するなど、適切な競争参加資格を設定
- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮し、必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目を設定

## (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式

既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が想定と異なったり又は確定できず、施工段階となって補修設計の修正や工事の設計変更への対応が多くなる。

また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工（製造）の実施や、引渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要がある。

維持管理の技術的課題に対応する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
- ・ 補修設計を実施した者の工事段階での関与
- ・ 施工と維持管理の一体的な発注

## (4) 発注者を支援する方式

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託
- ・調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う）

なお、Ⅲ. 2（１）～Ⅲ. 2（４）の入札契約方式の活用にあたっては、透明性、公正性及び競争性を確保する。

#### Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

また、本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとする。

## ○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。
- 二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

#### (公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

## 第二章 情報の公表

### (国による情報の公表)

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

### (特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。）は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

### (地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

## 第三章 不正行為等に対する措置

### (公正取引委員会への通知)

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第八条第九号、第十号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十三号（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。
- 二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十四条 公共工事については、建設業法第二十二条第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。
- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

## 第六章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

- 2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあつては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあつては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。
  - 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。
  - 三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。
  - 四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。
  - 五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。
- 3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第十八条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十九条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。
- 3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第二十条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第七章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第二十一条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十二条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

附則（平成二一年六月一〇日法律第五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条の改正規定、第八条の二第一項及び第二項の改正規定、第八条の三の改正規定（「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。）、第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第一項の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第五十九条第二項の改正規定（「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に

改める部分に限る。)、第六十六条第四項の改正規定(「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十条の十三第一項の改正規定(「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十条の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四条第一項の改正規定、第八十九条第一項第二号の改正規定、第九十条の改正規定、第九十一条の二の改正規定(同条第一号を削る部分に限る。)、第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定(同条第一項第三号中「(第三号を除く。)」を削る部分、同条第二項第三号中「、第九十一条第四号若しくは第五号(第四号に係る部分に限る。)、第九十一条の二第一号」を削る部分(第九十一条の二第一号に係る部分を除く。))及び第九十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。)並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則(平成二六年六月四日法律第五五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(建設業法目次、第二十五条の二十七(見出しを含む。))及び第二十七条の三七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十七条の三八の次に一条を加える改正規定に限る。)及び附則第七条の規定 公布の日

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(次項において「新入札契約適正化法」という。)第四章の規定は、この法律の施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しない。

2 この法律の施行前に締結された契約に係る公共工事の施工については、新入札契約適正化法第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ○ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (平成13年3月9日閣議決定；平成26年9月30日最終変更)

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。

### 第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかねない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不正行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こうした考え方の下に、法第17条第1項の規定に基づき、各省各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるものである。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を将来にわたって確保すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた調達が公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組むことが不可欠である。

法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、⑤契約された公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第17条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。

## 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

### 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

#### (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

- イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準
- ロ 予定価格及びその積算内訳
- ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格
- ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要
- ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由
- ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要
- ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出られた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関すること並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果
- チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由
- リ 工事の監督・検査に関する基準
- ヌ 工事の技術検査に関する要領
- ル 工事の成績の評定要領
- ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領
- ワ 施工体制の把握のための要領

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるものとする。

この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を行うものとする。

### ①一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴を有している。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有しているが、一方で、その運用次第では、個別の入札における競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと、不良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあること、建設投資の減少と相まって、受注競争を過度に激化させ、ダンピング受注を招いてきたこと等の側面もある。これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を中心に広く拡大してきたところである。各省各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であり早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

### ②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工事品質確保法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価における透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図るものとする。

その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落札者決定基準等について、小規模な市町村等においては都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講ずるものとする。また、公共工事品質確保法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及び経験などの競争参加者の施工能力、災害時の迅速な対応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該工事の施工に係るものであって評価項目として採用することが合理的なものについて、必要に応じて設定することとする。

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方法等の技術提案を受け付ける入札時VE（バリュー・エンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約の方式の活用に努めるものとする。

### ③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ確かな実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、公共工物品質確保法第20条に基づき次のような契約方式を活用するものとする。

- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事業協同組合等とする。

### ④一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

#### 1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

さらに、公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に参加していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、必要な措置を講ずるものとする。

以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設けることはできないことに留意するものとする。なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

## 2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るため、入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図るものとする。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図るものとする。

## ⑤共同企業体について

共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。

共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則（共同企業体の在り方について（昭和62年中建審発第12号）別添第二）に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定めるものとする。

その際、特定建設工事共同企業体については、大規模かつ技術的難度の高い工事を単独で確実にかつ円滑に施工できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとする。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は行わないこととする。同時に、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る場合に活用することとする。同時に、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。

#### ⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドによる役務的保証措置を適切に選択するものとする。

#### (2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする。

入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、まず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

指名競争入札において、指名されなかった者が、公表された指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が指名されることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。総合評価落札方式において、落札者とならなかった者が、公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が落札者となることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停止措置について不服があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明等に不服のある場合にさらに苦情を処理できることとすべきであり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機関の活用等中立・

公正に苦情処理を行う仕組みを整備するものとする。この場合においては、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用することが適切である。

苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、できる限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措置を講じても差し支えないものとする。

苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等においてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事については、別途、苦情処理手続が定められているので、それによるものとする。

### 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

#### (1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、法第13条に基づく入札金額の内訳の確認を行うとともに、入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

#### (2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

法第11条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施するとともに、各省各庁の長等において、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第11条の規定に基づく建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法（昭和24年法律第100号）違反の防止の観点から、建設業許可行政庁との情報交換等の連携を図るものとする。

(3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関すること

入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、その内容に応じて警察本部その他の機関に通知するなどの連携を確保するものとする。

(4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、刑法（明治40年法律第45号）、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行政処分が定められている。建設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施することと併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点から厳正に運用するものとする。

特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措置を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、これを考慮した措置に努めるものとする。

指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該基準については、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、必要に応じ、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合においては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努めるものとする。

入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、この違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならないことに留意する。

(5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手續の透明性を向上させることや、情報管理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手續やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環

境の整備を進めるものとする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するものとする。

#### 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

##### (1) 適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工物品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

##### (2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものとする。

また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、法第13条に基づき、入札金額の内訳を適切に確認するものとする。

##### (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格

水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

- イ 当該入札価格で入札した理由は何か
- ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か
- ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか
- ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか
- ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か
- ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か
- ト 建設副産物の搬出予定は適切か
- チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか
- リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容について要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

#### (4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

不採算工事の受注強制などは建設業法第19条の3に違反するおそれがあり、行ってはならない行為であり、入札辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努めるものとする。

#### (5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

## 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

### (1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにするため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努めるものとする。

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のある者については、第三者機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組みを整備することとする。なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、評定の必要性と評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、できる限りその対象を拡げるものとする。

### (2) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組を推進するものとする。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。

契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るものとする。

(3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第15条第2項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第1項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事实績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、下請契約を締結する全ての工事について、その作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところである。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

- イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。
- ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。
- ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。
- ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。
- ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を図るものとする。

- ヘ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

## (2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換できるようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待される。

このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関する協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとする。なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図るものとする。

IT化の推進と併せ、各省各庁の長等は、事務の簡素合理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手の統一化に努めるものとする。

(3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関すること

公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去の工事実績に関する情報や保有する技術者に関する情報、施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調してこれらの措置を実施することにより、より高い効果が期待できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によるより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待できる。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めるものとする。

(4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

法第17条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことにかんがみ、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。

一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、できる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であり、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適正化指針に従った措置が講じられる必要がある。

2 業務執行体制の整備

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要である。このため、各省各庁の長等においては、入札及び契約の手續の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要がある。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足していることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるようにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このため、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組むとともに、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的に進

めることが必要である。また、国及び都道府県は、このような市町村等の取り組みが進むよう協力・支援を積極的に行うよう努めるものとする。



## II. 参考資料一覧

※ 参考資料のデータについては、国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手できます

(URL : <http://www.mlit.go.jp/tec/index.html> )

## 法令等

資料名	日付	所管省庁等
公共工事の品質確保の促進に関する法律	平成 17 年 3 月 31 日 法律第 18 号	—
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	平成 12 年 11 月 27 日 法律第 127 号	—
建設業法	昭和 24 年 5 月 24 日 法律第 100 号	—
会計法	昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 35 号	—
地方自治法	昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号	—
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	昭和 22 年 4 月 14 日 法律第 54 号	—
民法	明治 29 年 4 月 27 日 法律第 89 号	—
予算決算及び会計令	昭和 22 年 4 月 30 日 勅令第 165 号	—
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	平成 13 年 2 月 15 日 政令第 34 号	—
地方自治法施行令	昭和 22 年 5 月 3 日 政令第 16 号	—
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針	平成 17 年 8 月 26 日 閣議決定	—
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	平成 13 年 3 月 9 日 閣議決定	—
平成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針	平成 26 年 6 月 27 日 閣議決定	—

## II. 発注関係事務の適切な実施について

### 1. 発注関係事務の適切な実施

#### (1) 調査及び設計段階

資料名	日付	所管省庁等
プロジェクトマネジメントの手引き	平成 21 年 9 月	国土交通省
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成 21 年 3 月 (最終:平成 27 年 1 月)	国土交通省
設計業務等標準積算基準書	平成 14 年 3 月 (最終:平成 26 年 3 月)	国土交通省
官庁施設の設計業務等積算基準	平成 17 年 6 月 (最終:平成 21 年 4 月)	国土交通省
予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて	平成 16 年 6 月 (最終:平成 25 年 10 月)	国土交通省
条件明示ガイドライン (案) (土木設計)	平成 26 年 9 月	国土交通省
建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 25 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準	平成 21 年 1 月 (最終:平成 21 年 6 月)	国土交通省
公共土木設計業務等標準委託契約約款	平成 7 年 5 月 (最終:平成 23 年 1 月)	国土交通省
公共建築設計業務標準委託契約約款	平成 8 年 2 月	国土交通省

(2) 工事発注準備段階

資料名	日付	所管省庁等
公共工事の円滑な施工確保について	平成 26 年 2 月	総務省・国土交通省
公共工事標準請負契約約款	昭和 25 年 2 月 (最終:平成 22 年 7 月)	中央建設業審議会
条件明示について	平成 14 年 3 月	国土交通省
土木請負工事工事費積算要領及び土木請負工事工事費積算基準の制定について	昭和 42 年 7 月 (最終:平成 26 年 3 月)	国土交通省
積算基準の制定について (公共建築工事積算基準)	平成 15 年 3 月 (最終:平成 19 年 2 月)	国土交通省
土木請負工事の共通仮設費算定基準について	昭和 55 年 2 月 (最終:平成 26 年 3 月)	国土交通省
営繕積算方式活用マニュアル	平成 27 年 1 月	国土交通省
歩切りに関するリーフレット	平成 26 年 12 月	国土交通省
事業執行における積算等の留意事項について	平成 3 年 5 月 (最終:平成 4 年 8 月)	国土交通省

### (3) 入札契約段階

資料名	日付	所管省庁等
工事請負業者選定事務処理要領	昭和41年12月 (最終:平成26年5月)	国土交通省
発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について	平成26年5月	国土交通省
工事請負契約書の制定について	平成7年6月 (最終:平成26年5月)	国土交通省
国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成25年3月	国土交通省
予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて	平成16年6月 (最終:平成25年10月)	国土交通省
工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル	昭和61年6月 (最終:平成25年5月)	中央公共工事契約制度運用連絡協議会
入札金額の内訳の提出について	平成13年12月 (最終:平成20年3月)	国土交通省
工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について	平成15年12月 (最終:平成20年3月)	国土交通省
建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて	平成26年12月	総務省・国土交通省
総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集	平成23年3月	国土交通省
地方公共団体向け総合評価実施マニュアル	平成19年3月 (最終:平成20年3月)	国土交通省
施工体制確認型総合評価落札方式の試行について	平成18年12月 (最終:平成25年10月)	国土交通省
公共工事の円滑な施工確保について	平成26年2月	総務省・国土交通省
公共工事標準請負契約約款	昭和25年2月 (最終:平成22年7月)	中央建設業審議会
工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について	平成13年3月 (最終:平成19年9月)	国土交通省
入札監視委員会の設置及び運営について	平成13年3月 (最終:平成22年3月)	国土交通省
地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル	平成19年5月	国土交通省

(3) 入札契約段階 (つづき)

資料名	日付	所管省庁等
国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン	平成17年9月 (最終:平成25年3月)	国土交通省
工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について	平成13年3月 (最終:平成18年10月)	国土交通省
工事請負契約に係る指名停止等の措置要領	昭和59年3月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル	昭和59年3月 (最終:平成24年6月)	中央公共工事契約制度運用連絡協議会
入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～	平成26年10月	公正取引委員会 事務総局
談合情報対応マニュアル等の改正について	平成22年9月	国土交通省

#### (4) 工事施工段階

資料名	日付	所管省庁等
公共工事標準請負契約約款	昭和 25 年 2 月 (最終:平成 22 年 7 月)	中央建設業 審議会
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	平成 23 年 8 月	国土交通省
工事請負契約書第 25 条第 1 項～第 4 項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)	平成 25 年 9 月	国土交通省
工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用について	平成 20 年 6 月 (最終:平成 25 年 10 月)	国土交通省
工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用の拡充について	平成 20 年 9 月	国土交通省
賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について	平成 26 年 1 月	国土交通省
賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)	平成 26 年 1 月	国土交通省
工場現場等における施工体制の点検要領	平成 13 年 3 月	国土交通省
施工体制台帳等活用マニュアル	平成 15 年 11 月 (最終:平成 26 年 12 月)	国土交通省
土木工事監督技術基準(案)	昭和 54 年 2 月 (最終:平成 15 年 3 月)	国土交通省
土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について	平成 11 年 3 月	国土交通省
公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引きー実務者のための参考書ー	平成 22 年 7 月	国土交通省
地方整備局土木工事技術検査基準(案)	平成 18 年 3 月	国土交通省
建設産業における生産システム合理化指針	平成 3 年 2 月	国土交通省
建設業法令遵守ガイドライン	平成 19 年 6 月 (最終:平成 26 年 10 月)	国土交通省
平成 25 年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について	平成 26 年 4 月	国土交通省
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	平成 24 年 7 月	国土交通省

(4) 工事施工段階 (つづき)

資料名	日付	所管省庁等
もっと女性が活躍できる建設業行動計画	平成 26 年 8 月	国土交通省・建設業 5 団体
技能労働者への適切な賃金水準の確保について	平成 25 年 3 月	国土交通省
発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について	平成 26 年 5 月	国土交通省
公共工事の入札及び契約の適正化の推進について	平成 14 年 10 月 (最終:平成 26 年 10 月)	総務省・国土交通省
工事請負契約書の制定について	平成 7 年 6 月 (最終:平成 26 年 5 月)	国土交通省
中間前金払制度の創設等について	平成 11 年 2 月	国土交通省
地域建設業経営強化融資制度について	平成 20 年 10 月	国土交通省
公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について	平成 14 年 12 月 (最終:平成 20 年 10 月)	国土交通省
公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について	平成 10 年 11 月	国土交通省
出来高部分払方式の実施について	平成 22 年 9 月	国土交通省
土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について	平成 21 年 5 月	国土交通省
工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について	平成 19 年 3 月	国土交通省
工事請負契約における設計変更ガイドライン (総合版)	平成 26 年 3 月	国土交通省 関東地方整備局
営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン (案)	平成 26 年 3 月	国土交通省

## (5) 完成後

資料名	日付	所管省庁等
公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き－実務者のための参考書－	平成22年7月	国土交通省
請負工事成績評定要領	平成13年3月 (最終:平成22年3月)	国土交通省
請負工事成績評定要領の運用について	平成13年3月 (最終:平成26年5月)	国土交通省
小規模(市町村)工事成績評定要領(案)	平成22年2月	国土交通省 中部地方整備局

## (6) その他

資料名	日付	所管省庁等
土木工事の情報共有システム活用ガイドライン	平成22年9月 (最終:平成26年7月)	国土交通省

## 2. 発注体制の強化等

### (2) 発注者間の連携強化

資料名	日付	所管省庁等
小規模(市町村)工事成績評定要領(案)	平成22年2月	国土交通省 中部地方整備局
公共建築工事成績評定要領作成指針	平成19年4月 (最終:平成21年11月)	※
公共建築設計等委託業務成績評定基準	平成21年4月	国土交通省
建築設計等委託業務成績評定要領作成指針	平成19年3月	※

※中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議

### Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

資料名	日付	所管省庁等
設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）	平成 21 年 3 月	国土交通省
国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）	平成 21 年 3 月	国土交通省
国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成 25 年 3 月	国土交通省
総合評価方式使いこなしマニュアル～公共工物品確法をふまえて	平成 18 年 12 月 （最終：平成 19 年 3 月）	国土交通省
総価契約単価合意方式の実施について	平成 23 年 9 月	国土交通省
CM方式活用ガイドライン	平成 14 年 2 月	国土交通省



